

目 次

はじめに（第9回迅速化検証結果の公表に当たって）	1
I 本報告書の概要	
裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）	5
II 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応	
1 はじめに	23
2 令和2年の月ごとの事件の概況	25
3 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応	37
4 検証検討会での議論	50
5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて	51
III 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情	
1 民事第一審訴訟事件等の概況	55
1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況	55
1. 2 個別の事件類型の概況	73
1. 2. 1 医事関係訴訟	73
1. 2. 2 建築関係訴訟	82
1. 2. 3 知的財産権訴訟	93
1. 2. 4 労働関係訴訟	98
（参考）労働審判事件の概況等	105
1. 2. 5 行政事件訴訟	108
2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果	115
3 検証検討会での議論	120
4 今後に向けての検討	122
IV 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情	
1 刑事通常第一審事件の概況	127
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況	127
1. 2 裁判員裁判対象事件の概況	136
2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果	144
3 検証検討会での議論	149
4 今後に向けての検討	150
V 家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等	
1 家事事件の概況	153
1. 1 家事事件全体の概況	153

1. 2 個別の事件類型の概況	160
1. 2. 1 遺産分割事件	160
1. 2. 2 婚姻関係事件	165
1. 2. 3 子の監護事件	171
2 人事訴訟事件の概況等	175
2. 1 人事訴訟事件の概況	175
2. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析	187
3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果	190
4 検証検討会での議論	196
5 今後に向けての検討	198

VI 上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況	203
1. 1 民事訴訟事件の概況	203
1. 2 行政事件訴訟の概況	212
1. 3 刑事訴訟事件の概況	217
2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況	220
2. 1 民事訴訟事件の概況	220
2. 2 行政事件訴訟の概況	223
2. 3 刑事訴訟事件の概況	226

資料編

裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/hokoku_09_hokokusyo/index.html) に掲載

はじめに（第9回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて18年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から令和元年7月まで、2年ごとに8回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第9回の検証結果を公表するものである。

第9回の迅速化検証においては、後記のとおり、第6回以降の検証方針に従い、統計データ¹の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。しかし、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言が発出されて社会経済活動が抑制される未曾有の事態の中、裁判所も、業務を大幅に縮小して多くの裁判期日を取り消すという前例のない対応を余儀なくされ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が裁判に大きな影響を与えたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた実際の対応状況や、統計や裁判運営に与える影響について検証を行うこととし、東京都の感染状況が深刻であったことも踏まえて東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁（以下、併せて「東京地家裁本庁」ということがある。）を対象として調査を行った。第9回の迅速化検証では、東京地家裁本庁の令和2年の月ごとの統計データを用いて、新型コロナウイルス感染症の影響を分析するとともに、東京地家裁本庁で実施した調査結果も踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応を整理、報告している。

その上で、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ2か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和2年前半に実施することを予定していた実情調査の中止を余儀なくされた。その後、感染防止の観点からウェブ会議システムを利用しながら、それぞれ1か所のみを対象に実情調査を実施した。実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、公判前整理手続の長期化要因や、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事事件等については、調停期日における調停運営の現状とより合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題や、人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題などを取り上げているが、新型コロナウイルス感染症の影響等も併せて取り上げている。

第9回の迅速化検証の結果の詳細は、次章以降をご参照いただきたいが、令和2年4月の緊急事態宣言が発出されて社会経済活動が抑制される中で、多くの裁判所で業務を縮小し、緊急事態解除宣言後、段階的に業務を再開し、その後、感染拡大の防止と司法機関としての機能の維持の両立を図るべく、期日運営においても効果的な感染防止対策を徹底しつつ、できる限り裁判業務を継続しており、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、その中で、これまで取り組んできた課題が改めて浮き彫りになった面がある一方で、

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和3年4月15日現在のもの（なお、第8回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和2年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

令和2年4月の緊急事態宣言時の経験も生かした裁判手続の運営上の工夫や取組が行われていることも明らかになった。こうした工夫等がみられた中で、迅速かつ充実した裁判に資するものがないか考えていくことが今後の迅速化検証につながるであろう。

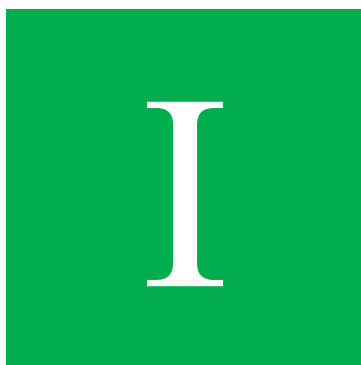
なお、第9回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計3回開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和2年7月14日に予定されていた検証検討会の中止を余儀なくされたこともあったが、その後は、ウェブ会議システムを利用しながら開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

また、第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第63回	令和元年9月24日	・第9回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
	令和2年7月14日	延期
第64回	令和3年3月2日	・新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について ・民事・刑事・家事の実情調査の結果について
第65回	令和3年5月18日	・第9回検証報告書案について



本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 （概要）

令和 3 年 7 月
最高裁判所事務総局

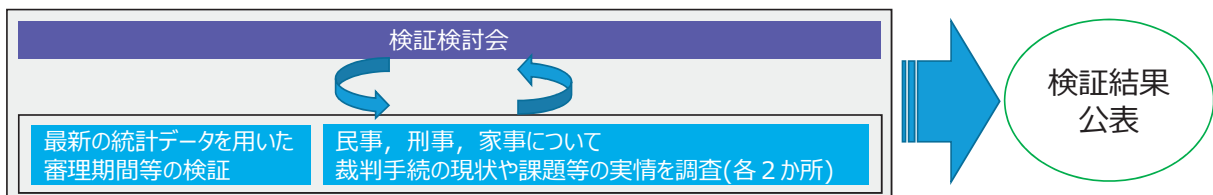
第 9 回迅速化検証について

● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

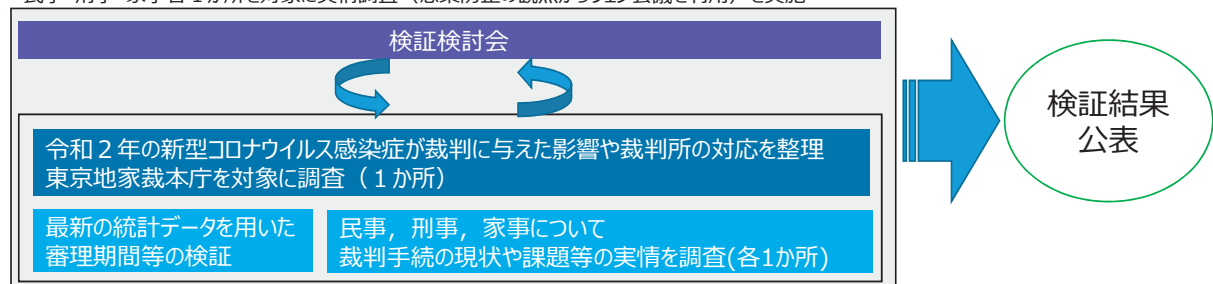
統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第 9 回の迅速化検証】

新型コロナウイルス感染症感染拡大が裁判に与えた影響や対応状況を調査、整理した上で、従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表

※東京地家裁本庁でのコロナに関する影響・対応状況の調査、
民事・刑事・家事各 1 か所を対象に実情調査（感染防止の観点からウェブ会議を利用）を実施



《参考》 検証検討会委員について

座 長 山 本 和 彦 （一橋大学大学院法学研究科教授）

委 員 出 井 直 樹 （弁護士〔第二東京弁護士会〕）

 井 堀 利 宏 （政策研究大学院大学特別教授）

 畝 本 直 美 （最高検察庁公判部長）

 奥 山 信 一 （東京工業大学環境・社会理工学院教授）

 川 出 敏 裕 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）

 小 林 篤 子 （読売新聞東京本社社会保障部長）

 平 出 喜 一 （東京地方裁判所判事）

 森 田 浩 美 （東京地方裁判所判事）

 山 田 文 （京都大学大学院法学研究科教授）

 横 井 弘 明 （弁護士〔第二東京弁護士会〕）

※ 令和3年7月1日現在（敬称略）

新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応

新型コロナウイルス感染症を巡る社会的事象と裁判所対応の全体像

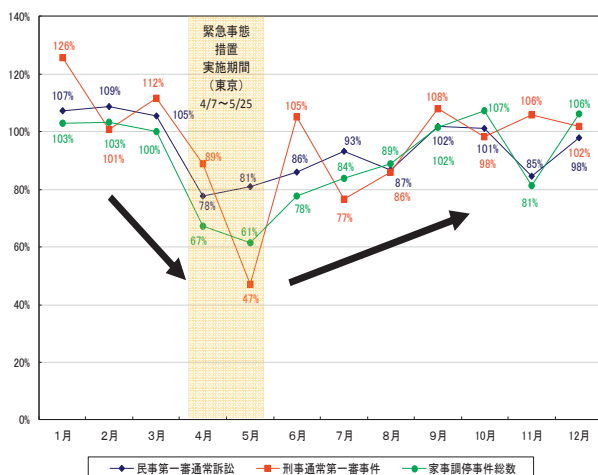
令和2年	社会的事象	裁判所対応の全体像
1月16日	国内で初の感染者を確認	● 感染拡大防止策 ・手洗い, 咳エチケットの励行 ・マスク着用の推奨 ・傍聴席における間隔を空けた着席のお願い ・「三つの密」の回避 等 ● 期日の性質や当事者の意向を踏まえた期日の取消し
2月27日	内閣総理大臣, 全国の小学校等の3月2日からの臨時休校を要請	
3月28日	政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定	
4月7日	緊急事態宣言 期間: 5月6日まで 対象地: 7都府県	● 感染が拡大していた特定警戒都道府県を中心に, 裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小
4月16日	緊急事態宣言, 全国に拡大	
5月4日	緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長	● 事態の長期化に伴い, 裁判手続の再開に向けた検討 ● 緊急事態措置の対象にならなくなった地域で, 感染防止措置を講じ, 地域の実情にも留意しながら, 段階的な業務の再開
5月14日 5月21日	緊急事態措置の対象地の縮小	
5月25日	緊急事態解除宣言	
11月9日	新型コロナウイルス感染症分科会が, 業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言	● 最高裁において, 公衆衛生学等の専門的知見に基づき, 裁判所の感染防止対策の在り方を整理・公表 (マスク着用の徹底, 傍聴席の利用制限の緩和等)
(参考) 令和3年 1月7日	緊急事態宣言 対象地: 4都府県 (その後11都府県に拡大)	● 効果的な感染防止対策を実施しつつ 電話会議やウェブ会議の活用など裁判運営上の工夫等を行い, 対象地域の裁判所でも, 裁判業務を継続

令和2年の月ごとの事件の概況（東京地裁本庁，東京家裁本庁）

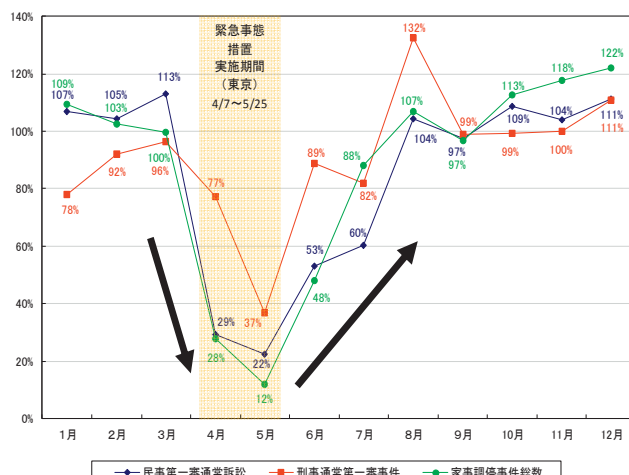
令和2年の新受事件数・既済事件数の前年同月比

- 緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月及び5月の統計）：緊急性の高い業務を除き，業務を縮小
⇒ 既済事件数：前年同月より減少（業務縮小の範囲の違いに応じて減少幅に差）
なお，新受事件数も前年同月より減少（受付業務は緊急事態措置実施期間中も継続）
- 緊急事態解除宣言後：感染防止策を講じながら段階的に業務再開
⇒ 既済事件数は令和2年6月から8月にかけて徐々に回復

各事件別新受事件の前年同月比



各事件別既済事件の前年同月比



東京地裁本庁及び東京家裁本庁における具体的な対応状況等

緊急事態宣言発出（令和2年4月7日）前

- 感染拡大防止策の実施
 - ・マスク着用の推奨，体調不良理由の不出頭を不利益に取り扱わない措置，法廷の傍聴席の利用制限，「三つの密」の回避（狭い部屋の利用の回避）等
 - ・期日の性質，当事者の意向などを踏まえた期日の取消し
裁判員裁判対象事件：令和2年3月2日からの学校の休校要請を踏まえ，3月の期日の多くを取消し

緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月7日～同年5月25日）

- 裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小
 - ・緊急性の高い業務 ⇒ 継続
文書受付業務の他，
民事：保全事件，DV事件等
刑事：被告人が勾留されている公判事件等
家事：保全事件，子の引渡しや婚姻費用・養育費請求事件のうち，特に急ぐもの等
 - ・それ以外（民事通常訴訟，裁判員裁判対象事件，家事調停事件等） ⇒ 業務縮小（期日の取消し等）

緊急事態解除宣言（令和2年5月25日）後

- 感染防止措置を講じながら段階的な業務の再開，裁判運営上の工夫
 - ・民事：電話会議，ウェブ会議の利用，使用可能な法廷等が限られることを踏まえ期日充実への検討の機運の高まり
 - ・刑事：法壇におけるアクリル板の設置，広い評議室の使用等の感染防止策を講じながら裁判員裁判を実施
 - ・家事：電話会議の活用を含む，事案等に応じたメリハリをつけた調停運営等，調停の本質・利点に立ち返って調停運営の在り方を検討

検証検討会での議論（委員等の意見）

令和2年の月ごとの事件の概況について

- 新受件数について
 - ・民事事件について

緊急事態解除宣言後も、新受事件の回復が緩やかであり、感染拡大前の状況に戻っていない点について議論

➡ 緊急事態解除宣言後も、社会の動きがまだ十分に回復しておらず、弁護士への依頼のペースも鈍っているのではないか？その背景として、行政によるセーフティーネットが機能している可能性もあり、今後は予断を許さないのではないか
 - ・刑事事件について

緊急事態宣言中は、大幅に新受事件が減少している背景について議論

➡ 感染拡大地域所在の検察庁では、緊急事態宣言中、身体拘束中の事件の処理を優先的にを行い、在宅事件については早期処理の必要性の高いものに絞って処理をしていたことが背景にある
そもそも、緊急事態宣言中は、人の外出が抑制されたので、街頭犯罪の発生自体が減った影響
- 未済件数について

既済件数は令和2年8月以降、おおむね感染拡大前の状態に戻っているが、未済件数は緊急事態宣言前の状態まで至っていない

➡ この点について、既済件数を増やすことだけに囚われるのではなく、適正かつ充実した事件処理を行うことが大切であるとの指摘あり

新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

- 令和2年4月の緊急事態宣言中に業務を縮小し、緊急性の高い事件に絞って事件処理を行った点について議論
- ➡ この点について、委員から以下のような指摘があった
- ・裁判所の業務は社会的に重要なものであり、裁判を止めることの影響は大きいことが明らかとなった
 - ・令和2年の緊急事態宣言時は新型コロナウイルス感染症の実態もよく分かっておらず、広めの対応をしたことはやむを得ない
 - ・令和2年の経験を生かして、今後は工夫をしながら乗り切っていくことが大事である

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

- 今後の事件動向等について

新型コロナウイルス感染症の収束までにはなお一定の期間を要することが見込まれる

➡

 - ・今後の統計データの分析では、新型コロナウイルス感染症の状況や影響等に引き続き注意を払う必要
 - ・また、感染拡大の影響や生活様式の変化などに伴って、裁判所に提起される事件の類型や内容が変化する可能性にも配慮することが必要
- 審理の充実に向けた取組等について

民事・刑事・家事を問わず、適正迅速かつ充実した審理のために認識共有が必要であり、認識共有のためのコミュニケーションをいかに図るかといった課題に取り組んできた

➡

 - ・外在的な制約が大きくなり、迅速・充実した審理のための認識共有というこれまでの課題がより浮き彫りに
 - ・他方、感染拡大防止を図りつつ、裁判機能を維持するため、様々な工夫や取組が進められていることも明らかに

➡ 今後、新型コロナウイルス感染症を契機とした課題や取組等の状況にも注視しながら、迅速・充実した審理に向けての課題を検証していく必要

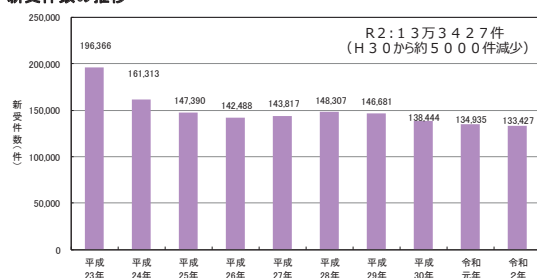
地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件全体の概況

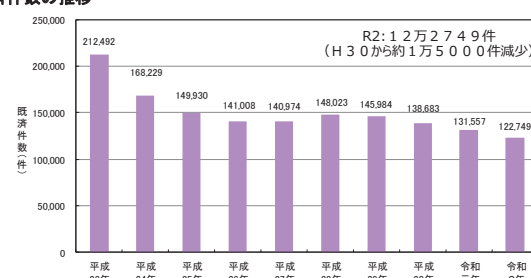
新受件数及び既済件数の推移

- 新受件数はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少
 - 既済件数もほぼ同様の推移
- (※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる)

新受件数の推移



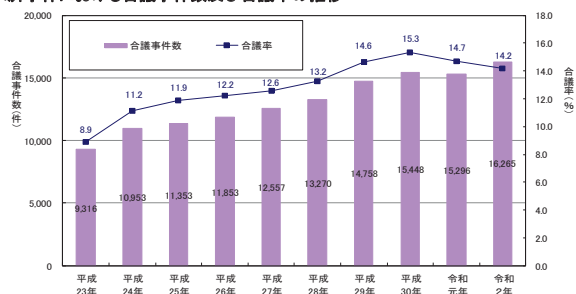
既済件数の推移



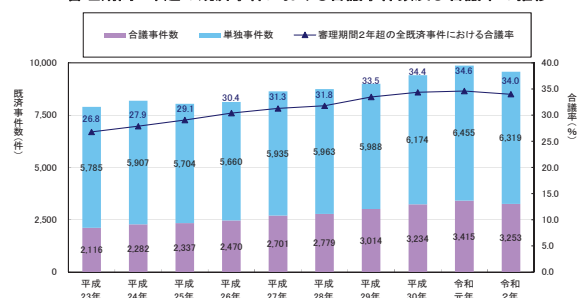
合議事件の状況

- 未済事件・審理期間2年超の既済事件の合議率は増加傾向にあったが、近年は若干減少
 - 未済事件における合議事件数は増加傾向、審理期間2年超の既済事件における合議事件数は増加傾向にあったが、令和2年には若干減少
- (※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる)

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間2年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



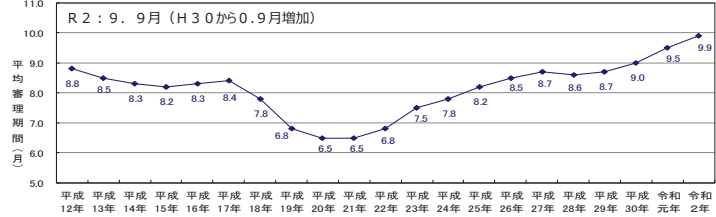
民事第一審訴訟事件全体の概況

平均審理期間の推移

- 平均審理期間は近年再び長期化傾向にある
- ・平均審理期間は、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、その後はほぼ横ばいに推移したが、近年は再び長期化

（※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる）

平均審理期間の推移



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

- 争点整理期間が長期化傾向にある

・手続段階別に平均期間を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始まで（争点整理期間）の平均期間が長期化
R2：15.3月（H30から1.2月増加）

・訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間も近年長期化の傾向
R2：3.1月（H30から0.3月増加）

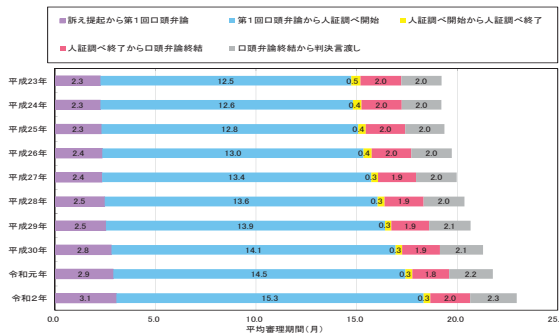
- 係属期間2年超の未済事件は増加傾向にある

・係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、おおむね増加傾向
R2：1万2267件（H30から約3000件増加）

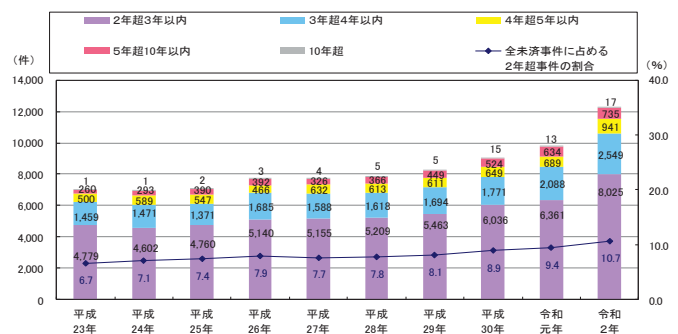
R2：10.7%（H30から1.8%増加）

（※ただし、令和2年のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる）

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

（小規模の地方裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

争点整理手続の充実

期日間の準備の実情

- 在るべき姿
 - ・準備事項を踏まえた提出期限の設定
 - ⇒ 代理人は必要な準備（依頼者本人との面談、作成した準備書面の確認等）を行い、期限内に準備書面を提出
 - ⇒ 相手方及び裁判所は提出された準備書面を踏まえて事前準備を十分に行った上で期日に臨む
- 実情
 - ⇒ 代理人は、予定どおりに準備を行うことができず、期限どおりに提出できないことが少なくない
 - ・裁判所は、形式的に内容の薄い書面が提出されても意味がないとして、一通りの督促しか行っていない
 - ⇒ 相手方や裁判所は事前準備をできず、実質的な争点整理ができない

期日における争点整理の実情 ※特に単独事件

- 一定の取組は行われているものの、裁判所・当事者間の認識共有は不十分
 - ・争いのある事実・ない事実の切り分け、証拠の重みを確認する議論が不十分
 - ・対立が激しい事案については、裁判所は着目点を何となく分かる程度に言及するに止めることもある
 - ・裁判官は質問の理由を必ずしも十分に説明せず、代理人からも理由を尋ねていない
 - ・ノンコミットメントルール下での議論が行われていない
 - ・代理人としては、裁判官の質問に答えられないことが多い
- 実質的な争点の確認・記録化は不十分

裁判所：争点の確認は口頭で十分できており、記録化は不要（尋問事項と陳述書の内容を争点に沿わせている）

代理人：争点の確認・記録化は不十分

 - ・裁判官は、調書に争点を記載することはほとんどなく、仮に記載するとしても有益な記載はない（例：交通事故で争点は「事故態様」とのみ記載）
 - ・裁判官がどこに着目しているか分からないまま尋問となり、判決を読んでようやく着目点がかかるということもある
 - ・裁判所からの争点整理案の提示と代理人による修正を通じて裁判所の認識を把握した経験がある弁護士もいるが、そのような経験がない弁護士も多い

争点整理を充実させるための庁・会としての取組

- ・裁判所：内部での意見交換、弁護士の有志との意見交換などの一定の取組
- ・弁護士会：裁判所との意見交換に出席していない弁護士にその結果が還元されていないなど、組織的な取組がなく、弁護士の側に浸透していない ⇒ 取組の効果が十分に発揮されていない

民事実情調査の結果

(小規模の地方裁判所本庁 1 庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情)

合議体による審理の現状と課題

合議体による審理の実情

- 合議に付されるべき事件は適切に合議に付されている
 - ・ 合議基準の設定
 - ・ 新件を部内で検討する際に、①明らかに合議相当、②明らかに単独相当、③判断に迷うとの分類を行って検討
- 合議に付したことにより審理が停滞することはない
 - ・ 合議に付したことによって、かえって事件の審理が停滞する問題は生じていない
 - ・ 合議に付して裁判長が争点整理をしたところ、事件の審理が進んだ
- 充実した争点整理の実施
 - ・ 審理の早い段階から、争いのある事実・ない事実を切り分ける
 - ・ 争点整理の終盤には、主張整理表を作成して調書に添付

合議の充実・活用を図るための庁としての取組の実情

- ・ 裁判所において、裁判体の構成員の間で充実した合議を行うことができるかについて、各種の取組を検討
- ・ 裁判所・弁護士会の有志との間で意見交換会を実施
- ・ 他方で、弁護士会内部では、特に合議事件についての意見交換は行われていない

新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 令和 2 年 4 月・5 月には、一定の類型の事件を除き、民事裁判の全ての期日を取り消したが、同年 6 月末以降はほぼ通常どおりの業務態勢に戻った
- ・ 業務再開の際は、早く進行させるのが望ましい事案から再開
- ・ 再開後、期日を開かずに審理を進める又は民事調停法 17 条に基づく決定を活用して終局させる工夫
- ・ ウェブ会議の方法による協議は、当事者の表情を含めてコミュニケーションができるので、電話会議より使いやすい

検証検討会での議論（委員等の意見）

争点整理手続の充実について

期日間、期日前準備の実情

- 期限までに準備書面が提出されないと、期日が空転し、審理予定が遅延する
 - ⇒ 利用者である当事者に迷惑がかかるという意識を法曹全体が強く持つ必要
 - 代理人：必要な準備期間を的確に把握し、期限を守る意識を涵養することが必要
 - 裁判所：督促の徹底、期限に遅れた理由を説明させる、場合によっては準備書面を陳述させないなど厳正な訴訟指揮も必要

期日における争点整理の実情

- 裁判所：判断枠組みが当然に共有されていると考えたり、踏み込んだ説明や心証開示は先入観があると受け取られることを懸念
 - ・ 期日において質問理由の説明が不十分となり、着目点も何となく分かる程度にとどめている
 - ⇒ 前提となる判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上で質問理由を丁寧に説明することが必要
 - ⇒ いずれかの当事者の味方をしていくわけではないことが伝わる議論が必要

争点整理を充実させるための組織的取組

- 弁護士会：実情調査対象となった小規模な単位会においても、一部の関心の高い弁護士以外には浸透していない
 - ⇒ 取組の効果を十分に発揮するためには、弁護士の側と認識が共有されることが必要であり、具体的な改善策の検討が必要

合議体による審理の現状と課題について

- 合議体による審理充実への積極的な取組により一定の成果が上がっている
 - ・ 合議体による審理により、裁判官の知見が集約でき、事件の見通しがつきやすく、多角的な観点からの意見により適切な結論を出せる
 - ・ 合議体による審理のメリットを利用者、弁護士に分かりやすく伝えることが必要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

- 感染症拡大の影響により、期日が非常に貴重となり、次回までに何を準備し、期日に何をするのかを意識するようになった
- 参考となる取組・工夫の紹介
 - ⇒ 書面による準備手続の活用、ウェブ会議、裁定和解、調停に代わる決定など

今後に向けた検討

争点整理手続の充実について

- 充実した争点整理のためには、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心掛けることが必要
裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠
- 期日間準備の実情について
 - ・ 利用者である当事者のため、法曹関係者全員が期限は守られるべきということを強く意識することが前提
 - ⇒ 準備書面が期限どおりに提出されるようにするために、以下の点のほか、どのような方策が有効であるかを具体的に検討することが必要
 - ・ 代理人：準備書面作成のために必要な期間を的確に把握
 - ・ 裁判所：代理人に必要な期間を踏まえた提出期限、次回期日を定める
 - ⇒ 期限が守られていない場合の訴訟指揮の在り方について、以下の指摘を踏まえて、具体的な検討が必要
 - ・ 裁判所：準備書面を陳述させないことを含め、毅然とした態度を示すことが必要
- 期日における争点整理の実情について
 - ⇒ 裁判所と代理人との間での意思疎通を改善するために、あるべき争点整理の姿を踏まえ、以下の点を踏まえた具体的な工夫例等を検討
 - ・ 裁判所：前提となる判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上、発言の意図を丁寧に説明する
 - ・ 代理人：裁判所の発言の意図を確認する
- 争点整理を充実させるための組織的取組
 - ⇒ 裁判所における取組を継続するほか、取組が弁護士会全体に浸透するような具体的な改善策の検討が必要

合議体による審理の現状と課題について

- 合議体による審理を充実させる方策の積極的な取組に一定の効果
 - ⇒ 引き続いての取組が必要
 - ・ 審理の見通しが見つからないまま長期化する見込みの事件を早期に合議に付すため、部の実情に応じた付合議基準設定や棚卸し等の工夫が必要
 - ・ 合議体において適切に合議を行うための方策について、部を超えた情報交換を進め、各部・各庁の実情に沿った在り方の検討が必要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

- 審理運営の在り方に変化が生じており、こうした変化はIT化を見据えた審理運営の改善にもつながっていくもの
 - ⇒ 裁判官のみならず代理人においても、有用な運用を着実に定着させるため、意識をもって取り組む必要
 - ⇒ 法曹関係者は協力して、既存の審理運営の在り方にとらわれず、審理運営改善の方策を真剣に考え、取り組んでいくべき

地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況及び実情

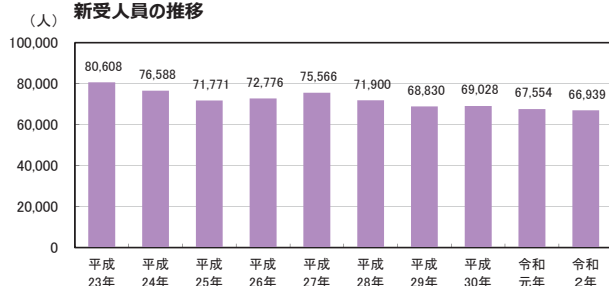
刑事通常第一審事件全体の概況

通常第一審事件全体

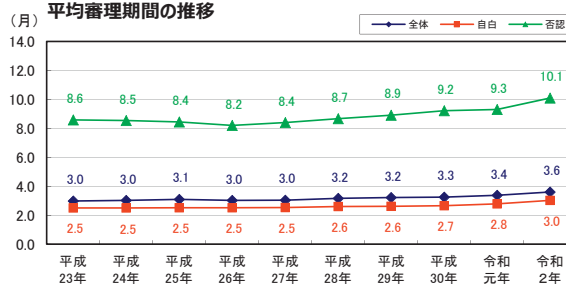
●新受人員 6万6939人（H30から約2000人減少）

●平均審理期間 3.3月（H30）→ 3.6月

新受人員の推移



平均審理期間の推移

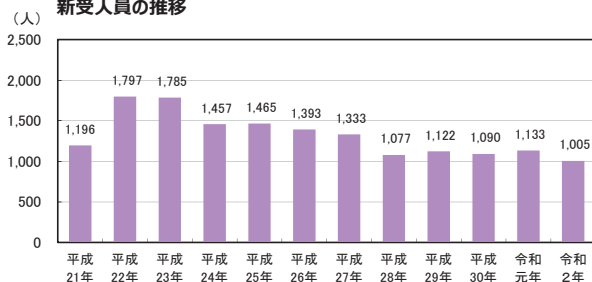


裁判員裁判対象事件

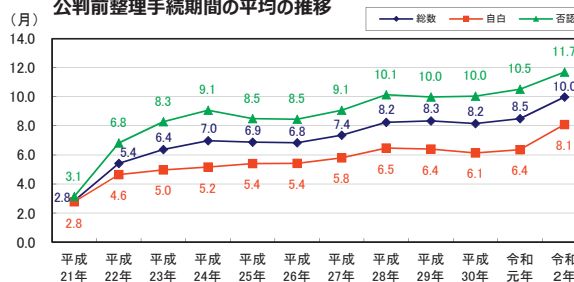
●新受人員 1,005人（H30から585人減少）

●公判前整理手続期間 8.2月（H30）→ 10.0月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



刑事実情調査の結果（中規模の地方裁判所本庁 1 庁とこれに対応する検察庁及び単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化	当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮
①電子メールや防犯カメラ等の客観的証拠の増加 ⇒検察官による証拠開示や弁護人の検討の長期化 ②科学的・専門的知見が問題となる事件 ⇒協力医からの意見の入手や鑑定の採否を巡る検察官・弁護人の意見対立による長期化（責任能力が争点となる事件は、③のとおり長期化しがちであるものの、以前と比べるとブレイクが確立しつつある） ③否認事件や捜査段階で黙秘する事件 ⇒長期化への影響は具体的な争点の所在により差がある（犯人性や責任能力が争点となる場合に長期化しがち）	＜証拠開示＞ ・自白事件ではおおむね円滑に実施 ・否認事件では、必要な証拠の開示を受けるまでの類型証拠開示請求等の繰返しや開示証拠と証拠一覧表との対応関係の確認により長期化する場合あり ＜争点整理等＞ ・自白事件では当事者の書面の内容や提出時期に大きな問題なし ・否認事件では、主張内容が概括的・抽象的であるときに長期化する場合あり（ただし、公判前整理手続の目的を意識した上での口頭議論の活用により対応可能な場合あり）

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等

個々の事件において採られている方策	個々の事件の処理を超えて採られている方策
・起訴後早期の打合せ ・公判期日の仮予約 ・公判前整理手続期日における口頭議論を通じた、事件のポイントや必要となる証拠についての共通認識の形成 ・統合証拠の作成方針についての弁護士と検察官との調整	・法曹三者が意見交換を行う研究会を開催（検察庁内、単位弁護士会内で結果を共有） ・個々の裁判員裁判終了後に当該事件を担当した法曹三者で振り返りを実施 ・裁判所において、高裁管内の他の裁判所との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基に議論 ・単位弁護士会内での研修の充実

新型コロナウイルス感染症の影響

公判前整理手続の長期化への影響	裁判所の対応についての情報共有
・令和 2 年 3 月以降、緊急事態解除宣言まで裁判員裁判の裁判員選任手続期日や公判期日は実施できず ・緊急事態措置の実施期間中も、電話会議により、事件の進行に関する必要な打合せを実施	・裁判所の方針（裁判員非対象事件で迅速に審理を行う必要がある事件については緊急事態措置の実施期間中も期日を実施）を検察庁・単位弁護士会に対し伝達

検証検討会での議論（委員等の意見）

公判前整理手続の長期化要因等

- 事件内容の変化
⇒ 長期化に影響しているが、法曹三者の取組により直ちに対処することは容易ではない
- 当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮
⇒ 否認事件の証拠開示等に課題はあるものの、法曹三者が公判前整理手続の基本的な在り方について一定の共通認識を持ちながら手続に臨んでいることが手続の迅速化に影響
※背景として、裁判員制度の導入を契機とする法曹三者間の議論の活性化、司法研修所の修習指導内容の変化

充実・迅速化に向けた方策等

- 起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約を含め、訴訟関係者が公判前整理手続の早期の段階から適正かつ迅速に手続を進めていくとの意識を持って工夫を重ねることが重要

今後に向けた検討

長期化要因への対応

- 事件内容の変化に対し、法曹三者の取組により直ちに対処することは容易ではなく、引き続き、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の改善により対処することが相当

公判前整理手続の在り方に関する共通認識の形成

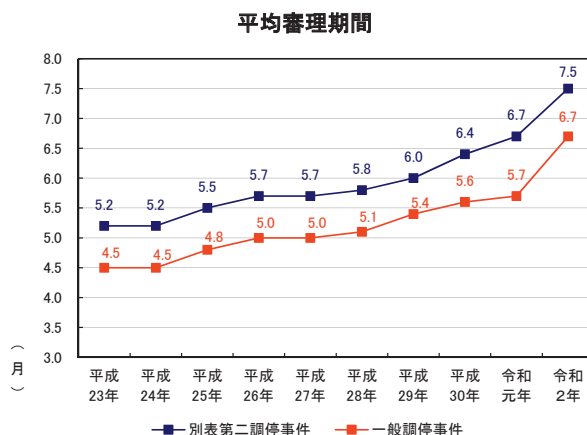
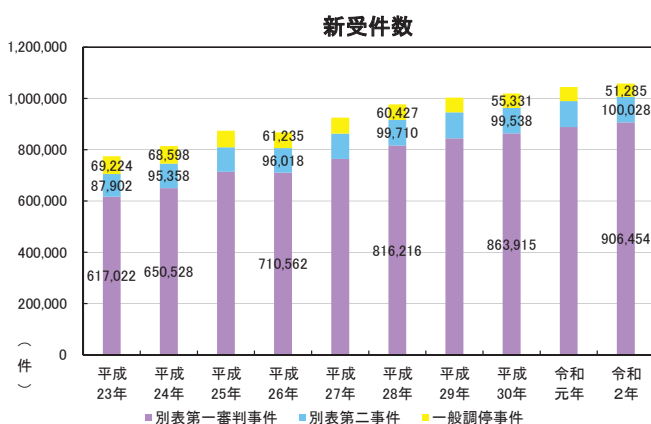
- 法曹三者の間で、公判前整理手続の在り方（争点整理に必要な主張書面の内容、ある類型の事件において重要なポイントや必要な証拠など）について共通認識を形成していくことが重要
- 迅速化の意義を認識した上で、個々の裁判員裁判終了時の振り返りや法曹三者による研究会等の場で、公判前整理手続の在り方について、事件類型を意識しつつ具体的に議論し、その結果を各庁・会内で広く共有することが必要

家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

家事事件の概況

- 新受件数
 - ・ 別表第一審判事件（成年後見関係等）：90万6454件
 - ・ 別表第二事件（遺産分割，子の監護等）：10万0028件
 - ・ 一般調停事件（離婚等）：5万1285件
 - 既済件数
 - ・ 別表第一審判事件（成年後見関係等）：90万2467件
 - ・ 別表第二事件（遺産分割，子の監護等）：9万3758件
 - ・ 一般調停事件（離婚等）：4万9267件
 - 平均審理期間
 - ・ 別表第二調停事件：6.4月（H30）→7.5月
 - ・ 一般調停事件：5.6月（H30）→6.7月
- （考えられる長期化要因）
- ① 取下げの割合が減少傾向，（取下げよりも相対的に平均審理期間が長期化傾向にある）調停成立の割合が依然高水準
 - ② （夫婦関係調整調停事件と並行審理されることが多い）婚姻費用分担事件の増加傾向
 - ③ 令和2年については，新型コロナウイルス感染症の影響も

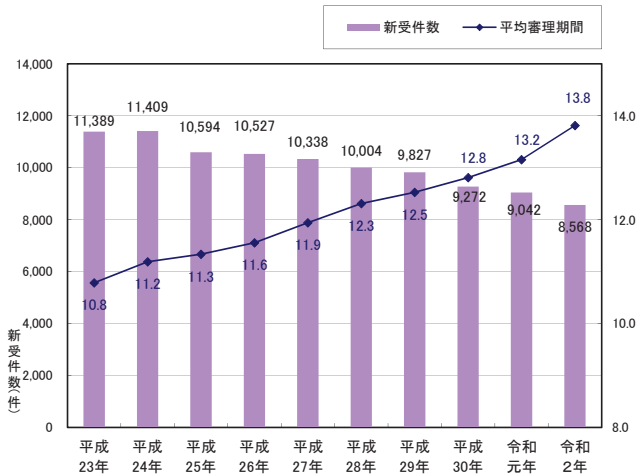


家事事件及び人事訴訟事件の概況

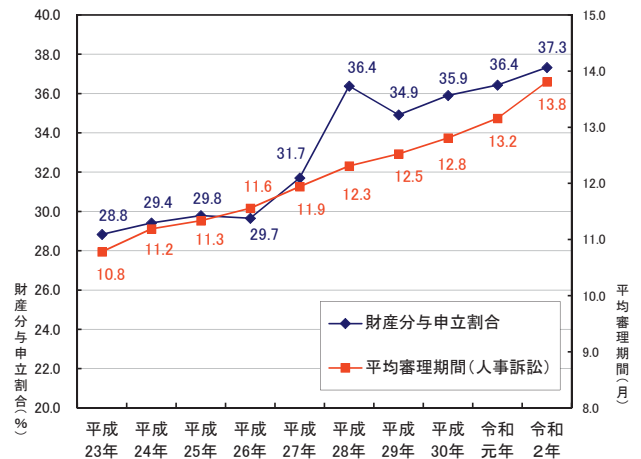
人事訴訟事件の概況

- 新受件数：8568件 ● 既済件数：8157件
- 平均審理期間：12.8月（H30）→13.8月
⇒（考えられる長期化要因）
 - ①財産分与の申立てのある事件の割合が増加傾向⇒資料収集をめぐって審理が難航しがち
 - ②離婚原因について、周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される傾向

新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家事実情調査の結果

（中規模の家庭裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情）

新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

新型コロナウイルス感染症の影響に対する裁判所の対応等

- 調停室・待合室の三密回避 ● 電話会議の活用 ● 期日時間の短縮 ● 期日を午前1枠、午後1枠から午前1枠、午後2枠に
- 期日指定の際の2期日指定

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題

調停委員による当事者に対する説明、事情聴取、働き掛け等

短時間で効率的かつ充実した調停運営を行うための取組

- 進行イメージの調停委員会内及び当事者との認識共有
- 第1回期日前・期日間準備の充実 ● 評議の充実

当事者に子の利益を意識させるための働き掛けに関する取組

- 関係職種間の連携の重要性 ● 親ガイダンスの有効性

手続代理人の果たす役割の重要性

- 手続代理人による子の利益を最優先にした働き掛けの必要性

調停期日の進行

進行イメージ等の調停委員会内及び当事者との認識共有

- フローチャートの活用 ● 事前評議・書面評議の活用
- ホワイトボードの活用 ● 期日終了時の振り返りの活用

複数の争点がある場合の進行

- 事件類型や当事者のニーズを踏まえた進行
- 婚姻費用分担・養育費が争点となっている場合
⇒ 子の生活の基盤として、新型コロナウイルス感染症の影響により一層早期解決ニーズが高い
⇒ ニーズを踏まえたより効率的・迅速な進行

感染拡大を契機とした調停運営の在り方に関する意識の変化

調停委員

- 自主的紛争解決のための基本的プロセス（傾聴＋共感）
⇒ 家事事件手続法以降、基本的プロセスを大事にしつつ、法的枠組み内での自主的解決を念頭に置いた聴取・調整を意識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、どうすれば短時間で効率的な調停運営を行えるかの意識向上

裁判官

- 調停の本質に立ち返って調停の在り方について議論
- 国民のニーズ（司法的機能の発揮、スピード感ある法的解決）
⇒ 当事者の話に耳を傾けるだけが「傾聴」ではない
⇒ 事案に応じた調停運営の合理化のための工夫が必要
- 家庭内の紛争の適切な解決のために一定の時間を要する事件もあり（子を巡る問題など）

事案に応じたメリハリのある調停運営が必要

弁護士

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした裁判所側の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感
- 当事者：調停の過程において十分に言い分を聴いてもらったとの「実感」が重要
⇒ 単に時間をかけて話を聞くというだけではなく、「傾聴」のスキル（うなずき、要約等）が必要

家事情実調査の結果

(中規模の家庭裁判所本庁1庁とこれに対応する単位弁護士会を対象とした調査で現れた当地の実情)

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題

人事訴訟事件の審理の現状

- 財産分与の申立ての有無により、要する期日回数が異なっている
- 補正内容が深刻である場合、送達できない場合、移送の場合⇒第1回口頭弁論まで時間を要している

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例

財産分与申立てにおける開示要求に対する対応

- 裁判官
 - 当事者に対し、一度目の調査嘱託の申立てについては広く採用するが二度目は関連性を厳しく審査すると説明
 - 訴訟代理人が相手方と対立する場合、任意開示が困難⇒長期化しやすい傾向
- 弁護士
 - 調停段階から開示できる資料は積極的に開示
 - 相手方の調査嘱託の申立てについて、迅速な進行のためできる限り同意

人事訴訟を念頭に置いた離婚調停

- 人事訴訟担当裁判官と調停担当裁判官との間で定期的な意見交換を実施し、財産分与の争点について議論⇒一定の効果の実感あり

争点整理の在り方

- 裁判官
 - 裁判所が必要と考える争点についてののみ求釈明
 - 弁護士
 - 裁判所にとっては周辺事情でも、代理人としては主張せざるを得ない場合あり⇒・事案によって陳述書に記載するなどの工夫・主張の関連性・必要性についての裁判官の考えを示してもらえると有益
 - 争点整理の議論⇒・裁判所主導で行ってほしいという意見
- ↑
・代理人から議論を持ちかけることは有益であり、困難ではないという意見
↓
人事訴訟の特徴を踏まえた、争点整理の在り方の更なる議論が必要

検証検討会での議論（委員等の意見）

新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

- 民事事件以上に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中での対応を求められる場面が多い
 - ・同感染症による紛争の発生・拡大・生活に直結し、処理を遅らせるわけにいかない問題（養育費・婚姻費用等）
- 期日の所要時間に目標を設定し、硬直的な運用は避けつつも実践
 - ⇒調停委員等の関係者において、限られた期日の時間の中で何をすべきかという意識が醸成・向上

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

事案等に応じたメリハリのある調停運営の必要性

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、調停の本質・利点に立ち返り、調停運営の在り方自体を見直そうという家裁の取組について好意的評価
- 事案に応じたメリハリのある調停運営の重要性
 - ⇒個々の事件の内容を具体的にしながらメリハリのつけ方を見極めていくことが必要
 - ⇒裁判所内部のみならず、弁護士（手続代理人）も含めて、議論の深化を期待

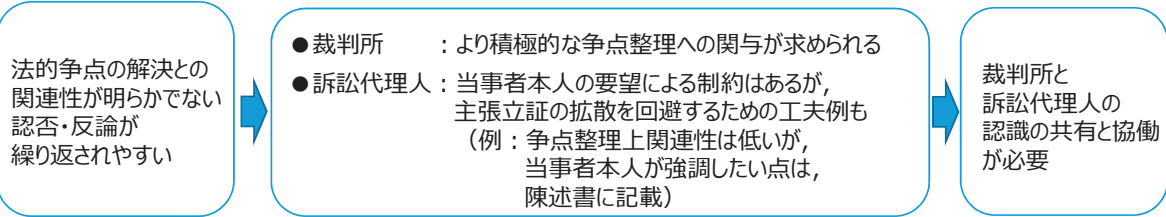
期日の充実化の必要性和課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により期日の所要時間に制約
 - ⇒1回1回の期日の充実化がより一層重要
- 新型コロナウイルス感染症の影響により双方同席説明が困難？
 - ⇒調停委員会と当事者との間における争点等の認識共有の手段を考える必要
- 当事者による自主的紛争解決という観点からも、調停委員が法的見解を伝える際の十分な理由の説明が重要
- 事情聴取：
 - ⇒建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような質問・発言をすることも重要
 - ⇒単に「聴く」という傾聴の技法の一側面のみを強調するだけでは、調停委員の役割を小さくしてしまう懸念

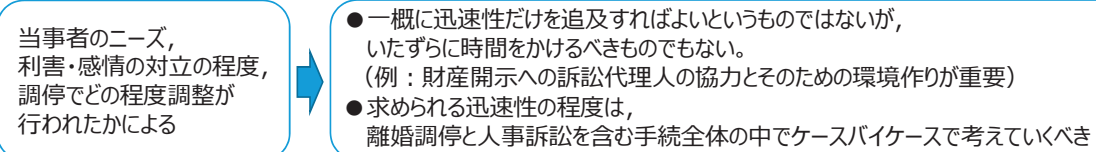
検証検討会での議論（委員等の意見）

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方



人事訴訟に求められる迅速性の程度



今後に向けた検討

調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間の認識共有に関する取組

- 調停委員会内部及び当事者との間の、法的争点の内容に関する認識共有の更なる充実化が必要
- 課題、次回期日以降の協議事項、当事者が検討・準備すべき事項等について、的確な認識共有が必要

当事者に子の利益を最優先に意識させるための働き掛けに関する取組

- 手続代理人・関係職種が連携して、当事者に対し、子の利益を最優先に考えるよう働きかけることが重要

合理的かつ充実したメリハリのある調停運営に関する取組

- 調停の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する調停運営の在り方を模索する取組
- 事件の性質・内容、手続の進行段階、当事者の個性や意向・ニーズ、手続代理人の有無等に応じて、メリハリのある調停運営を行う必要
- 調停委員を含めた裁判所の関係職種間、更には弁護士（手続代理人）も含めて、メリハリのある調停運営を実現するための方策について、議論の深化と検討・実践・検証の積み重ねが必要

人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

- 調停及び人事訴訟を併せた手続全体として、当事者の自主的紛争解決に向けた必要十分な働き掛けを行い、迅速かつ適切な紛争解決の実現を目指すことが必要
- 各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種においては、離婚事件の特徴（未成年子の利益への重大な影響等）を十分に認識した上で、紛争解決の実現に向けて協働する必要



新型コロナウイルス感染症の影響と 裁判所の対応

1 はじめに

令和元年末頃、海外で新型コロナウイルス感染症が報告され、令和2年1月には、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された。その後、国内における感染者が増加し、令和2年4月7日には、人の移動を最小化する等の感染防止の観点から、政府により緊急事態宣言が発出され、社会経済活動は大きく抑制された。同年5月25日までに緊急事態宣言は全国で解除され、社会経済活動も徐々に再開されたものの、その後も感染が収束するには至らず、新しい生活様式の下、社会経済活動と感染拡大防止の両立が図られてきた。裁判所も、国の機関として、人の移動をできる限り回避して感染拡大を防止するとともに司法機関としての機能を維持する観点から、緊急事態宣言下において、地域の実情にも留意しながら、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、多くの期日を取り消す等の対応をとり、緊急事態解除宣言後も、感染拡大防止の対策を講じながら、段階的に業務を再開してきた。

【令和2年における新型コロナウイルス感染症を巡る社会的事象と裁判所の対応】

	社会的事象	裁判所の対応
1月16日	国内で初の新型コロナウイルス感染症感染者を確認	・手洗い、咳エチケットの励行、マスク着用の推奨、傍聴席における間隔を空けた着席のお願い、「三つの密」の回避などの感染拡大防止策の実施 ・期日の性質や当事者の意向を踏まえた期日の取消し（東京地裁では、学校の臨時休校要請も踏まえ、3月実施予定の裁判員裁判期日の多くを取消し）
1月30日	世界保健機関（WHO）の緊急委員会が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言	
2月1日	新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定	
2月25日	政府が、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定	
2月27日	内閣総理大臣が、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日からの臨時休校を要請	
3月28日	政府が、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を決定	・感染が拡大していた特定警戒都道府県を中心に、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小
4月7日	緊急事態宣言発出 実施期間：5月6日まで 対象地：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県	
4月16日	緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大	
5月4日	緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長	・事態の長期化に伴い、裁判手続の再開に向けた検討 ・緊急事態措置の対象にならなくなった地域で、感染防止策を講じ、地域の実情にも留意しながら、段階的な業務の再開
5月14日	緊急事態措置の実施区域の変更 対象地：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県	
5月21日	緊急事態措置の実施区域の変更 対象地：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	
5月25日	緊急事態解除宣言	
11月9日	新型コロナウイルス感染症対策分科会が、これまでの経験や新たな知見等に基づき業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言	・最高裁において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判所の感染防止対策の在り方を整理・公表（マスク着用の徹底、傍聴席の利用制限の緩和等）
（参考） 令和3年 1月7日	緊急事態宣言発出 対象地：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（1月13日に、栃木県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県を追加。3月21日までに全ての対象地で緊急事態解除宣言。）	・効果的な感染防止対策を実施しつつ、電話会議やウェブ会議の活用など裁判運営上の工夫等を行い、緊急事態宣言の対象地域に所在する裁判所においても、裁判業務を継続。

このように、令和2年における新型コロナウイルス感染症の感染拡大は裁判に大きな影響を与えた。業務の縮小とその後の段階的な業務の再開という事態は、令和2年の統計データに大きな影響を与え、令和3年以降の統計データにもその影響が及ぶと思われる。また、感染拡大防止と司法機関としての機能の維持の両立を図る観点から、裁判運営上の工夫も凝らされているところであり、裁判運営の改善の契機ともなり得る。新型コロナウイルス感染症の感染拡大があった令和2年の統計と裁判所の対応状況を調査し、整理しておくことは、今回の報告書における最新の統計データに基づく審理期間等の状況の検証やこれまでの検証結果のフォローアップを行う前提として必要であると思われる上、新型コロナウイルス感染症が令和2年中には収束せず、今後の感染状況やその影響について見通せないことを踏まえると、今後の検証に向けても有益であろう。

そこで、本章では、全国の中でも東京都の感染状況が深刻であったことを踏まえ、東京地方裁判所本庁（以下「東京地裁本庁」ということがある。）及び東京家庭裁判所本庁（以下「東京家裁本庁」ということがある。）の令和2年の月ごとの統計を示した上で、新型コロナウイルス感染症が統計に与えた影響を分析するとともに（後記「2 令和2年の月ごとの事件の概況」）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応について、東京地裁本庁及び東京家裁本庁で実施した調査の結果も交えながら、報告する（後記「3 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応」）。

2 令和2年の月ごとの事件の概況

1 はじめに

令和2年4月7日からの緊急事態措置の実施期間中には多くの裁判所で業務を縮小し、同年5月の緊急事態解除宣言後は、段階的に業務を再開したところ、一連の裁判所の対応は事件処理状況に影響を与えたものと思われる。そこで、本報告書では、これまで行ってきた統計データの分析に加え、全国の中でも新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった東京地裁本庁及び東京家裁本庁の月ごとの統計データを用いて、新型コロナウイルス感染症が統計に与えた影響を分析することとする。

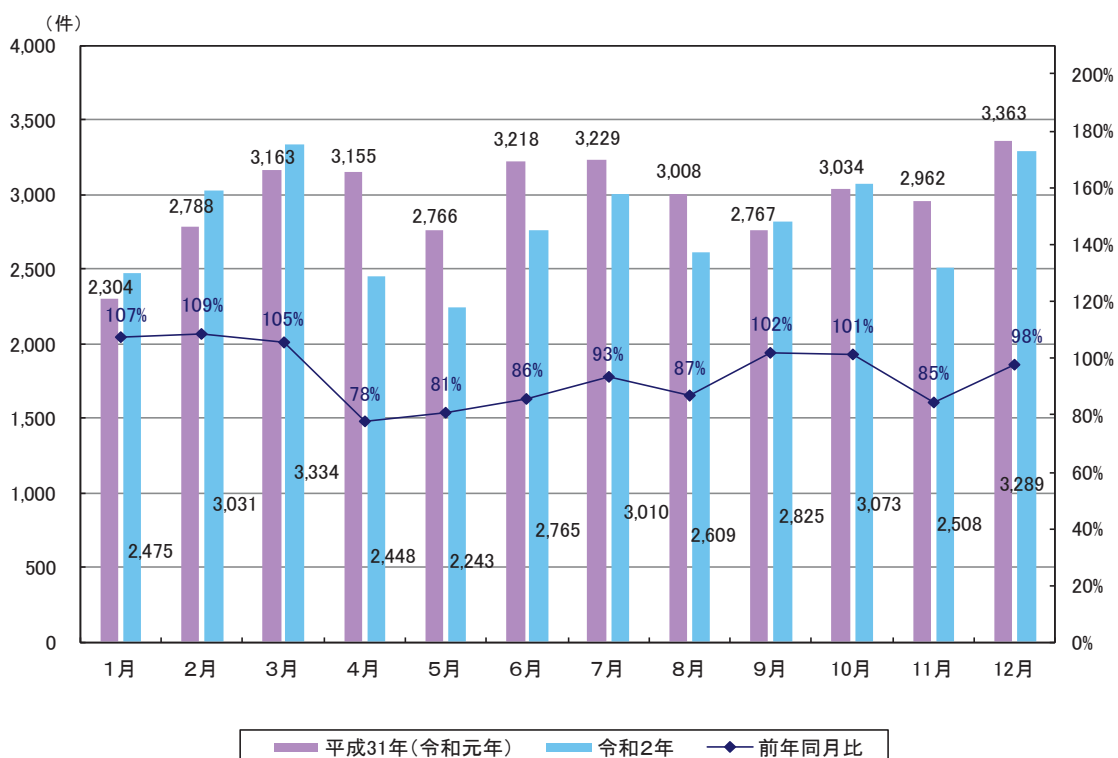
2 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁における令和2年の月ごとの事件の概況

(1) 民事事件

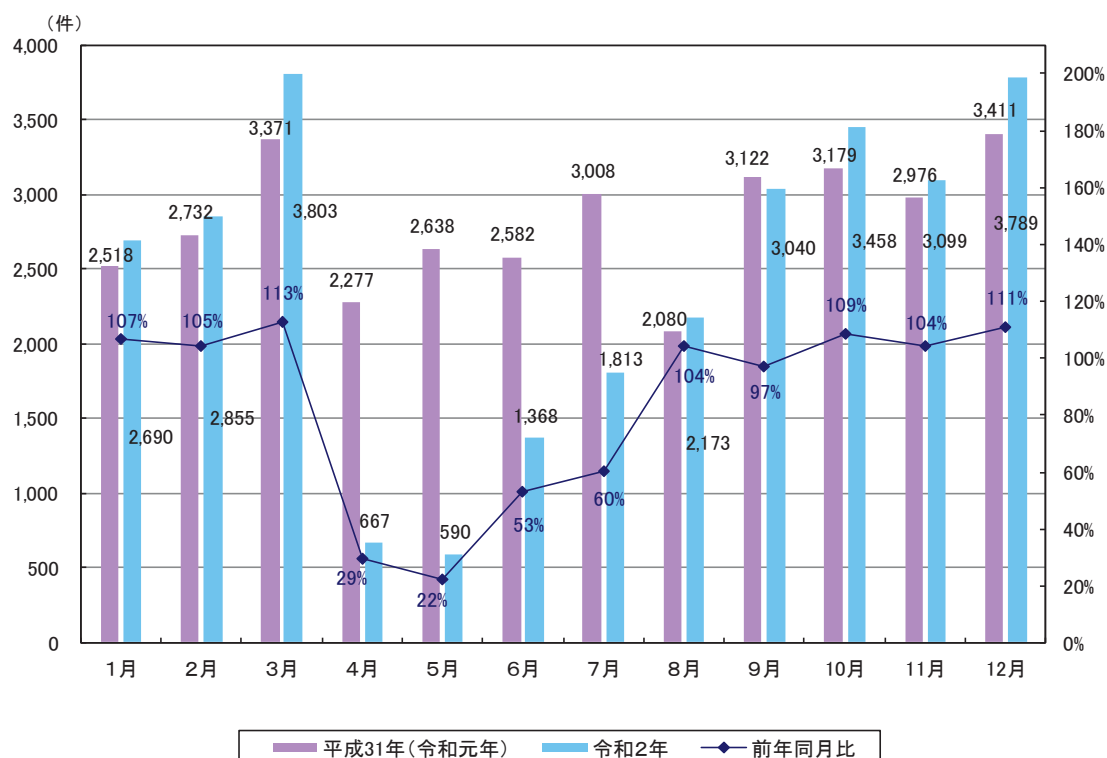
○ 民事第一審通常訴訟事件

東京地裁本庁における民事第一審通常訴訟事件の令和2年の新受件数と前年同月比については【図1－1】、既済件数と前年同月比については【図1－2】、未済件数と前年同月比については【図1－3】のとおりである。

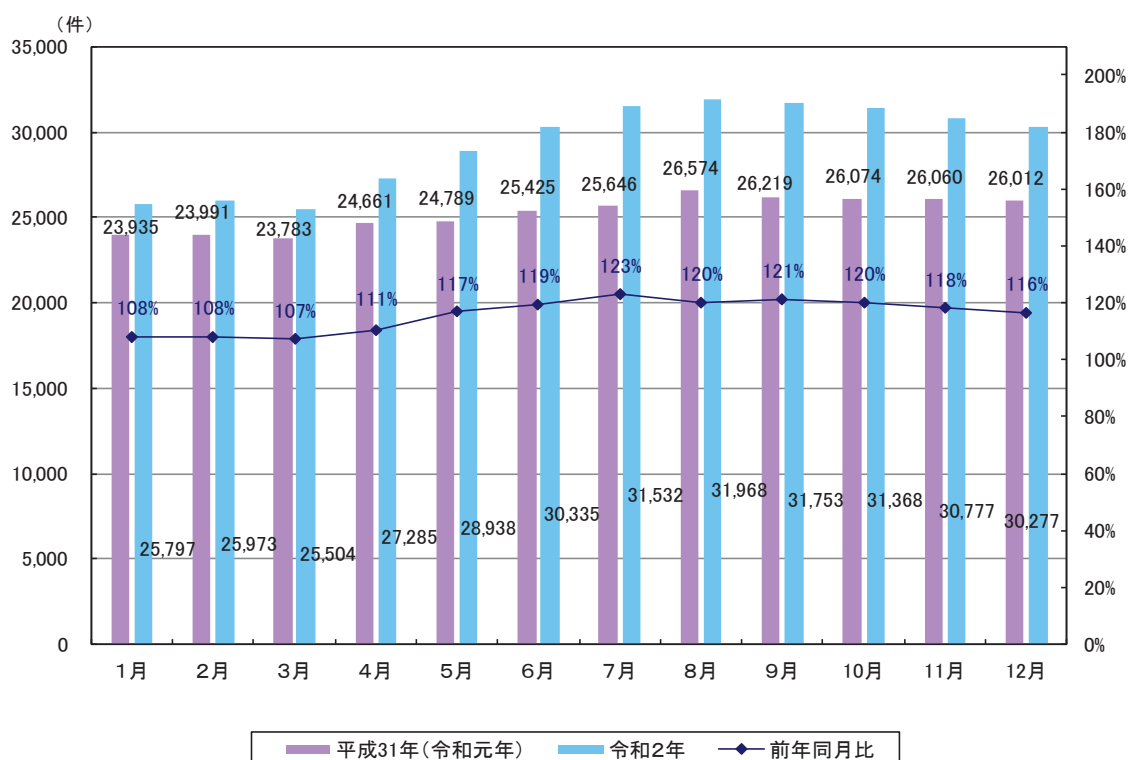
【図1－1】新受件数及び前年同月比(第一審通常訴訟)(東京地裁本庁)



【図1－2】既済件数及び前年同月比（第一審通常訴訟）（東京地裁本庁）



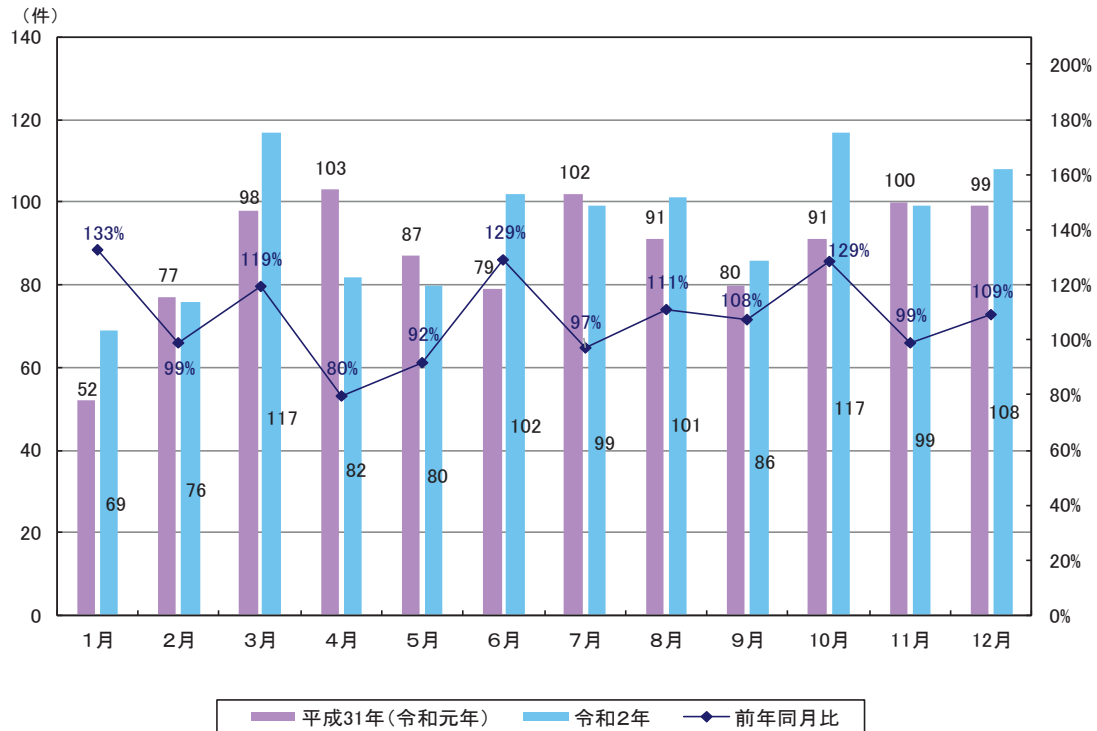
【図1－3】未済件数及び前年同月比（第一審通常訴訟）（東京地裁本庁）



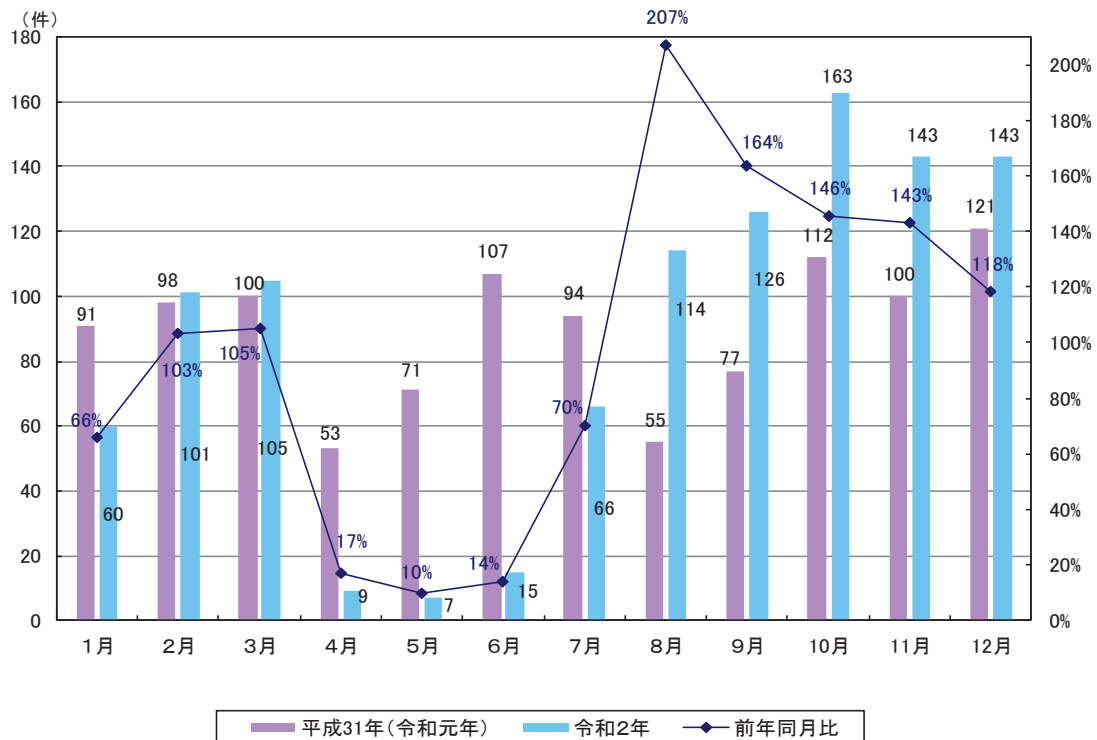
○ 労働審判事件

東京地裁本庁における労働審判事件の令和2年の新受件数と前年同月比については【図2-1】、既済件数と前年同月比については【図2-2】のとおりである。

【図2-1】新受件数及び前年同月比(労働審判事件)(東京地裁本庁)



【図2-2】既済件数及び前年同月比(労働審判事件)(東京地裁本庁)

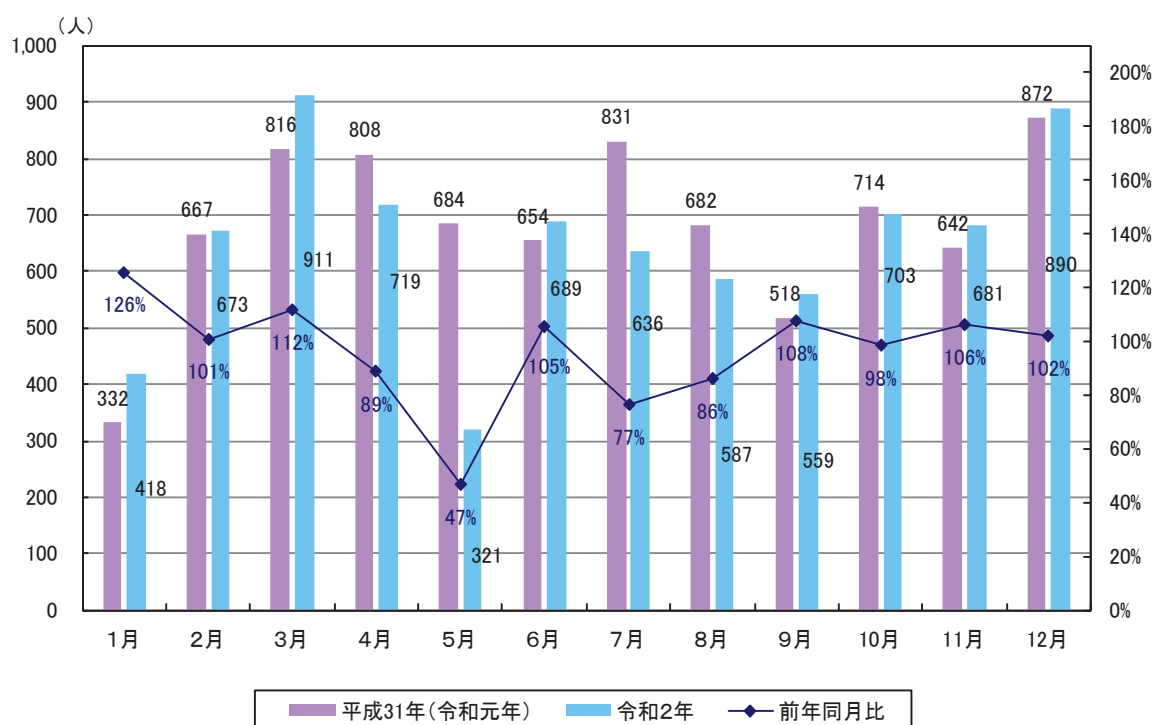


(2) 刑事事件

○ 刑事通常第一審事件¹

東京地裁本庁における刑事第一審通常事件の令和2年の新受人員（延べ人員²）と前年同月比については【図3-1】，終局人員（実人員³）と前年同月比については【図3-2】，未済人員（延べ人員）と前年同月比については【図3-3】のとおりである。

【図3-1】新受人員（延べ人員）及び前年同月比（刑事通常第一審事件）（東京地裁本庁）

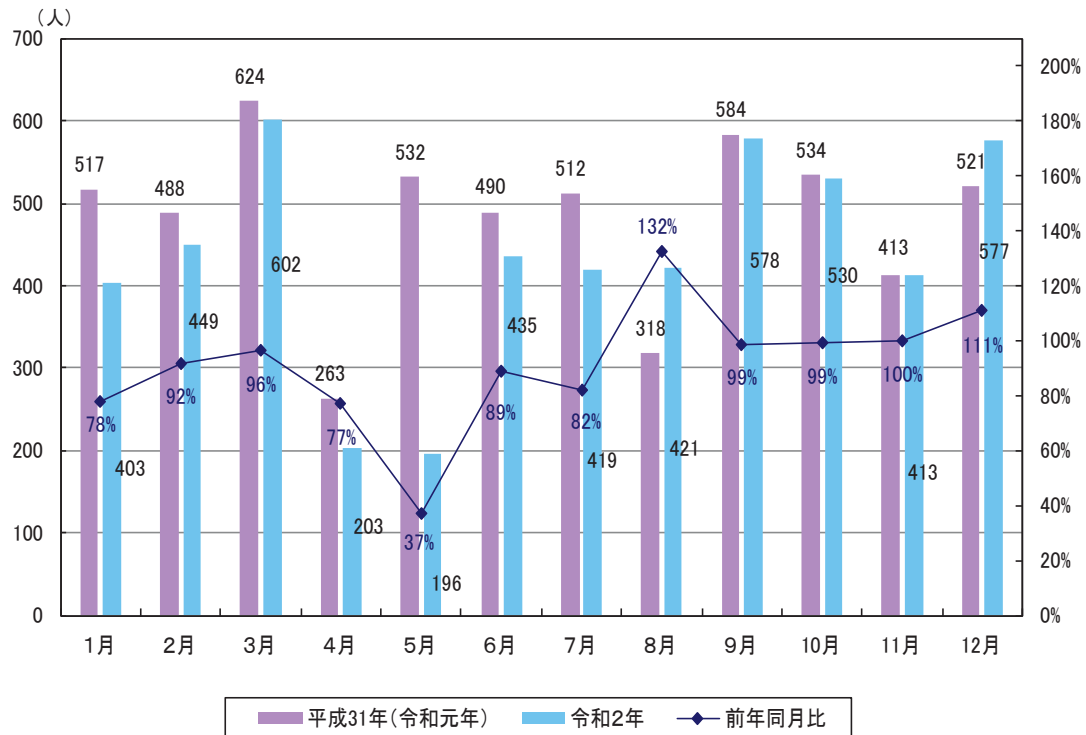


¹ 「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

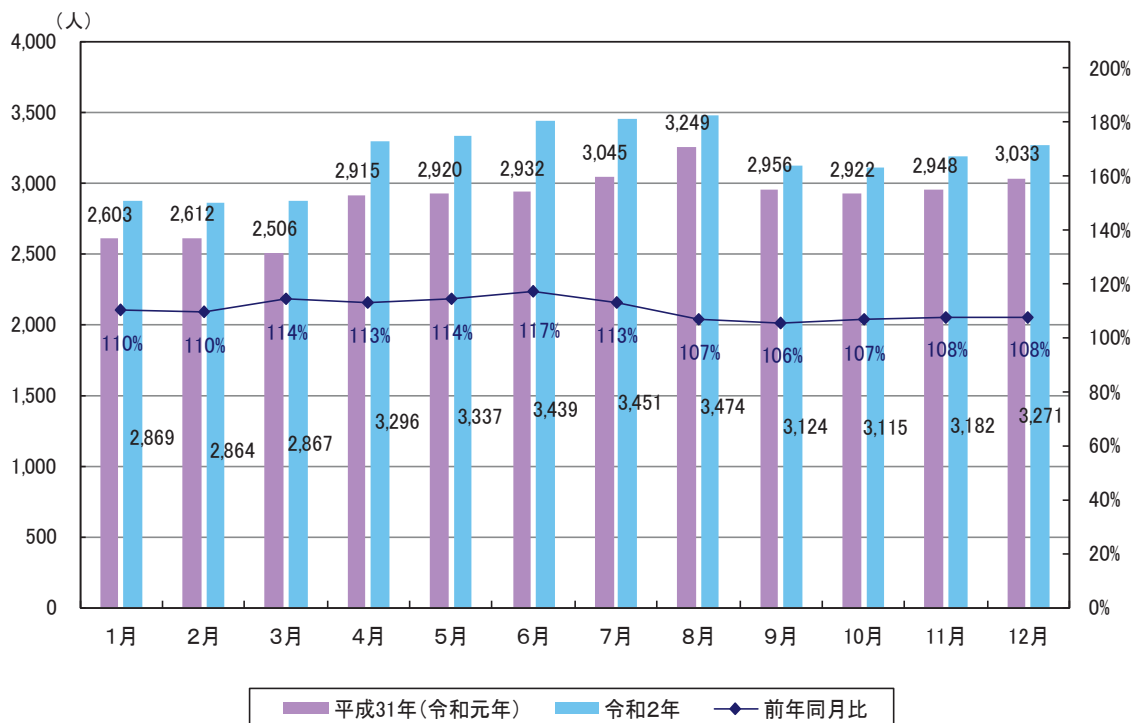
² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度一人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り一人として計上したものを指す。

【図3-2】終局人員(実人員)及び前年同月比(刑事通常第一審事件)(東京地裁本庁)



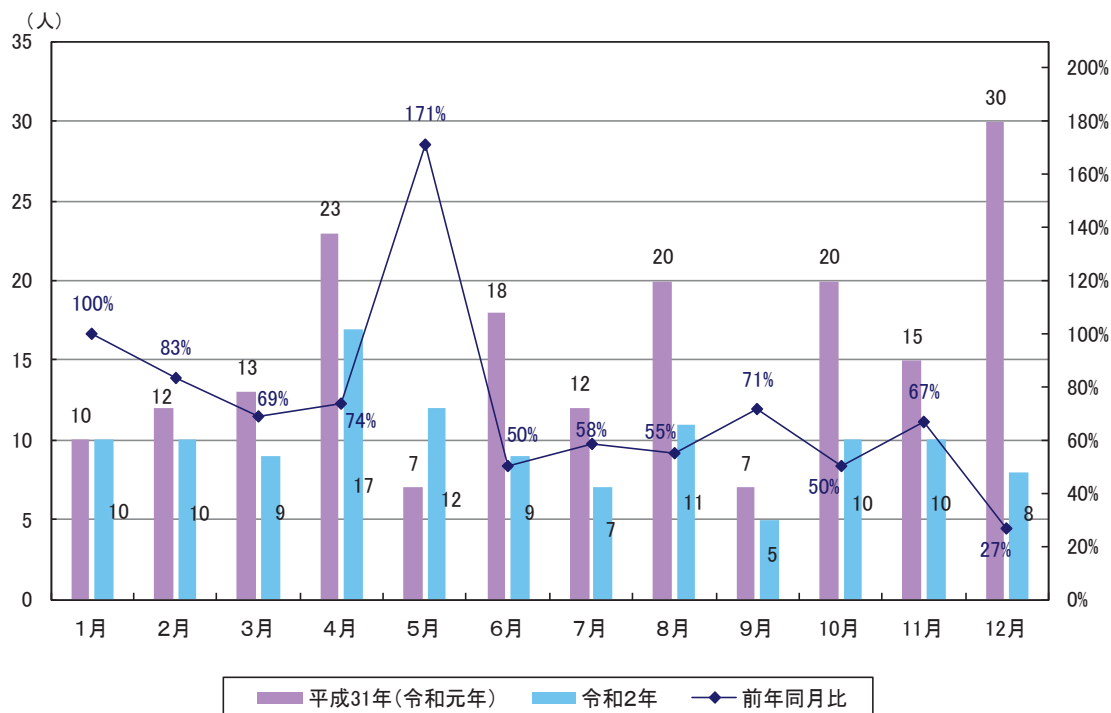
【図3-3】未済人員(延べ人員)及び前年同月比(刑事通常第一審事件)(東京地裁本庁)



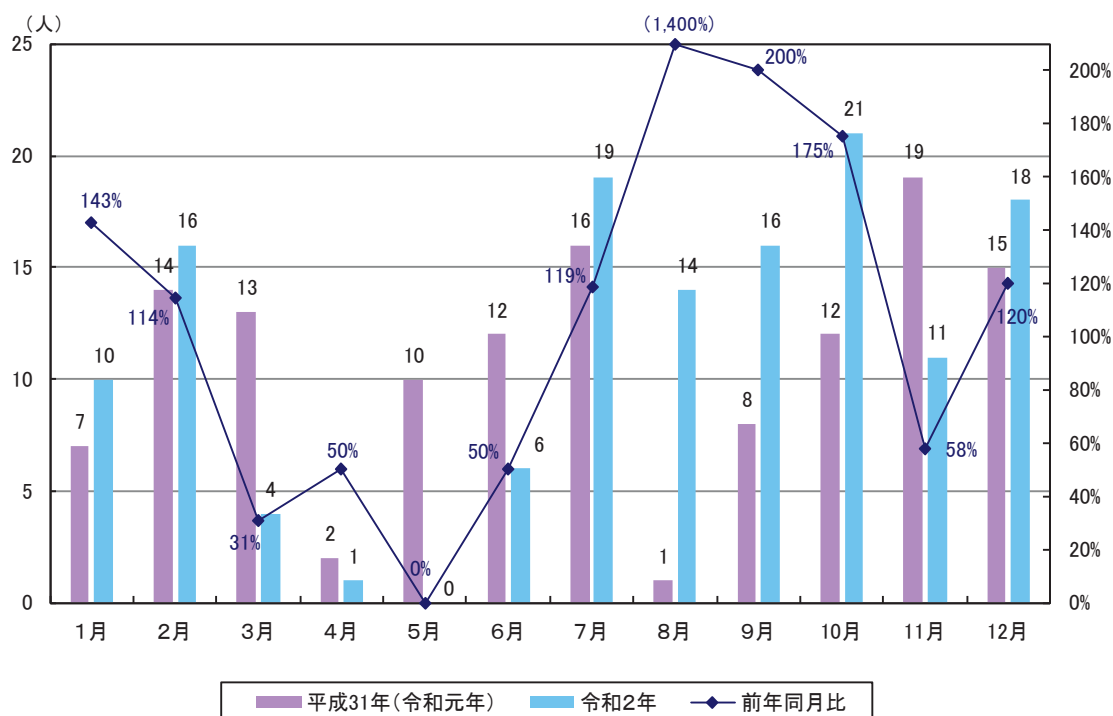
○ 裁判員裁判対象事件

東京地裁本庁における裁判員裁判対象事件の令和2年の新受人員（延べ人員）と前年同月比については【図4－1】，終局人員（実人員）と前年同月比については【図4－2】のとおりである。

【図4－1】新受人員（延べ人員）及び前年同月比（裁判員裁判対象事件）（東京地裁本庁）



【図4－2】終局人員（実人員）及び前年同月比（裁判員裁判対象事件）（東京地裁本庁）

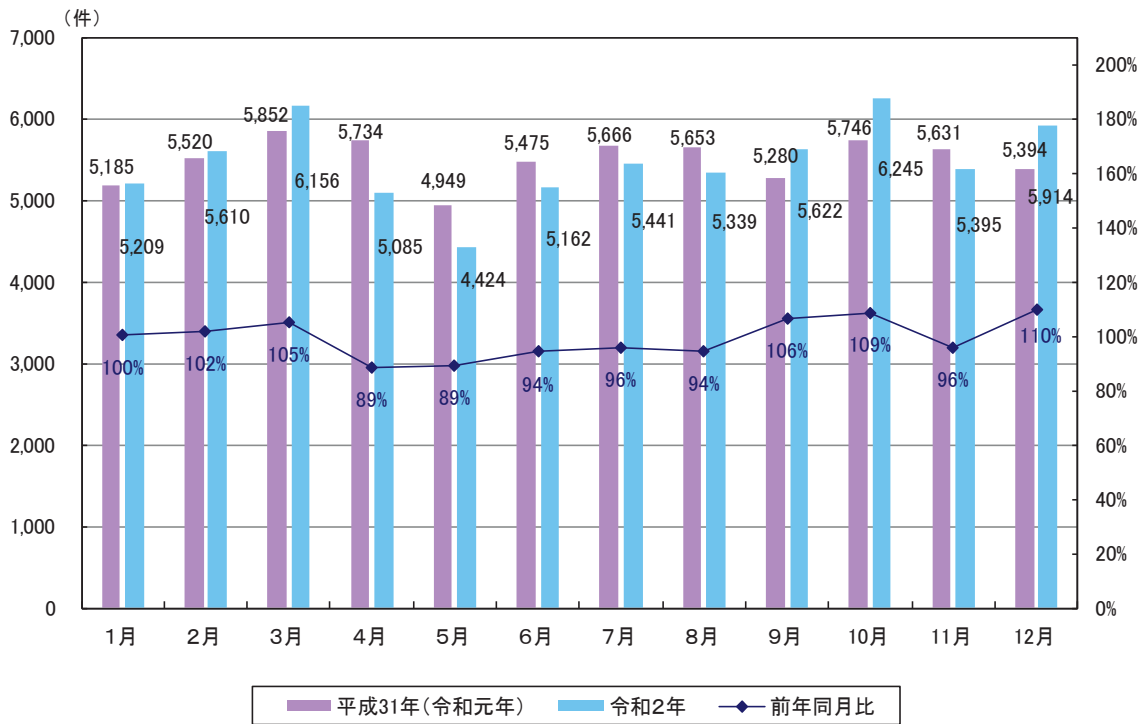


(3) 家事事件⁴

○ 別表第一審判事件

東京家裁本庁における別表第一審判事件の令和2年の新受件数と前年同月比については【図5-1】、既済件数と前年同月比については【図5-2】のとおりである。

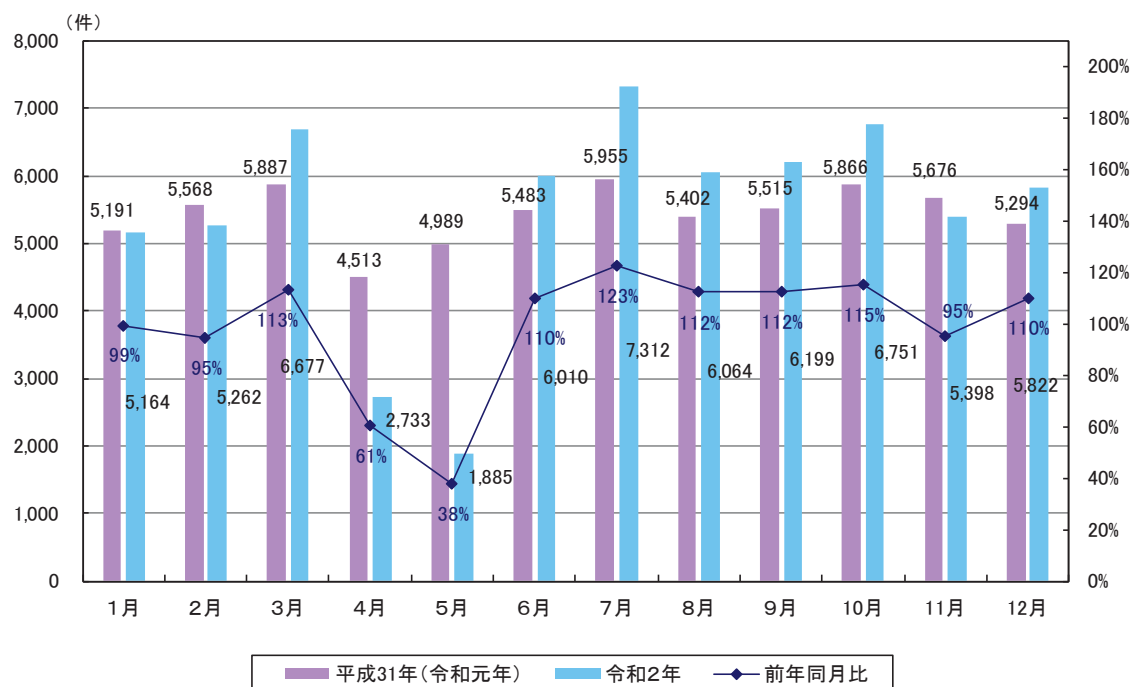
【図5-1】新受件数及び前年同月比(別表第一審判事件)(東京家裁本庁)



※別表第一審判事件の主な事件としては、子の氏の変更や相続放棄の申述、後見に関するものなどがある。

⁴ 「家事事件」とは、家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第一に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第一審判事件」という。)、別表第二に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第二審判事件」という。)、別表第二に掲げる事項についての調停事件(以下「別表第二調停事件」という。))及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件(以下「一般調停事件」という。)である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。
 なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

【図5-2】既済件数及び前年同月比(別表第一審判事件)(東京家裁本庁)

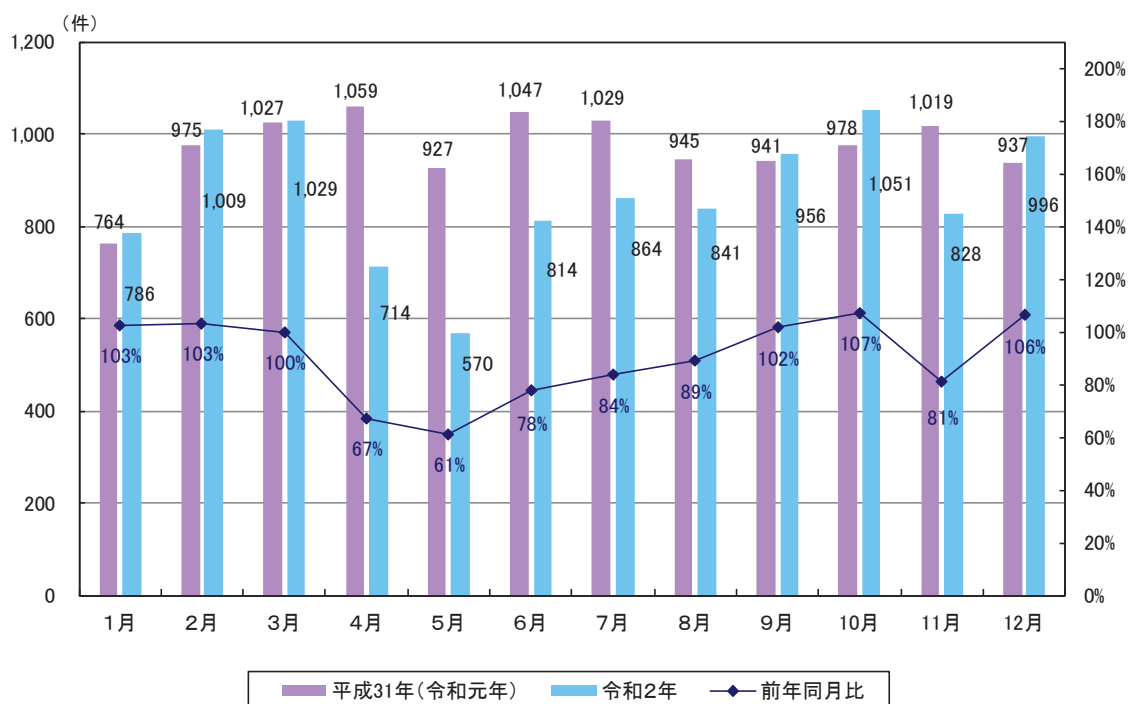


※別表第一審判事件の主な事件としては、子の氏の変更や相続放棄の申述、後見に関するものなどがある。

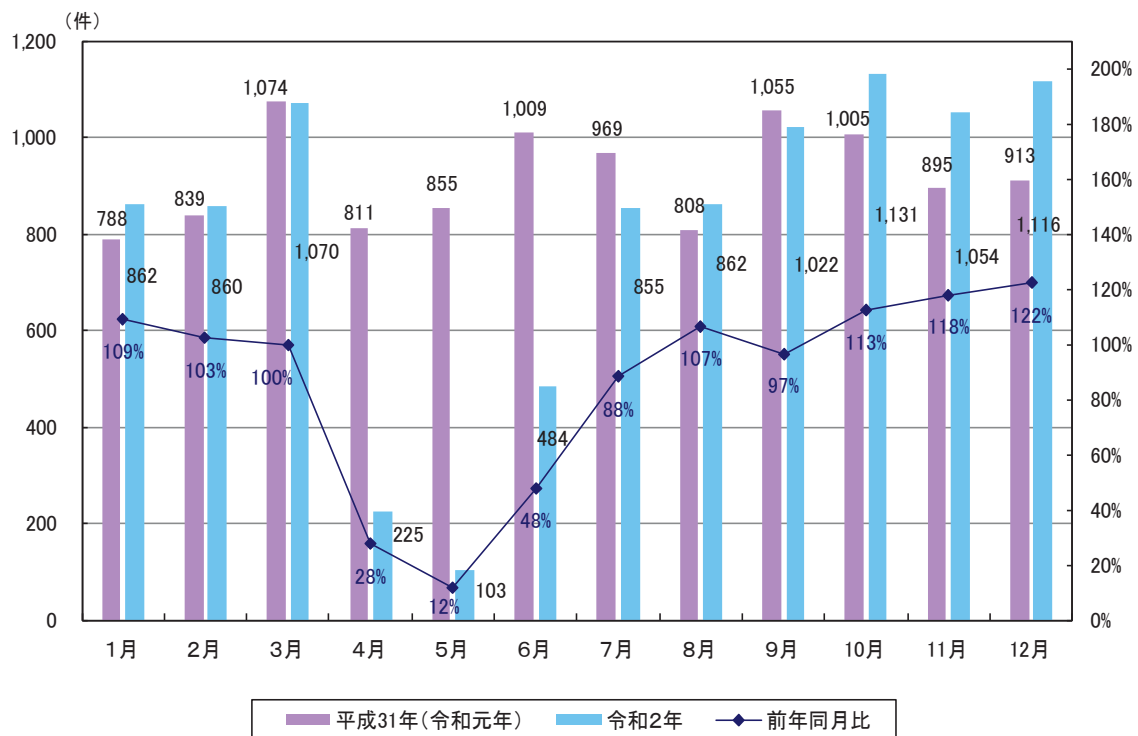
○ 調停事件

東京家裁本庁における調停事件の令和2年の新受件数と前年同月比については【図6-1】、既済件数と前年同月比については【図6-2】、未済件数と前年同月比については【図6-3】のとおりである。

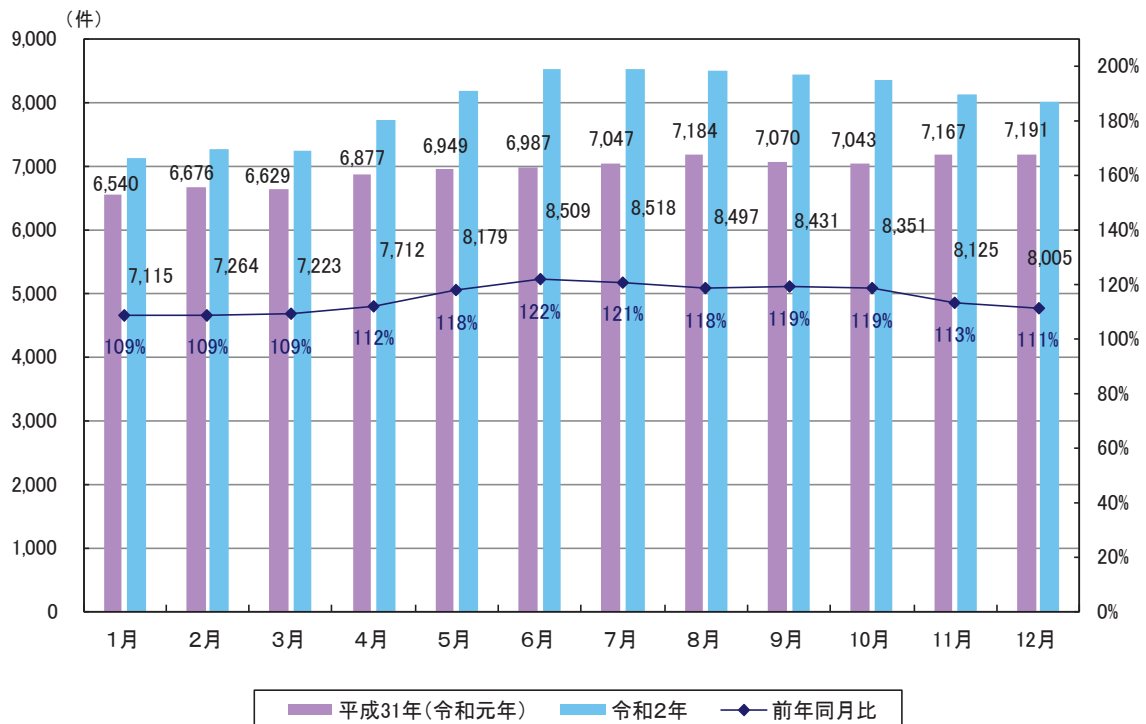
【図6-1】新受件数及び前年同月比(調停事件)(東京家裁本庁)



【図6-2】既済件数及び前年同月比(調停事件)(東京家裁本庁)



【図6-3】未済件数及び前年同月比(調停事件)(東京家裁本庁)



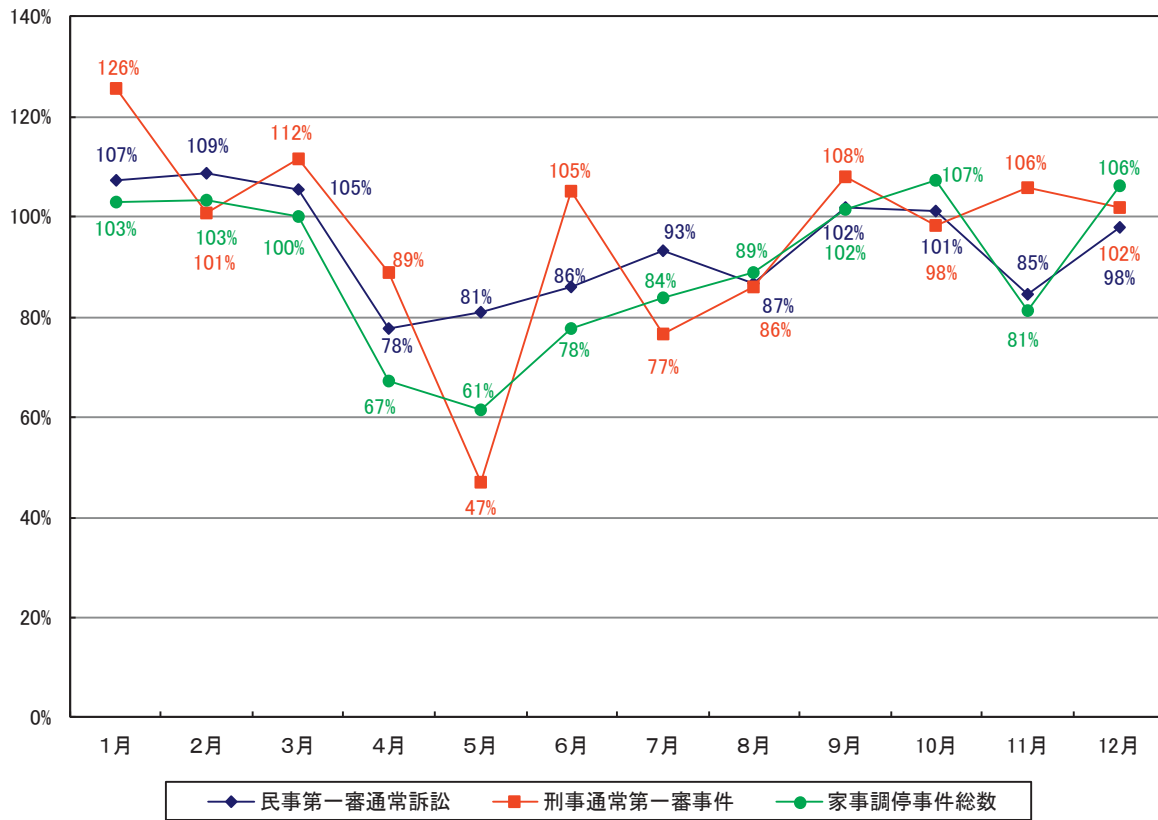
（４）東京地裁本庁及び東京家裁本庁における令和２年の統計の分析

令和２年の東京地裁本庁及び東京家裁本庁の月ごとの統計を見てみると、事件類型によってばらつきはあるものの、民事事件、刑事事件、家事事件のいずれも、既済件数^５は、４月及び５月を中心に減少し、緊急事態解除宣言後である６月以降回復し、８月以降は、前年同月と同程度又はそれ以上の既済件数となっている事件類型が多い。東京地裁本庁及び東京家裁本庁では、新型コロナウイルス感染症感染拡大、緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所の業務を縮小し、また、緊急事態解除宣言後は段階的に業務を再開させているところ、既済件数の統計にその影響が表れたものと考えられる。なお、新受件数についても、緊急事態措置の実施期間中も受付業務は継続していたにもかかわらず、４月及び５月を中心に減少していることがうかがわれる。

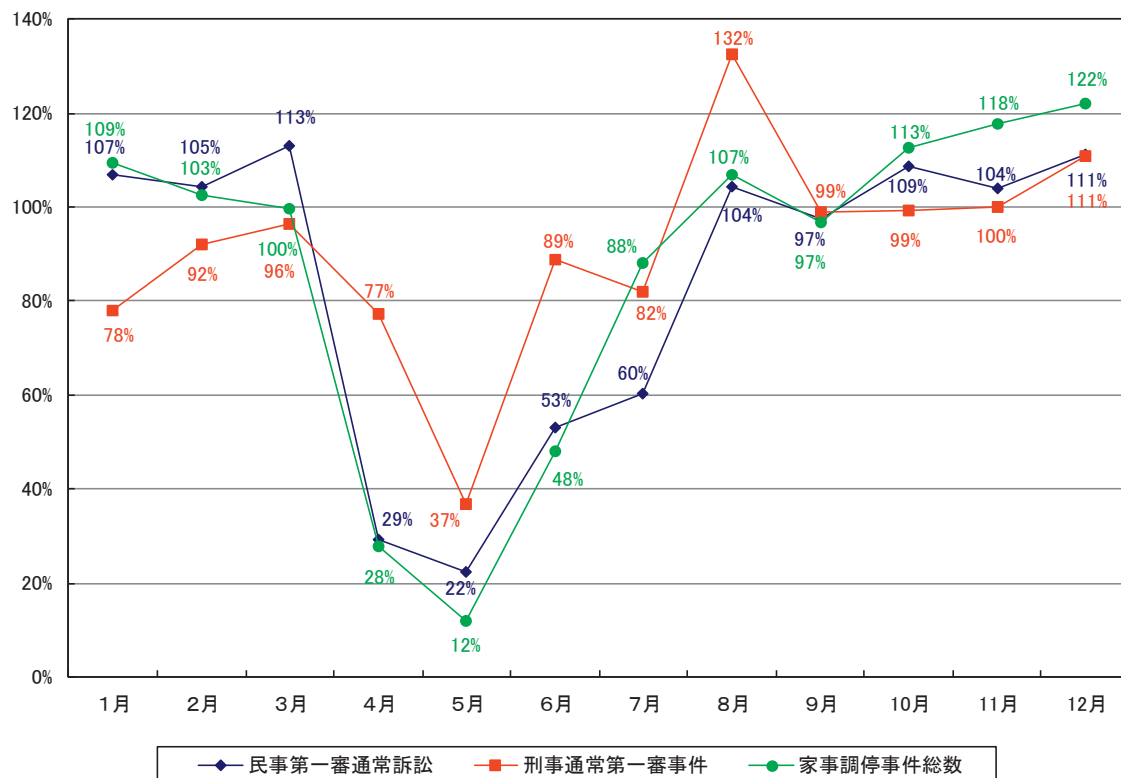
業務縮小や業務再開の状況は事件類型によって異なっており、その違いが統計にも表れている。東京地裁本庁及び東京家裁本庁における民事第一審通常訴訟、刑事通常第一審事件及び家事調停事件について、新受件数の前年同月比を比較したのが【図７－１】、既済件数の前年同月比を比較したのが【図７－２】、未済件数の前年同月比を比較したのが【図７－３】である。緊急事態措置の実施期間中、民事第一審通常訴訟及び家事調停事件は、多くの事件を取り消し、緊急事態解除宣言後も直ちに業務を全て再開させたわけではなく、段階的に業務を再開させた。他方、刑事通常第一審事件では、被告人が勾留されている事件については緊急事態措置の実施期間中も原則として期日を実施した。このため、既済件数の前年同月比は、刑事通常第一審事件に比べ、民事第一審通常訴訟及び家事調停事件は４月及び５月の落込幅が大きく、また、６月から７月にかけて回復は限定的である（【図７－２】）。８月以降は、民事第一審通常訴訟や家事調停事件の既済件数の前年同月比が１００％を超える月もあるが（【図７－２】）、７月以降の未済件数の前年同月比は、刑事通常第一審事件に比べ、民事第一審通常訴訟及び家事調停事件の方が高い（【図７－３】）。労働審判（【図２－２】）や裁判員裁判対象事件（【図４－２】）でも既済件数の前年同月比は４月及び５月の落込幅が大きく、６月も回復は限定的であるが、８月以降、既済件数は前年同月より大幅に増加している。労働審判の６月の回復が限定的である点については、当事者本人、代理人及び労働審判員等の多数の関係者と期日調整が必要である上、期日の実施にまとまった時間を要し、期日調整が難しかったためと考えられる。裁判員裁判対象事件については、もともと件数が少ないところ、６月以降に裁判員裁判対象事件の選任手続期日及び公判期日の新たな指定が再開し、これらの期日が８月以降に指定されたものと思われる。通常、８月は裁判員裁判対象事件の公判手続を実施することが少ないことも相まって、８月の終局人員の前年同月比が特に高い数値として表れたと考えられる。また、別表第一審判事件では、基本的に書面審理で行われることもあって、緊急事態措置の実施期間中も緊急性の高い事件を処理しており、既済件数の前年同月比は、４月及び５月の落込幅が小さく、６月以降は１００％を越えている（【図５－２】）。

^５ 本章における「新受件数」、「既済件数」、「未済件数」には、それぞれ、刑事事件における新受人員、終局人員、未済人員を含めて表現している場合がある。

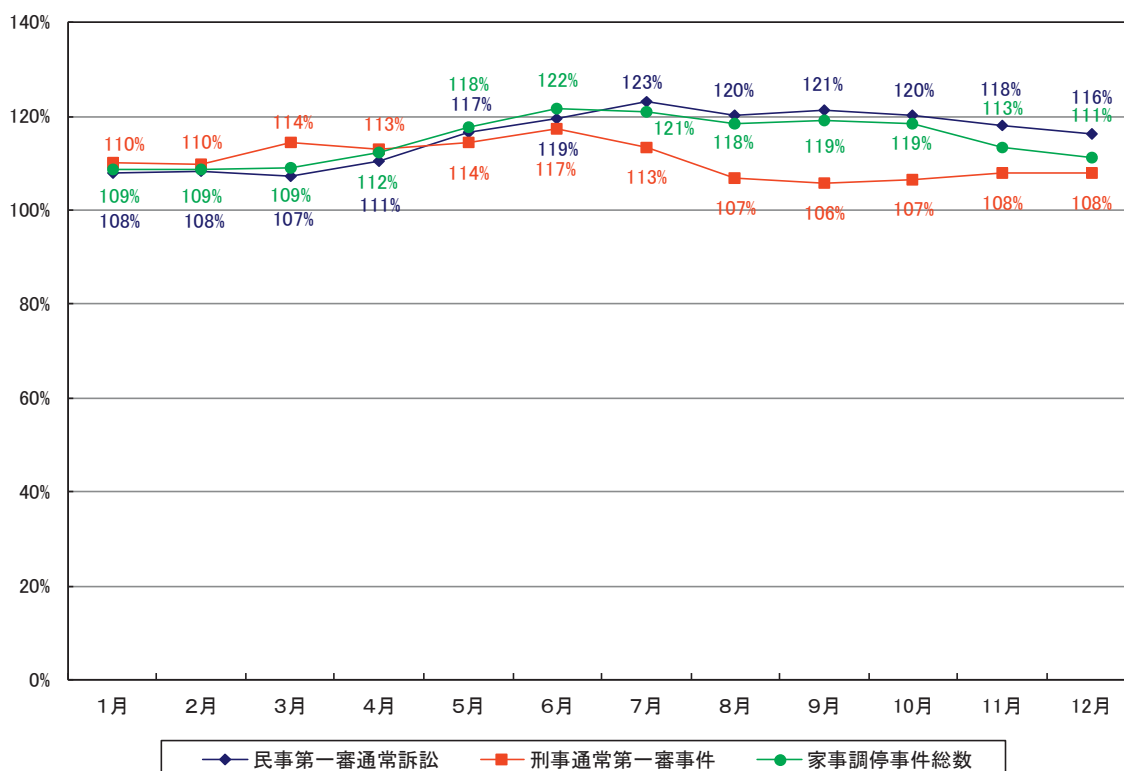
【図7-1】各事件別新受事件の前年同月比（東京地裁本庁・東京家裁本庁）



【図7-2】各事件別既済事件の前年同月比（東京地裁本庁・東京家裁本庁）



【図7-3】各事件別未済事件の前年同月比（東京地裁本庁・東京家裁本庁）



3 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応

1 はじめに

以下では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応について報告するが、まず、新型コロナウイルス感染症への対応の基礎とされた裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「BCP」という。）を説明した上で（後記2）、政府等の対応を含む社会的事象と裁判所の対応の全体像を明らかにし（後記3）、東京都における感染状況が深刻であったことも踏まえ、東京地裁本庁及び東京家裁本庁における対応状況について、調査の結果を踏まえ、報告する（後記4）。

2 新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP）について

裁判所は、裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（BCP）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を講じた。

BCPは、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法2条1号）発生時において、想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対策を講じるため、政府のガイドライン（新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン）を踏まえて定めたものであり、最高裁判所のBCPは、平成28年6月1日に策定された。

BCPでは、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命・健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断することとしている。最低限の機能を維持するため、緊急性が特に高い業務を一般継続業務とし、発生時継続業務⁶以外の業務については、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け、優先順位の低いものから縮小又は中断するものとしている（BCPの別紙2「業務の分類」参照。）。

⁶ 一般継続業務に加え、感染防止対策業務など新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する強化・拡充業務を併せて、発生時継続業務という。

業務の分類

(別紙2)

	民事	刑事	家事	少年	司法行政
発生時 一般継続業務のうち	・文書の受付に関する事務				・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)
	・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) ・DV事件に関する事務 ・人身保護に関する事務	・令状(身柄)に関する裁判を含む。)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務	・令状に関する事務 ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)	・保護措置(令状)に関する事務を含む。)に関する事務 ・少年審判(保護措置がとられている事件)に関する事務	
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
第1順位 発生時継続業務以外の業務	・保全に関する事務(上記以外のもの) ・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)	・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 ・略式手続に関する事務	・保全に関する事務(上記以外のもの)		・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・給与事務
	・上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
	・民事訴訟に関する事務 ・督促手続に関する事務 ・民事調停に関する事務 ・執行に関する事務(上記以外のもの) ・倒産に関する事務(上記以外のもの) ・その他の民事事件に関する事務	・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務 ・その他の刑事事件に関する事務	・家事審判に関する事務 ・家事調停に関する事務 ・人事訴訟に関する事務 ・その他の家事事件に関する事務	・少年審判(保護措置がとられていない事件)に関する事務 ・その他の少年事件に関する事務	・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務 ・検察審査会に関する事務
第3順位					上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務

3 新型コロナウイルス感染症に関する社会的事象と裁判所の対応の全体像

(1) はじめに

各裁判所では、政府の方針や地域の実情等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応がとられており、その全てを網羅することは困難であるものの（裁判所の対応の一例として、東京地裁本庁、東京家裁本庁における対応状況を後記4で報告する。）、全体としてみれば、以下のような対応であった。

①緊急事態宣言発出前

政府等の示す感染拡大防止策を参考にした感染防止の対応。

②緊急事態措置の実施期間中

多くの裁判期日を取り消すなど、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、裁判所を利用する当事者や職員の移動等をできる限り回避するための対応。

③緊急事態解除宣言後

各地の実情等を踏まえ、感染防止措置を講じながら、段階的に業務を再開。

以下では、政府における検討状況等を踏まえて対応の方針を示した一連の最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡（以下「総務局参事官事務連絡」という。）の内容にも触れつつ、政府等の対応を含む社会的事象と、裁判所の対応の全体像を明らかにする。

なお、裁判所の対応については、地域の実情等を踏まえながら、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、その業務に必要な態勢を検討するという司法行政的な側面と、期日の取消等の個々の裁判処理の側面とが不可避免的に交錯するものであったため、各裁判所において全裁判官の間で申合せをしながら対応するなどの形が取られた。

(2) 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

ア 社会的事象

○令和2年1月16日

- ・国内で初の新型コロナウイルス感染症感染者を確認。

○令和2年1月30日

- ・世界保健機構（WHO）の緊急委員会が、新型コロナウイルス感染症が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言。

○令和2年2月1日

- ・新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定。

○令和2年2月25日

- ・同月中旬頃には、新型コロナウイルス感染症陽性者が連日報告され、感染経路が明らかではない患者も散発的に発生。
- ・大規模な感染拡大が認められている地域はなかったものの、政府は、同月25日、同時点までに講じている対策と今後講じていくべき対策を整理し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定した。その中で、今後の対策として、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトすること、学校等の臨時休業等を要請すること等が示された。

○令和2年2月27日

- ・内閣総理大臣が、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、同年3月2日からの臨時休校を要請。

○令和2年3月26日

- ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部設置。

○令和2年3月28日

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）決定。
まん延防止策として、密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件（いわゆる「三つの密」。）が同時に重なるような集まりについて、自粛の協力を強く求めること等が定められた。

イ 裁判所の対応－感染防止措置、柔軟な期日の変更等－

- 令和2年2月頃まで（同月3日付け、同月18日付け各総務局参事官事務連絡参照）
 - ・国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が報告されるようになって以降、政府等から示される感染防止策を参考に、裁判所でも感染予防に努めてきた。
- 令和2年3月27日（同日付け総務局参事官事務連絡参照）
 - ・最高裁において、BCPに基づき新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日付け）や基本的対処方針（同年3月28日付け）を踏まえて（同年2月26日付け、同月28日付け、同年3月6日付け、同月31日付け各総務局参事官事務連絡参照）
 - ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の推奨、傍聴席における間隔を空けた着席のお願い、いわゆる三つの密の回避などの感染拡大防止策を実施。
 - ・期日の性質や当事者の意向等も考慮した上で、要急でないものや三つの密を避けることが好ましい期日について、取り消したり、他の方法で実施したりして柔軟に対応。
 - ・各庁において、緊急事態宣言や外出自粛要請がされた場合等の対応を検討。

（3）令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

ア 社会的事象

- 令和2年4月7日（同日改正後の基本的対処方針）
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言。
実施期間：令和2年4月7日から同年5月6日まで
対象地：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
 - ・併せて、政府は、感染拡大防止のため、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密を避けるとともに、人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することを目指して、外出を自粛するよう要請。
- 令和2年4月16日（同日変更後の基本的対処方針）
 - ・緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大。
このうち、上記7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた特定警戒都道府県（以下「特定警戒都道府県」という。）について、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとした。
- 令和2年5月4日（同日変更後の基本的対処方針）
 - ・緊急事態措置の実施期間を令和2年5月31日まで延長。
 - ・特定警戒都道府県：引き続き、これまでと同様の取組が必要。
 - ・それ以外の都道府県：「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出自粛についての協力要請は行わず、地域の感染状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していく。
- 令和2年5月14日（同日変更後の基本的対処方針）
 - ・緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更。
 - ・全般的な方針として、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと等が示されたが、緊急事態措置の対象とならない39県について、引き続き、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点か

ら避けるよう求めるとともに、自粛要請等の緩和及び解除について、慎重に対応するものとする。

○令和2年5月21日（同日変更後の基本的対処方針）

- ・緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更。

イ 裁判所の対応－地域の状況に応じた業務縮小などの対応－

○緊急事態宣言の発出を受けて（令和2年4月7日付け、同月17日付け各総務局参事官事務連絡参照）

- ・特定警戒都道府県に所在する裁判所

緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、裁判所としても、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であることから、当初の対象地域であった7都府県に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた特定警戒都道府県に所在する裁判所では、裁判官で申合せをするなどした上で、当該状況下でも裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小することとし、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することとした。

- ・特定警戒都道府県以外の地域に所在する裁判所

当該地域における平日の外出自粛要請の有無や内容等を踏まえて業務縮小等の対応を講じた。

○緊急事態措置実施期間の延長（令和2年5月1日付け、同月5日付け総務局参事官事務連絡参照）

- ・事態が長期化している中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を考慮した上、実施を見送っている裁判手続のうち一定程度を再開することを検討し、加えて、政府において、特定警戒都道府県以外の地域について、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされたことを踏まえ、当該地域における外出自粛の促しの状況等を勘案して、実施する裁判手続の範囲等を検討し、少しずつ期日指定を開始。

○緊急事態措置実施区域の縮小（令和2年5月15日付け、同月22日付け総務局参事官事務連絡参照）

- ・令和2年5月14日及び同月21日に、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことに伴い、緊急事態措置の対象とならなくなった地域については、政府の基本的対処方針において、「三つの密」を避けることが求められるとともに、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調されていることを踏まえ、「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら、実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大していくこととした。

（4）令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

ア 社会的事象

○令和2年5月25日（同日変更後の基本的対処方針）

- ・緊急事態宣言が全国で解除。
- ・「三つの密」の回避、マスクの着用をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛等の要請を緩和しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていく。

○令和2年11月9日

- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、事業者が、感染リスクの高まる場面を踏まえて業種別ガイドラインを確実に実践することや、これまでの経験や新たな知見等に基づいて業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言。

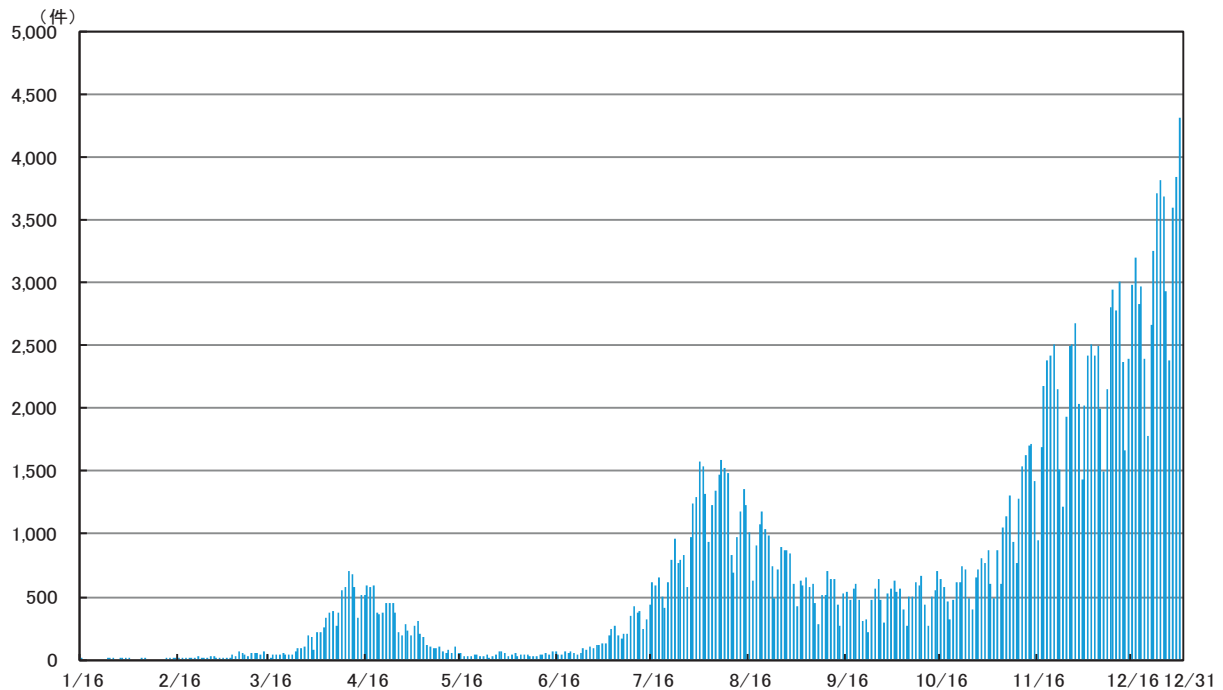
○感染者の推移等

- ・緊急事態解除宣言までの間、一日の新規感染者は、最大で約700人であったが、緊急事態解除宣言後、6月にかけて、一日の新規感染者数は、100人を下回る状況が続いていた。しかし、7月から感染者が再び増え始め、8月には一日の新規感染者数が約1,600人に上ることもあった。その後、感染者は600人前後に一旦減ったものの、11月頃から、一日の新規感染者数が増加し、12月には

一日 4,000 人前後の新規感染者が報告される日もあった。（【図 8】）

- ・ 5 月の緊急事態解除宣言後、地方自治体において、外出自粛要請を行ったケースはあったが（例えば、札幌市では、令和 2 年 11 月 7 日以降の、大阪府では、令和 2 年 12 月 4 日以降の、不要不急の外出を自粛するよう要請がされた。）、令和 2 年中に緊急事態宣言が再度発出されることはなかった。

【図 8】新型コロナウイルス感染症陽性者数の推移（全国）



※ 厚生労働省公表データに基づくもの

イ 裁判所の対応ー地域の実情に応じた段階的な業務再開とその後ー

○段階的な業務再開（令和 2 年 5 月 26 日付け総務局参事官事務連絡）

- ・ 緊急事態宣言は全地域で解除されたものの、政府の基本的対処方針において、「三つの密」を避けることが求められるとともに、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調されていることを踏まえ、「三つの密」を避けることを徹底する感染防止策を講じながら、地域の実情にも留意し、段階的に業務を再開していった。
- ・ 各裁判所において、感染拡大前と同程度に業務を行うようになったものの、感染防止策に伴う制約もあるため、裁判運営上の工夫を凝らすなどしている。

○裁判所における感染防止対策の在り方についての整理（令和 2 年 10 月 26 日付け、同年 12 月 4 日付け総務局参事官事務連絡）

- ・ 最高裁において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた、リスク態様に応じたメリハリの利いた感染防止対策についての考え方を整理し、全国の裁判所に周知したほか、その内容を裁判所のウェブサイトで公開。

＊感染リスクの高い場面を特に意識して、取組を強化（マスク着用の徹底、体調不良者の来庁をできる限り回避することなど）

＊一定の緩和を含めた適切な対策（1メートル程度の間隔を空けていた一般の傍聴席の利用方法について当面は傍聴席を1席空けとするなど一般の傍聴席部分を50パーセントとすることなど）

※令和3年1月7日からの緊急事態措置実施期間中の対応について

（社会的事象）

○令和3年1月7日（同日変更後の基本的対処方針）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言。

対象地：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（その後、令和3年1月13日に、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加。同年3月21日までに、全ての対象地域について緊急事態解除宣言。）

- ・より効果的な感染防止策等を講じていくこととし、緊急事態措置対象地域において、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。

（裁判所の対応－裁判手続の運用上の工夫等により裁判業務を継続－）

○裁判業務の継続（令和3年1月8日付け、同月14日付け総務局参事官事務連絡）

上記のとおり、政府の基本的対処方針の内容が令和2年の緊急事態宣言時と異なること、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、令和2年12月に感染リスク態様に応じて整理した感染防止策が実効的に実施されていることなどから、効果的な感染防止対策を徹底しつつ、電話会議やウェブ会議などの裁判手続の運用上の工夫や在宅勤務等の活用を行って裁判業務を継続した。

4 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁の具体的な対応状況等

（1）はじめに

前記のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応は、地域の状況等も踏まえて行われたため、地域の状況等に応じて、対応は必ずしも一様ではないと思われるが、全国の中でも東京都の感染状況が深刻であったことを踏まえ、東京地裁本庁及び東京家裁本庁の具体的な対応状況を調査したので、その結果を報告する。

（2）民事事件についての対応状況

ア 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

○感染防止の取組

- ・東京地裁本庁では、令和2年2月後半頃から、感染拡大を念頭においた対応を検討。

体調不良等を理由に出頭しない当事者を不利益に扱わないこと、マスクの着用の推奨、法廷の傍聴席の制限、柔軟な期日の取消しなどの感染防止策を講じた。

イ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

○緊急事態宣言を受けた業務の縮小

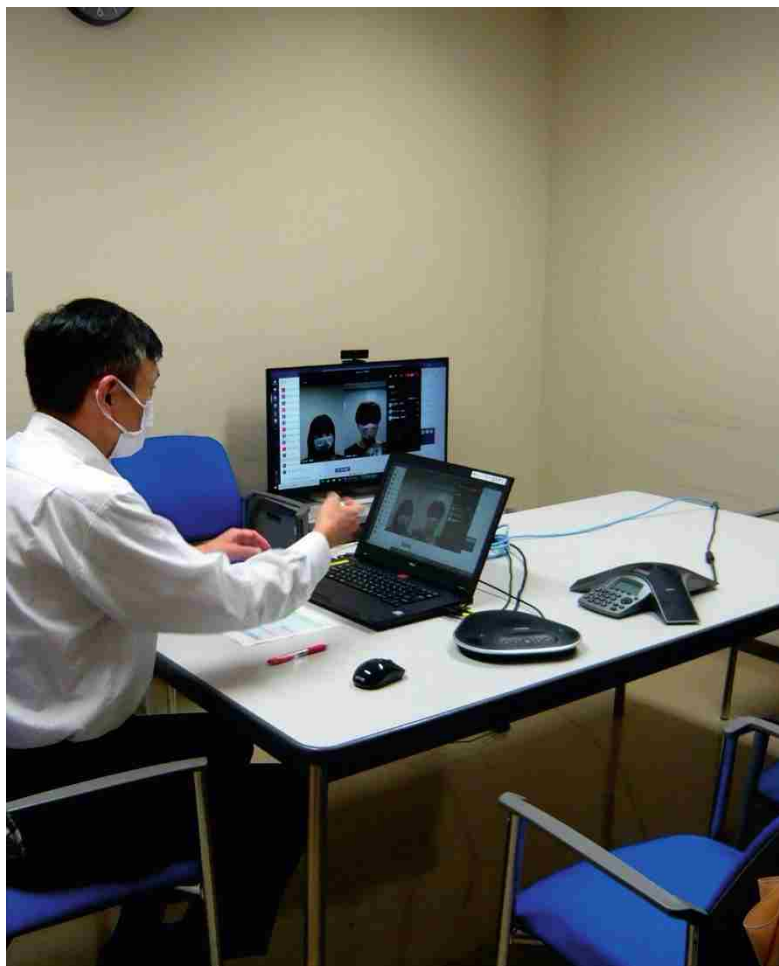
- ・令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、政府から人と人との接触の機会を最低7割、極力8割削減することを目指して、外出を自粛するよう要請がされたことを踏まえ、緊急性の高い業務を継続業務として、その業務に必要な範囲の態勢とした。
- ・継続業務としたのは、文書受付業務、民事保全事件やDV事件（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令申立事件）、特に緊急性のある倒産や民事執行など、緊

急性の高い事件である。

- ・それ以外の事件は中断することとし、民事通常訴訟などでは全ての期日を取り消した。なお、電話会議や判決言渡期日など、当事者が出頭せずに実施可能な期日についても、期日の準備や判決への対応の検討などのために人の移動や接触が生じることになるため、それらの期日も含めて取り消すこととした。
- ・対応に当たっては、事前に弁護士会に説明をするとともに、東京地裁ホームページにも掲載して、周知した。

○緊急事態措置の実施期間の延長

- ・事態の長期化を踏まえると、令和2年4月7日の緊急事態宣言発出を受けて取り消した事件の中に、これ以上先延ばしにできないものがあつたことから、和解成立予定の事件や要急の尋問など、少しずつ期日を入れ始めることとした。
- ・人の移動や接触を避けるという要請を踏まえ、出頭しないで手続を進められるようにできる限り電話会議やウェブ会議を利用したほか、通常の法廷などできる限り広い部屋を使用する、広い部屋を確保するため、各部ごとに開廷を隔週にするなどの感染防止策を講じることとした。



(東京地方裁判所本庁・ウェブ会議 [イメージ])

ウ 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

○緊急事態解除宣言後の段階的な業務再開

- ・緊急事態宣言は解除されたものの、感染が収束していたわけではないことも踏まえて、段階的に業務を再開することとし、前述の感染防止策に加えて、同一時刻に複数事件の期日指定をしないなどの感染防止策を講じながら、再開する業務を少しずつ増やしていった。
- ・東京地裁本庁では、令和2年8月には、緊急事態宣言前と同様の事件処理を行えるようになったが、感染防止の観点から広い部屋で期日を実施するため、引き続き開廷を隔週とした。

○業務再開後の運営上の工夫例等

- ・全ての事件の期日を取り消したため、一時的に未済事件が増え、また、広い部屋を利用する観点から隔週開廷としており、部で利用可能な法廷等の制限もあることから、業務を再開するに当たっては、裁判官は、自身の担当事件だけではなく、法廷等を共用する同じ部の他の裁判官の事件も含め、部で担当している事件の全体像を把握して、全体としてどのように事件を動かしていくことが迅速な事件処理につながるのか、裁判官同士で議論がされた。これにより、自分の担当している事件の把握が深まったばかりではなく、部全体の状況の把握が深まった。
- ・利用できる法廷等が限られることに伴って指定できる期日が限られる中で、機械的に期日を重ねるのではなく、期日で何をするのか、充実した期日とするためにはどのような準備を行うのかななどを改めて検討する機運が高まった。
- ・非開廷週を事件の検討に充てることによって、複雑な事件の準備や検討が進んだ。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに始めた工夫の中には、新型コロナウイルス感染症が収束した後も取組を続けていくべきものがあると認識されるようになった。

(3) 刑事事件についての対応状況

ア 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

○令和2年3月時点で裁判員裁判の期日取消し

- ・令和2年2月までは、通常事件と裁判員裁判対象事件、いずれも平常どおり実施。
- ・同月末に同年3月2日からの学校の休校要請がされ、感染症の実態が分からない中で、裁判員候補者に裁判所に集まってもらうことが適切ではないと考えられた。当事者の意見を聞いた上で、各裁判体の判断により、同月中に裁判員選任手続を予定していた裁判員裁判の選任手続期日及び公判期日を取り消した。
- ・裁判員裁判以外の刑事事件は、民事と同様の感染防止策を講じながら、ほぼ平常どおり審理していた。
- ・このような対応については、事前に検察庁と弁護士会に事情を説明した。

イ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

○緊急事態宣言を受けた業務の縮小と被告人が勾留されている事件の継続

- ・刑事では、令状事務、医療観察事件のうち入院命令・決定が出されている事件、公判事件のうち被告人が勾留されている事件（追起訴が予定されている事件等を除く。）を継続業務として業務を行うことを申し合わせた。裁判員裁判以外の公判事件のうち、被告人が勾留されている公判事件については、未決勾留の状態をできるだけ早く解消する必要性が高いことから、緊急事態宣言下でも原則として審理を行うこととしたものであり、他方、在宅起訴や被告人が保釈中の公判事件について、原則として期日を変更した。

○裁判員裁判事件の延期と再開後に向けた工夫

- ・裁判員裁判のうち、緊急事態措置の実施期間中に期日が予定されているものは、当事者の意見を聞いた上で、延期することとした。

- ・裁判員裁判について、緊急事態措置の実施期間中も、広い部屋を利用して公判前整理手続を実施したり、電話を利用して公判前整理手続に代わる打合せを行ったりして、審理の再開に向けた準備を進めていた。

ウ 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

○感染防止措置を講じた上での裁判員裁判の再開

- ・緊急事態解除宣言後、裁判員裁判については、令和2年6月1日以降に選任手続が予定されているものから再開した。緊急事態措置の実施期間中も、審理の再開に向けて、公判前整理手続等を行っていたため、順調に審理を再開できた。
- ・裁判員裁判を再開するに当たって検察庁と弁護士会に説明したほか、感染防止策について、東京地裁ホームページに掲載して周知を行った。
- ・裁判員裁判事件の再開に当たっては、幅広い国民の方々に参加してもらえるよう、以下のような感染防止策を講じている。

＊裁判員候補者にマスク着用や手指の消毒を依頼

＊広い裁判員等選任手続室を使用し、候補者間の距離を確保

＊裁判官及び職員のマスクの着用、検察官、弁護人等に対するマスクの着用依頼

＊法壇におけるアクリル板の設置、法廷の消毒、休廷中の換気

＊広い評議室の使用（相互に2メートル以上確保）、定期的な換気

＊裁判員等選任手続期日や公判期日の指定に当たり、通勤時間帯を避ける

＊裁判員には、昼食は各自の席で食べてもらい、会話をする場合は、食後にマスク着用の上でしてもらうよう要請

これらの感染防止策について、裁判員等経験者からは、感染防止への配慮により、安心して審理や評議に臨むことができたという意見が多く聞かれた。なお、使用している評議室が広く、裁判官や他の裁判員との距離が離れているため、一体感が持ちにくいという意見もあり、この点を踏まえた丁寧な評議を心がけている。



(東京地方裁判所本庁・裁判員法廷)



(東京地方裁判所本庁・評議用の部屋)

○業務再開後の運営上の工夫例等

- ・公判前整理手続に代わる打合せについて、必要に応じ、電話会議を活用している。
- ・裁判員選任手続期日における進行を迅速に進めるため、裁判員候補者が裁判員選任手続期日において辞退の申出をした場合において、質問票の回答の記載内容から判断が可能な場合には、個別質問を行わないことがあるようになった。

（４）家事事件についての対応状況

ア 令和２年４月７日の緊急事態宣言発出までの状況

○感染防止の取組

- ・令和２年２月頃までには、人事訴訟法廷の傍聴席について、間隔を空けるよう座席の使用制限を行った。
- ・同年３月に入り、「三つの密」の回避の観点から、比較的狭い調停室を使用しないこととし、これに伴い、急を要するとはいえない事件等について、期日の変更等を行った。また、当事者待合室が密な状態にあったことから、会議室や研修室等を開放し、臨時の待合室として利用した。

イ 令和２年４月７日の緊急事態宣言発出から、同年５月２５日の緊急事態解除宣言までの間の状況

○緊急事態宣言を受けた業務の縮小

- ・人事訴訟、調停は、条約上一定期間内の迅速解決を明示的に目指しているハーグ条約実施法関連の事件を除き、ほぼ期日が取り消された。
- ・審判も、多くの事件の期日が取り消されたものの、判断を急ぐ必要のある事件が多く、審判廷が比較的広く、集まる人数も調停に比して少ないことも踏まえ、一部事件（ハーグ条約実施法関連の事件に加え、保全事件、子の引渡しや婚姻費用・養育費請求事件のうち、特に急ぐもの）については期日を維持した。
- ・このような対応については、事前に弁護士会に説明したほか、東京家裁ホームページにも、期日の取消等について掲載して、周知した。
- ・家庭裁判所調査官の調査は、期日を維持した事件や年齢が切迫している特別養子申立事件などにおいて行われたものの、新規調査はほぼ実施することができなかった。

○緊急事態措置の実施期間の延長

- ・緊急事態解除宣言後に速やかに事件進行を図れるよう、解除時の業務の再開状況について検討するとともに、事態の長期化の中で、面会交流申立事件で葛藤が高まるなど事案の状況に変化が生じて早期判断の必要性が高まることもあり得ることから、個別の事案ごとに、早期の進行の要否についても検討を行った。
- ・後見人等の監督事件において一定以上の間隔が空くことは望ましくないこと、後見等の開始事件について、特別定額給付金の申請期限の関係で、申請人が被後見人である場合の判断が急がれたこと、後見人等の報酬請求の要請があることなどから、一定数の後見等の事件を早期に処理する必要があったものの、縮小後の当初の態勢では十分な対応ができなかったことから、職員の出勤を増やして対応した。

ウ 令和２年５月２５日の緊急事態解除宣言後の状況

○緊急事態解除宣言後の段階的な業務再開

- ・感染防止の観点から、マスクの着用や換気等を徹底すること、比較的狭い調停室は引き続き使用しないこと、当事者側と調停委員側を隔てるようにビニールカーテンの設置等の対応をとったほか、充実した事情聴取等と感染防止を両立させながら調停運営を行う観点から、事案等を踏まえながら、接触時間の短縮のために調停時間を従前より短くしつつ、充実した事情聴取に必要な時間は確保すること、調停時間の短縮を前提として、調停期日の実施の時間枠を、午前１枠、午後２枠として、

そのうち、従前はあまり利用されていなかった午後の2枠目の活用を徹底すること、電話会議の利用を拡大することなどの対応をとった。

- ・このような対応の方針については、事前に、弁護士会や調停委員に対して説明したほか、東京家裁ホームページに掲載して、周知した。
- ・速やかな進行を求められる事案についてある程度事前に検討ができていたことから、再開後に期日指定する事件の選別はスムーズに行えたものの、期日指定に当たっては当事者だけでなく調停委員との調整も必要であったため、期日調整に時間を要することがあった。なお、従前から、次回の期日だけでなく、次々回の期日も含めた2回分の期日指定を行う運用があったが、そのような運用をしていた事件では、緊急事態解除宣言後の期日も既に指定された状態であったため、期日調整に伴う影響は限定的であった。



(東京家庭裁判所本庁・調停室)

○業務再開後の運営上の工夫例等

- ・新型コロナウイルス感染症を契機として、調停の本質・利点に立ち返って調停運営の在り方をより良く改善する取組を進めており、具体的な工夫例としては例えば以下のものがある。
- ＊事案の性質・内容等に応じて、委員会調停か単独調停か、代理人のみを出頭させるか、電話会議の利用、調停に代わる審判の活用、調停期日の回数等について、選別するなどのメリハリをつけている。例えば、事実関係にあまり問題のない事案など、調停委員による聴取の必要性が乏しい事件では、委員会調停とせず、裁判官だけの単独調停とする。
- ＊調停期日における電話会議の利用の拡大は、感染防止の観点からだけでなく、事案の性質上、当事者の接触を避けるのが好ましい事件の進行にも役立っている。

4 検証検討会での議論

1 令和2年の月ごとの事件の概況について

まず、新受件数について、緊急事態解除宣言後、特に民事事件に関して、感染拡大前の状態に戻っていないことが指摘された。これについて、緊急事態解除宣言後も、社会の状態が直ちに回復したわけではなく、依頼者側の要因で社会における訴訟に関する動きが鈍っているのではないか、との指摘があった。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生じていると言われる紛争に関連する事件類型の動向への関心が寄せられ、統計上、直ちに顕著な変化が表れていないとしても、行政などによるセーフティネットが功を奏しているために裁判として顕在化していない可能性も考えられるところであり、今後も、新受件数や提起される事件の内容の変化など、予断を許さないとの指摘があった。

緊急事態宣言中、刑事事件の新受件数が減っていることについて、緊急事態宣言中、感染拡大地域所在の検察庁では、被疑者の身柄が拘束されている事件の処理を優先的にを行い、在宅事件については早期処理の必要性の高いものに絞って処理をしていたところが多いことが影響しているのではないかと指摘があったほか、外出機会が減ったために、街頭犯罪自体が減った影響があるのではないかと指摘もあった。

既済件数は令和2年8月以降、おおむね感染拡大前の状態に戻っているが、未済件数は緊急事態宣言前の状態まで至っていない点について、既済件数を増やすことだけに囚われるのではなく、緊急事態宣言下に記録の検討や判決起案を進めたことを再開後の審理につなげるなどして、適正かつ充実した事件処理を行うことが大切であるとの指摘があった。

2 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

裁判所の業務は社会的に重要なものであり、令和2年の緊急事態宣言時の対応によって、止めることの影響は大きいことが明らかとなり、今から振り返れば、絞りすぎた面がないかと思っているとの意見があった一方で、令和2年の緊急事態宣言時には、新型コロナウイルス感染症の実態もよく分かっておらず、広めの対応をしたことはやむを得ないとの意見があった。その上で、令和2年の経験を生かして、今後は工夫をしながら乗り切っていくことが大事だとの意見があった。

令和3年1月7日の緊急事態宣言発出後も裁判業務を継続していることについて、感染防止に関する専門的な知見が周知されていること、民事裁判手続におけるウェブ会議の活用や、対面を要しない手続を活用しつつ、開催が限られる期日の内容を充実させるためのメリハリをつけた審理をする意識が涵養されていることが大きいとの意見があった。また、コロナ禍で、令和2年から導入が始まった民事訴訟手続におけるウェブ会議の利用が促進された面があり、新型コロナウイルス感染症による制約下における運用上の工夫は、民事訴訟手続のIT化に向けた動きを加速化させたとの意見もあった。

5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

令和2年の概況はそれぞれ次章以降のとおりであるが、東京地家裁本庁の令和2年の月ごとの統計データからは、令和2年の緊急事態宣言発出に伴う業務継続や業務縮小などの裁判所の対応が、既済件数として統計に表れていることが明らかになったほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済活動の抑制が、新受件数の減少として表れた可能性があると指摘されたところである。令和2年の緊急事態解除宣言後、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立が図られ、裁判所においても、段階的に業務を再開させて、令和2年8月以降は既済件数がおおむね前年と同程度の水準に回復した。感染拡大防止の要請と紛争解決を使命とする司法の役割とを調和させることは最重要課題となっており、裁判所は、専門的知見を踏まえた感染拡大防止策を確実に講じた上で、各地の実情に応じた運用上の配慮や工夫を重ねながら、できる限り安定的に裁判を継続していくこととして、令和3年1月の緊急事態宣言発出後も電話会議やウェブ会議等を活用して裁判業務を継続しているとはいえ、新型コロナウイルス感染症の社会経済活動への影響はなお続いており、新型コロナウイルス感染症の収束までにはなお一定の期間を要することが見込まれるところであり、今後の統計データの分析に当たって、新型コロナウイルス感染症の状況や影響等には引き続き注意を払う必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や生活様式の変化などに伴って社会で生じている問題も指摘されているところであり、そのような紛争が今後、裁判として顕在化することで、提起される件数だけでなく、提起される事件の類型や内容について変化する可能性があることにも十分配慮して分析を行う必要がある。

また、これまで、民事・刑事・家事の各分野を通じて、大きく見れば適正迅速かつ充実した審理のために認識共有が必要であり、認識共有のためのコミュニケーションをいかに図るかといった課題に取り組んできたところ、東京地家裁本庁を対象にした調査や次章以降で報告する実情調査の結果からは、令和2年の緊急事態解除宣言がされた後も、感染防止の観点から、①使用できる法廷を限る等したために、期日の実施回数や1回の期日の時間を限ったり、②従前と比較して対面でのコミュニケーションの機会を減らしたりしているなど、認識共有を図る上での外在的な制約が大きくなっている実情が明らかになり、これまでの課題がより浮き彫りになった側面がある。他方で、感染拡大防止を図りながら、裁判機能を適切に維持するため、令和2年4月の緊急事態宣言時の経験も生かしながら裁判手続の運営上の工夫や取組等が行われていることが紹介され、そのような工夫や取組等の中には、①期日の実施回数や時間が制約されていることを踏まえ、限られた期日を充実させたものにするため、期日間準備の充実やホワイトボード等の活用を含む期日における議論の充実に向けた取組や、②電話会議のより積極的な活用、民事訴訟手続におけるウェブ会議や書面による準備手続の活用など、対面に代わるコミュニケーション手段を活用することによる認識共有の促進に向けた取組も見られた。新型コロナウイルス感染症の収束が見通しにくく、今後も対面でのコミュニケーションについて一定の制約がある中で、どのように裁判所と当事者との間で認識共有を図っていくのかという点について、様々な工夫や取組が進められ、そのような中で、新たな課題が浮き彫りになる可能性もある。今後、新型コロナウイルス感染症を契機とした課題や取組等の状況にも注視しながら、迅速・充実した審理に向けての課題を検証していく必要がある。



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、近年は減少に転じている。

平均審理期間を見ると、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はおおむね横ばいに推移したが、近年は再び長期化している。審理期間が2年を超える事件の割合も、前回の6.8%から7.8%に増加した。平均争点整理期日回数は若干減少したが、平均期日間隔は若干長期化し、全体として、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が41.4%、和解で終局した事件の割合が37.1%、取下げで終局した事件の割合が14.3%）と比べ、判決で終局した事件の割合が43.2%、取下げで終局した事件の割合が18.2%とそれぞれ増加した一方で、和解で終局した事件の割合が35.3%と減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約23%（判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが5割強）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあるが、人証調べ実施事件における平均人証数は前回と同様である。

上訴率については、平成27年（23.4%）までは増加する傾向にあったが、平成28年以降は減少する傾向にあり、令和2年は18.5%となっている。

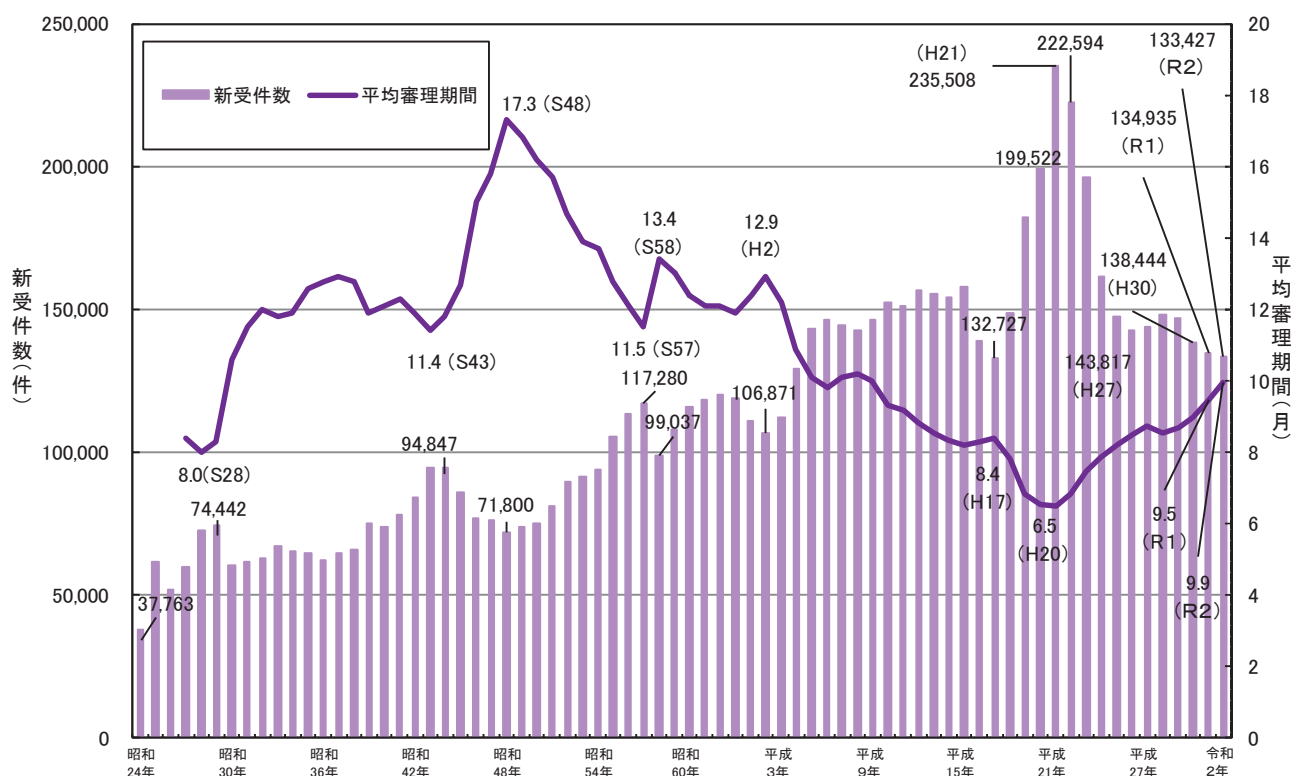
合議率については、平成24年以降、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成23年以降増加する傾向にあったが、令和2年は若干減少し、合議率は34.0%となっている。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移

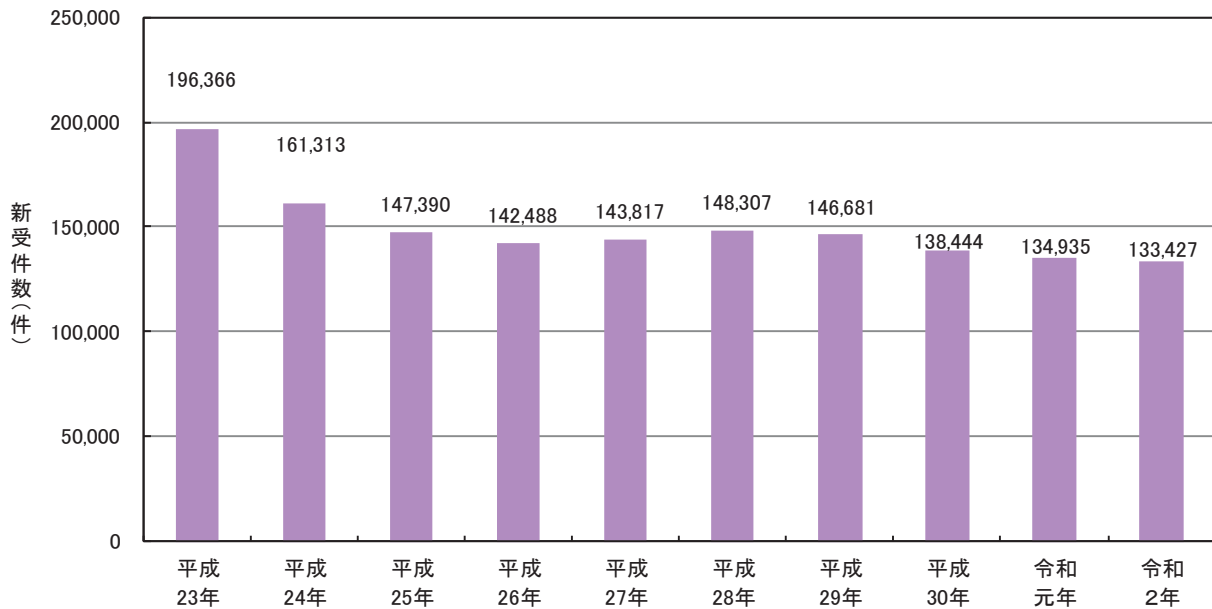


新受件数²は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後、減少に転じ、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少に転じている（【図1】【図2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

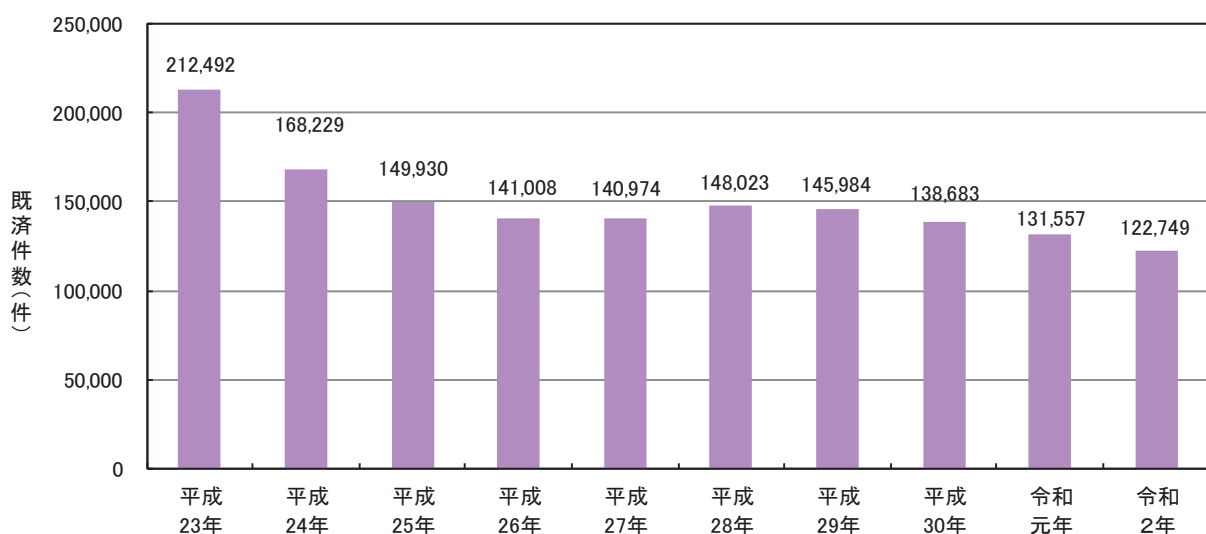
² 第3回から前回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していた（本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下参照）。しかし、近年、全体として過払金等事件が減少していることや、民事第一審訴訟事件全体と「金銭のその他」等以外の事件との平均審理期間の差がわずかになってきたこと（第8回報告書20頁【表4】参照）を踏まえて、本件除外処理の妥当性を裏付けるために使用された複数の比較データについて、民事第一審訴訟事件全体と「金銭のその他」等以外の事件の統計データ（令和元年まで）を改めて確認したところ、平成17年以降に拡大した統計データの差は平成21年をピークに縮小し、令和元年の統計では、その差はわずかなものとなっていることが確認された。このような状況を前提とすると、「金銭のその他」等に含まれる、過払金等事件以外の事件をも除外することになる本件除外処理を継続する必要性は低下している。そこで、本報告書においては、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、新受件数の推移とほぼ同様に、平成23年以降、新受件数の減少に伴って減少し、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年は減少に転じている。³

【図3】 既済件数の推移



³ ただし、令和2年における減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

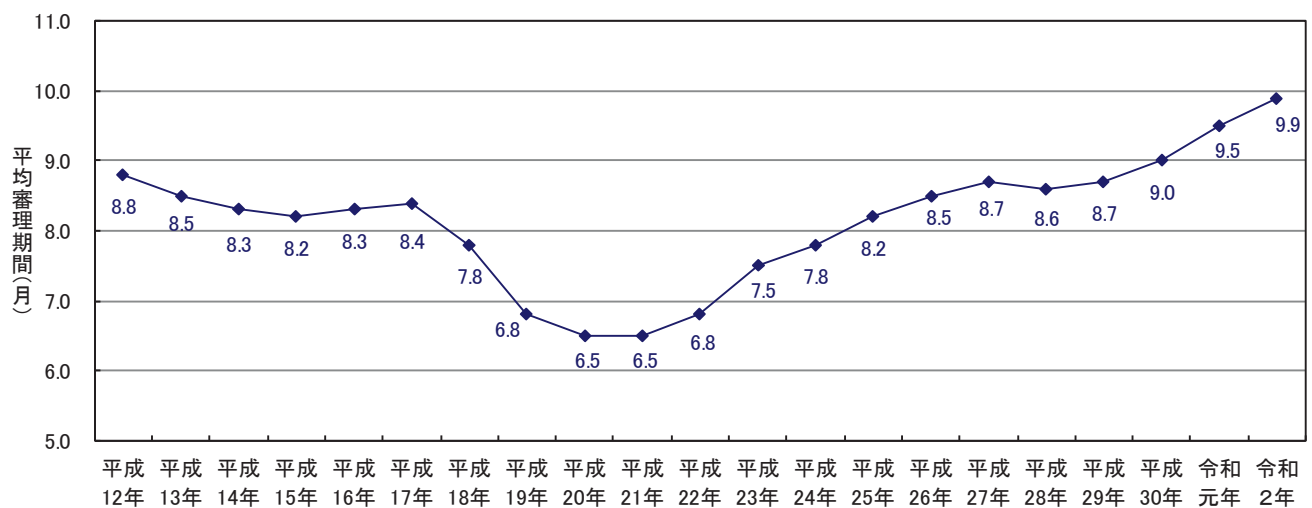
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成 18 年（7.8 月）以降平成 20 年（6.5 月）まで顕著に短縮した後、平成 22 年（6.8 月）以降長期化に転じ、平成 27 年（8.7 月）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年再度長期化に転じ、令和 2 年は 9.9 月と前回（9.0 月）より長くなった（【図 1】【図 5】）。⁴

【表 4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
平均審理期間(月)	9.9

【図 5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」⁵（2万9764件）、「建物」⁶（2万7050件）、「その他の損害賠償」（1万9136件）、「交通損害賠償」（1万4506件）の順に多く、「金銭のその他」（2万9764件）が前回（3万5637件）より5873件減少し、「その他の損害賠償」（1万9136件）が前回（2万7157件）より8021件減少したが、全体としては前回までの調査結果と大きな変化はない。平均審理期間については、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」（27.6月）、「医療損害賠償」（26.7月）、「責任追及等」⁷（25.1月）となっているが、ほぼ全ての事件類型において長期化しており、「その他の損害賠償」（15.2月）も前回（11.2月）より長期化した。（第8回報告書21頁【表6】参照）

【表6】事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総 数	122,749	9.9
金 銭		
売買代金	1,357	10.6
貸 金	6,352	7.8
立替金	3,728	4.3
建築請負代金	1,277	17.3
建築瑕疵損害賠償	378	27.6
交通損害賠償	14,506	13.3
医療損害賠償	647	26.7
公害損害賠償	69	18.6
その他の損害賠償	19,136	15.2
手形金	10	9.9
手形異議	15	14.6
金銭債権存否	1,222	10.5
労働金銭	2,219	15.9
知的財産金銭	215	15.1
金銭のその他	29,764	8.9

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建 物	27,050	4.6
土 地	5,934	9.7
土地境界	292	18.6
労 働	754	16.0
知的財産	208	15.7
請求異議	211	9.6
第三者異議	70	5.3
公害差止め	3	23.5
責任追及等	31	25.1
共通義務確認	1	18.0
その他	7,300	11.7

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編17頁脚注3参照）。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編18頁脚注5参照）。

⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

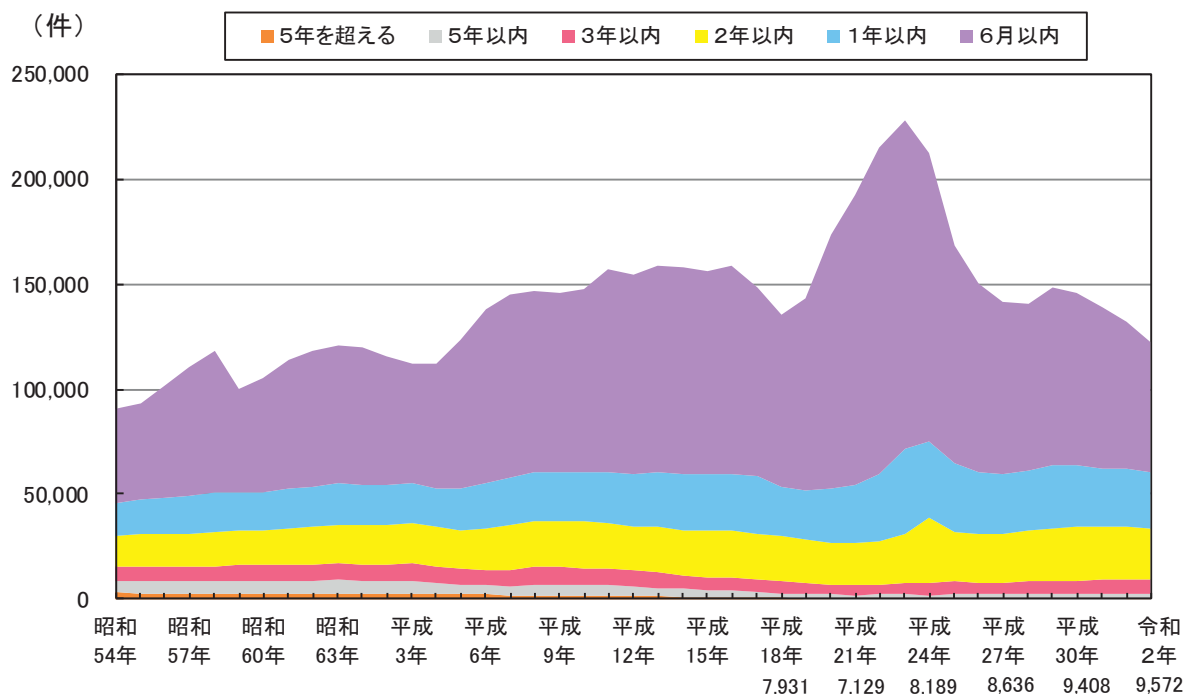
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（7.8%）⁸は、前回（6.8%）よりも増加している⁹（第8回報告書22頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
6月以内	62,352 50.8%
6月超1年以内	27,128 22.1%
1年超2年以内	23,697 19.3%
2年超3年以内	6,694 5.5%
3年超5年以内	2,544 2.1%
5年を超える	334 0.3%

【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



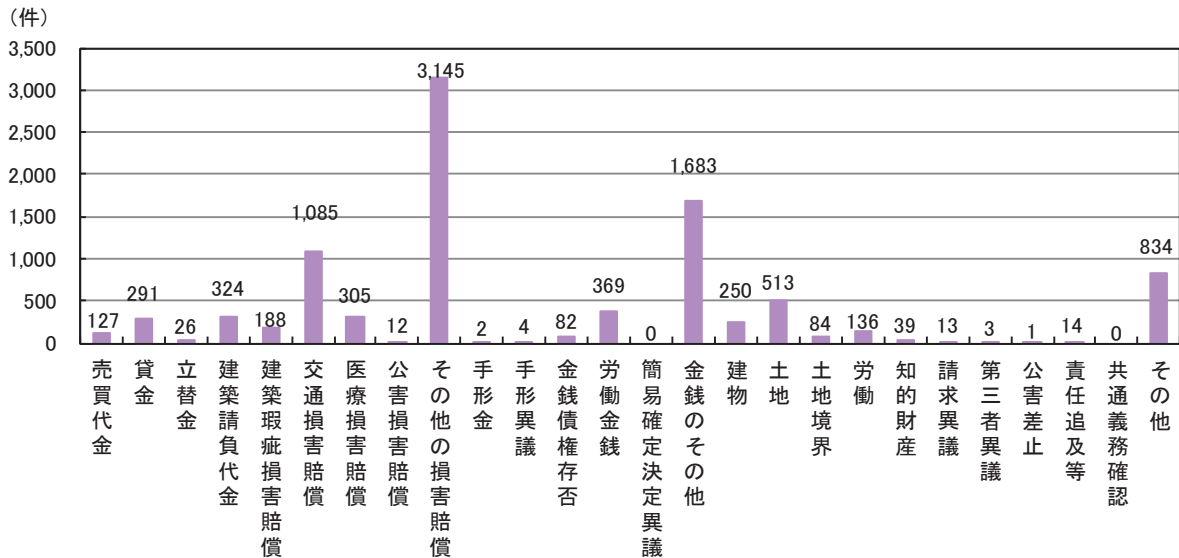
※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表7の数値を足し合わせた数値とは一致しない。正確な数値については、【図9】のうち「総数」の行を参照されたい。

⁹ 令和2年における審理期間が2年を超える事件の割合の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（32.9%）、「金銭のその他」（17.6%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（49.7%）及び「医療損害賠償」（47.1%）である点は、前回と同様である（【図9】）（第8回報告書23頁【図9】参照）。

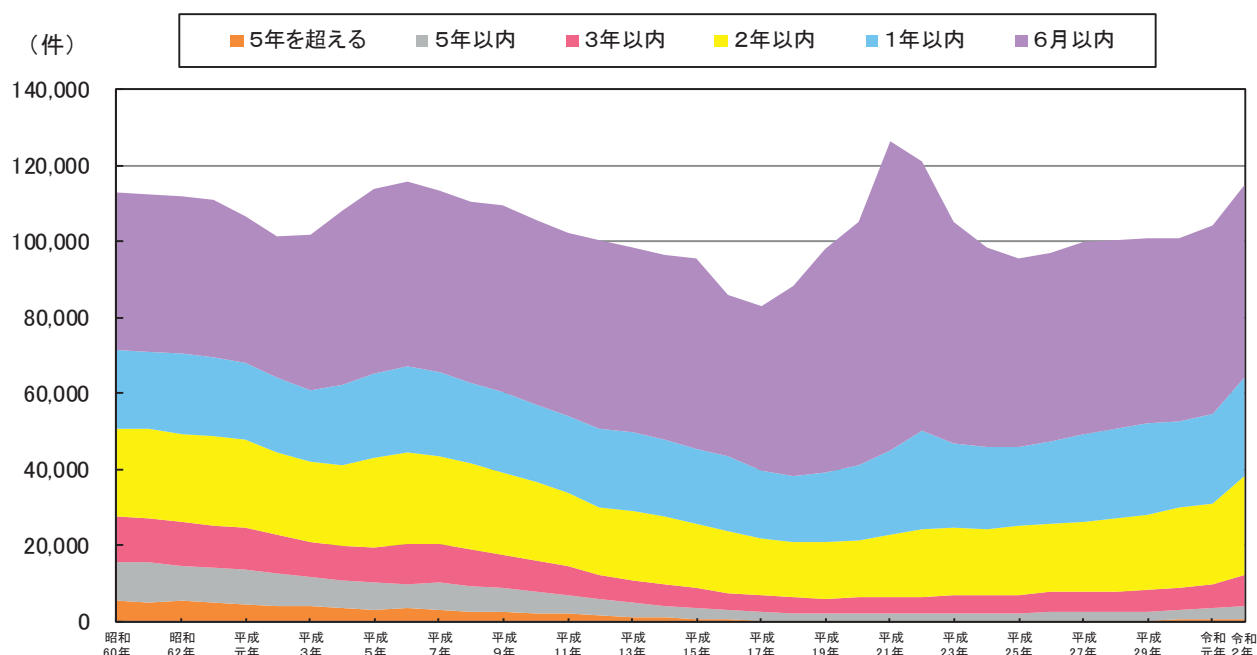
【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



事件の種類		既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合
総数		122,749	100.0%	9,572	100.0%	7.8%
金銭	売買代金	1,357	1.1%	127	1.3%	9.4%
	貸金	6,352	5.2%	291	3.0%	4.6%
	立替金	3,728	3.0%	26	0.3%	0.7%
	建築請負代金	1,277	1.04%	324	3.4%	25.4%
	建築瑕疵損害賠償	378	0.3%	188	2.0%	49.7%
	交通損害賠償	14,506	11.8%	1,085	11.3%	7.5%
	医療損害賠償	647	0.5%	305	3.2%	47.1%
	公害損害賠償	69	0.06%	12	0.1%	17.4%
	その他の損害賠償	19,136	15.6%	3,145	32.9%	16.4%
	手形金	10	0.01%	2	0.02%	20.0%
	手形異議	15	0.01%	4	0.04%	26.7%
	金銭債権存否	1,222	1.0%	82	0.9%	6.7%
	労働金銭	2,219	1.8%	369	3.9%	16.6%
	知的財産金銭	215	0.2%	42	0.4%	19.5%
	金銭のその他	29,764	24.2%	1,683	17.6%	5.7%
建物		27,050	22.0%	250	2.6%	0.9%
土地		5,934	4.8%	513	5.4%	8.6%
土地境界		292	0.2%	84	0.9%	28.8%
労働		754	0.6%	136	1.4%	18.0%
知的財産		208	0.2%	39	0.4%	18.8%
請求異議		211	0.2%	13	0.1%	6.2%
第三者異議		70	0.1%	3	0.03%	4.3%
公害差止め		3	0.002%	1	0.01%	33.3%
責任追及等		31	0.03%	14	0.1%	45.2%
共通義務確認		1	0.0008%	-	-	-
その他		7,300	5.9%	834	8.7%	11.4%

各年 12 月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図 10】のとおりであり、係属期間 2 年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図 11】のとおりである。係属期間 2 年超の事件の数は、平成 19 年まで減少する傾向にあったが、平成 20 年以降はおおむね増加する傾向となっており¹⁰、令和 2 年（1 万 2267 件）は平成 30 年（8,995 件）より 3,272 件増加している。また、全未済事件に占める係属期間 2 年超の未済事件の割合は、平成 23 年（6.7%）以降おおむね増加する傾向にあり、令和 2 年は 10.7%であった。（第 8 回報告書 24 頁【図 11】参照）¹¹

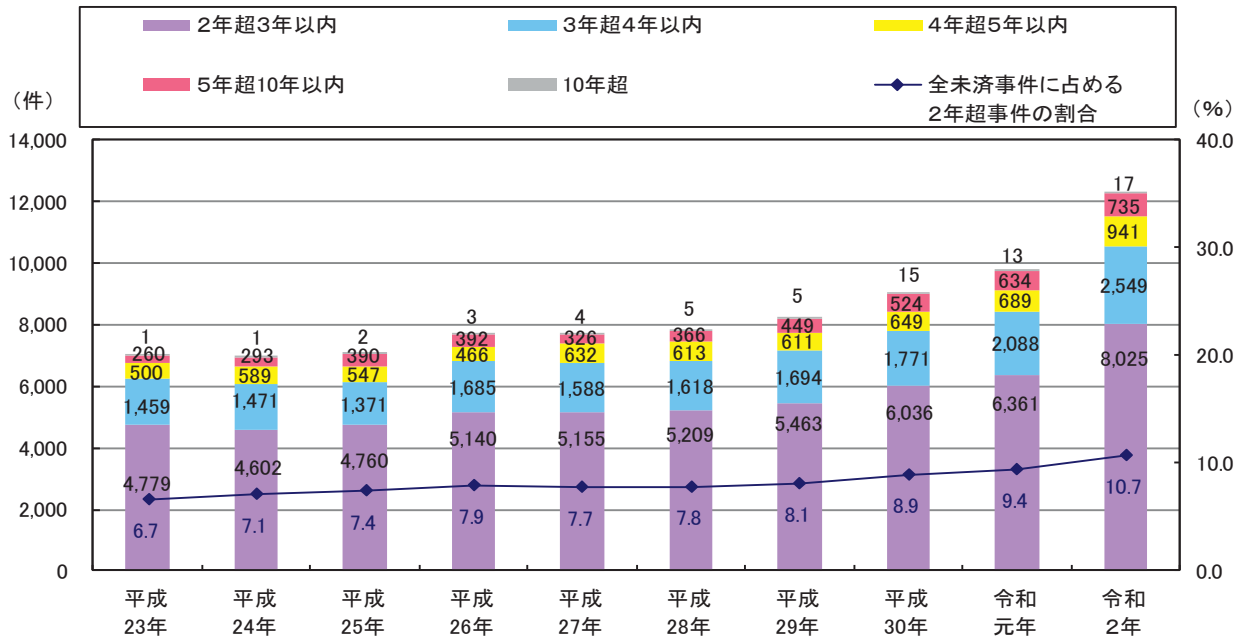
【図 10】 未済事件の係属期間別事件数の推移



¹⁰ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる（破産法 44 条 1 項、民事再生法 40 条 1 項、会社更生法 52 条 1 項等参照）。

¹¹ ただし、令和 2 年における係属期間 2 年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間 2 年超の事件の割合の各増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

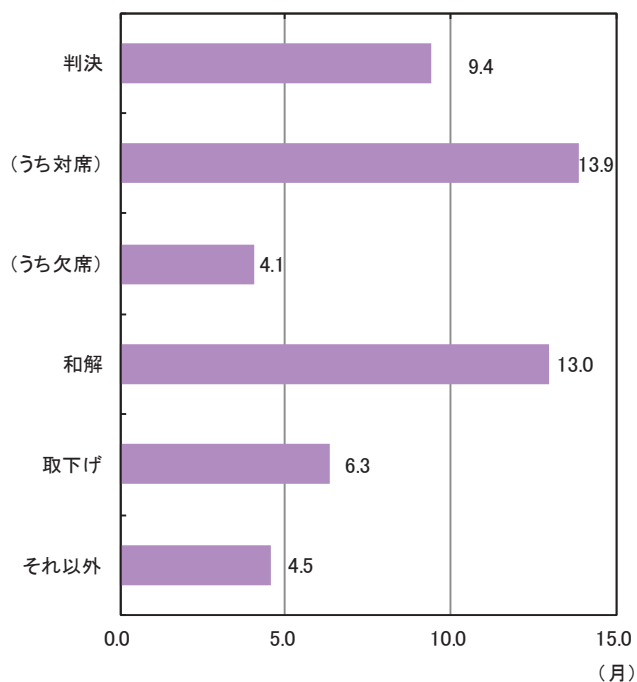
終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（43.2%）、取下げで終局した事件の割合（18.2%）が前回（それぞれ 41.4%、14.3%）より増加した一方で、和解で終局した事件の割合（35.3%）が前回（37.1%）より減少したほか、判決で終局した事件のうち対席判決となっている事件の割合（54.2%）が前回（58.4%）より減少した（第8回報告書 25 頁【表 12】参照）。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
判決	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	28,747 54.2%
和解	43,364 35.3%
取下げ	22,372 18.2%
それ以外	3,929 3.2%

終局区分別の平均審理期間は【図 13】のとおりであり、全体的に見て前回より長期化している¹²（第8回報告書 25 頁【図 13】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間



¹² 脚注4のとおり、長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹³は【表 14】 【表14】 平均期日回数及び平均期日間隔
のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.7
回）及び平均争点整理期日回数（3.0 回）は、
いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.9 回、
平均争点整理期日回数 3.1 回）より若干減少し
たものの¹⁴、平均期日間隔（2.1 月）は、前回
（1.8 月）から若干長期化し¹⁵、全体として争点
整理期間が長期化する傾向にある（第8回報告
書 26 頁【表 14】参照）。

事件の種類	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.7
うち平均口頭弁論 期日回数	1.7
うち平均争点整理 期日回数	3.0
平均期日間隔(月)	2.1

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹⁶（準
備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備
手続のいずれかが実施された事件の割合）は、
【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率
（43.0%）は、前回（43.6%）より若干減少して
いる（第8回報告書 26 頁【表 15】参照）。

【表15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
争点整理 手続	実施件数	52,814
	実施率	43.0%

¹³ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第1回報告書 20 頁参照）。

¹⁴ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

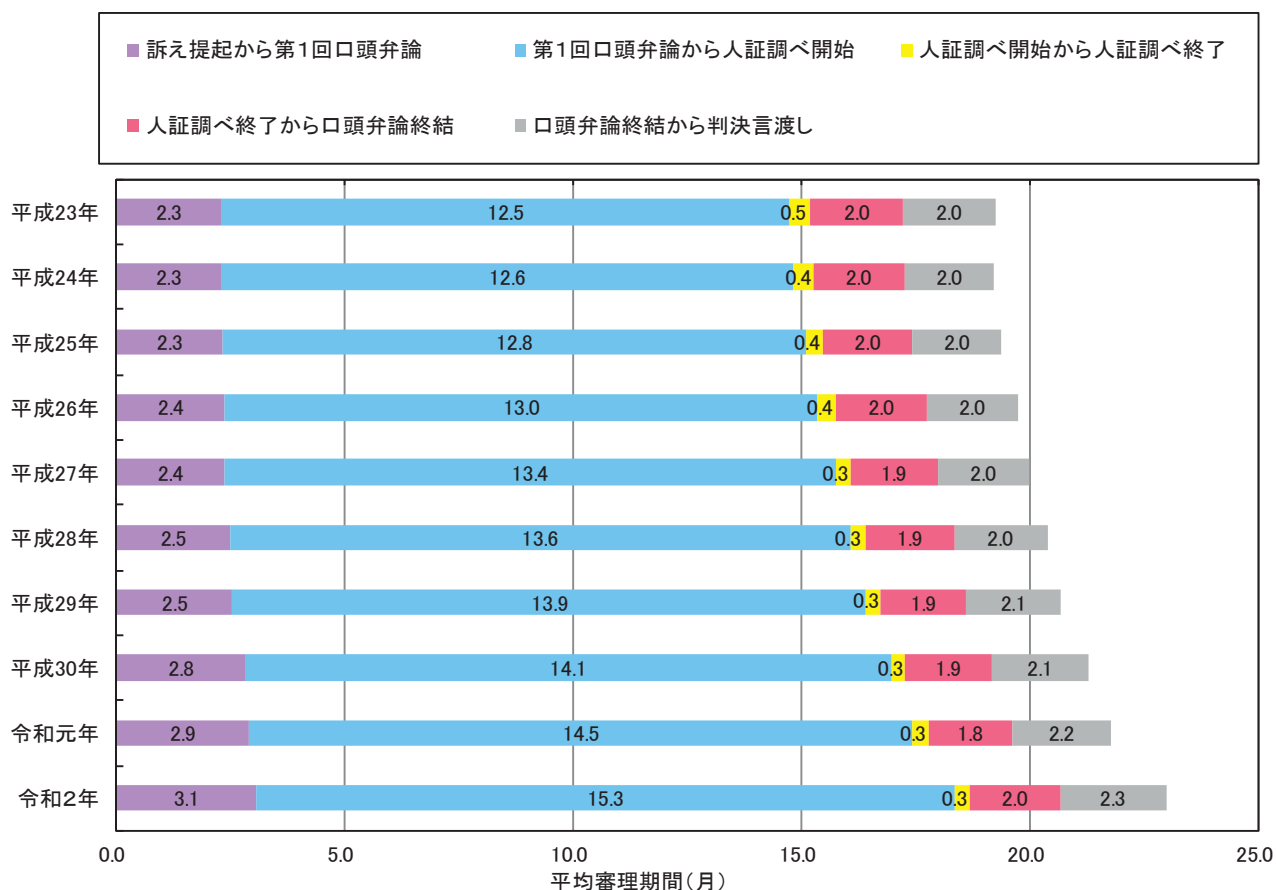
¹⁵ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁶ ただし、それほど複雑ではなく1回1回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理実施率はあくまでも目安にすぎない。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁷における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。平成 21 年以降、第 1 回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）が長期化していることに加え、近年は訴え提起から第 1 回口頭弁論までの平均期間も長期化しており、そのために審理期間全体が長期化している¹⁸（第 8 回報告書 27 頁【図 16】参照）。

【図 16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁷ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

¹⁸ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数¹⁹は【表 17】のとおりである。

第5回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回 0.3 人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり令和 2 年においては、2.7 人となっていて、前回と同様である（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】，第8回報告書 28 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 10.3%となった後、平成 23 年に増加に転じ（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】参照），平成 26 年には 15.9%まで増加した。その後、減少に転じ、令和 2 年は 12.4%と前回（14.4%）より減少した（【表 17】）。（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】，第8回報告書 28 頁【表 17】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2 月）は、前回（21.5 月）よりも長くなっている。その要因については、平均人証調べ期間²⁰（0.3 月）が前回と同様であるのに対し、平均争点整理期日回数（8.6 回）が前回（8.0 回）より若干増えていることや、前述のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における争点整理期間が長期化していることからすると、争点整理期間が長くなったことによるものといえる。²¹（【図 16】【表 18】【表 19】）（第8回報告書 28 頁【表 18】【表 19】参照）

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		12.4%
平均人証数		0.3
人証調べ実施事件	うち平均証人数	0.1
	うち平均本人数	0.2
	平均人証数	2.7
	うち平均証人数	0.9
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.2
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	12.3
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	3.7
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	8.6

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

¹⁹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

²⁰ 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

²¹ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、9割近くの事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は1.6%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第8回報告書29頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	13,513	88.7%
2回	1,475	9.7%
3回	167	1.1%
4回	44	0.3%
5回	15	0.1%
6回	14	0.09%
7回	1	0.01%
8回	—	—
9回	—	—
10回	2	0.01%
11～15回	9	0.06%
16回以上	1	0.01%
合 計	15,241	100.0%

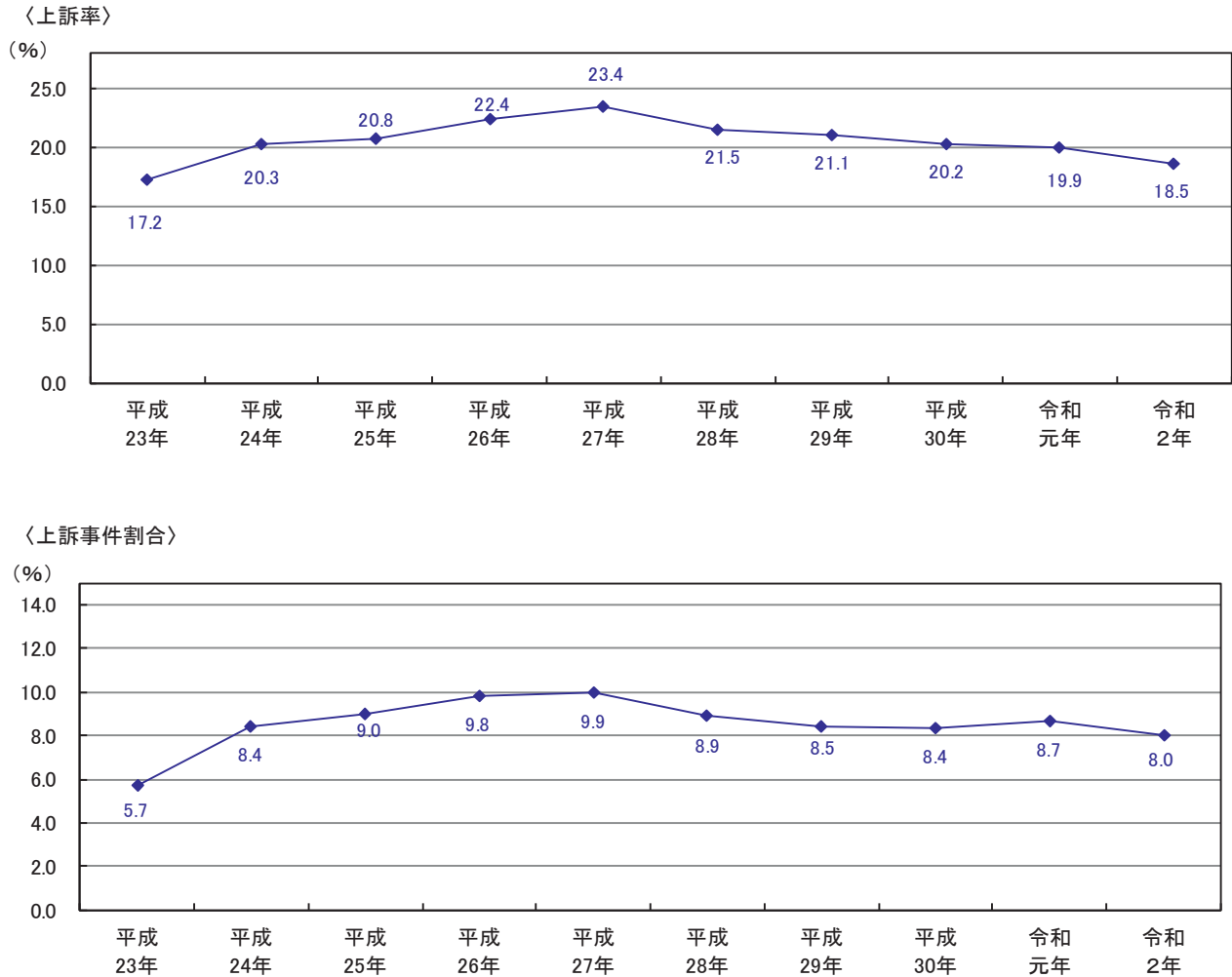
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第8回報告書29頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑 定	実施件数	633
	実施率	0.5%
検 証	実施件数	157
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合²²の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にある。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



²² 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、過払金等事件の増加に伴い平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 27.8%となった後、平成 23 年以降は増加に転じたが、令和 2 年（44.5%）は前回（45.5%）よりも減少した（第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】，第 6 回報告書 32 頁【表 22】，第 7 回報告書 27 頁【表 21】，第 8 回報告書 31 頁【表 23】参照）。

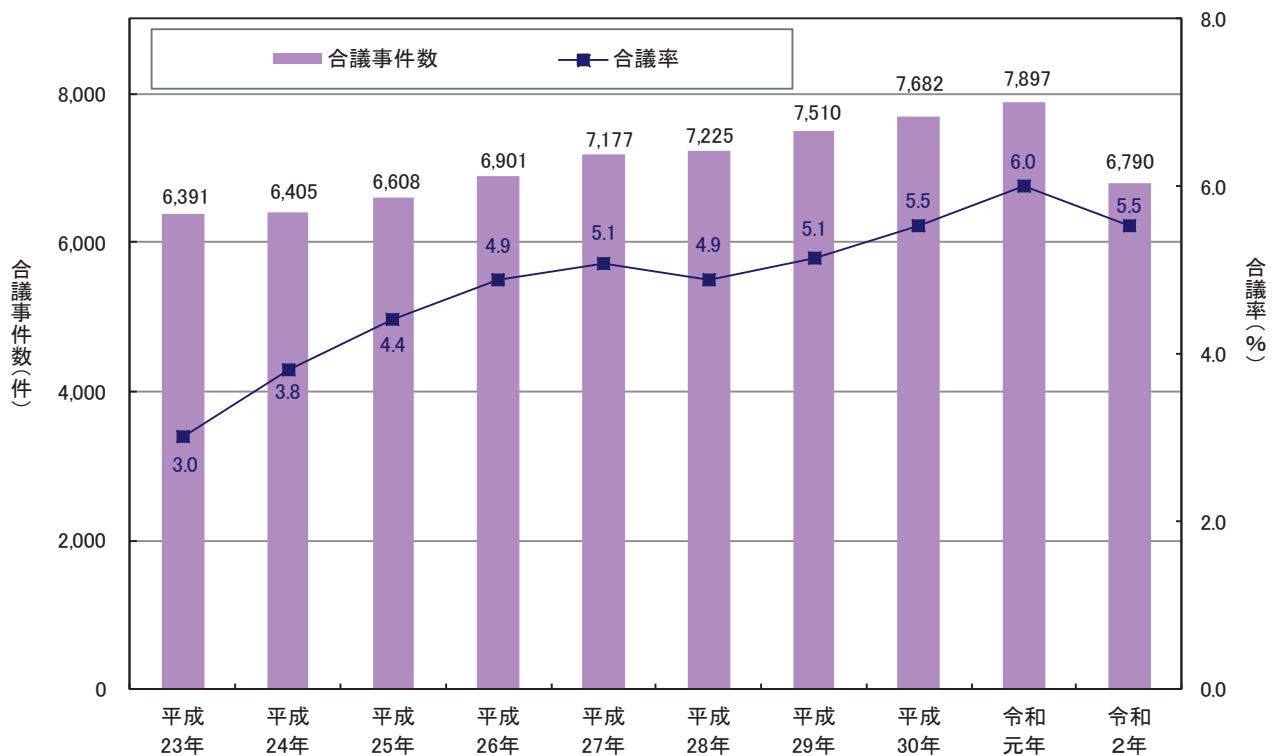
【表 23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	3,439 2.8%
本人による	9,889 8.1%

○ 合議の状況

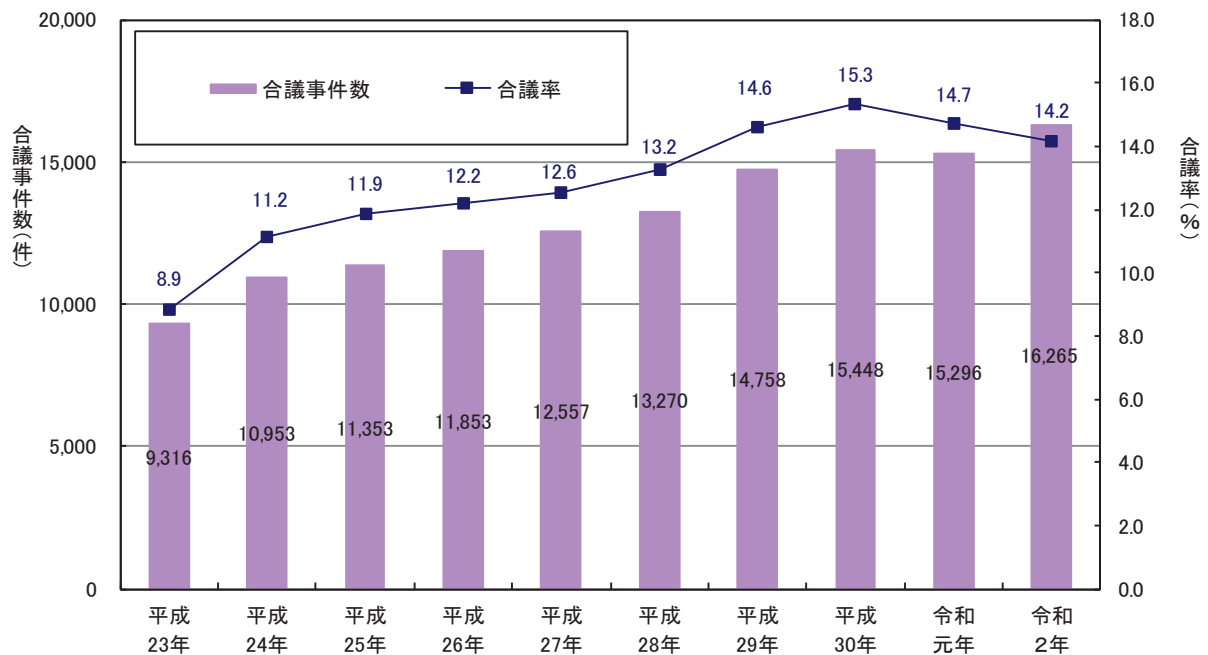
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、平成 23 年に 3.0%であったところ、平成 24 年以降はおおむね増加傾向にあったが、令和 2 年は若干減少し、5.5%となっている。

【図 24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 23 年に 8.9%であったところ、平成 24 年以降は増加傾向となり、平成 30 年には 15.3%となったが、近年は若干減少している²³。合議事件数については、平成 24 年以降増加傾向となっている。

【図25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移

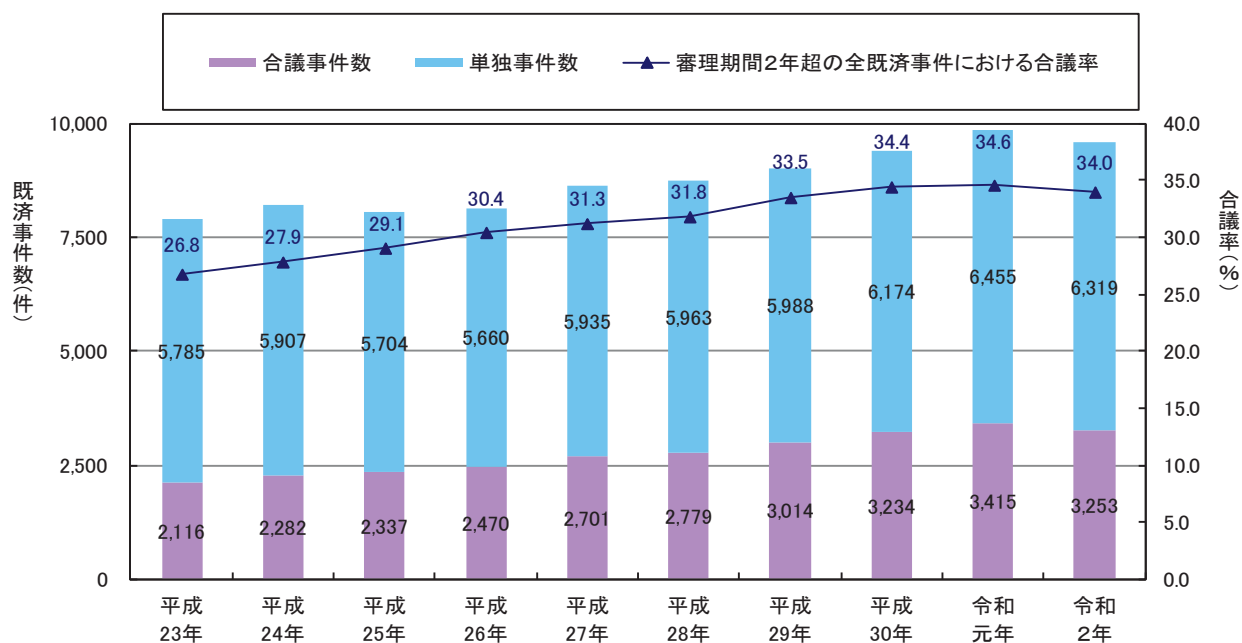


²³ 令和2年において合議事件数が増えたにもかかわらず、合議率が低下したのは、未済事件全体の事件数の増加によるものと思われるが、その背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数及び合議率は、平成23年以降、いずれも増加傾向にあったが、令和2年には若干減少し、合議事件数は3,253件、合議率は34.0%であった。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移し、令和 2 年は、平成 30 年（741 件）より増加して、816 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移してきたが、令和 2 年（26.7 月）は若干長期化した。審理期間が 2 年を超える事件の割合についても、令和 2 年（47.1%）は平成 30 年（44.4%）より増加した。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、争点整理期間（23.7 月）が前回（21.2 月）より長くなったことにより、全体の平均審理期間も前回より長期化している。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

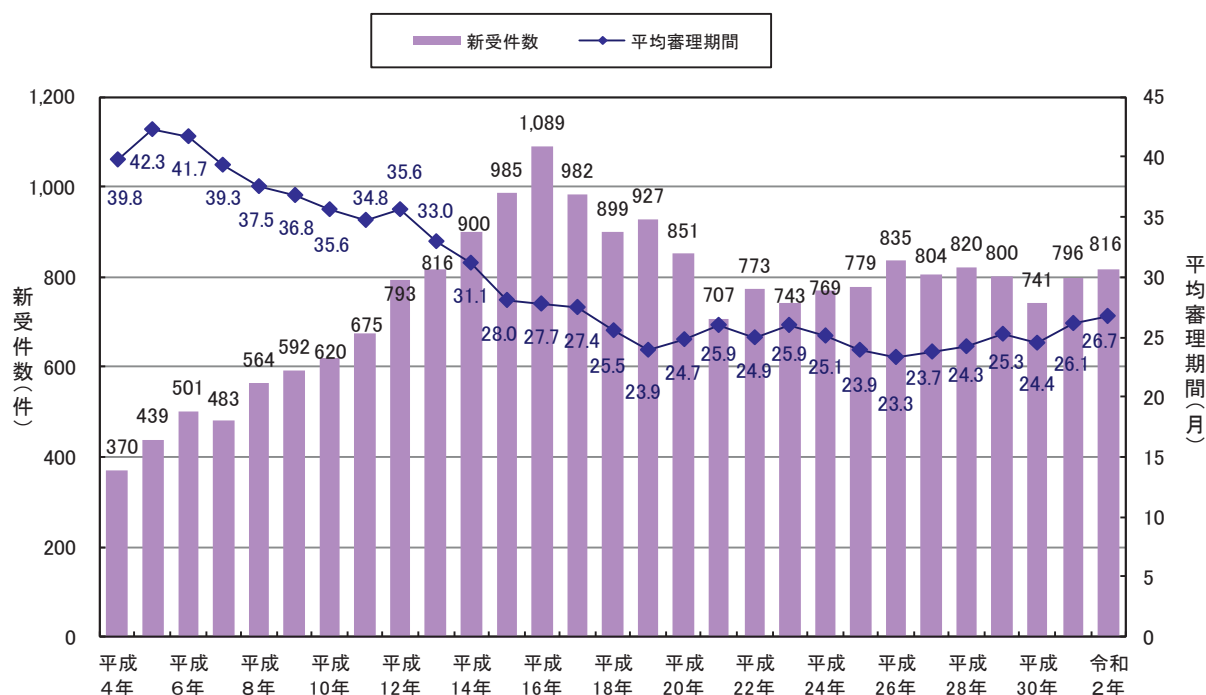
終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年（370件）から平成16年（1,089件）までおおむね増加傾向であったが、それ以降減少傾向に転じ、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移しており、令和2年は、平成30年（741件）より増加して、816件であった。

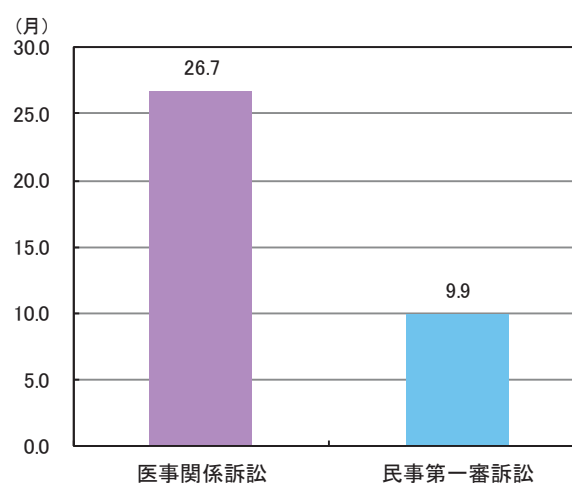
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（医事関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和2年は、前回(24.4月)より長期化して26.7月となった(【図1】【図2】)²。



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあり、令和2年は、前回（44.4%）より増加して47.1%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】参照）³。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（54.3%）より若干増加して54.9%となっており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準である。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第8回報告書35頁【表4】参照）

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（77.4%）は、前回（79.4%）より若干低下したが、依然として高い水準にある（第8回報告書35頁【表5】参照）。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	647	122,749
平均審理期間(月)	26.7	9.9
6月以内	70 10.8%	62,352 50.8%
6月超1年以内	86 13.3%	27,128 22.1%
1年超2年以内	186 28.7%	23,697 19.3%
2年超3年以内	146 22.6%	6,694 5.5%
3年超5年以内	131 20.2%	2,544 2.1%
5年を超える	28 4.3%	334 0.3%

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	198 30.6%	53,084 43.2%
うち対席 （％は判決に対する割合）	194 98.0%	28,747 54.2%
和解	355 54.9%	43,364 35.3%
取下げ	42 6.5%	22,372 18.2%
それ以外	52 8.0%	3,929 3.2%

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	501 77.4%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	67 10.4%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	64 9.9%	3,439 2.8%
本人による	15 2.3%	9,889 8.1%

³ ただし、令和2年に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数（9.9回）が前回（9.4回）よりも増加したが、平均口頭弁論期日回数（2.1回）が前回（2.5回）より減少したため、全体の平均期日回数（12.0回）は前回（11.9回）とほぼ同じであり、平均期日間隔（2.2月）も前回（2.1月）とほぼ同じである（第8回報告書35頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	12.0	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	2.1	1.7
うち平均争点整理期日回数	9.9	3.0
平均期日間隔(月)	2.2	2.1

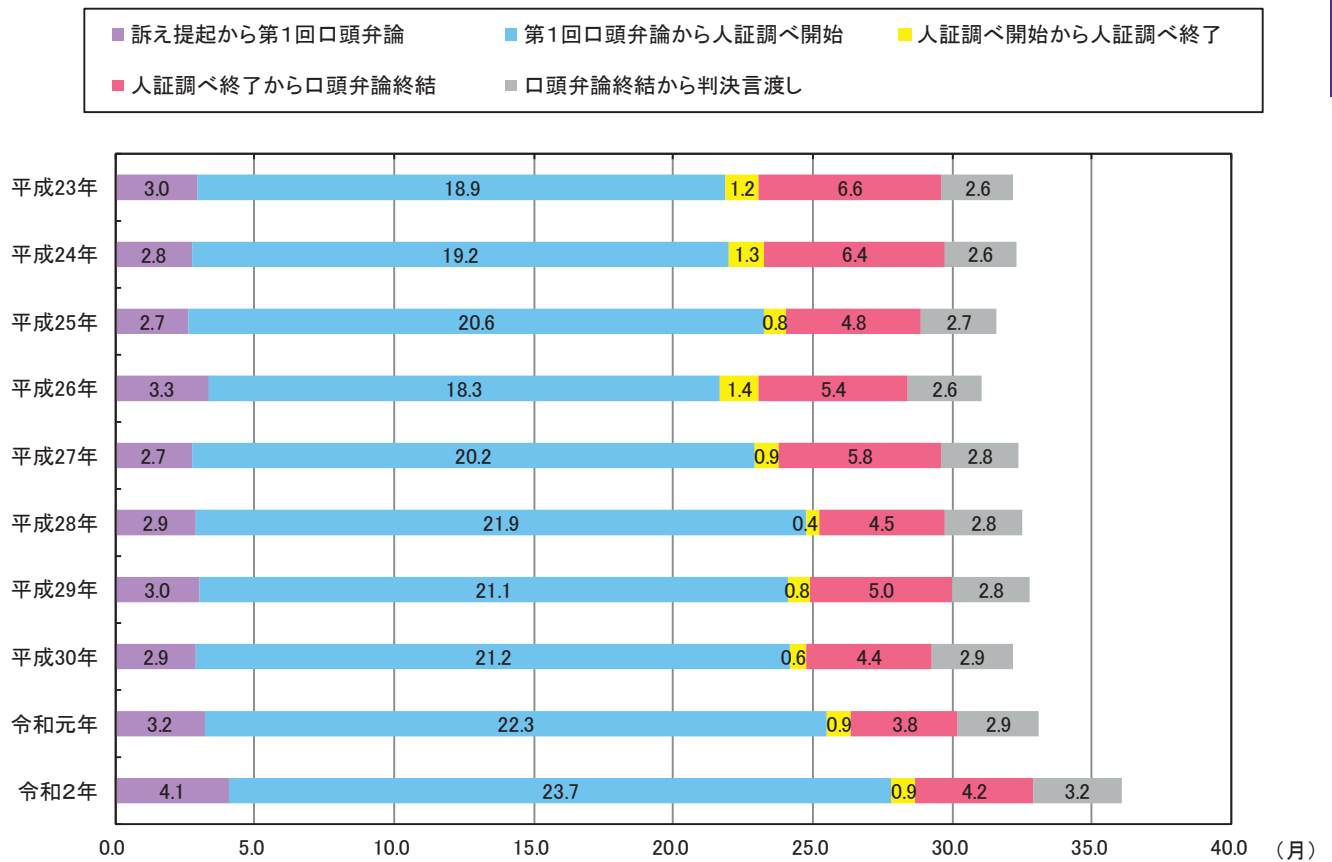
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（79.4%）は、前回（82.2%）より若干減少したが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準である（第8回報告書36頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	514
	実施率	79.4%
		52,814
		43.0%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和2年において、医事関係訴訟全体の23.6%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりであり、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）（23.7月）が、前回（21.2月）より長期化したことにより、審理期間全体も前回より長期化した⁴。長期的に見ると、争点整理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）（前掲Ⅲ. 1. 1【図16】）と同様におおむね長期化傾向にあるが、人証調べ開始以降の平均期間は、おおむね短縮傾向にある。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

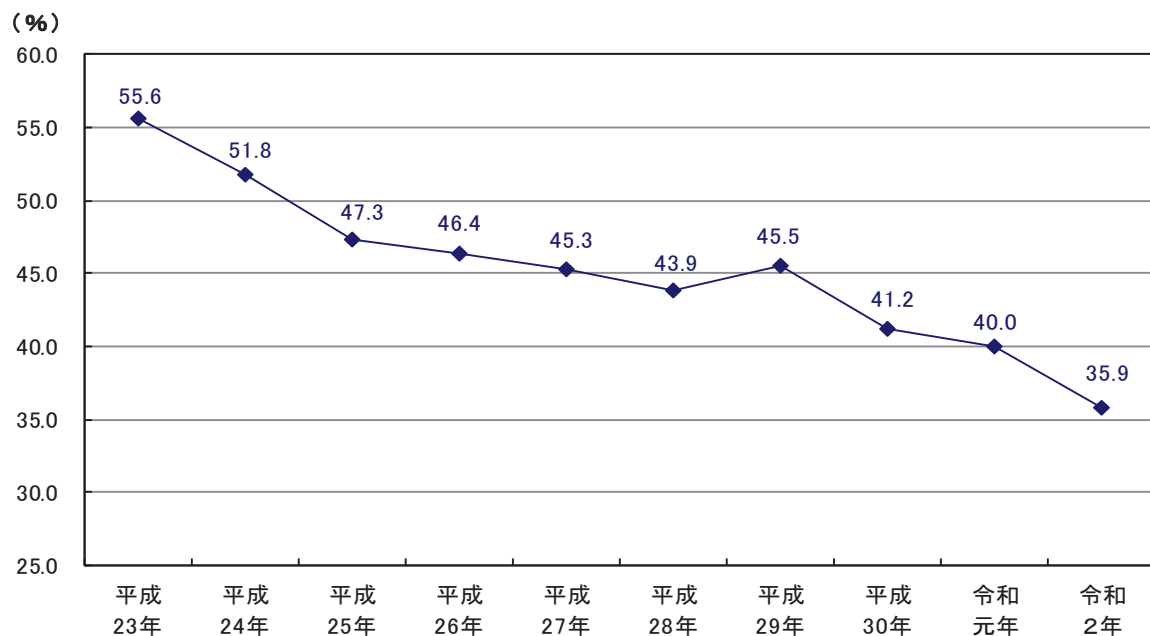
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 9】のとおりであり，民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準である。人証調べ実施率（35.9％）は，前回（41.2％）から減少しており，平成 23 年以降で見ても減少傾向にある（【図 10】）（第 8 回報告書 37 頁【表 9】参照）。

【表 9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	35.9%	12.4%
平均人証数	1.0	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.7

【図 10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した医事関係訴訟における平均審理期間（38.6 月）は，前回（34.0 月）より長期化しており⁵，民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2 月（前掲Ⅲ．1．1【表 18】））と比べて長い傾向が続いている。なお，平均人証調べ期間（0.9 月）は，前回（1.0 月）とほぼ同様である。（【表 11】）（第 8 回報告書 37 頁【表 11】参照）

【表 11】 人証調べを実施した事件における平均
審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

平均審理期間（月）	38.6
平均人証調べ期間（月）	0.9

⁵ ただし，令和 2 年の長期化の背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

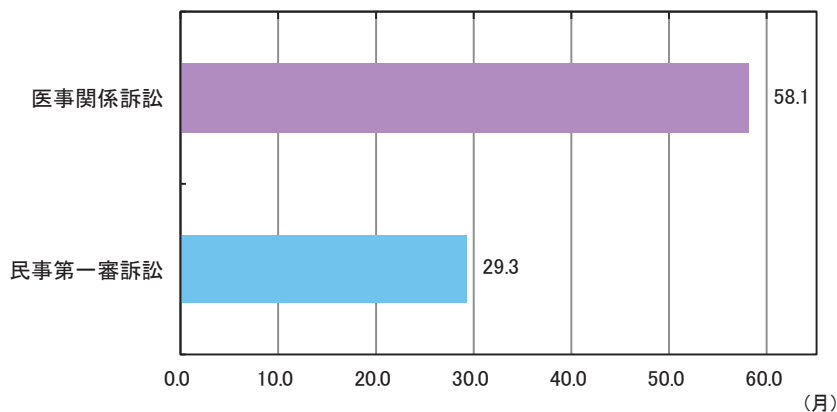
鑑定の実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりである。鑑定実施率（7.0％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準であるものの、前回（7.4％）より若干減少しており、長期的に見ても、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】、第 6 回報告書 38 頁【表 12】、第 7 回報告書 33 頁【表 12】、第 8 回報告書 38 頁【表 12】参照）。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	45	633
	実施率	7.0%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、平均審理期間は、前回（53.1 月）よりも 5.0 月長期化して 58.1 月となった⁶。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第 8 回報告書 38 頁【図 13】参照）

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表 14】のとおりであり、前回（4.0 月）よりも 0.4 月長期化して 4.4 月となった（第 8 回報告書 38 頁【表 14】参照）。

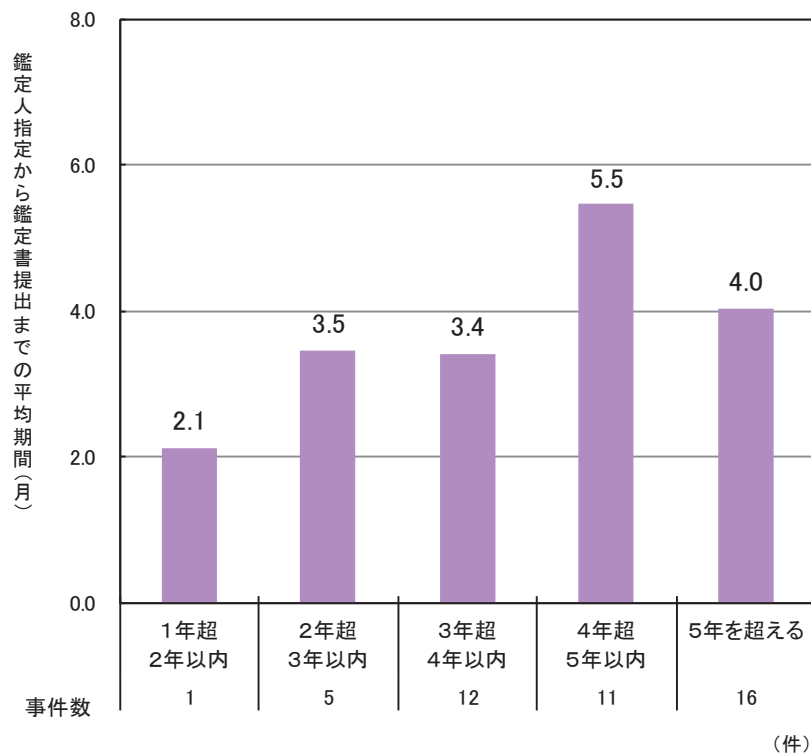
【表 14】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間（月）	4.4
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間（月）	0.3
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く（月）	2.5
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（月）	4.1

⁶ ただし、令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】、第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第4回報告書概況編 68 頁【図 18】、第5回報告書概況編 73 頁【図 16】、第6回報告書 39 頁【図 15】、第7回報告書 34 頁【図 15】、第8回報告書 39 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



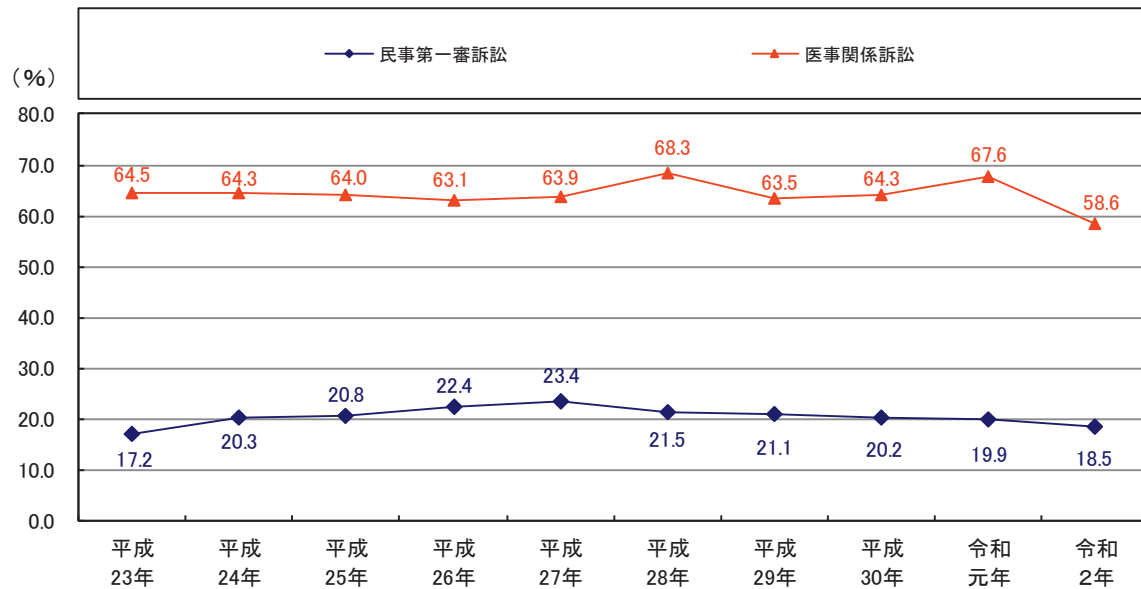
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

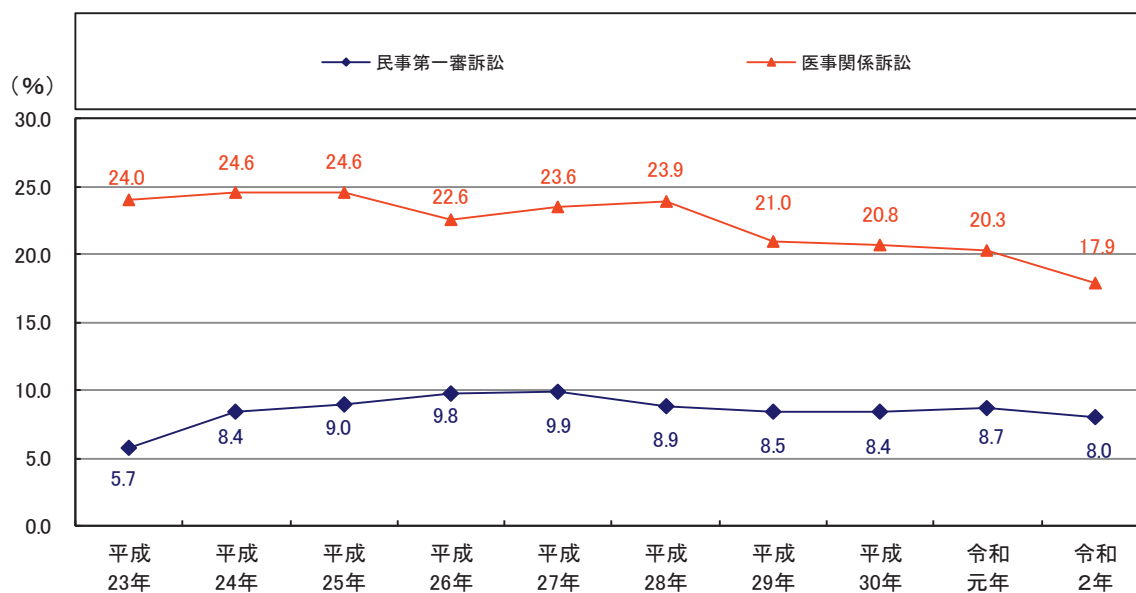
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準である。

【図16】 上訴率及び上訴事件割合の推移（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移しており、令和 2 年は前回（1,921 件）よりも若干増加して 1,990 件となった。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.0 月）が前回（24.2 月）より 2.8 月長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間（19.7 月）は、前回（18.4 月）より 1.3 月長期化した。もっとも、平均期日回数は顕著に増加したわけではなく、特に瑕疵主張のない建築関係訴訟では前回（7.3 回）よりも減少している（6.6 回）。

他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（48.0%）が前回に続いて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は前回（0.3 月）より長期化して 0.5 月となったが、前々回（0.9 月）よりは短縮しており、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

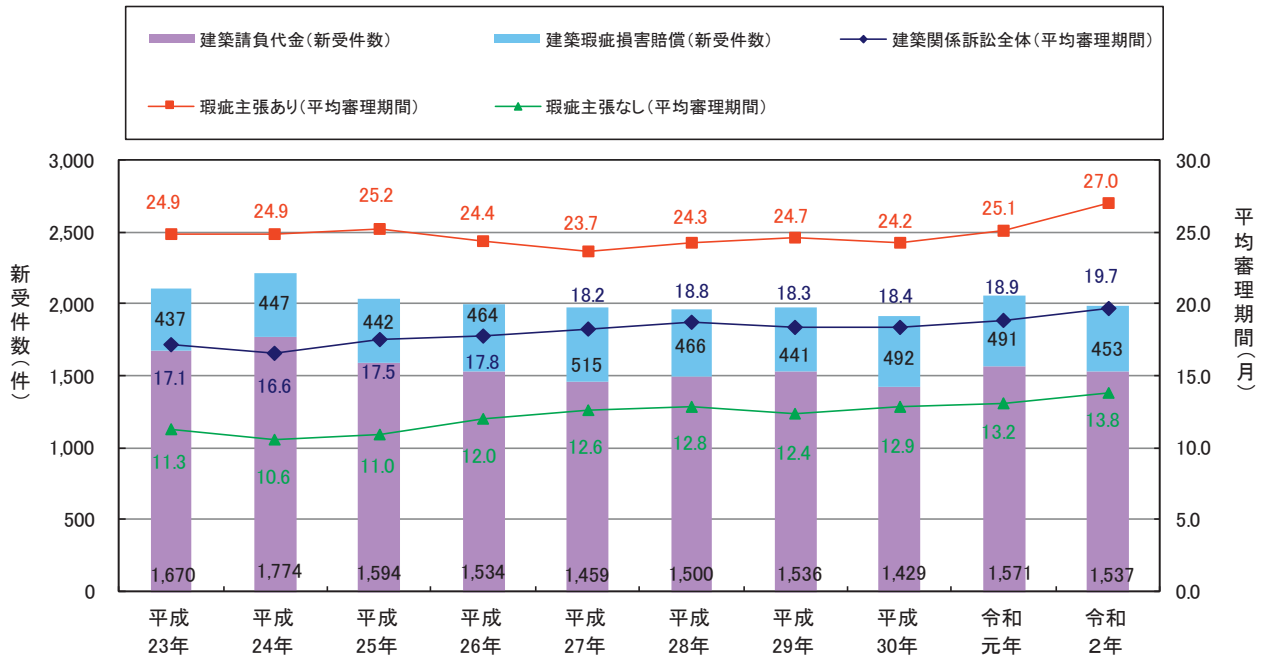
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（42.3%）は、前回（45.0%）に引き続き高い水準にあるが、その平均審理期間（31.1 月）は、前回（27.9 月）より長期化した。もっとも、平均調停期日回数（8.8 回）は前回（8.4 回）から若干増加したにとどまる。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



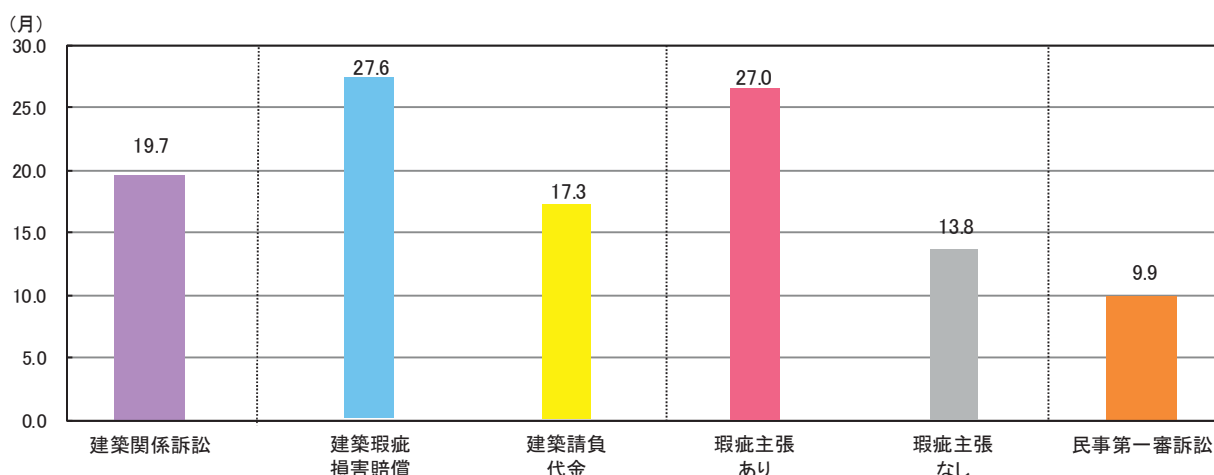
新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移しており、令和2年(1,990 件)は前回(1,921 件)より 69 件増加した。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年 18 月台で推移していたが、令和2年は前回(18.4 月)よりも 1.3 月長期化して 19.7 月となった(【図1】【図2】)。特に、審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回(24.2 月)から 2.8 月長期化して 27.0 月となった(第8回報告書 43 頁【図2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編 78 頁脚注1 参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償であっても、建築請負代金のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通だといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第8回報告書と同様である。同・42 頁脚注 1 参照)。

² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合（48.0％）は、前回（40.2％）及び前々回（39.4％）より増加しており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合（17.4％）も、前回（14.7％）より増加した³。（第7回報告書 38 頁【表3】，第8回報告書 43 頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 （％は建築関係訴訟に対する事件割合）	378 22.8%	1,277 77.2%	733 44.3%	922 55.7%	122,749 —
平均審理期間(月)	27.6	17.3	27.0	13.8	9.9
6月以内	24 6.3%	383 30.0%	39 5.3%	368 39.9%	62,352 50.8%
6月超1年以内	45 11.9%	211 16.5%	96 13.1%	160 17.4%	27,128 22.1%
1年超2年以内	121 32.0%	359 28.1%	246 33.6%	234 25.4%	23,697 19.3%
2年超3年以内	98 25.9%	202 15.8%	192 26.2%	108 11.7%	6,694 5.5%
3年超5年以内	76 20.1%	104 8.1%	134 18.3%	46 5.0%	2,544 2.1%
5年を超える	14 3.7%	18 1.4%	26 3.5%	6 0.7%	334 0.3%

³ ただし、令和2年に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、全体として前回から大きな変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟について見ると、判決で終局した事件（24.4%）のほとんどが対席判決によるもの（97.8%）であり、また、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて取下げ⁴で終局した事件の割合（29.5%、民事第一審訴訟事件（全体）は18.2%）が高い傾向にある。（第8回報告書44頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
判決	105 27.8%	452 35.4%	179 24.4%	378 41.0%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	101 96.2%	305 67.5%	175 97.8%	231 61.1%	28,747 54.2%
和解	145 38.4%	515 40.3%	318 43.4%	342 37.1%	43,364 35.3%
取下げ	115 30.4%	247 19.3%	216 29.5%	146 15.8%	22,372 18.2%
それ以外	13 3.4%	63 4.9%	20 2.7%	56 6.1%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（85.5%）は、民事第一審訴訟事件（全体）（44.5%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第8回報告書44頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	326 86.2%	810 63.4%	627 85.5%	509 55.2%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	30 7.9%	393 30.8%	72 9.8%	351 38.1%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	17 4.5%	27 2.1%	25 3.4%	19 2.1%	3,439 2.8%
本人による	5 1.3%	47 3.7%	9 1.2%	43 4.7%	9,889 8.1%

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（12.9回）は前回（12.4回）よりも若干増加しているが、第7回報告書及び第8回報告書で増加傾向が指摘されていた瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数は、前回（7.3回）から減少している（6.6回）。（第7回報告書40頁【表6】、第8回報告書45頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は瑕疵主張の有無に関わらずいずれの類型でも前回（いずれも1.7月）よりも若干長期化し、瑕疵主張のある建築関係訴訟で1.9月、瑕疵主張のない建築関係訴訟で2.0月となった（第8回報告書45頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	12.6	7.9	12.9	6.6	4.7
うち平均口頭弁論 期日回数	2.2	1.9	2.2	1.9	1.7
うち平均争点整理 期日回数	10.5	6.0	10.7	4.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第8回報告書45頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	344	851	672	523	52,814
実施率	91.0%	66.6%	91.7%	56.7%	43.0%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.5月）は、前回（0.3月）より若干長期化したものの、前々回（0.9月）よりは短縮し、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3月）と同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（18.5%）は、前回（25.6%）より7.1%減少している。（前掲Ⅲ．1．1【表17】【表18】）（第7回報告書41頁【表8】【表9】、第8回報告書46頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	27.8%	21.0%	27.6%	18.5%	12.4%
平均人証数	0.9	0.7	0.9	0.6	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.1	3.2	3.3	3.0	2.7

人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（33.7月）よりも4.4月長期化して38.1月となった⁶。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2月）（前掲Ⅲ．1．1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第8回報告書46頁【表9】参照）

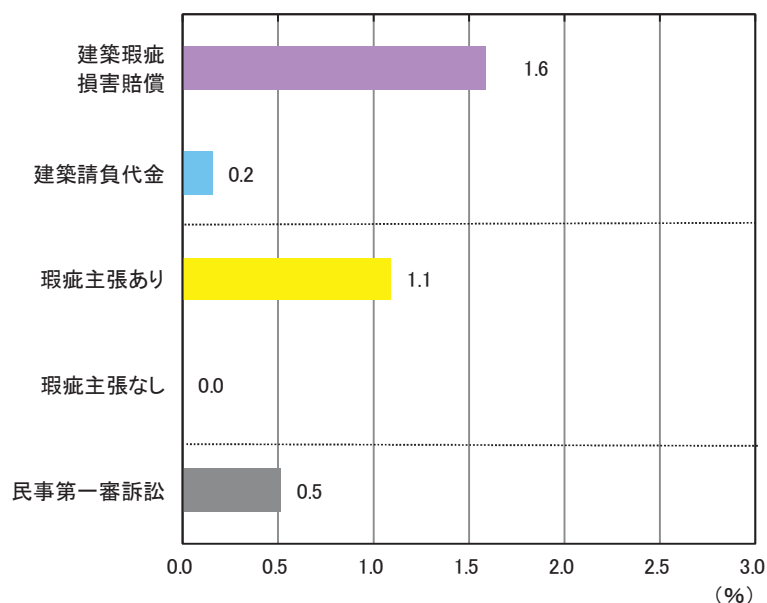
【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間（月）	38.1
平均人証調べ期間（月）	0.5

⁶ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

鑑定実施率は【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（1.1％）は前回（1.6％）より若干減少しており，平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては，鑑定以外の形で，建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁷⁾）（第 6 回報告書 46 頁【図 11】，第 7 回報告書 41 頁【図 10】，第 8 回報告書 46 頁【図 10】参照）。

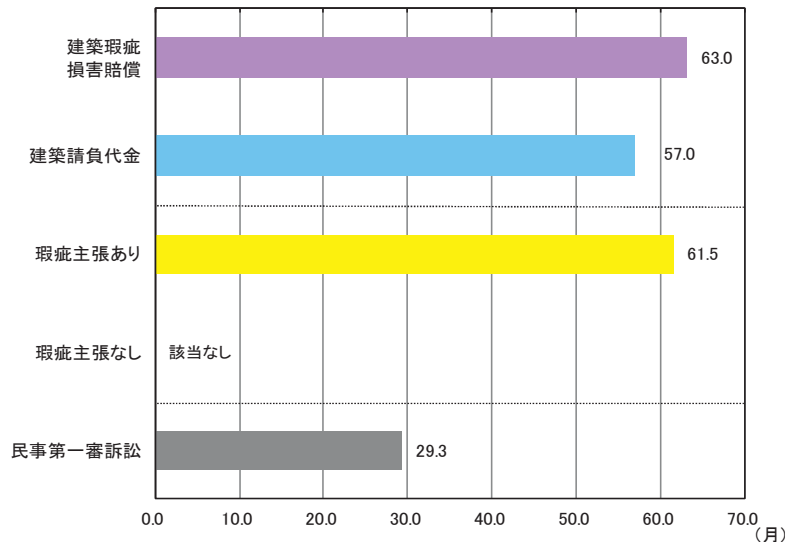
【図10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁷⁾ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち，調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は，平成 19 年に 37.4％であったものが，令和 2 年には 56.2％に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（61.5 月）は前回（62.1 月）よりも 0.6 月短縮した（第 8 回報告書 47 頁【図 11】参照）⁸。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおりであり、前回（7.6 月）よりも長期化して 16.8 月となった（第 8 回報告書 47 頁【表 12】参照）⁹。なお、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日でない事件は 0 件であった。

【表 12】 平均鑑定期間(建築関係訴訟)

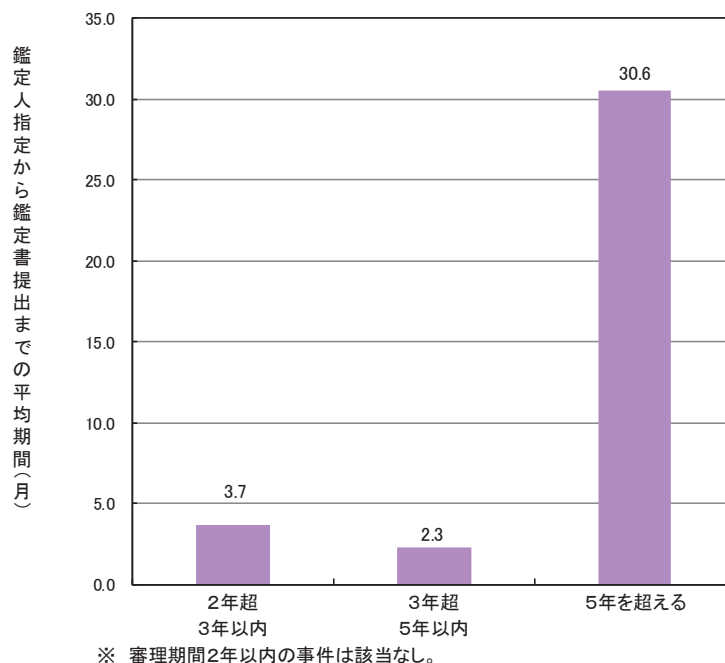
平均鑑定期間(月)	16.8
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	-
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	16.8

⁸ ただし、鑑定を実施した事件は計 8 件(建築瑕疵損害賠償 6 件、建築請負代金 2 件)しかないことに留意する必要がある。

⁹ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 8 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものは【図13】のとおりであり、審理期間が2年を超え3年以内の事件（3.7月）及び3年を超え5年以内の事件（2.3月）において前回（それぞれ5.5月，6.9月）より短縮しているが，5年を超える事件（30.6月）においては前回（7.9月）より長期化している（第8回報告書48頁【図13】参照）¹⁰。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について，調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると，【表14】のとおり，調停に付された事件の割合（42.3％）は，ここ数年間で最高であった前回（45.0％）に次ぐ水準となっている（第5回報告書概況編88頁【図21】，第6回報告書47頁【表15】，第7回報告書43頁【表14】，第8回報告書48頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

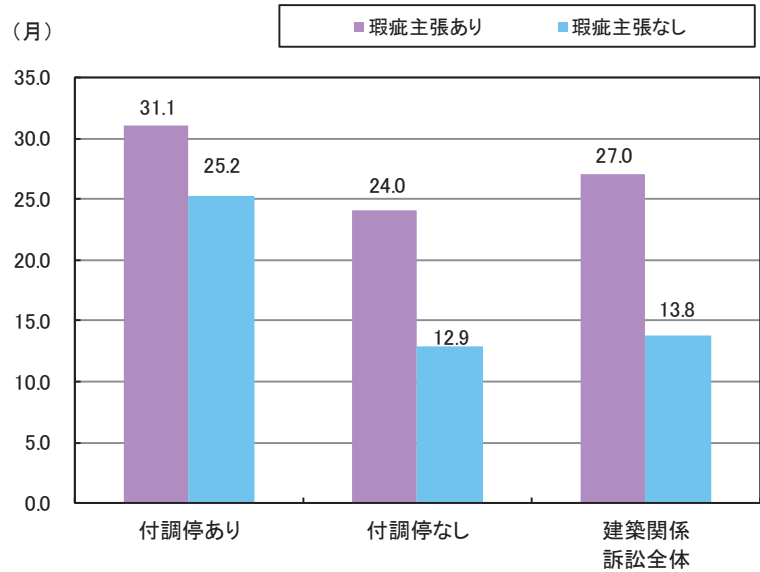
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	733	922	1,655
付調停事件数	310	72	382
付調停率	42.3%	7.8%	23.1%

¹⁰ もっとも、鑑定を実施した事件が計8件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

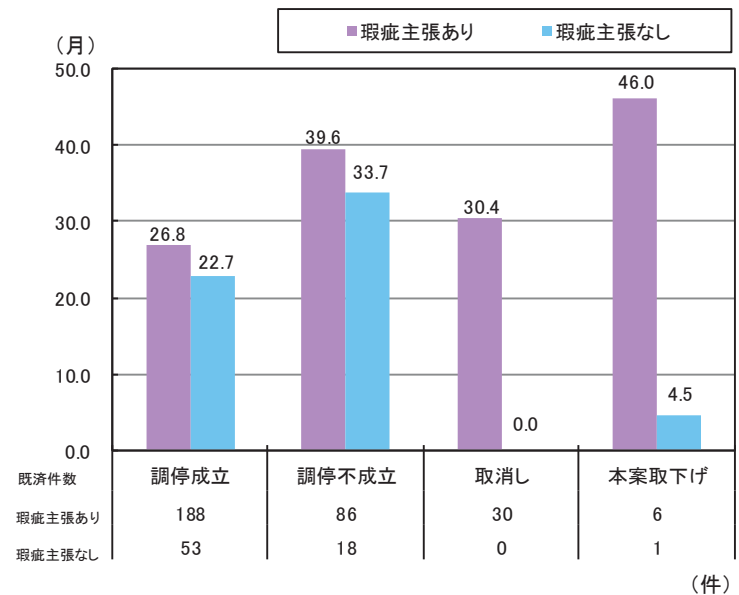
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（27.9 月）より長期化して 31.1 月となり、調停成立事件・調停不成立事件の別で見ても、【図 16】のとおり、いずれも前回（それぞれ 25.1 月、37.9 月）より長期化して、それぞれ 26.8 月、39.6 月となった（第 8 回報告書 49 頁【図 15】【図 16】参照）¹¹。もっとも、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（8.8 回）は前回（8.4 回）から若干増加したにとどまる（【表 17】）（第 8 回報告書 49 頁【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第 8 回報告書 49 頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	15.4	10.3	14.4
	平均調停期日回数	8.8	6.4	8.4

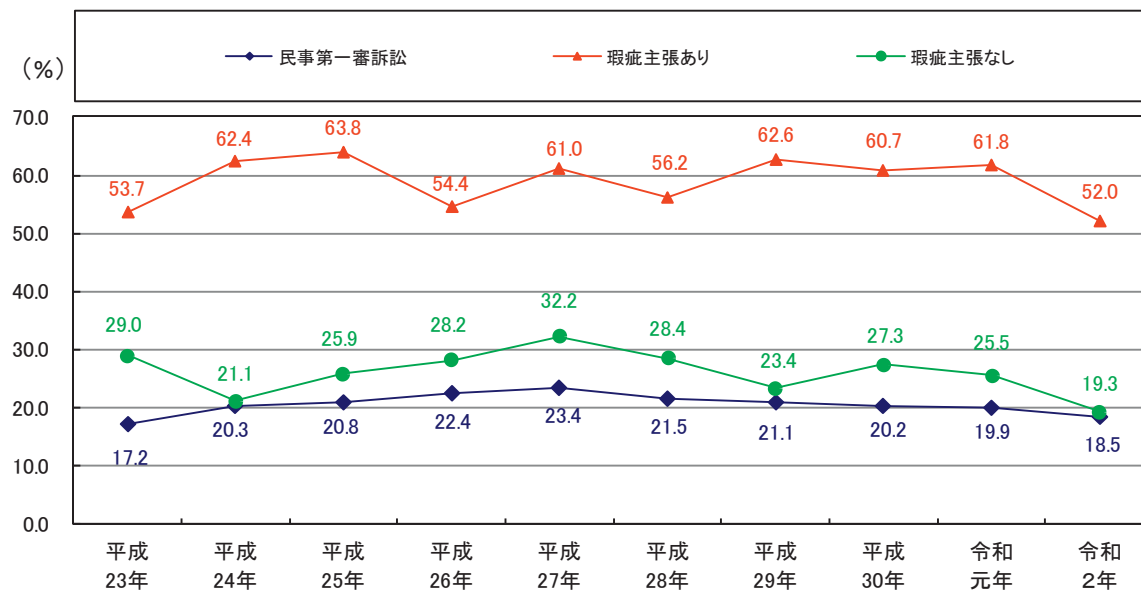
¹¹ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

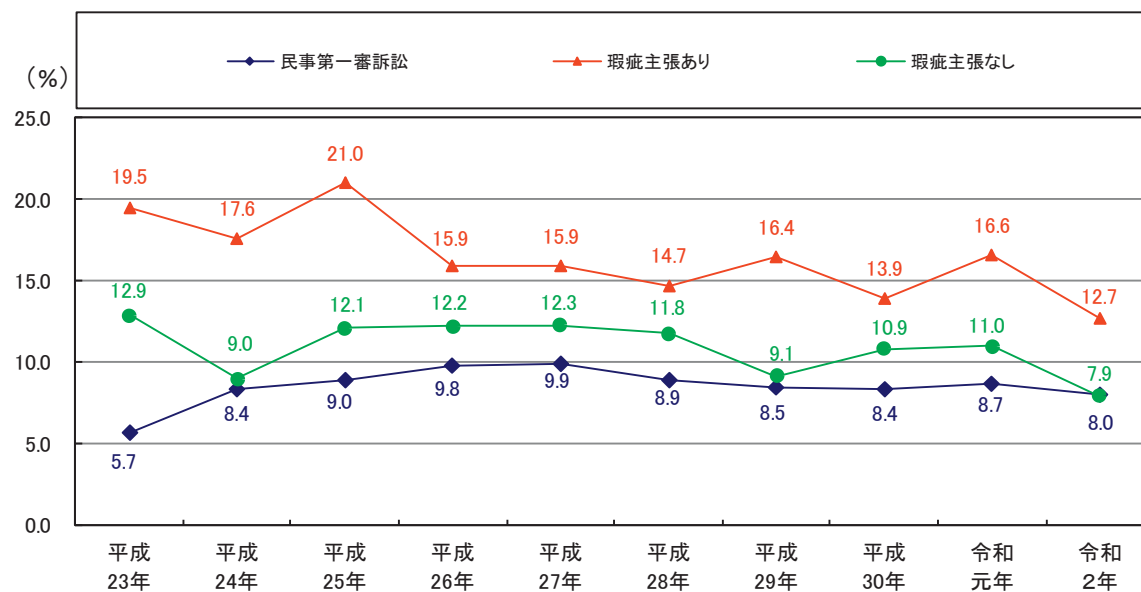
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数は前回とほぼ同様の491件であった。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮化が進んだが、令和2年は、前回（12.9月）より長期化して、15.4月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（24.8%）が前回（36.4%）より減少し、6月超2年以内の事件の割合（56.0%）や2年超の事件の割合（19.1%）は前回（それぞれ50.7%、12.9%）より増加した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（95.4%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（74.7%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.9回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は56.3%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約3.0倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和2年（491件）は、前回とほぼ同様であった。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮化が進んだ。令和2年は、前回（12.9月）より長期化して、15.4月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう⁴。（第8回報告書52頁【図2】参照）

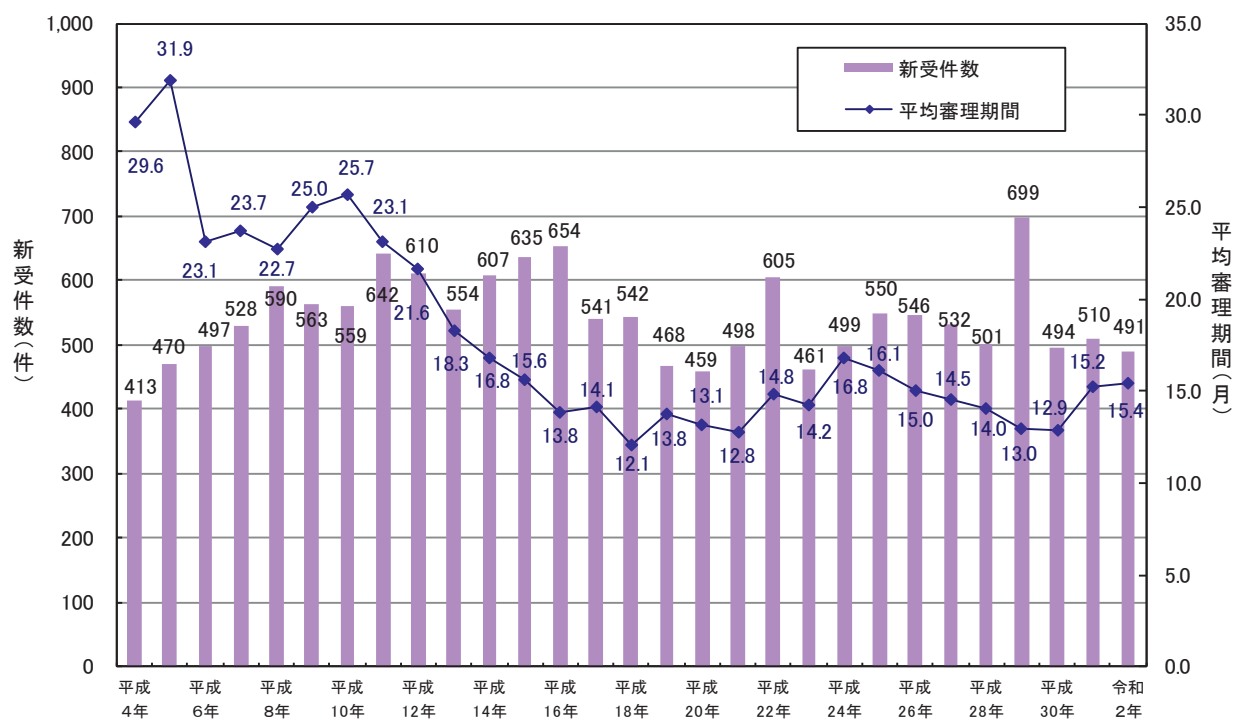
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書 97 頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

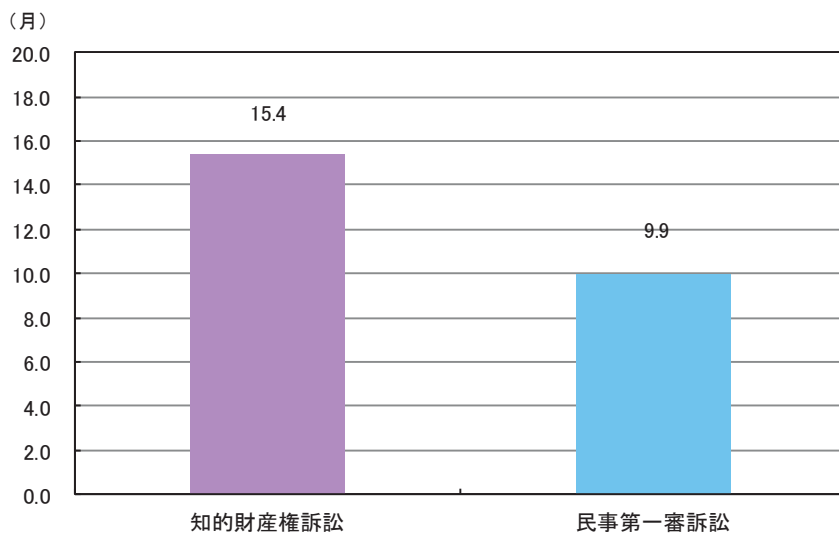
⁴ 令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(12.9%)より増加して19.1%となり、6月超2年以内の事件の割合も前回(50.7%)より増加して56.0%となった一方で、6月以内の事件の割合は前回(36.4%)より減少して24.8%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(50.3%)。(第8回報告書53頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	423	122,749
平均審理期間(月)	15.4	9.9
6月以内	105 24.8%	62,352 50.8%
6月超1年以内	105 24.8%	27,128 22.1%
1年超2年以内	132 31.2%	23,697 19.3%
2年超3年以内	59 13.9%	6,694 5.5%
3年超5年以内	21 5.0%	2,544 2.1%
5年を超える	1 0.2%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。35.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(95.4%)。また、和解により終局した事件が、前回(42.1%)より減少して34.5%となった一方で、取下げにより終局した事件は前回(11.0%)より増加して23.4%となっている(第8回報告書53頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	151 35.7%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	144 95.4%	28,747 54.2%
和解	146 34.5%	43,364 35.3%
取下げ	99 23.4%	22,372 18.2%
それ以外	27 6.4%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。74.7%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第8回報告書53頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	316 74.7%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	58 13.7%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	19 4.5%	3,439 2.8%
本人による	30 7.1%	9,889 8.1%

⁵ ただし、令和2年の6月超の事件割合の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回同様5.9回、平均口頭弁論期日回数は前回（1.6回）より若干減少して1.4回、平均期日間隔は前回（1.7月）より若干長期化して2.1月となった（第8回報告書54頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	7.3	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.4	1.7
うち平均争点整理期日回数	5.9	3.0
平均期日間隔(月)	2.1	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回（80.6%）より減少した71.2%であるが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である（第8回報告書54頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	301	52,814
実施率	71.2%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回（12.0%）より減少して8.0%となった⁶（第8回報告書54頁【表8】参照）。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	8.0%	12.4%
平均人証数	0.2	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.0	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回（24.9月）より長期化して28.5月となり、平均人証調べ期間は前回（0.1月）より若干長期化して0.2月となった（第8回報告書54頁【表9】参照）⁷。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（知的財産権訴訟）

平均審理期間(月)	28.5
平均人証調べ期間(月)	0.2

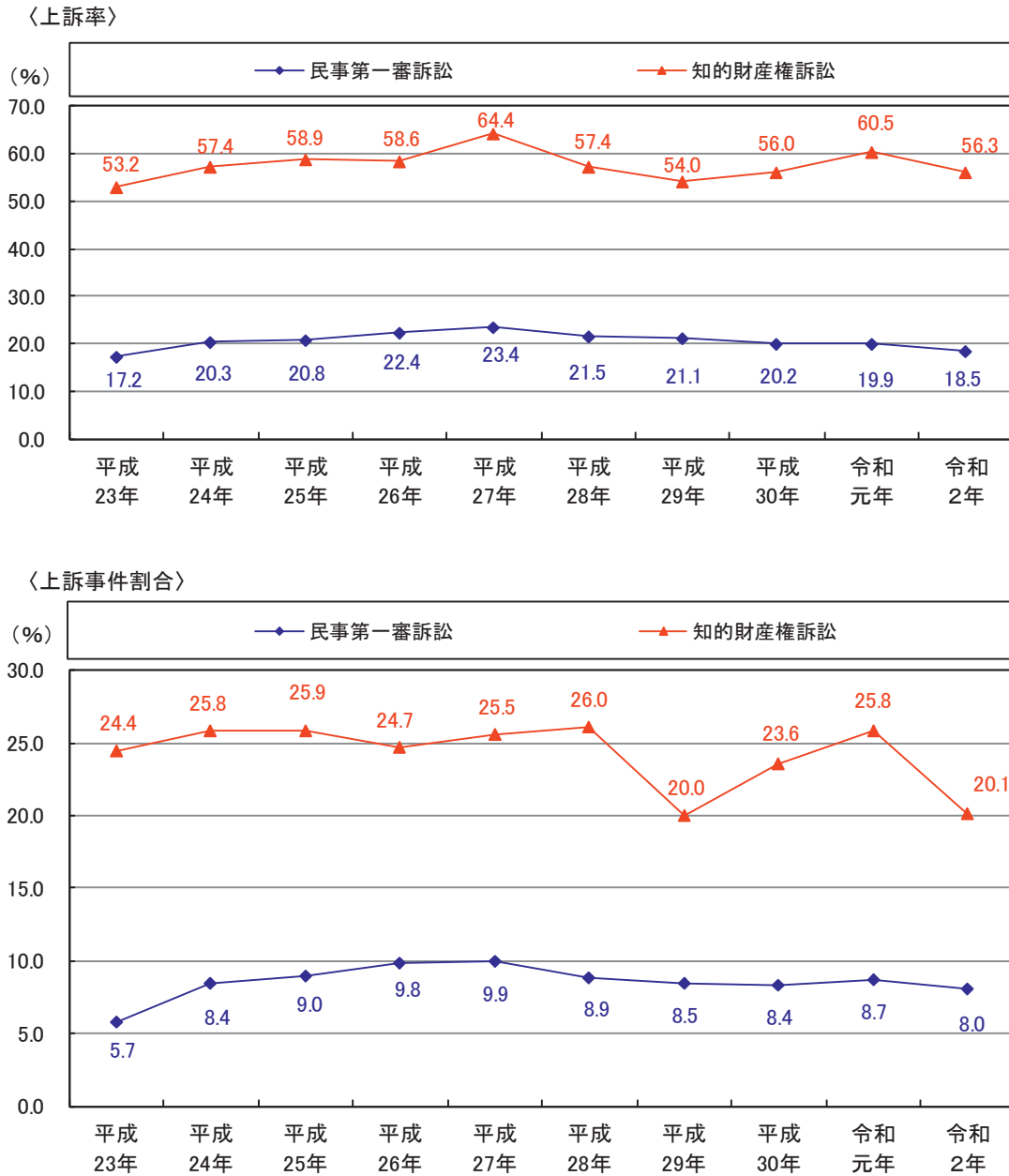
⁶ 他の専門訴訟（医事関係訴訟や建築関係訴訟等）と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である（前掲Ⅲ. 1. 2. 1【図 10】及びⅢ. 1. 2. 2【表8】参照）のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願（発明者でない者が出願すること）が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される（第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぷりずむ 2010 年7月号2頁参照）。

⁷ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



の縮小の影響があるものと思われる。

1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和2年の新受件数は平成4年以降で最も多い3,960件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（17.9%）は前回（20.7%）より減少し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（41.0%）は前回（37.2%）より増加し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（23.7%）は前回（23.1%）より若干増加したのに対し、和解で終局した事件の割合（60.7%）は前回（63.4%）より減少した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（68.1%）は前回（72.6%）より減少し、労働審判で終局した事件の割合（16.2%）は、前回（14.7%）より増加した。労働審判事件の平均審理期間（107.5日）は、前回（80.7日）より長くなった。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小が、労働関係訴訟や労働審判事件の平均審理期間に影響を与えたものと考えられる。

○ 事件数及び平均審理期間等

労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

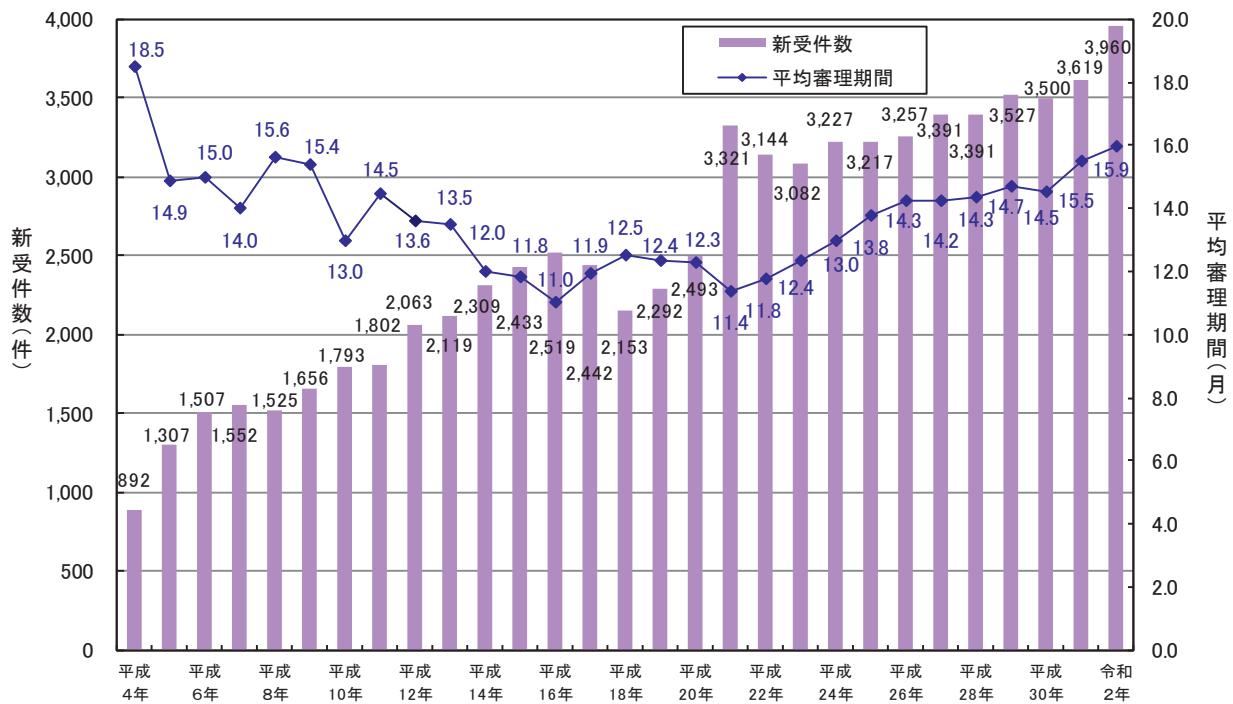
新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和2年は平成4年以降で最も多い3,960件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和2年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（14.5月）より長期化して、15.9月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向等が反映されているものと考えられる（【図6】）²。

¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

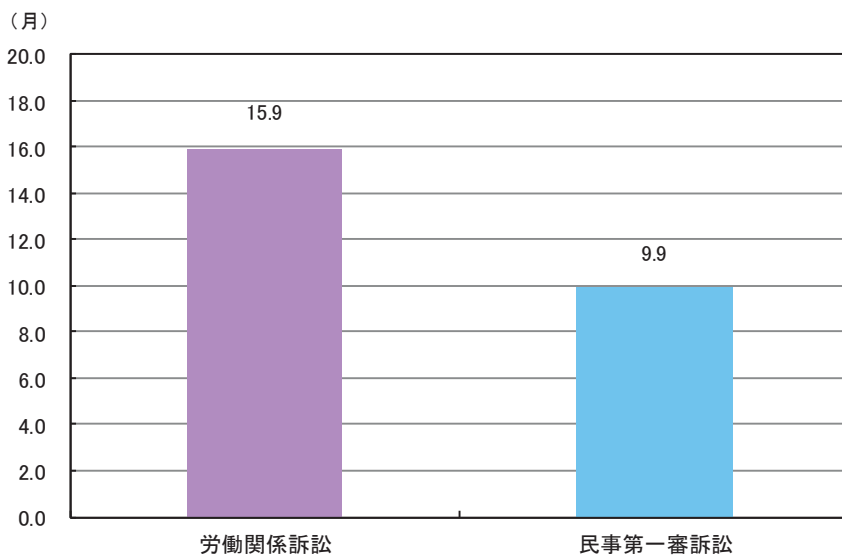
² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（20.7%）より減少して17.9%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回（37.2%）より増加して41.0%となっており、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は前回（13.6%）より増加して17.0%となっている。（第8回報告書58頁【表3】参照）³

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	2,973	122,749
平均審理期間(月)	15.9	9.9
6月以内	532 17.9%	62,352 50.8%
6月超1年以内	717 24.1%	27,128 22.1%
1年超2年以内	1,219 41.0%	23,697 19.3%
2年超3年以内	395 13.3%	6,694 5.5%
3年超5年以内	105 3.5%	2,544 2.1%
5年を超える	5 0.2%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件（うち9割以上が対席判決である。）の割合が前回（23.1%）より若干増加して23.7%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（63.4%）より減少して60.7%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は前回（9.3%）から増加して11.2%となっている。（第8回報告書58頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	704 23.7%	53,084 43.2%
うち対席 （%は判決に対する割合）	652 92.6%	28,747 54.2%
和解	1,804 60.7%	43,364 35.3%
取下げ	333 11.2%	22,372 18.2%
それ以外	132 4.4%	3,929 3.2%

³ ただし、令和2年に審理期間が1年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

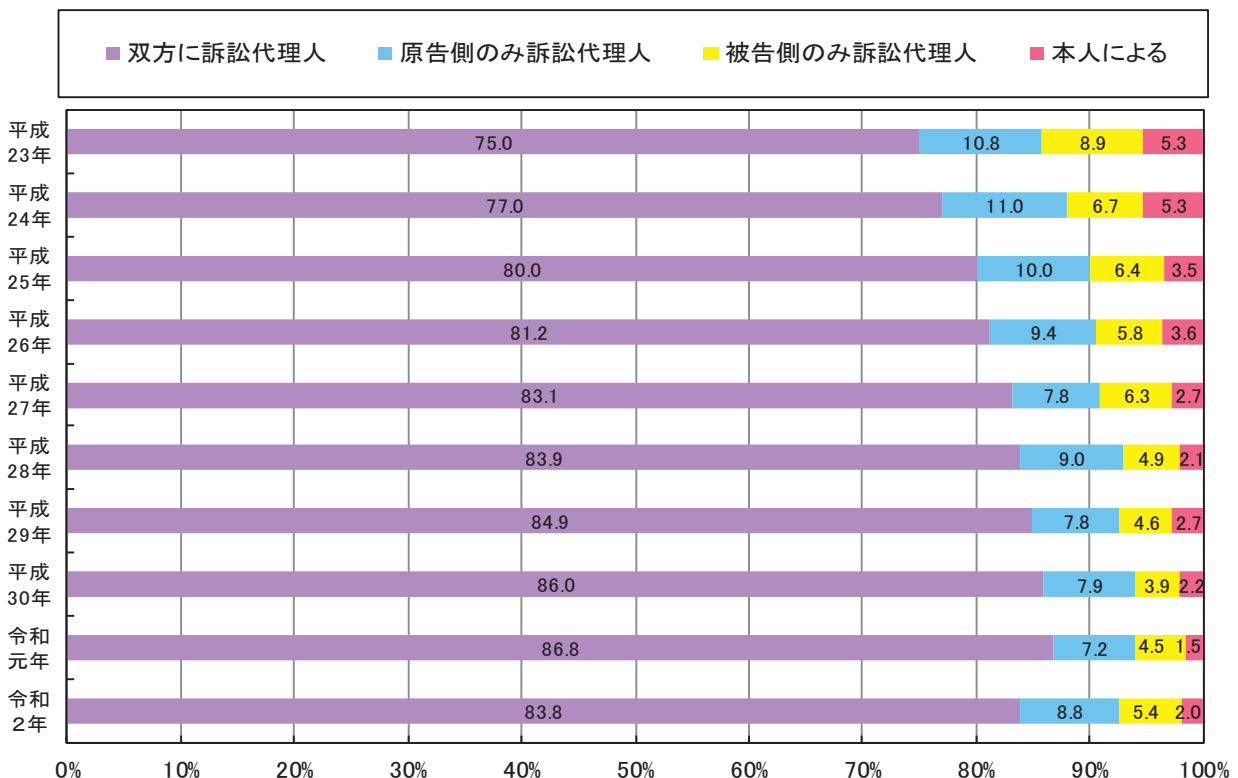
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（83.8%）は、前回（86.0%）からは減少したが、全体として増加傾向にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

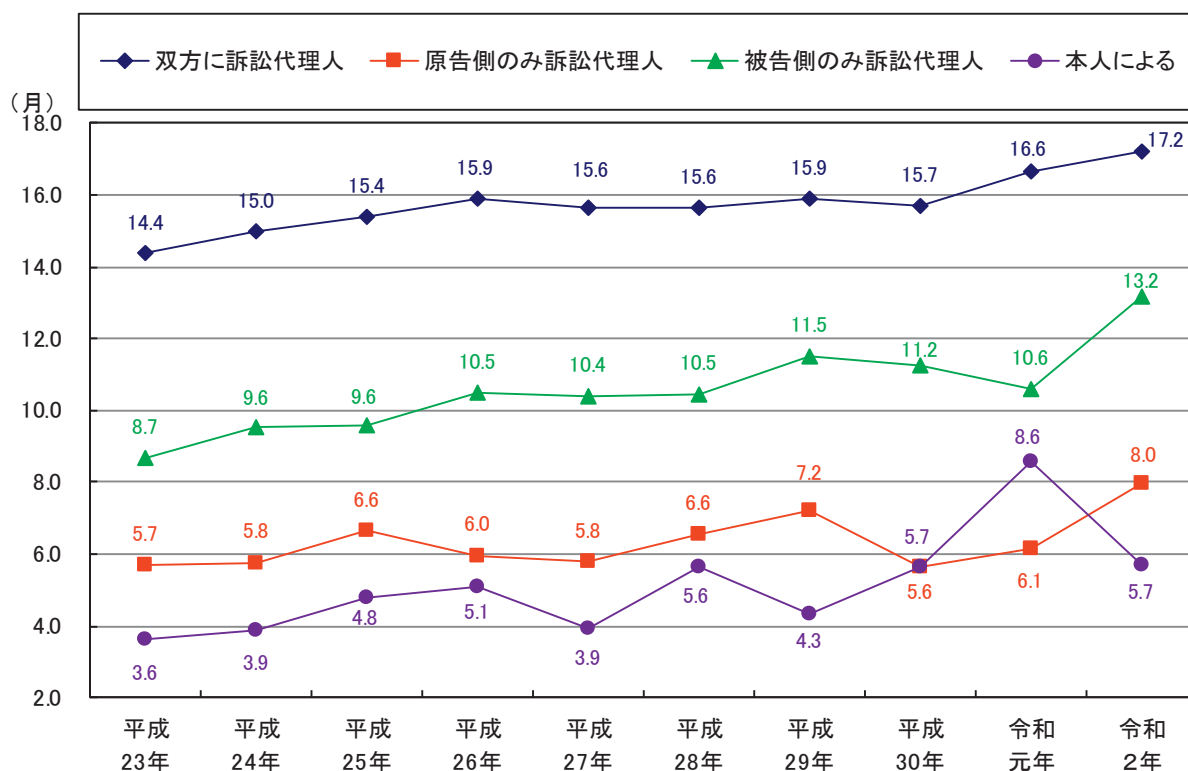
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	2,492 83.8%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	263 8.8%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	160 5.4%	3,439 2.8%
本人による	58 2.0%	9,889 8.1%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移（労働関係訴訟）



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数（8.6回）及びその内訳は、前回とほぼ同様である。平均期日間隔（1.9月）は前回（1.7月）より若干長期化している。（第8回報告書60頁【表8】参照）

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため（第6回報告書59頁参照）、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	8.6	4.7
うち平均口頭弁論 期日回数	2.0	1.7
うち平均争点整理 期日回数	6.6	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりであり、後者は、前回(82.8%)より若干減少して82.2%となった。これは、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である。(第8回報告書61頁【表9】参照)

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	2,444	52,814
	実施率	82.2%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(29.1%)より若干減少して28.4%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数(3.3人)は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。(第8回報告書61頁【表10】参照)

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	28.4%	12.4%
平均人証数	0.9	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.3	2.7

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される(詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照)。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者(23.9月)は、前回(21.9月)より長くなっているが、後者(0.2月)は、前回から変化はない(第8回報告書61頁【表11】参照)。さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件(労働審判手続から移行した訴訟事件⁴を除く。)⁵について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。)は、【図12】のとおり、前回(15.7月)より長期化して17.0月となっている⁶。全体として長期化傾向が見られるところであり、今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

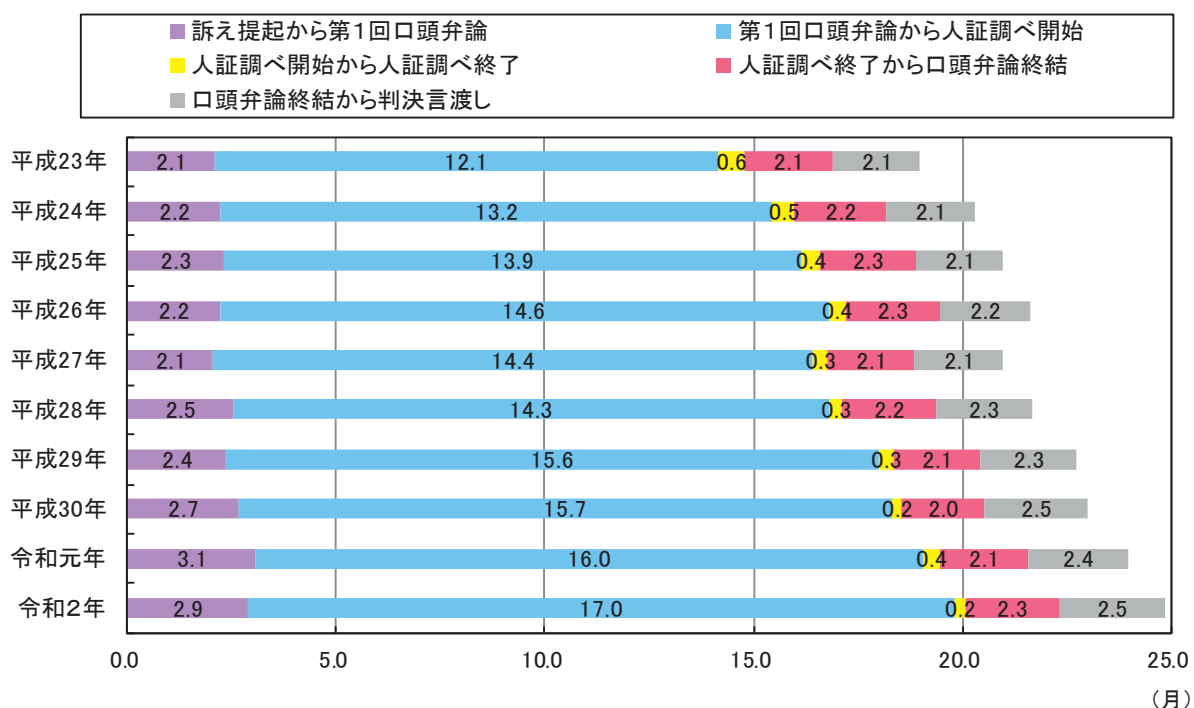
平均審理期間(月)	23.9
平均人証調べ期間(月)	0.2

⁴ 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条1項, 3項, 22 条1項), 労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23 条)及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件(同法 24 条)を指す。

⁵ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をより的確に把握するため、分析対象から除いた。

⁶ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))

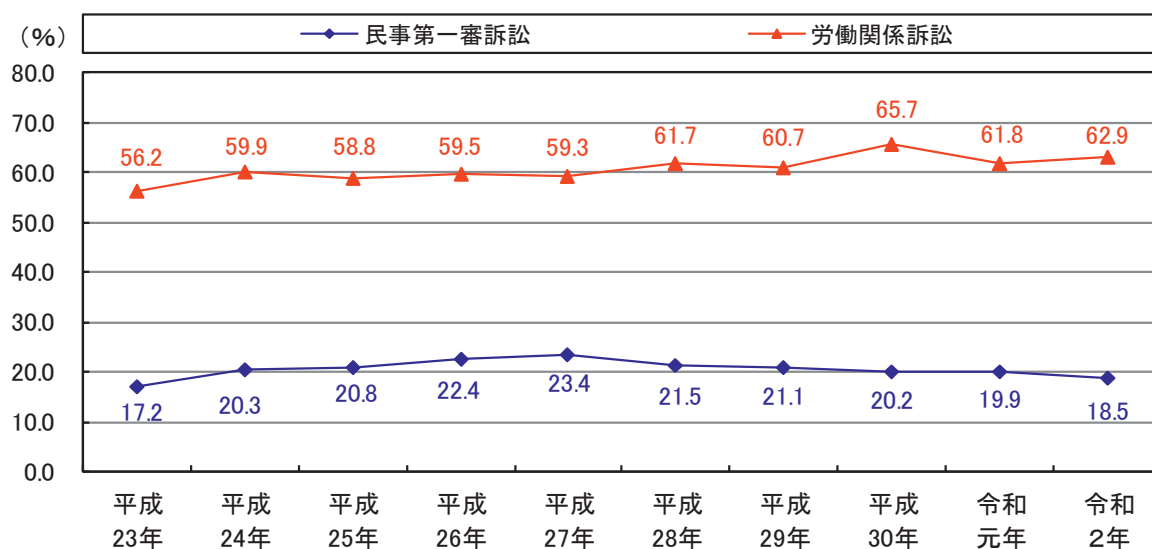


○ 上訴に関する状況

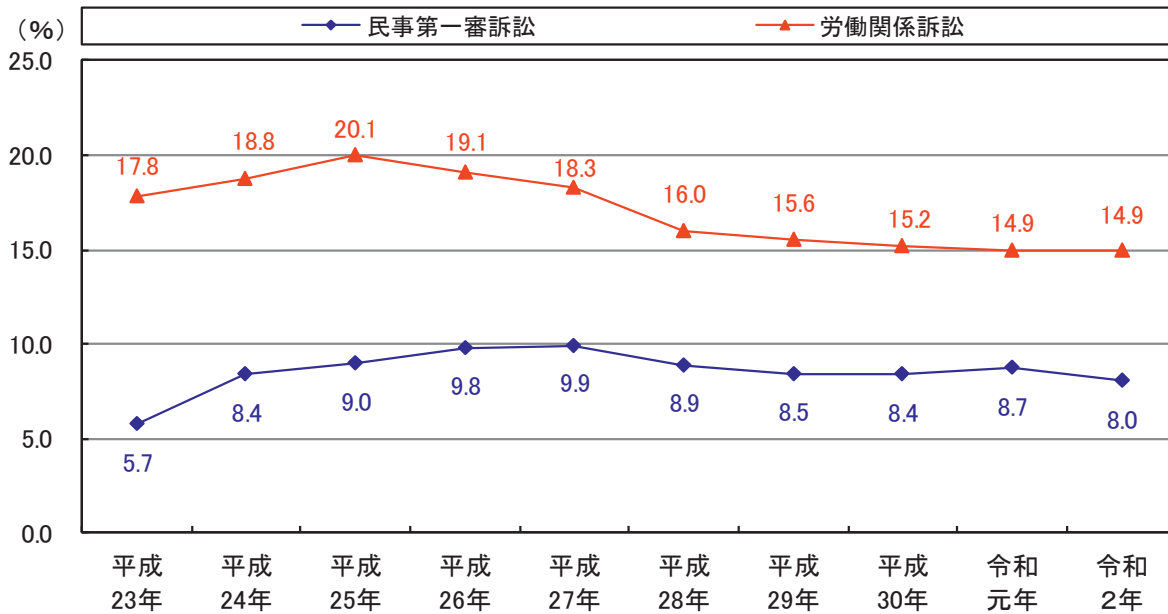
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

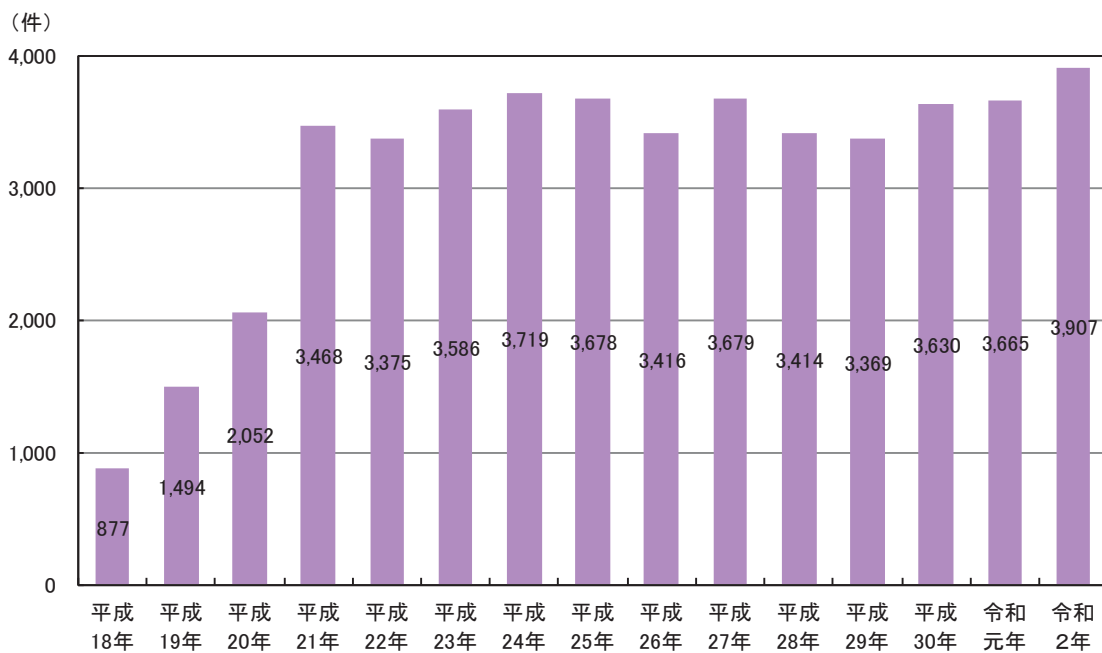


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和2年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（72.6%）から減少し、68.1%となっている。労働審判で終局した事件の割合（16.2%）は、前回（14.7%）から増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の68.1%（343件）から減少し、57.1%（347件）となっている。（第8回報告書64頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	608 16.2%
調停成立	2,559 68.1%
24条終了	191 5.1%
取下げ	363 9.7%
却下・移送等	34 0.9%

労働審判	608
うち異議申立てあり	347 57.1%
うち異議申立てなし	261 42.9%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は7.0%（261件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（75.1%）は、前回（77.3%）から減少した（第8回報告書64頁【表15】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（363件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（80.7日）より長くなり107.5日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は44.9%となっており、前回（67.0%）から減少した。（第8回報告書64頁【表16】参照）⁷

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,755
平均審理期間（日）	107.5
1月以内	82 2.2%
1月超2月以内	651 17.3%
2月超3月以内	953 25.4%
3月超6月以内	1,671 44.5%
6月超	398 10.6%

⁷ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

申立人代理人の選任状況については【表17】のとおりであり、約9割の事件で申立人代理人が選任されており、前回（89.3%）と同様に高い水準にある（第8回報告書65頁【表17】参照）。

【表17】申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,409 90.8%
申立人代理人なし	346 9.2%

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条2項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁸（第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁸ 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書64頁参照

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,692件）は、前回（1,892件）より減少した。平均審理期間（15.9月）は、前回（14.5月）より長期化した。

人証調べを実施した事件及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、人証調べ実施率は前回（21.5%）より若干増加し22.1%となっており、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（26.2月）より長期化して31.8月となった。また、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（56.8%）より減少して51.4%となったが、その平均審理期間は、前回（19.8月）より長期化して23.2月となり、人証調べ実施率は、前回（33.8%）から増加して39.7%となった。

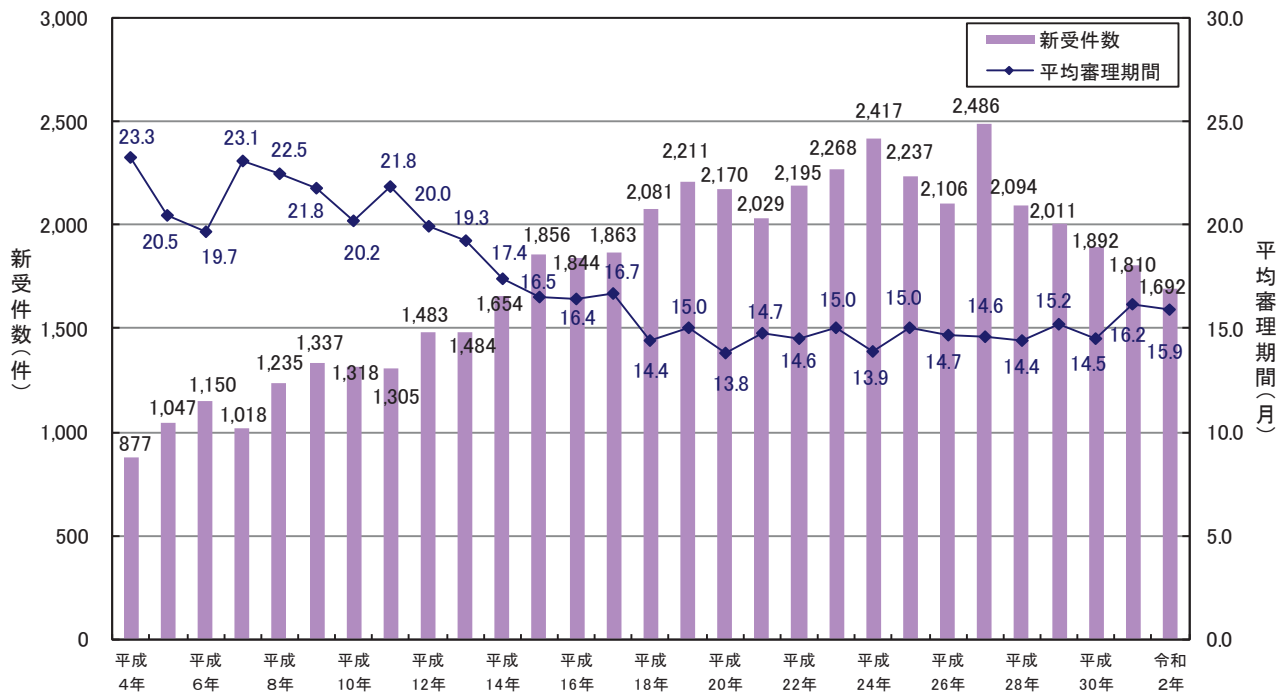
その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、6月以内の既済件数の割合の減少や1年を超える既済件数の割合及び争点整理手続の実施率の増加が見られるものの、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和2年は1,692件にとどまった。

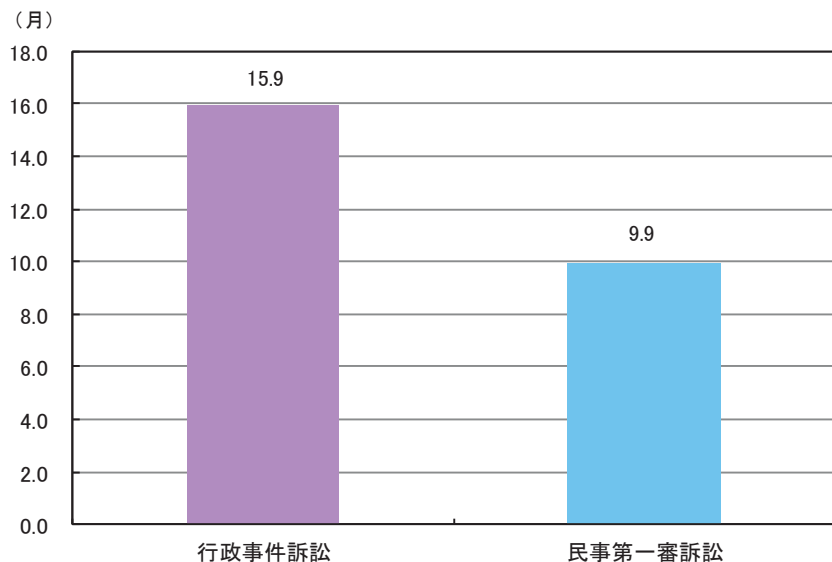
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移していたが、令和元年以降は16月前後に長期化し、令和2年の平均審理期間は、前回（14.5月）より長期化して15.9月となった（【図1】【図2】）。

【図2】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件の割合(27.6%)は、前回(29.6%)から減少し、1年を超える事件の割合(47.0%)は、前回(45.2%)から増加した²。(第8回報告書67頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,553	122,749
平均審理期間(月)	15.9	9.9
6月以内	429 27.6%	62,352 50.8%
6月超1年以内	396 25.5%	27,128 22.1%
1年超2年以内	450 29.0%	23,697 19.3%
2年超3年以内	141 9.1%	6,694 5.5%
3年超5年以内	105 6.8%	2,544 2.1%
5年を超える	32 2.1%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(71.2%)が前回(73.6%)から減少したものの、行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第8回報告書67頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,105 71.2%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	998 90.3%	28,747 54.2%
和解	7 0.5%	43,364 35.3%
取下げ	294 18.9%	22,372 18.2%
それ以外	147 9.5%	3,929 3.2%

² 令和2年に審理期間が1年を超える事件の割合が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

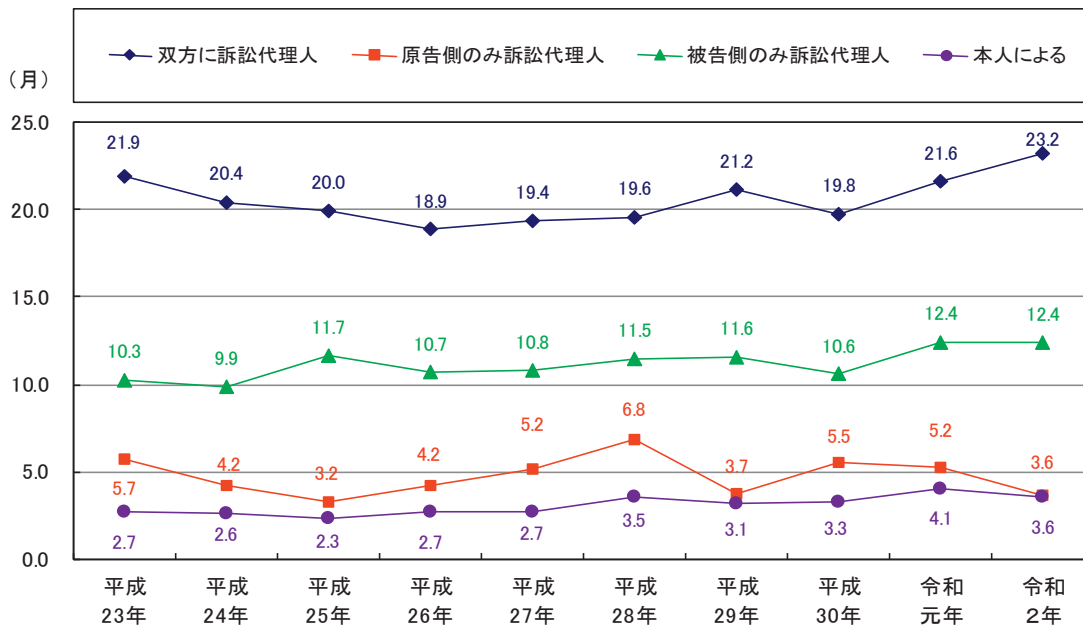
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（56.8%）より減少して51.4%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（24.4%）より増加して25.7%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回（13.5%）より増加して17.6%となった。（第8回報告書68頁【表5】参照）【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	798 51.4%	54,625 44.5%
原告側のみに 訴訟代理人	82 5.3%	54,796 44.6%
被告側のみに 訴訟代理人	399 25.7%	3,439 2.8%
本人による	274 17.6%	9,889 8.1%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟（後掲Ⅵ. 1. 2）においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる（第1回報告書140頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回（2.7月）より若干長期化して3.1月となった一方、平均期日回数は前回（5.4回）から若干減少して5.2回となった（第8回報告書69頁【表7】参照）。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	5.2	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	3.6	1.7
うち平均争点整理期日回数	1.6	3.0
平均期日間隔(月)	3.1	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理実施率は、前回（22.7%）から増加して23.9%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に実施率が低い傾向が続いている⁶（第8回報告書69頁【表8】参照）。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	371	52,814
実施率	23.9%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（21.5%）から22.1%へと若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数（2.6人）は、前回（2.2人）から若干増加した。（第8回報告書69頁【表9】参照）【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率（39.7%）は前回（33.8%）から増加しており、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である（第8回報告書70頁【図10】参照）。

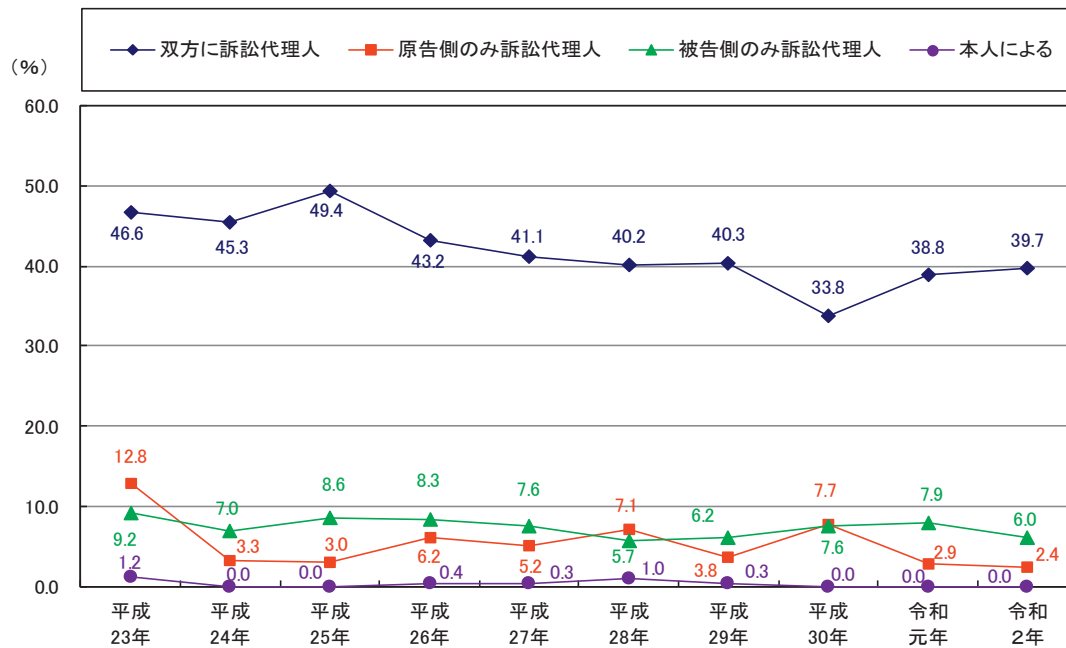
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	22.1%	12.4%
平均人証数	0.6	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7

⁵ 平均期日間隔は3.1月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要するケースが多いこと等に起因するものと考えられる（第1回報告書130頁参照）。

⁶ 行政事件訴訟では、通常、口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる（第5回報告書概況編53頁参照）。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移（行政事件訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については

【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回（26.2月）よりも大幅に長期化して31.8月となっており、平均人証調べ期間は前回（0.5月）よりも若干長期化して0.6月となった（第8回報告書70頁【表11】参照）⁷。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（行政事件訴訟）

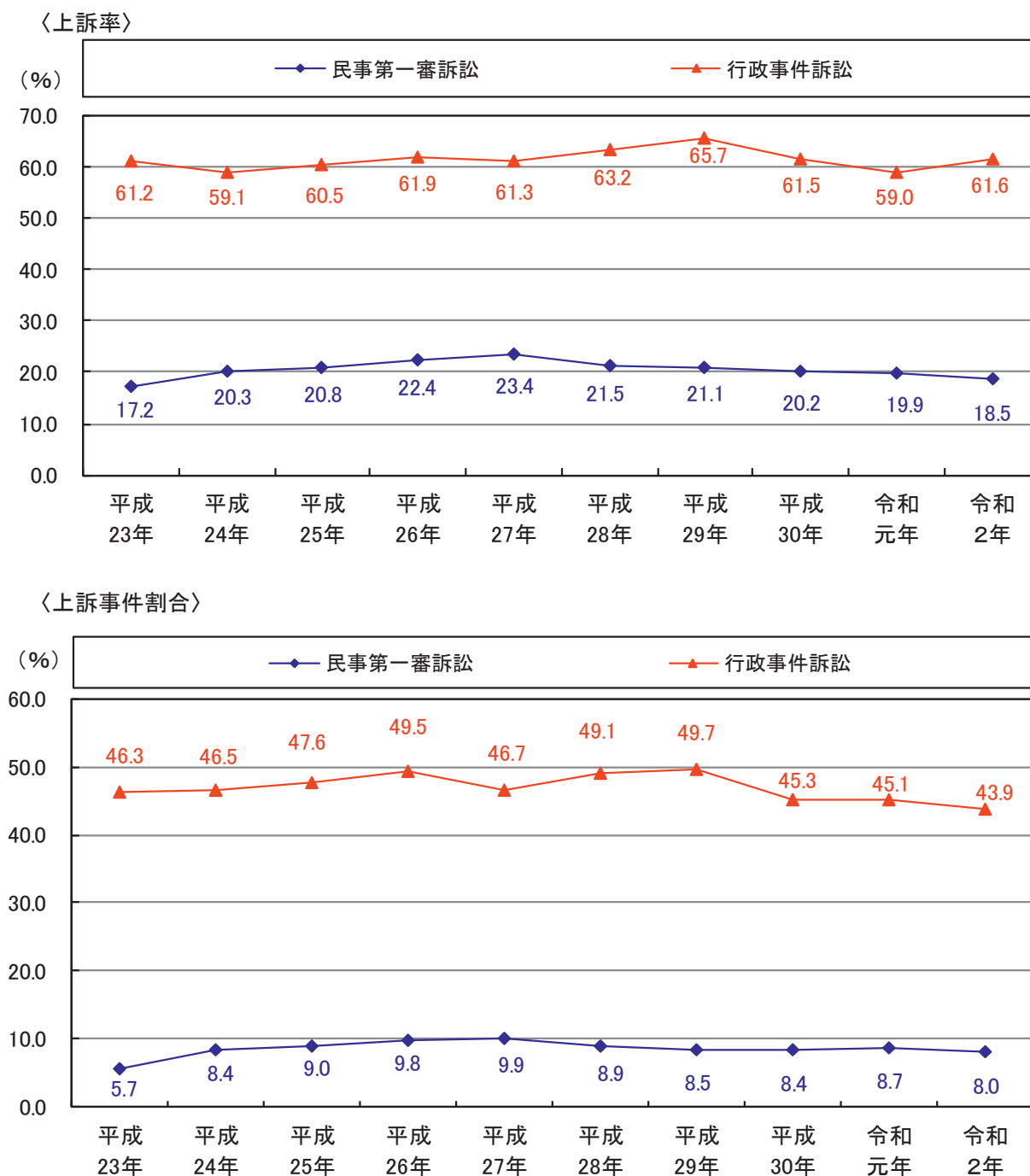
平均審理期間(月)	31.8
平均人証調べ期間(月)	0.6

⁷ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、第8回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠かについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。そこで、今回の検証では、争点整理手続の充実のために、争点整理手続における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題について実情調査を行うこととした。これに加えて、合議体による審理の現状と課題についても実情調査を行うとともに、付随して新型コロナウイルス感染症が事件処理や審理運営に与えた影響についても調査した。

期日における争点整理の充実の前提となる期日間準備の在り方については、庁の規模や地理的な要因等によって、考慮すべき要素や課題は異なると思われるところ、第8回検証における実情調査先がいずれも都市圏に所在する大規模及び中規模の地方裁判所本庁であったことを踏まえ、第9回検証においては、これとは異なる比較的的地方部に所在する小規模庁を選定し、令和2年10月に、当該庁の本庁1庁及びこれに対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）争点整理手続の充実について

ア 期日間の準備の実情

期日間の準備の在るべき姿に関し、裁判所は、長期的には、審理及び判決の大まかなスケジュール、和解の見込みといった審理の大枠について口頭で確認した上で、短期的には、事案の性質、難易度、代理人、事件の進捗状況及び準備を要する事項（陳述書の提出が予定されるか、嘱託結果の翻訳が必要かなど）といった要素を考慮して、長ければ8週間程度、短い場合には1か月未満で柔軟に準備書面の提出期限を設定するような運用が望ましく、機械的に約1か月後に準備書面の提出期限を定めるような運用とならないよう工夫が必要であるとの考えが示された。代理人の側からは、準備書面の提出が必要な場合の標準的なスケジュールとして、①まず本人と面談する、②1週間程度で準備書面を作成する、③その後、3日から1週間程度で、完成した準備書面を本人に確認してもらうとのスケジュールが示され、結論として、提出期限まで1か月程度あれば余裕を持った期間となっていると意見が述べられた。加えて、1か月間隔というのは全ての事件がそのようになっているからにすぎず、結局は直前に慌てて準備するのであるから、全部の事件がもう少し短いスパンで動いてくれれば、その方がありがたいという意見もあった。裁判所の側からは、期限どおりに準備書面が提出されれば、裁判所は、単独事件においては、前日期日の調書やそれまでに提出された準備書面・証拠も確認した上で、次日期日の進行を検討することができ、合議事件であれば主任裁判官が次日期日の進行を検討した合議メモを作成した上で合議をし、必要に応じて主張整理案の準備などの事前準備を行うことができるとの流れが紹介された。

しかしながら、実情としては、そのような理想的な期日間準備が実現されているわけではないことが紹介された。代理人の側からは、①資料の収集に時間がかかる、②本人との面談がスムーズに行かない、③本人の準備書面の確認に時間がかかることがあるほか、④そもそも本人から事情を十分に聴取できておらず（本人は何が法的に重要であるかを認識しておらず、当初は重要な事情を話してくれないことも

ある)、また本人が全てを正直に話しているわけではなく、後に本人の供述と反する証拠が出てくる等の事情のため、予定どおりに期日間準備を行うことができない旨の実情が紹介された。一方、裁判所の側からは、準備事項を踏まえて準備書面の提出期限を定めたとしても、期限までに準備書面が提出されないことは少なくなく、その場合でも強く督促をして内容が薄い準備書面を提出されても意味がないので、一通りの督促はするにせよ、それ以上に無理して督促をすることはしておらず、準備書面が期限どおりに提出されるようにするための工夫は特に行っていないとの実情が紹介された。

イ 期日前の準備の実情

上記アのとおり、期日間の準備が予定どおり進まず、結果として、準備書面の提出が遅くなることから、期日前の準備についても十分に行われていない実情がうかがわれた。具体的には、裁判所の側から、直前に準備書面が提出された場合、長さにもよるが、10分から15分程度の検討で期日に臨まざるを得ないとの実情が紹介された。一方、代理人側からも、裁判所に向かう移動中に相手方当事者から準備書面がFAXで提出されることがあり、その際は準備書面を読まないで期日に臨まざるを得ないが、その場合でも、直前に提出された準備書面の陳述が許されることが多く、代理人としても、準備書面の提出が期日の直前になることは日常的なことであると捉えており、確認ができていなくても次の期日では陳述されるので結果的には変わらないとして、そうした取扱いに異議を述べることはしないとの実情が紹介された。

なお、準備書面が期限どおりに提出されたにもかかわらず、代理人の側から見て、裁判官が準備書面を事前に検討して期日に臨んでいるのか疑わしいと思われる例や期限どおり提出した準備書面は読んだから時間が経ったためか内容をよく覚えていない一方、期限を守らず直前に出された準備書面については期日直前に目を通していたことから一応の内容は把握しており、期日においては、その印象に基づいた直感的なやりとりがされたといった例もあったとの指摘があった。

ウ 期日における争点整理の実情

(ア) 期日において、裁判所と当事者との間で認識共有ができているか

期日において、裁判所と当事者との間で認識共有ができているかについては、一定の取組は行われているものの、特に単独事件において、裁判所と当事者との間で争点等に関する認識共有が必ずしも十分にできているとはいえない現状がうかがわれた。

具体的には、裁判所の側から、早期の事案把握のために事前交渉の経緯などを調書に残さない前提で当事者から事情を聞くことがあるほか、必要に応じて、期日前に疑問等を記載したペーパーを双方当事者に送付したり、審理の段階ごとにメモや主張整理案を送付したりする事件も一定数あるとの個別の裁判官の工夫の紹介がされた¹ものの、同様の取組がされるのはごく少数の事件であり、そうした取組が庁全体に浸透しているとは言い難い状況にあった。また、合議事件はともかく、単独事件においては、①訴訟の早い段階から争いになる事実・争いにならない事実の切り分けを行うといったことまではされておらず、②間接事実レベルまで証拠の重みを確認する議論を行うかについては裁判官により濃淡があり、③対立が激しい事案については、対立が先鋭化しないよう裁判官がどこに着目しているのかを何となく分かる程度にとどめることもあるといった実情の紹介があった。これに対し、代理人の側からは、①何が主要事実で、何が間接事実かという証拠構造まで整理された経験はほとんどない、②裁判所が、代理人に対して質問をする際に、どのような理由からその疑問を抱いたのかについてまで詳しく説明することではなく(代理人としては、その主張・立証が認められないという可能性が高いという趣旨と理解している)、代理人としては、理由を尋ねることが恥ずかしいことなどから、そ

¹ 他にも、訴状に民事訴訟規則 53 条の定めるとおり、重要な間接事実の記載までするように補正する、第1回目の期日を弁論準備として、相手方から実質的な内容が記載された準備書面の提出を求めるなどの工夫も紹介された。

の理由を尋ねることは少ない上、代理人として準備不足、認識不足等の事情等もあり、裁判官の質問に対して的確に答えられないことが多い、③仮に裁判官の質問に答えられるとしても、その場で回答した結果として、裁判所からその内容を調書に残したいと言われることがあるため、当事者に確認をせずにその場で答えることは避けることが多い（代理人としては正しいことを言ったつもりでも、結果として依頼者の意図と異なることがあり、調書には残すことには躊躇がある）、④ノンコミットメントルールの下で自由に議論できれば良いと思うが、そのような経験はない、⑤そもそもフリーディスカッションを活性化させるためには、単に裁判所からフリーディスカッションをしようと持ち掛けるのみでは不十分で、裁判官・相手方との信頼関係があることが必要であるといった実情が紹介された。

（イ）争点整理の結果を当事者との間で確認・記録化しているか

争点整理の結果については、実質的な確認・記録化としては不十分なものしかなくされている現状がうかがわれた。

具体的には、裁判所の側から、単独事件について、争点整理終了時・尋問の時に簡単に口頭で争点を確認することはあるが、多くの事案では尋問事項と陳述書の内容を争点に沿わせているので、それ以上の争点の確認・記録化までは不要と考えており、特別なことは行っていないとの実情が紹介された。代理人側からも同様に、①裁判官は争点整理の結果を調書に記載することはほとんどなく（代理人自身の手帳に記載する程度である）、調書に記載されるとしても、交通事故であれば、争点が「事故態様」と記載されているのみであり、あえて謄写して確認するほどの有益な記載はされていない、②その結果として、尋問するにあたって裁判官がいったいどこに着目しているかが分からないまま尋問を行い、判決を読んでようやくどこに着目していたのかが分かることがある、③争点整理案を示されて、それを修正する形で裁判所の認識を把握した経験がある弁護士もいるが、そのような経験もない弁護士も多いとの指摘がされた。これに対し、裁判所の側からは、このように当事者にとって不意打ちともなっている状況について、そもそも代理人が自分の弱いところについて言及することを暗黙に避けているからではないかとの指摘がされた。

エ 争点整理を充実させるための庁・会としての取組

争点整理を充実させるために、裁判所の側で一定程度の取組は行っているものの、その取組が弁護士の側に浸透しているとはいえず、取組の効果が十分に発揮されていないことがうかがわれた。

すなわち、争点整理を充実させるための取組として、裁判所の側からは、部内での意見交換、管内裁判官の意見交換会を行っているほか、弁護士有志との間で意見交換会を実施し、弁論準備手続における争点整理というテーマで工夫例を取り上げたとの例が紹介されたが、他方で弁護士の側からは、そもそも弁護士会内で訴訟活動について一般的に検討する委員会等の場はない、裁判所との意見交換会は実施されているものの、これに出席するのは関心がある一部の弁護士であり、そこでの議論が出席していない弁護士に還元されることはなく、弁護士会全体に浸透することはないとの実情が紹介された。

（２）合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

合議体による審理の実情としては、①合議に付されるべき事件は適切に合議に付されており、②合議に付されたとしても、これにより審理が停滞することはない、③合議体による審理においては、単独事件と比較して、充実した争点整理が行われているとの実情がうかがわれた。

（ア）付合議について

裁判所の側から、①付合議の基準を設定しており、典型的には医療・労働・建築・行政事件が、非典型的な事件としては事案・争点が複雑で、事実認定が困難なもの、社会的影響を踏まえ多角的視点を踏まえた検討が必要なもの等の基準が設定されている、②合議に付すべき事件をもれなく合議に付すために、新件が来た際に、明らかに合議相当、明らかに単独相当、判断に迷うものに三分類してい

るほか、係属中も部に係属する合議相当事件の有無を定期的に検討している（棚卸し）等との工夫が紹介された。代理人側からは、①合議に付すのが望ましいものの、そうっていない事件はない、②そもそも合議体で判断してもらうのが相当であると考えるのであれば、はじめから合議体での審理が可能な本庁・支部に訴訟を提起するとの指摘があった。

（イ）合議に付したことによる審理の停滞について

裁判所の側及び代理人の側から、①合議に付したことによってかえって当該事件又は部全体の審理が停滞するような問題は生じていない、②単独事件では審理が進まなかったものの、合議に付して、裁判長が争点整理をしたところ、事件の審理が進んだことがあったとの指摘がされた。

裁判所の側からは、合議事件については、代理人から準備書面等が提出された後、主任裁判官を中心におおむね1週間前（複雑な事件についてはそれ以上前）から記録を検討して期日前合議用にメモを作成するなどの準備を行い、裁判体において期日前に合議を行った上で期日に臨むことになるため、準備書面が予定どおりに提出されないと十分な準備ができないとの実情が紹介されたものの、実際には単独事件と比較して、合議事件においては期限どおりに準備書面が提出されることが多いとの指摘がされ、代理人の側からも、期日の前に合議をすることに備えて、準備書面・証拠を期限どおりに提出できるように気をつけているとの指摘があった。

（ウ）合議事件における争点整理について

裁判所の側から、合議事件については、①審理の早い段階で争いになる事実・争いにならない事実を分ける、②争点整理の終盤においては、主張整理表を作成して、調書に添付しているとの取組が紹介された。

イ 合議の充実・活用を図るための庁としての取組の実情

裁判所の側から、庁内では、どのようにしたら裁判体の構成員の間で充実した合議を行うことができるか等について、各種の取組を検討しており、さらには弁護士会との意見交換会を年2回行っているとの紹介があったものの、代理人の側からは、弁護士会として特に合議事件を取り上げて意見交換することとはなく、裁判所との意見交換会に際してもアンケートで会員に意見を募り、議題を募集する程度であるとの実情が紹介された。

（3）新型コロナウイルス感染症が事件処理状況、審理運営等に与えた影響の有無、程度について

新型コロナウイルス感染症が事件処理状況、審理運営等に与えた影響の有無、程度については、裁判所の側から、4月から5月の一定期間に、民事保全事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件並びに民事執行事件及び倒産事件のうち特に緊急性があるもの等を除き、民事裁判の全ての期日を取り消したが、その後は業務を段階的に再開し、6月末以降はほぼ通常どおりの業務態勢に戻った旨の紹介がされ、弁護士の側からは、依頼者とは電話、ウェブ会議等の方法で連絡をとるようになったが、期日が取消しとなり、その後に期日が入りにくかったことから、依頼者から苦情を述べられたことがある旨の実情が紹介された。

裁判所の側からは、①期日を取り消した期間においては、判決起案、主張整理案起案、和解案起案などを行った、②業務を再開した際には、次回が弁論終結予定の事案、和解成立見込みの事案、尋問予定の事案、新件など、早く進行させるのが望ましい事案から再開したが、期日を開かなくても進行させることができる事案は、期日を開かずに審理を進めたこともあった、③和解を成立させるための期日を開かず、付調停とした上で民事調停法17条に基づく決定を活用して終局させたとの実例も紹介された。他方で、弁護士の側からは、①期日が入らない期間を経ても、裁判官の事案把握が深まったり、適切な説明がされたりするようになったという実感はない、②従前からの取組であるが、期日間隔が空いた際には準備書面を往復させるなどの工夫もされていたとの指摘がされた。また、書面による準備手続の際の協議については、電話会議の方法によっても実施することができるが、ウェブ会議の方法による方が当

事者の表情を含めてコミュニケーションができるので、より使いやすいとの指摘がされた。

3 検証検討会での議論

1 争点整理手続の充実について

(1) 期日間、期日前の準備の実情

検証検討会では、期限までに準備書面が提出されないことは少なくないとの実情に対し、締切りは当然守るべきであり、社会一般からは理解し難い旨の厳しい指摘があった。加えて、準備書面が期限までに提出されないことにより、期日が空転し、審理予定が遅延すると、利用者である当事者に迷惑がかかるという意識を法曹関係者全体が強く持つ必要があるとの指摘もされた。また、この問題は、今回の実情調査に限らず、これまでも度々指摘されていたが、改善が見られず、むしろ弁護士と裁判官が、相手側の事情をおもんばかって遅延を許容してしまっている面があるとの指摘もされた。

まず弁護士の側の期限が守られていない理由について、当事者からの事情聴取及びそれに基づく調査に時間がかかることがあるとの指摘があったが、必要な準備にどれだけの時間がかかるかを的確に把握し、期限を守るという意識を涵養することが必要であるとの意見もあった。

次に、裁判所の側も、期限は守られるべきだということを強く意識すべきであり、そのような前提で期限を設定したにもかかわらず準備書面が期限までに提出されない場合には、緊張感をもって毅然とした態度を取らなければならないとの指摘がされた。具体的には、準備書面が期限までに提出されない場合には、裁判所は、督促を徹底するとともに、代理人に対し、期限に遅れた理由を具体的に説明することを求め、場合によっては当該準備書面の陳述を許さないという厳正な訴訟指揮も必要となるとの意見が出された。また、裁判所がそのような訴訟指揮をとることによって、代理人は、依頼者に対し、裁判所は期限に厳格であることを伝えることができ、依頼者の迅速な対応につながることがあるとの指摘がされた。しかしながら、現実には、裁判所がそのような訴訟指揮をとらないことがあり、結果として、代理人も依頼者に対し期限を守るように言えなくなってしまうとの指摘もあり、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないことについて、裁判所にも改善に向けた取組が必要であるとの指摘がされた。

(2) 期日における争点整理の実情

検証検討会では、裁判官が期日において質問の理由を十分に説明しない、どこに着目しているのかを何となく分かる程度にとどめることもあるといった実情調査の結果に基づき、裁判所がそのような姿勢であれば、代理人との間で口頭議論が活性化せず、結果として、裁判所と代理人との間で意思疎通ができないとの指摘がされた。

裁判官がこのように自らの意図を積極的に説明しない背景としては、裁判所が前提とする判断枠組みが当然に共有されているものと考えて明示的に議論をしなかったり、人証調べの前に踏み込んで意見、心証を述べると、一定の先入観を持っていると受け取られることをおもんばかってやんわりと述べるにとどまったりすることがあるとの指摘がされた。それに対しては、裁判官は、思っている以上に発言の趣旨が伝わっていないことを意識し、前提とする判断枠組みを共有できるよう明示的な議論をした上でどのような理由から質問をしているのかを当事者に対して丁寧に説明するとともに、争いのある事実と争いのない事実の切り分けを行い、証拠の評価を織り交ぜた具体的な議論をすることによって、先入観を持っていずれかの当事者の味方をしているわけではないことが伝わるような議論が可能であるとの意見が出され、その意味で、あるべき争点整理の姿がいまだに定着していないのではないかと指摘がされた。

(3) 争点整理を充実させるための組織的取組

検証検討会では、争点整理を充実させるために、裁判所の側が行っている取組について、今回の調査の対象としている比較的小規模の単位会であっても、裁判所との意見交換に出席していない弁護士にその結果が還元されていないなど、組織的な取組がされておらず、一部の関心の高い弁護士以外には浸透していない

との実情に対し、懸念が表明された。争点整理を充実させるための取組の効果を十分に発揮させるためには、裁判所内の意見交換のみでは不十分で、弁護士の間にもその認識が共有される必要があることから、弁護士の側にどのような改善策が考えられるかについては、今後具体的に検討する必要がある課題である旨の指摘がされた。

(4) その他

検証検討会では、そもそも第9回検証においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、実情調査の対象を1庁の裁判所及びこれに対応する単位弁護士会に絞ったため、実情調査の結果が必ずしも一般的傾向を示すものではない可能性があるとの指摘がされた。他方で、準備書面の提出期限が守られない、裁判所と当事者間で必ずしも共通認識を形成できていない点については、程度の差はあるものの、どの庁でもありうるのではないかと指摘もされた。

2 合議体による審理の現状と課題について

検証検討会では、裁判所は、合議体による審理を充実させるための方策について積極的に取り組んでおり、一定の成果が上がっていると思われるほか、合議事件にするかどうかの検討過程で、単独事件の担当裁判官の理解が深まるということも印象的であったとの指摘がされた。加えて、合議体による審理を行うことで、合議体を構成する裁判官の知見を集めることができ、事件の見通しが付いた、多角的な観点から意見を出すことで適切な結論を出すことができるなど、合議体による審理を行うことのメリットを指摘する意見も出された。他方で、そのようなメリットを利用者、弁護士に分かりやすく伝えることが必要であるとの指摘もあった。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

検証検討会では、東京地裁本庁の調査結果等を踏まえて、今後の審理運営の在り方についての議論がされ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1回の期日自体が非常に貴重になり、期日を無駄にしないように、次回までに何を準備し、期日において何を議論するのかを意識するようになったとの実情が紹介された。その他、具体的な取組として、①序盤の書面交換のみ行っている段階までは書面による準備手続に付し、主張が出そろい、争点が明確になった段階で、集中して対席で議論するといったメリハリのある審理を行っている、②期日を開く際には、ウェブ会議を活用することにより、双方当事者が裁判所に来なくても従前と変わらない、又はそれ以上に密度の濃い議論、協議ができていく、③和解に当たっては、期日を開かなくても、裁定和解、自庁調停による民事調停法17条に基づく調停に代わる決定を行う、事前に電話等による意向聴取を積極的に行うなど、今後の審理運営の在り方について参考となる取組が紹介された。

4 今後に向けての検討

1 争点整理手続の充実について

充実した争点整理を行うためには、漫然と反論のための期日を重ねるのではなく、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心掛ける必要がある。そして、そのためには、裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠であり、このような審理を実践することが裁判制度の利用者の満足度を高めることにもつながるといえる。

期日間、期日前の準備については、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないとの実情を改善するために、どのような方策が有効であるかの検討が必要になると考えられる。検証検討会で指摘されていたとおり、利用者である当事者のため、法曹関係者全員が期限は守られるべきだということを強く意識することを前提に、代理人の側では、準備書面の作成のために必要な準備にどれだけの時間がかかるかを的確に把握した上で、準備に必要な期間を算定し、裁判所は、それを踏まえて、準備書面の提出期限及び次回期日を定めることが必要になると思われるが、実情調査においては、機械的に約1か月おきとなっている期日指定の慣行にも疑問が呈されていたところであり、それ以外にもどのような方策が有効であるかを具体的に検討する必要があると考えられる。他方で、そのようにして定められた期限が守られない場合には、裁判所がどのような訴訟指揮をすべきかという点の検討も必要になると考えられる。検証検討会では、そのような場合には、裁判所は、準備書面を陳述させないことを含め、毅然とした態度を示すことが必要であるとの指摘があったところであり、期限までに準備書面が提出されるようにするための方策について、引き続き、具体的な検討が必要になると考えられる。

期日における争点整理の実情については、裁判所と代理人との間での意思疎通を改善するために、どのような方策が有効であるかを検討する必要があると考えられる。そのためには、これまでの検証でも指摘されていたことであるが、まずはあるべき争点整理の姿を踏まえた上で、裁判所は、代理人との間で判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上で、質問や発言の意図を丁寧に説明し、口頭議論を活性化させることが考えられるが、代理人側からも裁判所の発言の意図を確認するようにするなど、努力も求められ、具体的な在り方、工夫例については、今後更なる検討が必要になると考えられる。

争点整理を充実させるための組織的取組については、裁判所内部で行っている各種意見交換の取組のほか、弁護士有志との間で実施している意見交換会などの取組についても、引き続き実施していく必要があると考えられる。そのような取組が弁護士の側に浸透していない点については、少なくとも意見交換会の結果を、出席する一部の弁護士のみならず、単位会に所属する弁護士全体に還元できるようにするなど、争点整理を充実させるための組織的取組が弁護士会全体に浸透し、裁判所と共有できるようにするための具体的な改善策を検討するなど粘り強く取り組むことが必要になると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

裁判所においては、合議体による審理を充実させるための方策について積極的に取り組んだ結果、一定の成果が上がっているとの指摘がされているところであり、合議体による審理を充実させるための方策について、引き続き取り組むことが必要になると考えられる。特に、審理の見通しがつかないまま長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すために、部の実情に応じて、付合議基準の設定や棚卸し等の方法を工夫することが有用であると考えられる。また、合議に付した後、充実した迅速な審理を行うためには、合議体において適切に合議を行うことが必要であるところ、準備書面が期限どおりに提出されるようにすることを含め、具体的な方策について、引き続き、裁判所内で部を超えた情報交換を進めるとともに、各部・各庁の実情を踏まえた効果的な在り方を検討することが必要になると考えられる。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

東京地裁本庁の調査結果及び検証検討会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、審理運営の在り方に変化が生じていることが紹介された。こうした変化は、民事訴訟手続のIT化を見据えた審理運営の改善にもつながっていくものであり、有用な運用を着実に定着させるためには、裁判官のみならず、弁護士もそのような意識を持って取り組む必要があると考えられる。社会全体が新たな生活様式へと変化していく中、民事訴訟手続のIT化を並行して実践していくことも踏まえると、法曹関係者が協力して、既存の審理運営の在り方にとらわれずに、審理運営を改善するためにはどのような方策が考えられるかについて、真剣に考え、取り組んでいくべきである。



地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況

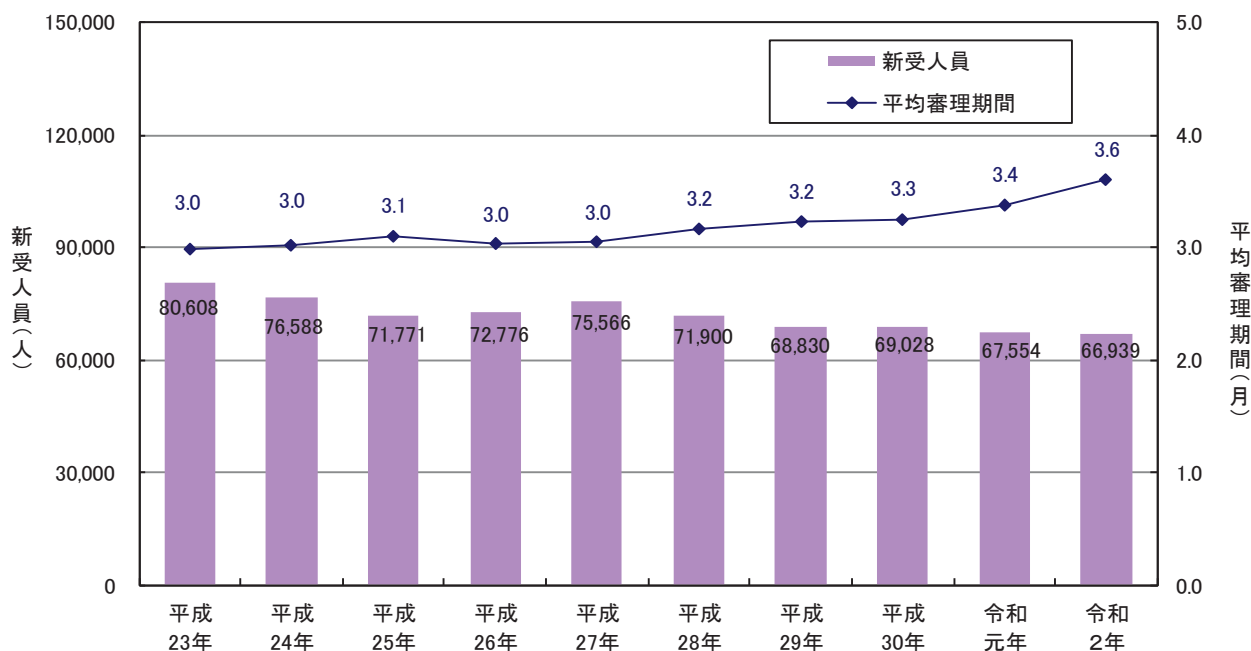
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員，終局人員）は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり，若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は，全体についてみると，近年は，おおむね横ばいの状況にあったが，令和2年は若干長期化しており，この背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。平均開廷間隔，事案複雑等を事由とする長期係属実人員数についても同様に増加がみられるが，その余の主な統計データ（否認率，平均開廷回数，平均証人尋問公判回数，平均被告人質問公判回数等）については，前回から大きな変化は見られない。

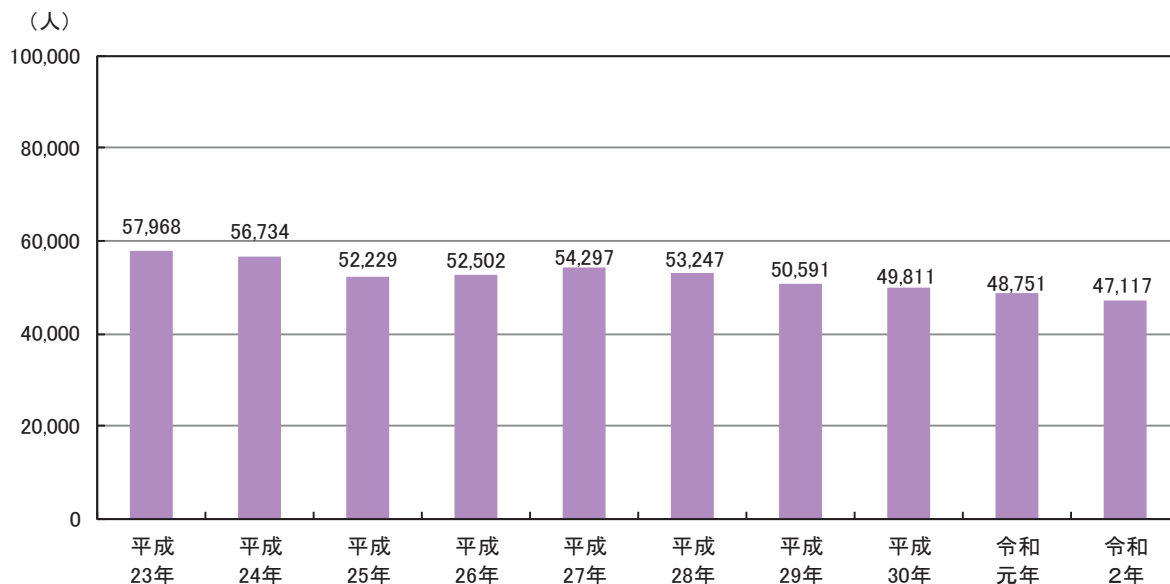
Ⅳ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。いずれについても、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第8回報告書85頁【表3】参照）。

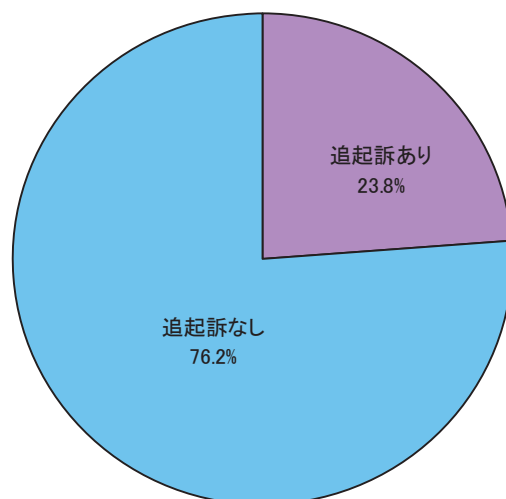
【表3】 主要罪名別終局人員（実人員）

	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	強制的性交等・同致死傷	業務上横領	殺人	現住建造物等放火	傷害致死	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	覚醒剤取締法違反	道路交通法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	10,267	3,093	2,186	480	346	312	278	199	84	44	29	25	6,109	7,116	5,341	4,358	2,307	235	114	9	4,185
うち裁判員裁判対象事件	2	-	5	218	-	47	-	197	84	44	-	-	102	190	1	16	-	3	2	-	22

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 「強制的性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」及び「集団強姦・同致死傷」のものが含まれる。
- 4 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷（平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪）については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷（平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪）については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回（23.4%）とほぼ同様（23.8%）であり、全体の約4分の1を占める（第8回報告書85頁【図4】参照）。

【図4】 追起訴の有無別割合



Ⅳ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

刑事通常第一審事件の概況は【表5】のとおりである。

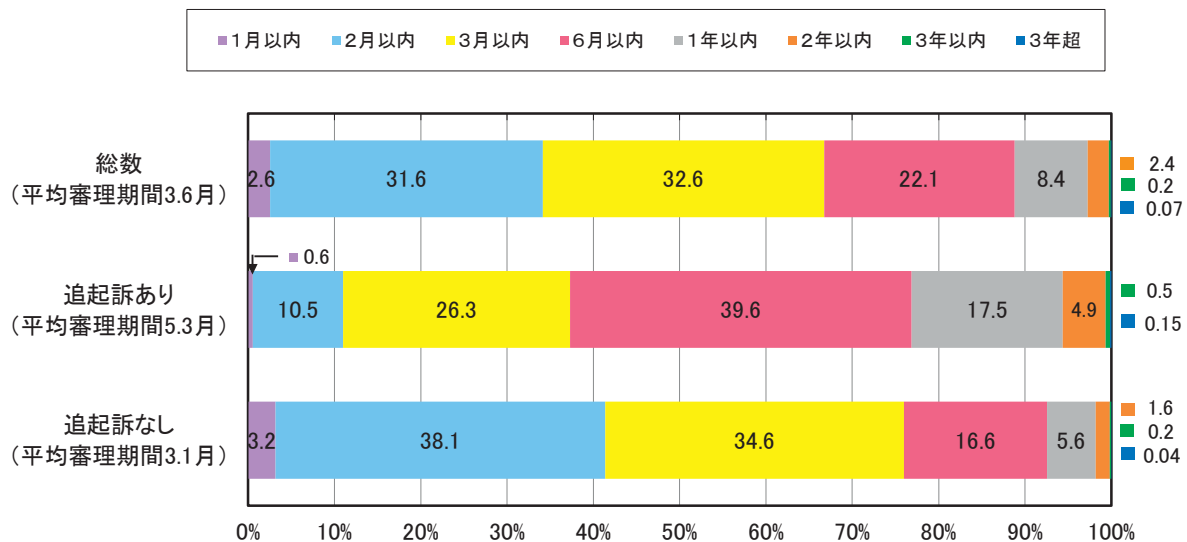
【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員(実人員)	47,117	933
平均審理期間(月) ※1	3.6	11.8
受理から第1回 ※2	2.0	
第1回から終局 ※3	1.6	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.3	2.5
平均開廷回数 ※4	2.6	4.7
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.4	
平均取調べ証人数	0.7	2.6
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.1
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.6
否認率(%)	8.7	50.8
弁護士選任率(%)	99.5	99.9
国選弁護士選任率(%) ※8	85.5	87.4
私選弁護士選任率(%) ※8	16.5	17.8
外国人(要通訳)率(%)	9.3	18.2
鑑定実施率(%)	0.3	6.6
検証実施率(%)	0.03	0.2

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が就いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は5.3月、追起訴のない事件の平均審理期間は3.1月であり、いずれも前回（それぞれ、4.9月、2.8月）より若干長期化している（第8回報告書87頁【図6】参照）。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

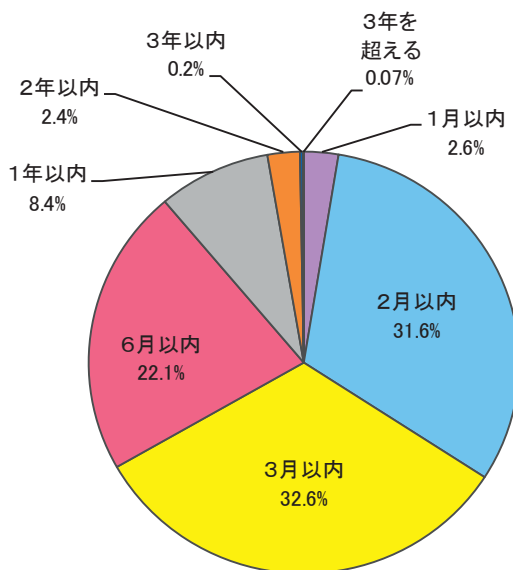


※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（73.4%）より減少して66.8%となった一方で、3月超6月以内の事件が前回（17.2%）より増加して22.1%となった。審理期間が1年を超える事件は、前回と同様、2%台にとどまっている（第8回報告書87頁【図7】参照）。

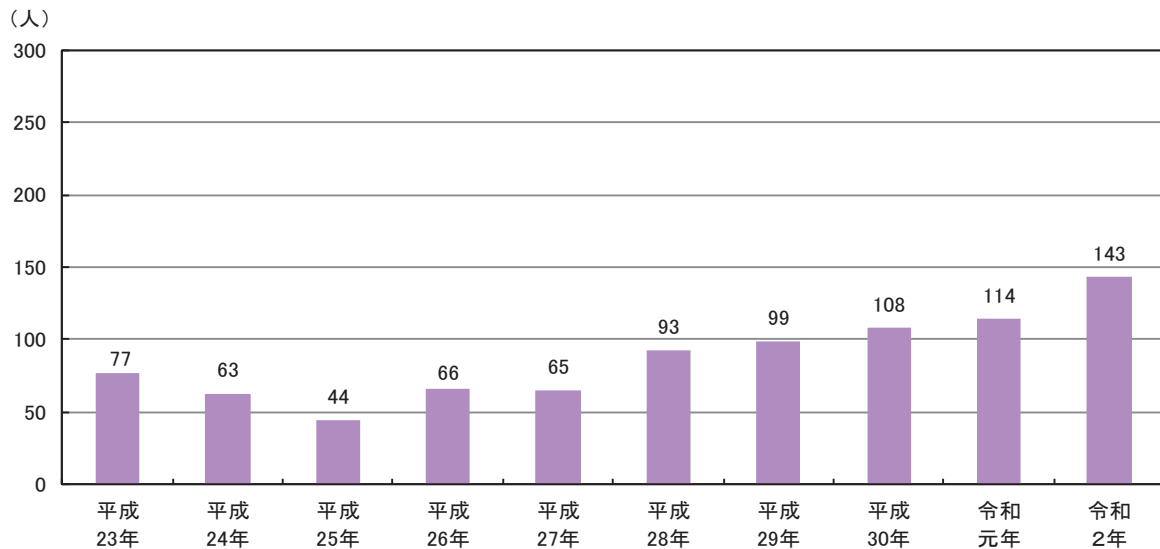
追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件が4割以上を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めていることは前回と同様である（第8回報告書87頁【図6】参照）。

【図7】 審理期間の分布

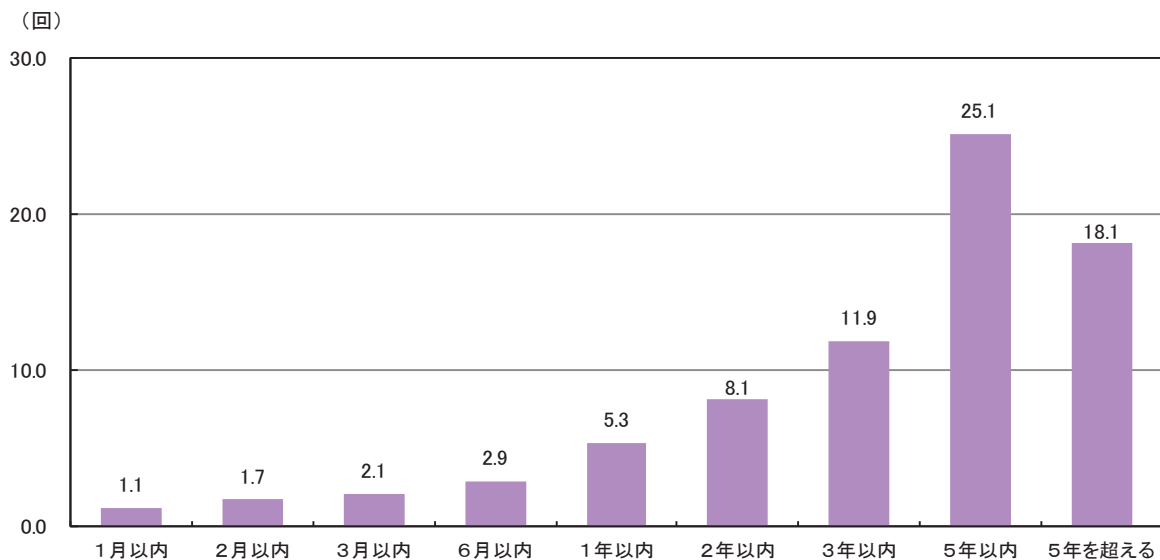


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（108人）から35人増加して143人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、平均開廷回数は、前回からほとんど変化は見られないものの、平均開廷間隔は、前回（1.2月）より若干長期化して1.4月となっている（第8回報告書86頁【表5】、89頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和元年における刑事事件の概況(下)」法曹時報73巻3号24頁から45頁(令和元年)。

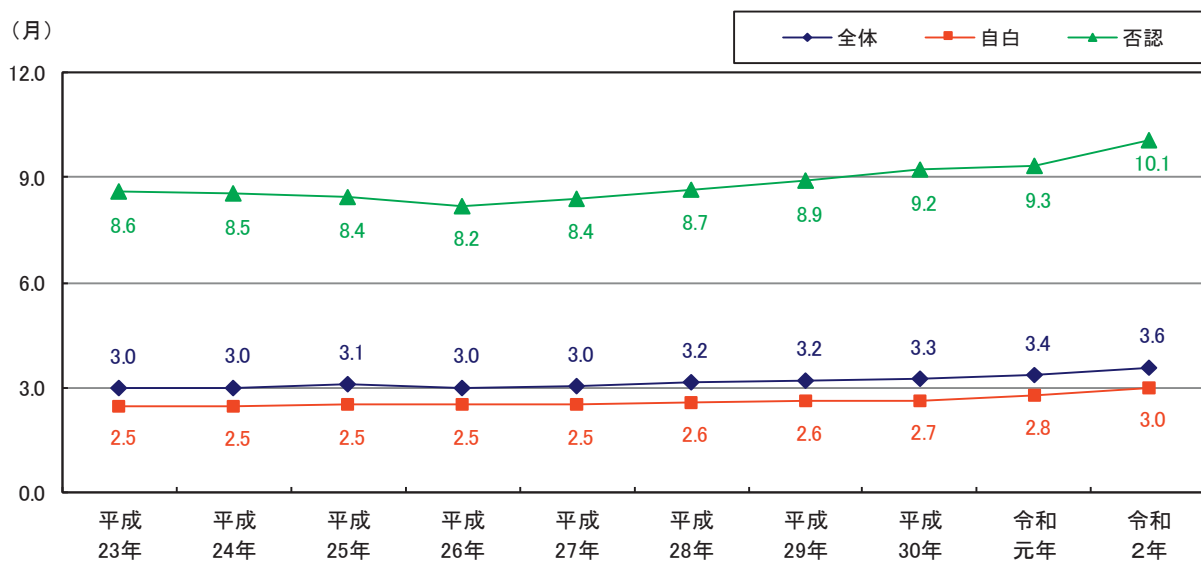
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)が、5年を超える事件の平均開廷回数は、相対的に少なくなっている。これは、被告人の逃亡や所在不明等により長期間開廷できない事件が一定数含まれる影響によるものと思われる(第6回報告書116頁参照)。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認⁶）については【図11】のとおりである。近年、自白事件については、2月台後半でおおむね横ばいであったが、令和2年は、前回（2.7月）より0.3月長期化して3.0月となっている。否認事件については、平成27年から若干長期化傾向にあったが、令和2年は、前回（9.2月）より0.9月長期化して10.1月となっており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

【表10】 平均開廷間隔（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均開廷間隔（月）	1.4	1.4	1.6

【図11】 平均審理期間の推移（全体、自白、否認）



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいう。例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回（総数11.0月、自白7.7月、否認13.4月）より長期化している（総数13.1月、自白9.9月、否認15.2月）（第8回報告書90頁【表12】【表13】参照）。

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

Ⅳ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員	自白	否認	その他	公判前整理手続に付された人員	自白	否認	その他
終局人員	47,117	45,994	41,361	3,435	1,198	(2.4) 1,123	(1.0) 457	(1.4) 655	(0.02) 11
平均審理期間(月)	3.6	3.4	3.0	9.1	1.4	13.1	9.9	15.2	13.0

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の11人は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。

4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が34人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

			総数	合 議				単独
				法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	
公判前 整理手続	総数	終局人員	1,123	924	885	39	89	110
		平均審理期間(月)	13.1	12.2	12.0	17.1	18.6	15.7
	うち自白	終局人員	457	433	427	6	4	20
		平均審理期間(月)	9.9	9.9	9.9	8.7	11.3	11.4
	うち否認	終局人員	655	483	450	33	84	88
		平均審理期間(月)	15.2	14.4	14.1	18.7	18.8	16.6
	うち被告事件に ついての陳述 前に移送等で 終局	終局人員	11	8	8	－	1	2
		平均審理期間(月)	13.0	9.6	9.6	－	30.0	18.0
	公判前整理手続実施率(%)		2.4	42.7	97.0	3.1	17.1	0.2

※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。

2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。

3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

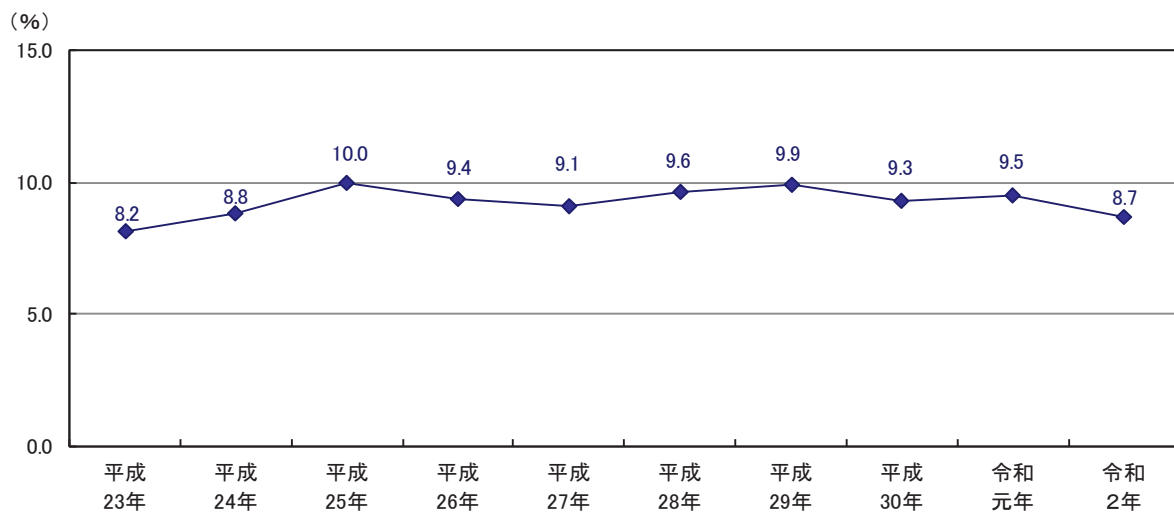
否認率については【図14】のとおりであり、前回（9.3%）より若干減少して8.7%となっている。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数（0.7人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.3%）、検証実施率（0.03%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化は見られない（第8回報告書86頁【表5】、91頁【表15】【表16】参照）。

なお、弁護士選任率や外国人（要通訳）率は【表5】のとおりであり、弁護士選任率（99.5%）は、前回から変化は見られないが、外国人（要通訳）率（9.3%）は、前回（7.4%）より増加している（第8回報告書86頁【表5】参照）。

控訴率（全体11.9%、自白9.1%、否認40.9%）については【表17】のとおりであり、前回（全体12.0%、自白9.0%、否認40.6%）から大きな変化は見られない（第8回報告書91頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.2

【表16】 平均被告人質問公判回数
（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】 控訴率（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
控訴率	11.9%	9.1%	40.9%

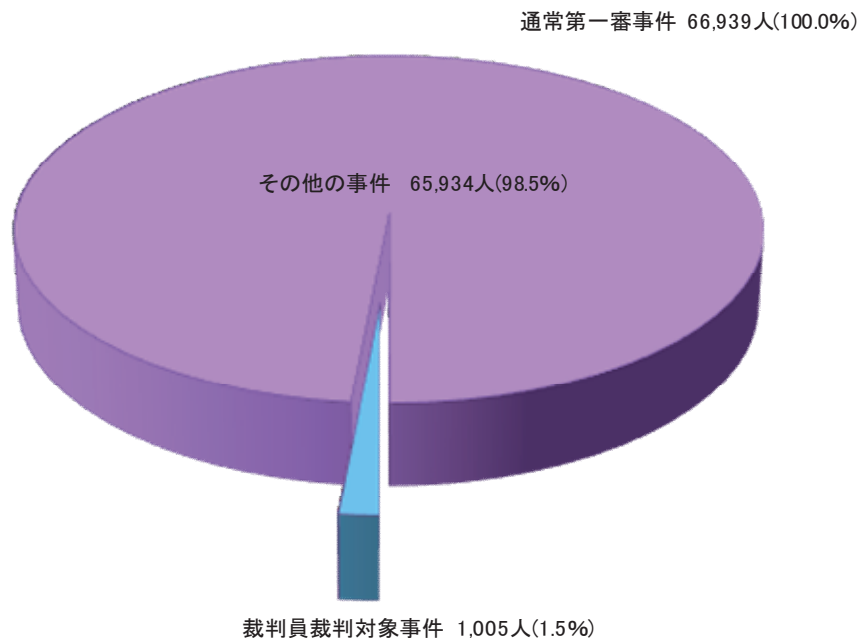
※ 控訴率は判決人員（有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員の合計）に対する控訴人員の割合である。

1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2年には減少している。平均審理期間、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2年には長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



※1 延べ人員である。

2 通常第一審事件には再審事件を含む。

3 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

まず、事件数の動向については【表 19】【図 20】のとおりである。新受人員は平成 28 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況にあったが、前回（1,090 人）から減少して 1,005 人となった。判決人員についても、前回（1,027 人）から減少して 905 人となった。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表 19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総数	15,853	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,005
強盗致傷	3,740	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304
殺人	3,467	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217
現住建造物等放火	1,552	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97
覚醒剤取締法違反	1,407	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77
傷害致死	1,309	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57
（準）強制わいせつ致死傷	1,228	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90
（準）強制性交等致死傷	1,065	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47
強盗・強制性交等	540	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28
強盗致死（強盗殺人）	385	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33
偽造通貨行使	257	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5
危険運転致死	240	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22
通貨偽造	128	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	119	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	10
保護責任者遺棄致死	93	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11
集団（準）強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	—	—
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	—	—
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	—	—	3	14	18	1	7	—	1	—
麻薬特例法違反	31	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	—
爆発物取締罰則違反	18	6	—	—	5	2	—	2	1	1	—	—	1
身の代金拐取	13	—	3	—	1	1	1	—	3	1	—	1	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	—	—	—	—	—	1	—
拐取者身の代金取得等	6	—	—	—	—	—	—	2	1	—	2	1	—
その他	48	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3

※1 延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「（準）強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。

6 「（準）強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の（準）強姦致死傷を含む。

7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

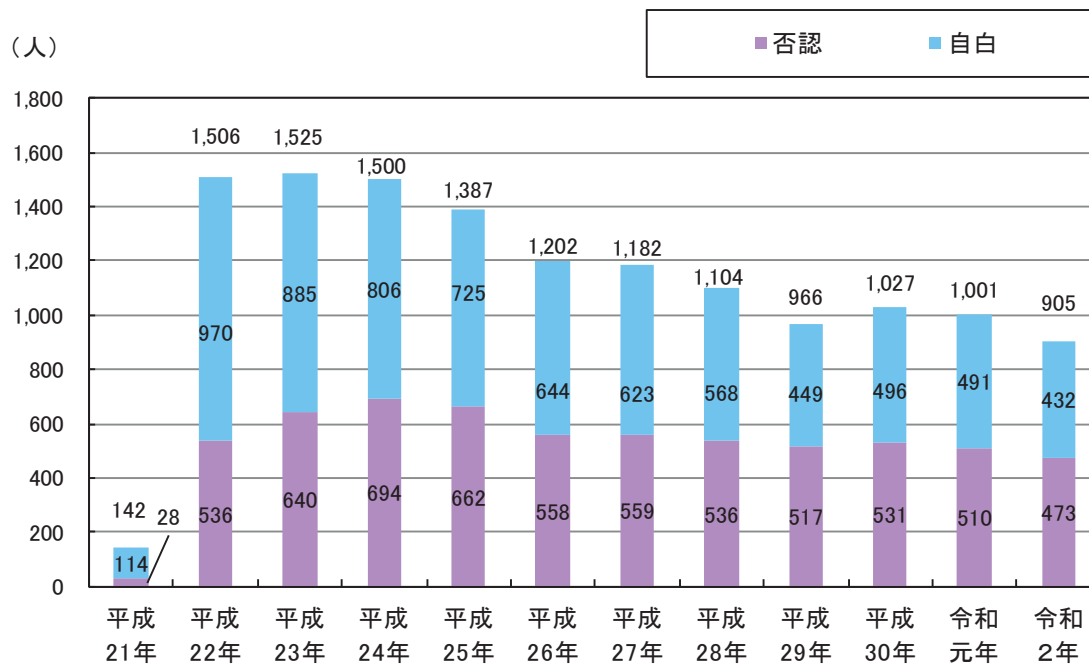
8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。

9 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

10 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



※1 判決人員は実人員である。

2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

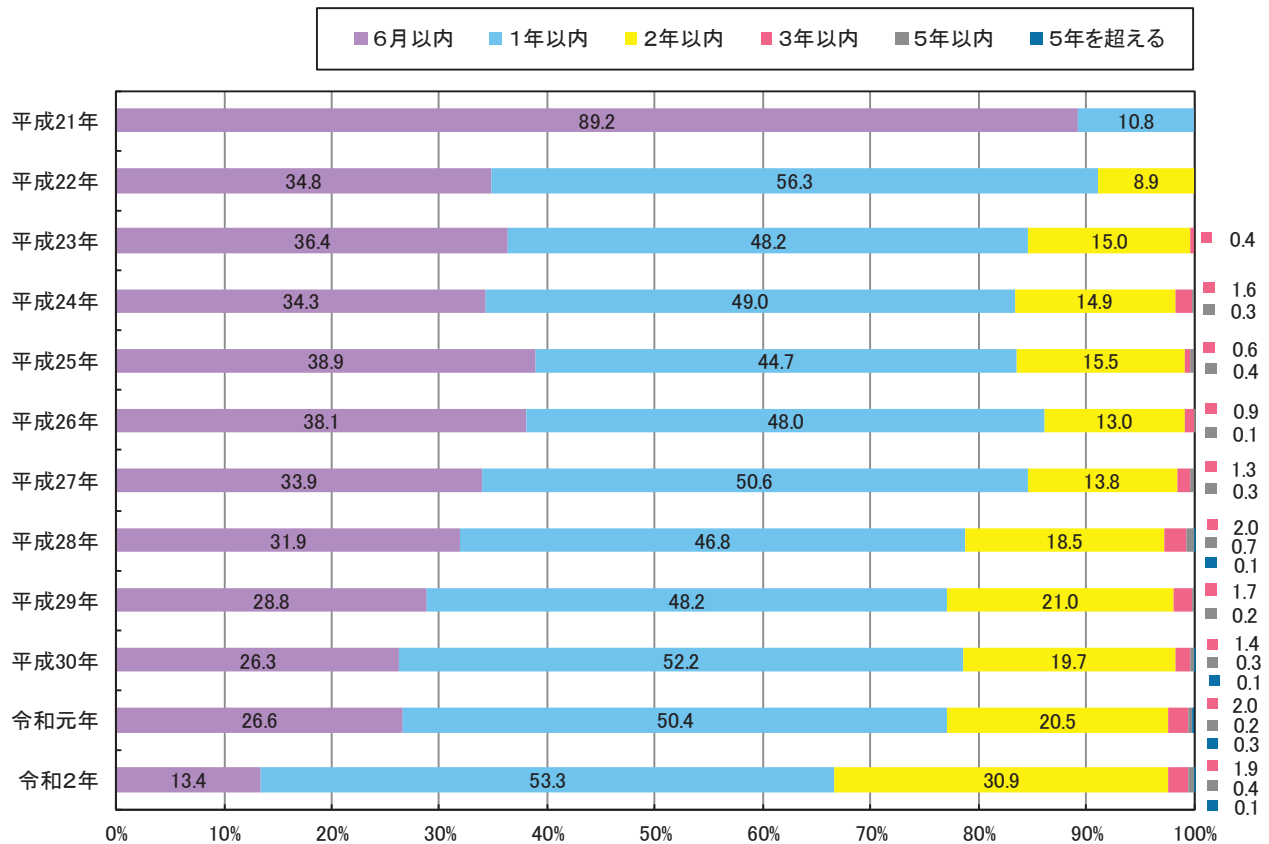
3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表5】【図20】⁷のとおりであり、終局人員で50.8%、判決人員で52.3%と、いずれも前回と同様、半数を超えている（第8回報告書86頁【表5】，94頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回（10.1月）より長期化して11.8月となっており、審理期間が2年を超える事件の割合も、前回（1.8%）より0.7%増加して2.5%となっている（第8回報告書86頁【表5】参照）。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回（26.3%）より減少して13.4%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回（19.7%）より増加して30.9%となった（第8回報告書95頁【図21】参照）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

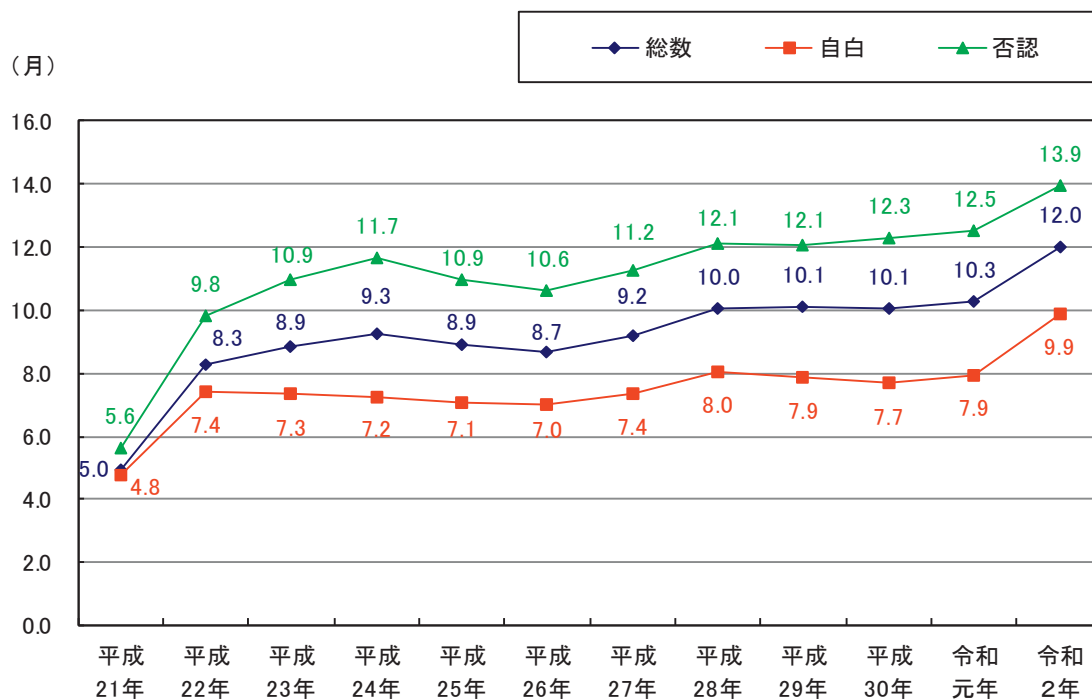
平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおりである。いずれについても、平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2年は長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移を見ると、【図25】のとおり、公判前整理手続に特に長期間を要した一部の事件が全体の公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えているというよりも、全体的に公判前整理手続期間が長期化していることが公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えていることがうかがわれる。

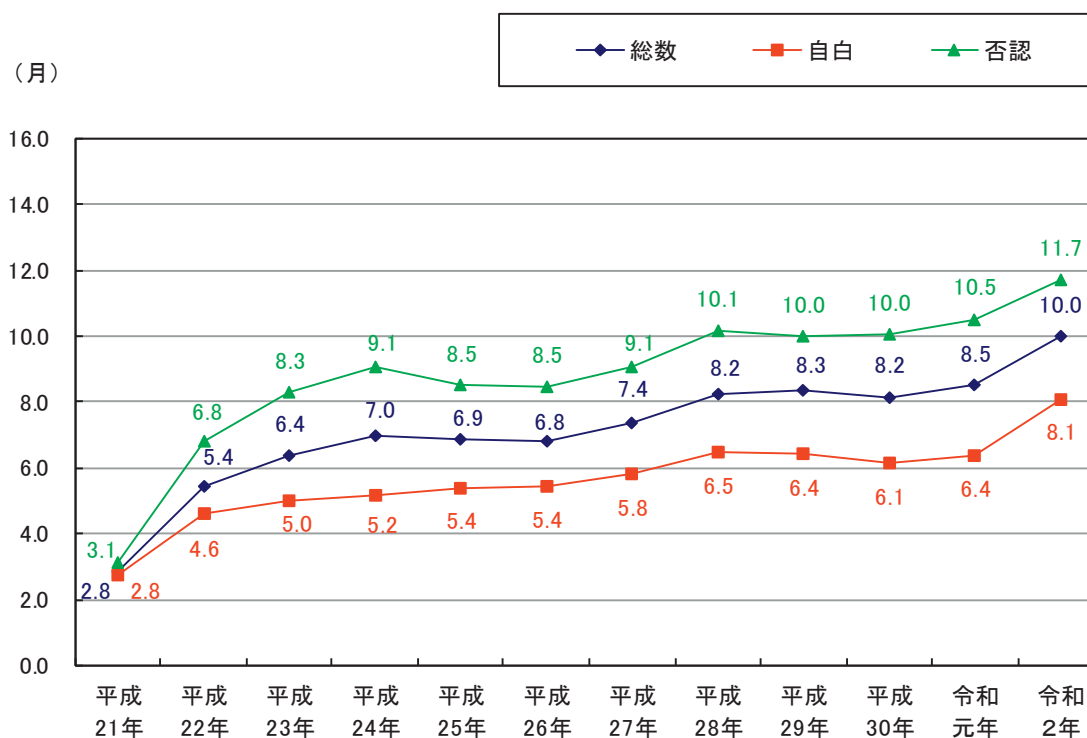
平均開廷回数については【表5】のとおり4.7回となっており、前回からほとんど変化はない（第8回報告書86頁【表5】参照）。

Ⅳ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)

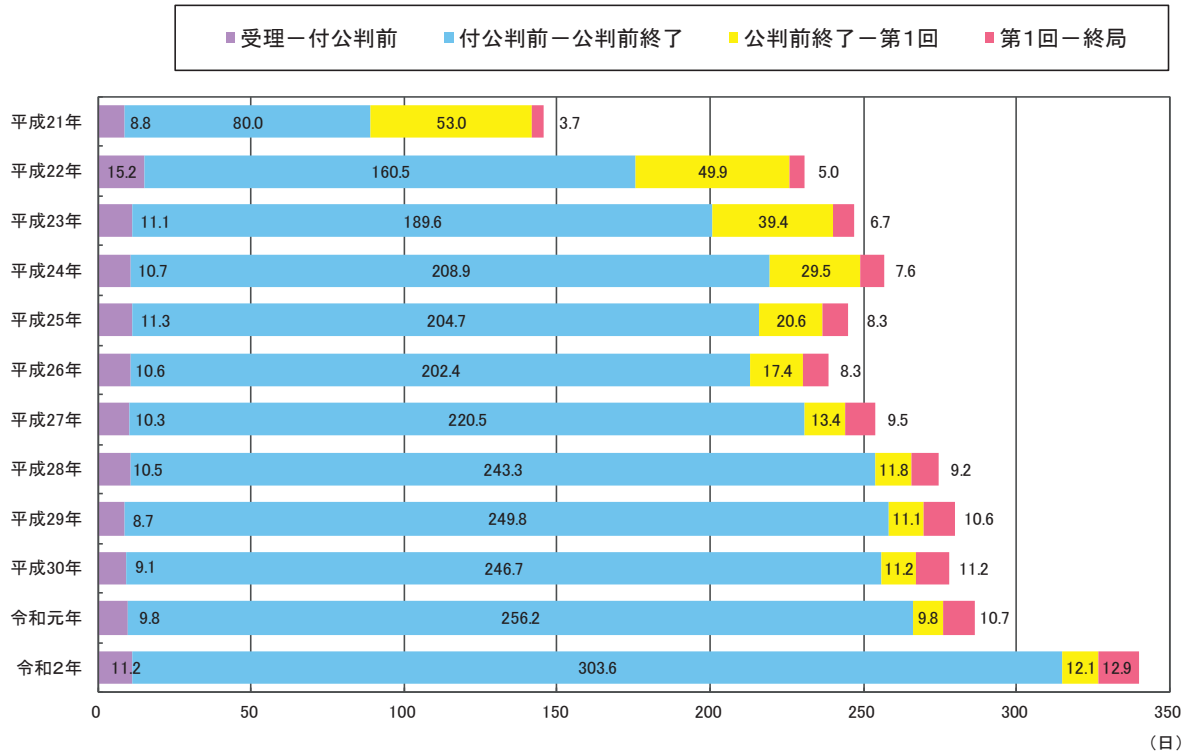


【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

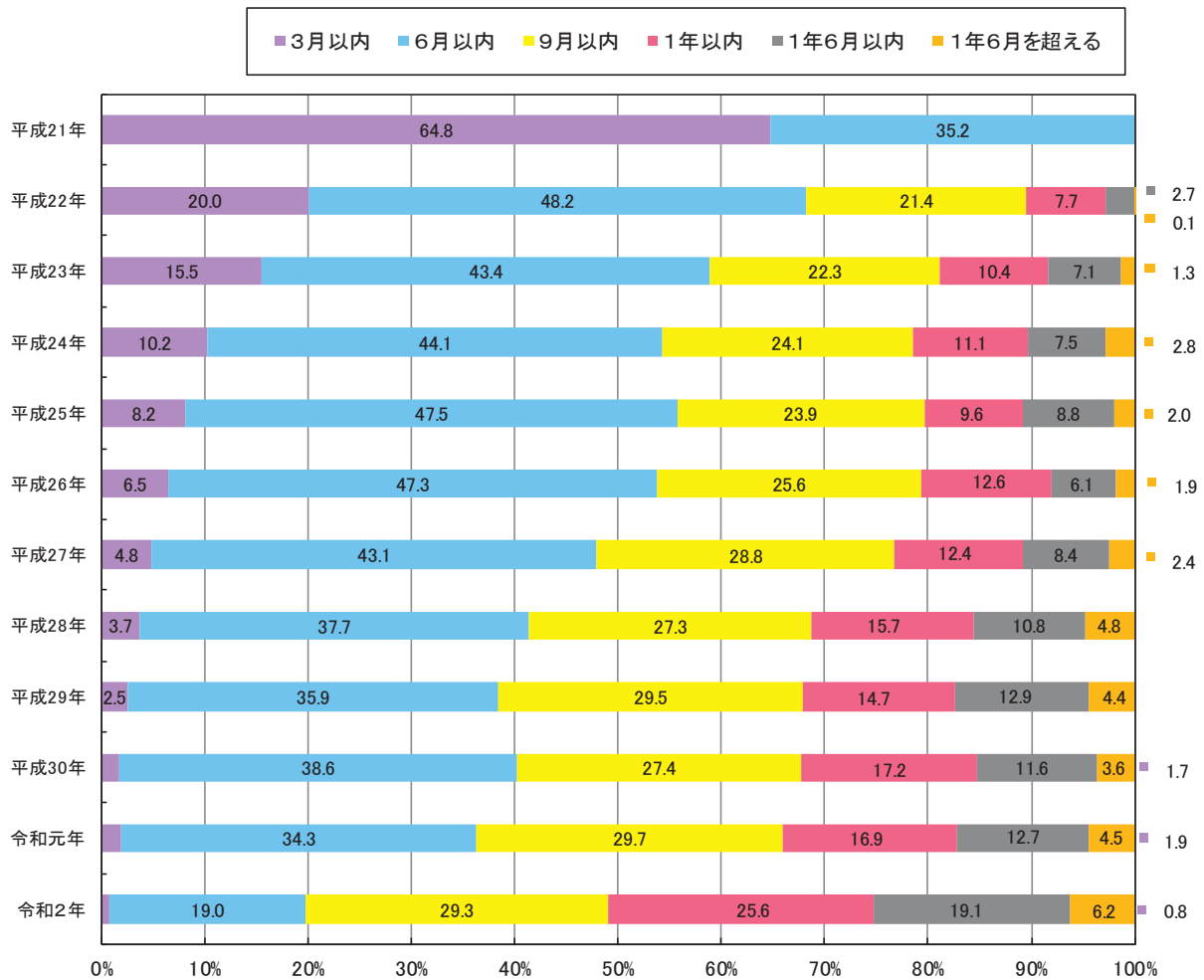
【図24】審理段階別の平均日数の推移



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

Ⅳ 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



※1 判決人員は実人員である。

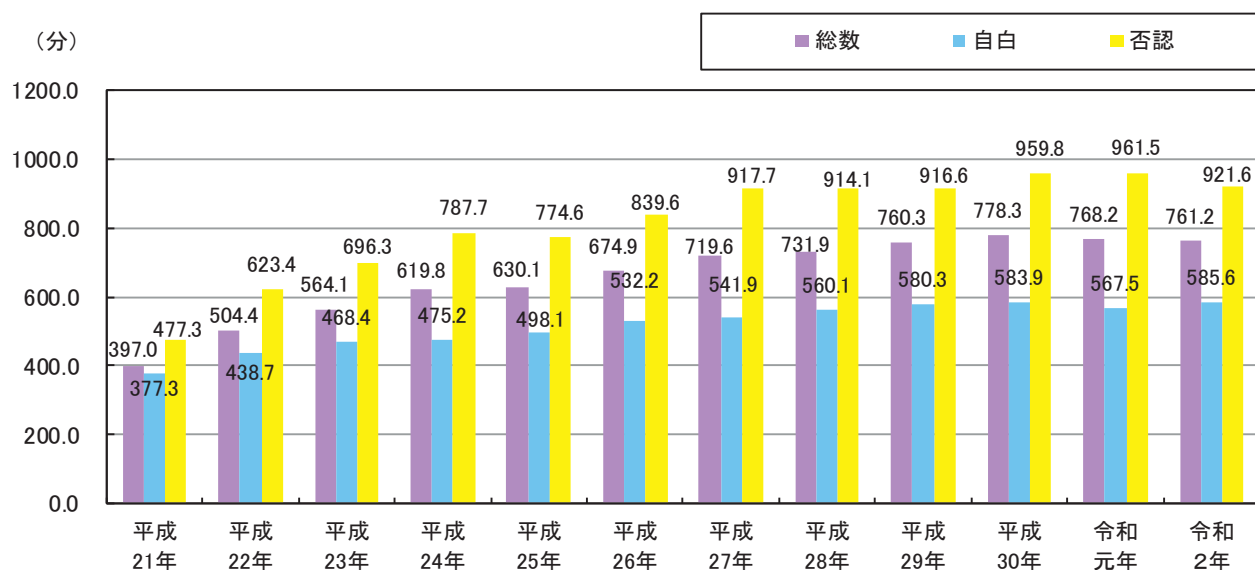
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回（583.9分）より若干増加して585.6分となったものの、これまでの増加傾向に歯止めが掛かった状況にある。否認事件についても、前回（959.8分）より38.2分減少して921.6分となり、増加傾向に歯止めが掛かった状況にある。

弁護人選任率（99.9%）は、前回とほぼ同様であるが、外国人（要通訳）率（18.2%）は、前回（13.0%）に引き続いて増加している。また、証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数（2.6人）が前回（3.1人）より減少し、鑑定実施率（6.6%）が前回（7.9%）より減少しているほか、平均証人尋問公判回数（2.1回）、平均被告人質問公判回数（1.6回）、検証実施率（0.2%）に大きな変化は見られない。（【表5】）（第8回報告書86頁【表5】参照）

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数（その多くは犯情関係と思われる。）は0.7人となっていて、裁判員法施行直後の時期（平成22年は0.4人）より顕著に増加している（「裁判員裁判の実施状況について」⁸ 8頁【表8】）。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10 11}

【図26】 平均評議時間の推移（総数・自白・否認）



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

⁹ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた（最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41（平成24年）参照）。

¹⁰ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹ 統計上は把握しにくいだが、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証（被告人の供述調書等）の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、これまでの報告書において指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっているところ、長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回報告書において、実情調査を実施し、公判前整理手続が長期化している要因等について聴取を行った。同報告書では、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられること、このうち、事件内容の変化は科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的要因であり、訴訟関係者の取組による長期化の改善は容易ではないが、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で議論を深め、認識の共有を図っていくことで、長期化を改善していく必要があると指摘したところである。

最近の公判前整理手続期間についてみると、以前のような長期化傾向が認められるものではないが、公判前整理手続についてはできる限り充実・迅速化していくことが望ましいところ、前回は初めての実情調査であり、長期化の要因等について更に確認することが適切と考えられたことから、今回の検証でも、前回と同様の調査を行うこととし、令和2年11月に、中規模庁の地方裁判所本庁である裁判所並びにこの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。調査事項としては、前回の報告書の内容を踏まえ、公判前整理手続の長期化要因の実情のほか、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識の共有を図っていくための取組を含む公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策についても聴取することとした。また、今回の検証の対象期間中に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公判前整理手続を含む刑事事件の進行に一定の影響をもたらした可能性があり、この点に関し、東京地裁以外の庁についても広く実情を調査することが適切と考えられたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象庁における刑事事件の進行等にもたらした影響等についても聴取することとした。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）事件内容について

事件内容の変化（電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、否認事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、第8回報告書とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

ア 電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠

電子メールや防犯カメラ映像等のような客観的証拠については、性質上、その量が膨大なものとなりやすい上、多くの者がスマートフォンを所持し、SNS等を利用するようになったこと、スマートフォン自体の記憶容量や防犯カメラの設置台数が増えていることなどから、証拠の量が増えてきているとの認識が法曹三者から示された。さらに、検察官の側からは、スマートフォンのセキュリティが強化されていることもあって、データ解析に時間を要することがあるため、時には起訴の時点では証拠が揃っておらず、起訴後に新たな証拠が検察官に送致される場合もあること、限られた人員の中で膨大な量の客観的証拠の解析等をするために時間を要する場合もあることが紹介された。一方、弁護人の側からは、電子メール等の客観的証拠については、結果的には重要な部分が少ない可能性があるとしても開示を求めざるを得ない立場にあることが明らかにされたほか、開示された証拠が録音・録画の場合、文字情報とは異なり、確認に

時間を要することなどから、検察官による証拠開示や開示を受けた弁護人の側における検討に多くの手間と時間が必要となることがあることが紹介された。このように、検察官と弁護人の双方から、電子メール等の客観的証拠の増加が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているといった意見が出された。

イ 科学的・専門的知見が問題となる事件

責任能力や死因を争う事件類型においては、弁護人や裁判所の側から、鑑定（再鑑定）請求の可否等を検討するために弁護人が協力医等から意見書の提供を受けるのに時間を要する場合があるとの意見が出されたほか、弁護人の側から、①鑑定の採否を巡って検察官と弁護人の意見が対立し、主張の応酬が行われるような場合には、裁判所による採否の判断までに時間を要する、②起訴前鑑定の内容に一見して問題がある場合には、協力医の意見書がなくても鑑定の必要性が認められて採用に至るが、起訴前鑑定が外見上問題ない場合には、協力医の意見書を取り付けた上で申立てをする必要があり、一定の時間を要する、との意見が出された。ただし、検察官や裁判所の側からは、責任能力が争われる事件については、法曹三者で責任能力の判断枠組みが共有されてきたこともあって、起訴前鑑定の基礎資料に問題があるなどと法律家の視点に基づいて鑑定請求がされる事案もあり、以前と比べるとプラクティスが確立してきているとの指摘があった。

他方、死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については、検察官や裁判所の側からも、責任能力が問題となる事件のように判断枠組みが整理されておらず、専門家の知見も多岐にわたり、プラクティスの蓄積が少ないため、法曹三者で共通のイメージを持ちながら進めていくのが難しいとの意見が出された。

ウ 否認事件や捜査段階で黙秘する事件

否認事件の長期化への影響に関しては、具体的な争点は何であるかによって差があるとの内容で法曹三者の認識が一致していた。すなわち、①犯人性や責任能力が争点となる事件においては、より多くの客観的証拠を収集してこれを精査する必要性が生じたり、科学的・専門的知見に基づく主張立証の準備のために時間を要したりすることにより、長期化しがちである一方、②犯行態様や主観的要件が争点となる事件においては、弁護人から早期に主張の方向性が明示されることも多く、法曹三者間で早期に争点整理や立証計画についての共通認識を持ちやすいため、自白事件と比べれば相応の時間を要するとはいえ、必要以上に長期化するわけではないとのことであった。後者のような事件に関し、裁判所の側からは、自白事件であっても、犯行態様の細部が争われていることはあり、裁判員裁判ではいずれにせよ重要な証人からは法廷で話を聞くことを前提に準備を進めていることから、被告人が犯行態様等を争うか否かにより審理計画の見通しが大きく異なることにはならないため、公判前整理手続に要する期間について自白事件との差はそれほど大きくないのではないかと指摘があった。

なお、捜査段階で黙秘する事件の増加に関し、弁護人の側からは、捜査段階から黙秘することにより、被告人の捜査段階での供述と被告人から聞き取った内容のそごを確認したり、問題がある供述がある場合に、その供述に至るまでの取調べの録音録画を確認したりする必要がなくなるため、一概に長期化に結びつくものではないと思われるとの指摘があった。

（２）当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

ア 証拠開示

証拠開示についてみると、自白事件では必要十分な証拠についての開示がおおむね円滑に行われているとの現状認識が法曹三者から示された。他方、否認事件については、弁護人の側から、①任意開示の内容が必ずしも十分なものであるとは限らず、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求を繰り返すことで初めて重要と思われる証拠の開示を受けることがある、②開示証拠と証拠一覧表との対応関係が示されておらず、その確認に時間を要するとの指摘があった。これに対し、検察官の側からは、否認事件の弁護人の中には、全ての証拠を確認してからでないと主張を明示できないとの方針の下、広範かつ五月雨式な類型

証拠開示請求を行う場合があり、そのような場合には、証拠開示に時間を要し、これに続く予定主張記載書面の提出も遅れることがあるとの指摘があった。

イ 争点整理等

争点整理についてみると、自白事件では、当事者の作成する書面の内容は必要十分なものとなっており、書面の提出時期についても大きな問題はないとの認識が法曹三者の間でおおむね一致していた。他方、否認事件については、弁護人の側から、検察官の証明予定事実の内容が抽象的なものにとどまる場合には、防御の対象を明確にするために、詳細な主張を求めて時間を要することがある、検察官の側からは、弁護人の当初の予定主張の内容が概括的なものにとどまる場合には、そのままでは弁護人の主張内容を把握できないまま漫然と進行することになりかねないため、求釈明を行って対応せざるを得ないことがある、といった意見があった。これらの意見に関し、裁判所の側からは、争点整理の進め方について、①争点整理手続は、相手方の主張に応じて反対当事者が主張の内容を具体化していくものである上、証拠調べの範囲を決めて、審理計画を立てるのに必要な主張がされれば足りることから、そのような観点からみると、当事者の主張書面の内容は十分なものとなっていることが多い、②書面の内容に不十分な点があると感じた場合であっても、公判前整理手続期日の中で当事者との間で口頭での議論を行うことを通じて、その事件で重要なポイントや必要となる証拠についての共通認識を形成し、主張書面の応酬がいたずらに繰り返されることを防ぎつつ必要十分な争点整理を行うことが可能である、③当事者の検討のための時間が必要な場面では、一定の期間を設けることにより、かえってその後の整理が迅速に進むなど、事件や当事者、場面に応じた柔軟な対応をとることが全体の期間の短縮につながると考えている、といった指摘があった。

また、検察官の側からは、間接事実の重要性について裁判所と当事者との間で見解が分かれることはあるが、そのような場合でも、裁判所が主張や立証それ自体を許容しないということではなく、最終的に判決で当該間接事実が取り上げられないという結論が示されるにすぎないため、裁判所と当事者との間で見解の対立のみによって公判前整理手続が長期化することはないのではないかと意見があった。この点、弁護人の側からは、証拠の採否に関して当事者間に大きな意見の対立がないにもかかわらず、裁判所が、証拠採用の必要性を把握しようとして、当事者が公判で明らかにすれば足りると考えている事情について、詳しい説明を求める場合があるとの意見があった。

(3) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 現状に対する評価

被告人の迅速な裁判を受ける権利や、証人の記憶が減退しかねないことを踏まえ、公判前整理手続を迅速に進める必要があることについては法曹三者の意見が一致していた。また、弁護人の側からは、被告人は早期に公判での審理を受けることを望んでいるが、被告人と直接接していない裁判所や検察官は迅速化への意識が低下しがちではないか、自白事件については初回の打合せで仮予約を入れることが望ましいし、否認事件は確かに時間がかかる場合があるが、後から振り返って改善すべき点がなかったかを確認することが有益であるとの指摘があった。

なお、対象庁における公判前整理手続期間について、近年一定の迅速化傾向が認められることに関し、裁判所や検察官の側からは、他庁における経験も踏まえつつ、対象庁では、①充実し迅速な公判前整理手続を進めていくことの重要性について法曹三者の共通認識があり、争点整理に関して、公判前整理手続できちんと議論ができる状況がある、②仮予約された公判期日に向けて積極的に準備が進められることが多いように思われるとの指摘があった。

イ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて個々の事件において採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として、従前から行われている、起訴後早期の打合せについて、裁判所の側から、検察官の方針や証拠のボリューム感を可能な範囲内で明らかにしてもらった上で、弁護人の主要な関心対象が何であるかの限度で聴取を行うことで、検察官の任意開示を促進することがで

きる場合があるとの意見が出されるなど、一定の意義があることについて、法曹三者の間で共通の認識が示された。

また、同様に従来から行われている公判期日の仮予約については、あくまでも「仮」のものであり、当事者の準備状況に合わせて裁判所が柔軟な対応を行うことを前提として、早い段階で公判期日の大まかなスケジュールの見通しを立てて共有し、裁判所と当事者それぞれがその後の進行についてのイメージを持ち、期限を意識しながら準備を行うことで、迅速な対応が可能となるという効果があり、結果として仮予約のとおりには公判期日を実施できないことがあるとしても、有効な取組であるとの認識が法曹三者の間で一致していた。この点、裁判所の側からは自白事件となる場合と否認事件となる場合のそれぞれに応じたスケジュールの見通しを考えておくことが有益な場合もあるとの指摘があった。

争点整理に関し、裁判所の側からは、合議体の中でしっかり議論をした上で期日に臨み、公判前整理手続期日の中で、当該事件のポイントとなる部分がどこにあり、そのために必要な証拠が何であるかについて口頭で議論をすることで、当事者との間で共通認識を作るように心掛けているが、このような対応も迅速化に資すると考えているとの指摘があった。

このほか、弁護人の側から、検察官が統合証拠の作成を行う際に、弁護人が検察庁を訪問し、実際の作業に従事する検察事務官も交えて統合証拠の内容の細部について調整を行っているが、手戻りが生じることを防ぐことができ、迅速化のために有益であるとの紹介があった。

ウ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて個々の事件の処理を超えて採られている方策

法曹三者の間で、裁判員裁判に関係する事項全般を対象として自由な意見交換を行う研究会を年に3回程度行っており、具体的な事件の判決書を踏まえながら、争点整理の在り方について議論を行った例もあることが紹介された。この研究会については、裁判員制度施行当初に比べると、近年は開催頻度が減っている、公判前整理手続の長期化に特化したものではなく、新たな話題事項を提示することが難しくなっているなどの指摘もあったものの、法曹三者が顔を突きあわせて意見交換を行うことを通じて、公判前整理手続の充実・迅速化に関する共通認識が形成しやすくなるという点では法曹三者の認識が一致していた。この研究会で得られた情報の共有に関して、弁護人の側から、意見交換の内容を取りまとめて刑事弁護を担当する会員に提供したり、意見交換で得られた内容を研修に反映したりしているとの工夫例が紹介された。また、法曹三者の間の取組として、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該事件を担当した法曹三者が集まって振返りの機会が設けられており、その中で公判前整理手続の在り方についても意見交換が行われていることが紹介された。この点、検察官の側からは、この振返りの場で担当検察官が裁判官や弁護人から受けた指摘を他の検察官にも共有していることが紹介された。

さらに、各庁における取組として、裁判所の側からは、高裁管内の他の地裁との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基にした議論を定期的に行っており、公判前整理手続の充実・迅速化がテーマとなる場合には、平成30年に発表された公判前整理手続に関する司法研究（『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』）の内容も念頭に置くなどしながら議論が行われていることが紹介された。また、弁護人の側からは、裁判所や検察庁に比べて組織的な取組を行うことが困難であることや、事件数との関係で一人の弁護士が積むことのできる経験に限りがあることなどを踏まえ、日弁連のメニューも活用しながら、単位弁護士会内での研修を充実させるとともに、二人目の国選弁護人については裁判員裁判の経験のある弁護士となるように努めるなどの取組を行っていることが紹介された。

（４）新型コロナウイルス感染症の影響等について

ア 公判前整理手続の長期化への影響

裁判所の側から、令和2年3月から緊急事態措置の実施期間が終了するまで、やむを得ず、裁判員裁判の裁判員選任手続期日や公判期日は実施できなかったため、この期間に公判期日が予定されていた事件の公判前整理手続期間は一定程度長期化したとの説明があったが、法曹三者から、緊急事態措置の実施期間

中も、電話会議により、事件の進行に関する必要な打合せを行うなどの対応がなされていたため、必要以上に公判前整理手続期間が延びることはなかったという認識が示された。また、裁判所の側からは、公判期日を指定する必要があるなど特別の事情があった事件について、感染拡大防止の措置をとった上で、緊急事態措置の実施期間中であっても公判前整理手続期日を実施した例があることが紹介された。

イ 感染拡大を受けた裁判所の対応についての情報共有

対象庁においては、緊急事態宣言の発令を受け、裁判員裁判については期日を取り消すものの、被告人が身柄を拘束されている裁判員裁判非対象事件のように、迅速に審理を行う必要がある事件については期日を実施するという方針が、裁判所から検察庁及び単位弁護士会に対して伝えられるとともに、個々の事件の弁護人から問合せがあった場合にも、そのような方針の回答がなされていたという実情が紹介された。裁判所の側からは、緊急事態解除宣言後に予定されていた、感染拡大の中での審理の進め方に関する法曹三者の意見交換は、実情調査の実施時点では行えていないものの、裁判所の対応方針を当事者に説明する必要性があることについての認識が示された。

ウ 裁判員裁判対象事件における感染拡大防止の取組

東京地裁に対するヒアリングで紹介されていた感染拡大防止策のほか、裁判所の側からは、裁判員選任手続期日への呼出状を送付する時点で、裁判員候補者に対し、不安がある場合には遠慮なく裁判所まで御相談頂きたいとの内容の文書を送付していることに加え、当該文書を送付した後も感染状況が変化していることなどを踏まえ、裁判員選任手続期日の1週間前に同様の文書を再度送付していることや、裁判員等同士の距離を空けるため、昼食をとる部屋を二つに分けて昼食時の感染を防止していることなどが紹介された。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加などの事件内容の変化が長期化に影響を与えていることが改めて確認され、これらはいずれも法曹三者の取組を通じて直ちに改善を図ることは容易ではないとの指摘があったほか、例えば、客観的証拠の増加については、将来的に証拠のデジタル化が実現すれば改善が期待できる部分もあるのではないかと意見が出された。また、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、対象庁において、否認事件の証拠開示はなお長期化の要因となっている面があるが、全体としてみると迅速化の取組は一定の成果が得られていることがうかがわれるところ、このような状況を一般化できるかについては注意を要するものの、これは、法曹三者が公判前整理手続の基本的な在り方について一定の共通認識を持ちながら手続に臨んでいることが影響していると考えられるとの指摘があった。さらに、このように一定の共通認識が持てるようになったのは、裁判員裁判の導入を契機として、法曹三者の間で新しい制度について協力しながら円滑に運用していくための議論が行われるようになったこと、司法研修所においても、司法修習生に対して、公判前整理手続における争点整理等を実務の現場で実践することを意識した指導がなされるようになったことなどが影響していると考えられ、このような地道な取組を継続していくことが重要であるとの意見が出された。このほか、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等に関しては、個々の事件において実践されている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約が、裁判所のみならず当事者の側からも一定の意義があるものと評価されていることに着目すべきであり、訴訟関係者が公判前整理手続の早期の段階から適正かつ迅速に手続を進めていくという意識を持って工夫を重ねていくことが重要であるとの指摘がなされた。

4 今後に向けての検討

実情調査の結果等によれば、公判前整理手続の長期化については、前回の実情調査でも明らかとなったとおり、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられる。もっとも、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えていることがわかるものの、客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件の増加といった、社会情勢の変化や科学技術の進展等を背景とするいわば外在的な要因に対して、訴訟関係者の取組により直ちに対処することが容易ではないことは、今回の実情調査の結果等を踏まえた検証検討会でも指摘されているとおりであり、公判前整理手続を充実かつ迅速なものとするためには、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮を改善していくことにより対応することが相当であることは、前回の報告書のとおりである。

そこで、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、公判前整理手続の在り方について法曹三者の間で一定の共通認識が形成されていることが、公判前整理手続の充実・迅速化に資するとうかがわれたところであり、引き続き、争点整理に必要かつ十分な主張書面の内容はどのようなものであるか、ある類型の事件において重要なポイントや必要となる証拠にはどのようなものがあるかといった、公判前整理手続の在り方について、認識の共有を図っていくことが重要と考えられる。このような公判前整理手続の在り方について共通認識を持つことにより、必要かつ十分な当事者の主張等につながるだけではなく、当事者の主張が抽象的・概括的なものとなっている場合であっても、公判前整理手続期日における裁判所と当事者との間の口頭での議論を通じて充実した争点整理を迅速に行うことが可能となろう。また、このような共通認識を得るためには、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振返りや、法曹三者による意見交換を目的として定期的に開催される研究会において、この問題を意識的に取り上げるとともに、その結果を、各庁・会内で広く共有することが必要と考えられる。さらに、公判前整理手続の在り方は事件類型に応じて異なる部分があると考えられることから、法曹三者の間で議論を行うに当たっては、公判前整理手続の在り方について抽象的に検討するだけではなく、具体的に、あるいは類型的に検討し、徐々に共通認識の範囲を広げていくことが有効な方策といえよう。

以上からすると、公判前整理手続の長期化を防ぐためには、法曹三者の間で、現状に甘んじることなく、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の基本的な在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であるように思われる。



**家庭裁判所における
家事事件及び人事訴訟事件の
概況及び実情等**

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。

一方、別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は、緩やかに長期化している。このうち、調停事件の平均審理期間については、令和2年に前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加しているが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については、令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったが、令和2年には前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加している。令和元年までの傾向については、前回と同様、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が、減少傾向にはあるものの、依然高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。また、令和2年の急激な長期化の原因については、上記要因に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（12.2%）より2.8%増加して15.0%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（8.9%）より3.0%増加して11.9%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和2年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

令和2年の新受件数は、前回（86万3915件）より4.9%増加していて、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の30万9069件から33万5141件に増加したことにより、これには、前々回及び前回指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第7回報告書93

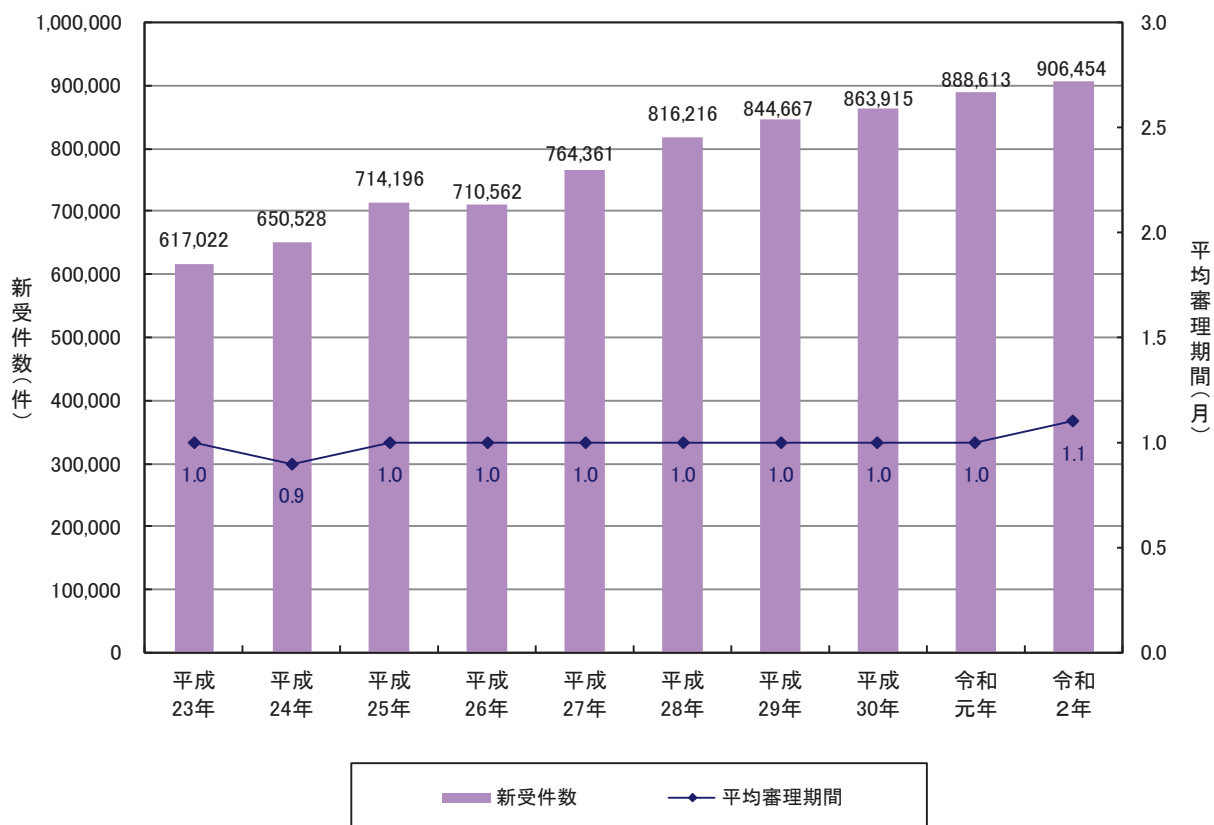
¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

頁，第8回報告書107頁参照）。

別表第一審判事件の既済件数は，家事事件全体の8割以上を占めており，その平均審理期間が1.1月と短期間である傾向に，前回から変化は見られない（第8回報告書108頁【表2】参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



【表2】家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	902,467	18,685	75,073	49,267
平均審理期間(月)	1.1	6.0	7.5	6.7

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない（第8回報告書108頁【表3】参照）。

【表3】家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	893,923 99.1%	12,627 67.6%	40,728 54.3%	29,182 59.2%
6月超 1年以内	7,392 0.8%	4,186 22.4%	22,774 30.3%	14,648 29.7%
1年超 2年以内	1,063 0.1%	1,583 8.5%	10,138 13.5%	5,048 10.2%
2年を超える	89 0.01%	289 1.5%	1,433 1.9%	389 0.8%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97.8%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回とほぼ同様の傾向である（第8回報告書109頁【表4】参照）。

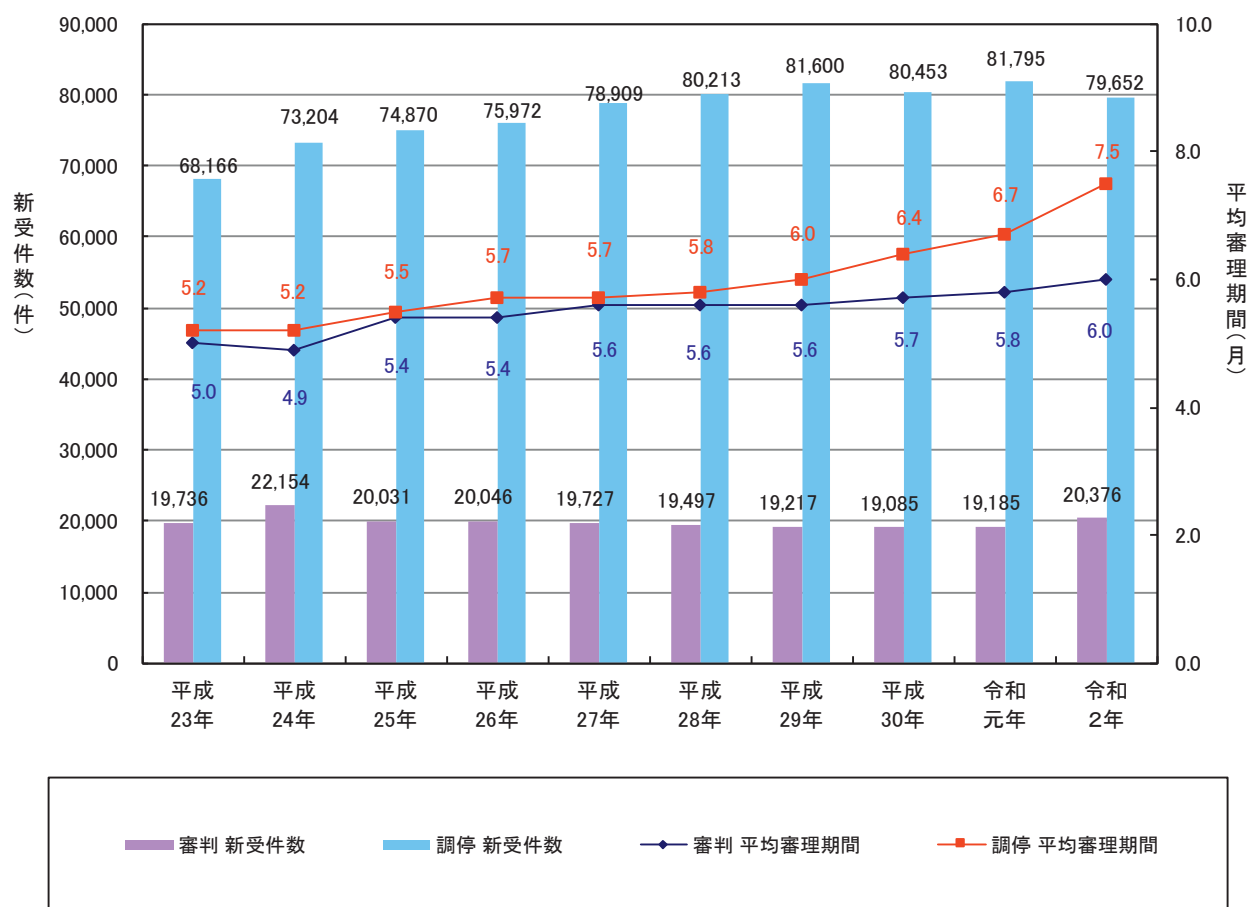
【表4】家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	902,467 100.0%	18,685 100.0%	総数	75,073 100.0%	49,267 100.0%
認容	882,193 97.8%	9,401 50.3%	成立	39,020 52.0%	20,507 41.6%
却下	2,261 0.3%	2,089 11.2%	不成立	9,601 12.8%	12,950 26.3%
取下げ	13,199 1.5%	3,073 16.4%	取下げ	15,177 20.2%	9,966 20.2%
それ以外	4,814 0.5%	4,122 22.1%	それ以外	11,275 15.0%	5,844 11.9%

○ 別表第二事件

令和2年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第二事件）



調停事件の新受件数は、平成 30 年及び令和 2 年に若干減少したものの、平成 23 年以降、おおむね増加傾向にあり、審判事件の新受件数も、平成 24 年以降わずかに減少傾向にあったものの、令和元年以降増加に転じており、長期的に見ればおおむね高止まり状態にあって、別表第二事件全体としての新受件数は、おおむね緩やかな増加傾向にある。平均審理期間²について見れば、調停事件は、平成 25 年から緩やかに長期化し、令和元年には 6.7 月、令和 2 年には 7.5 月となった³。令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。一方、審判事件も、平成 25 年以降緩やかに長期化し、令和元年には 5.8 月、令和 2 年には 6.0 月となった⁴。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（審判事件で 67.6%、調停事件で 54.3%）は、審判事件では前回（70.5%）より 2.9%減少し、調停事件では

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時（審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等）から審判事件として終局した時までを指す（調停事件についても同様である。）。この点、V. 1. 2. 1以降と異なる統計処理がされているので（後掲 V. 1. 2. 1【図9】の注記参照）、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 22 年以降、5.6 月から 6.4 月の間で推移している（未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況（1）—家事事件—」法曹時報第 72 巻第 12 号 84 頁第 20 表（令和2年）参照）。

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 22 年に 7.3 月であったが、徐々に短縮しており、令和元年には 6.3 月となっている（未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・74 頁第9表参照）。

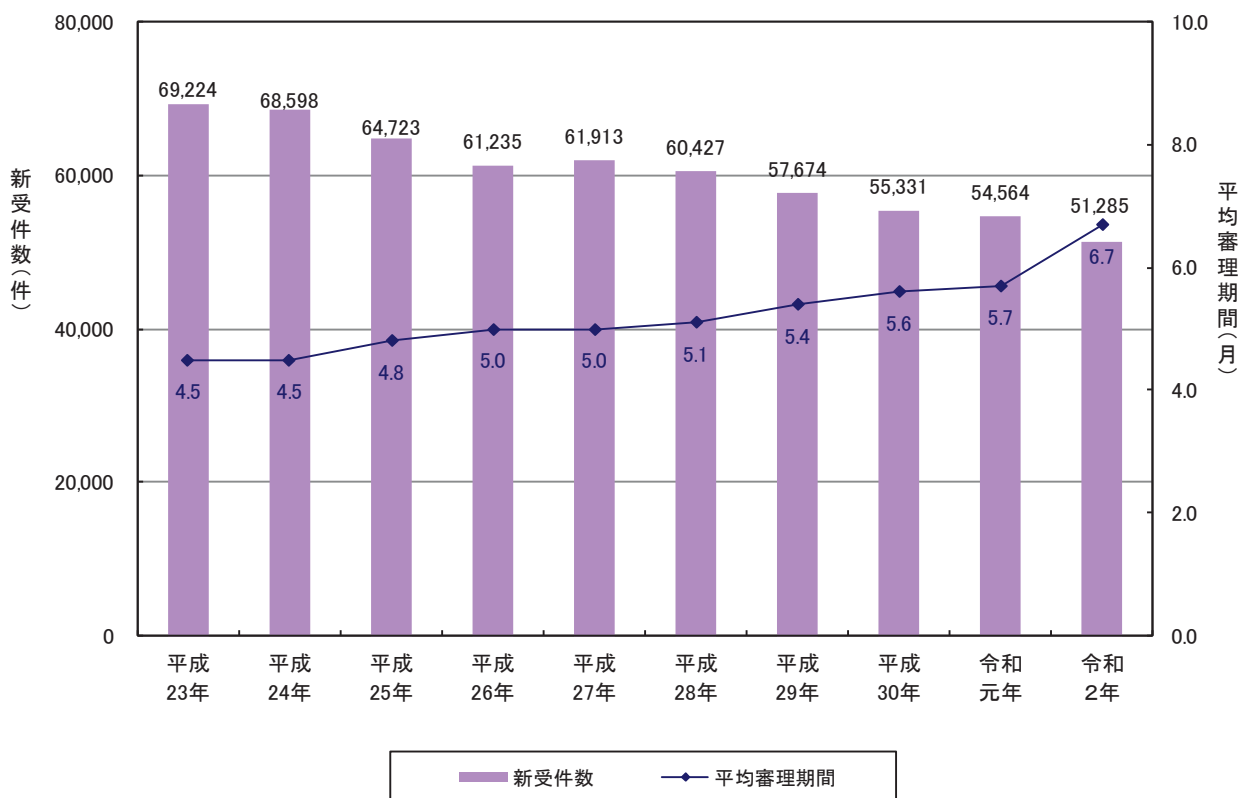
前回（63.9％）より 9.6％減少している。一方で審理期間が 1 年を超える事件の割合（審判事件で 10.0％、調停事件で 15.4％）は、審判事件では前回（9.3％）より 0.7％増加し、調停事件では前回（10.9％）より 4.5％増加している。（第 8 回報告書 108 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（52.0％）は前回（56.0％）より減少した一方で⁵、調停不成立で終局した事件の割合（12.8％）は前回（11.7％）より増加し、取下げで終局した事件の割合（20.2％）は前回とほぼ同様である。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（15.0％）が前回（12.2％）より 2.8％増加しているが、これが、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われることは、前回指摘されているとおりである^{6 7}。（第 8 回報告書 109 頁【表 4】、110 頁参照）

○ 一般調停事件

令和 2 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】新受件数及び平均審理期間の推移（一般調停事件）



⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者間で合意に至った事件についても、当事者等の接触回避の観点から、当事者を出頭させて調停を成立させる代わりに、調停に代わる審判を活用したことも一因ではないかと考えられる。

⁶ 令和元年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、8.2％が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・80 頁第 14 表参照）（平成 29 年は 5.8％）（第 8 回報告書 110 頁脚注 6 参照）。

⁷ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁸。）の新受件数は、平成 23 年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は、令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったところ、令和 2 年（6.7 月）には前年（5.7 月）から大きく増加している。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 22 年の 3.8 月から、令和元年には 5.1 月となっており⁹、やはり緩やかな長期化傾向が見られる。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（59.2%）は前回（69.5%）より 10.3%減少している。一方で、審理期間が 1 年を超える事件の割合（11.0%）は、前回（6.8%）より 4.2%増加している。（第 8 回報告書 108 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（41.6%）は前回（46.3%）より減少した一方で¹⁰、調停不成立で終局した事件の割合（26.3%）は前回（25.2%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（20.2%）は前回とほぼ同様である。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（11.9%）が前回（8.9%）より 3.0%増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる¹¹。（第 8 回報告書 109 頁【表 4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることについては、従前、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられると指摘されていた（第 6 回報告書 137 頁及び第 7 回報告書 97 頁参照）。もっとも、【図 7】のとおり、調停成立で終局した事件の割合は、近時は減少傾向にある。また、【図 8】のとおり、夫婦関係調整調停事件において調停成立で終局した事件のみを見ても、平均審理期間は長期化しているほか、取下げで終局した事件の平均審理期間も、調停成立で終局した事件の平均審理期間より短いとはいえ、令和元年は 3.5 月と前年（3.5 月）と同じであったものの、平成 23 年（3.3 月）と比較すると微増しており、令和 2 年は 4.3 月と大きく長期化している。そうすると、一般調停事件の平均審理期間が令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、これまで指摘されていたことに加え、他の要因も考えられ、婚姻関係事件について後述する（後掲 V. 1. 2. 2）のと同様に、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが影響していると考えられる。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、結果的には、夫婦関係調整調停事件の審理が長引くという事情があるのではないかと考えられる。なお、平均審理期間については、一般調停事件全体及び終局区分別のいずれにおいても、令和 2 年に前年と比較して急激に長期化しているが、この原因としては、前述した長期化要因に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

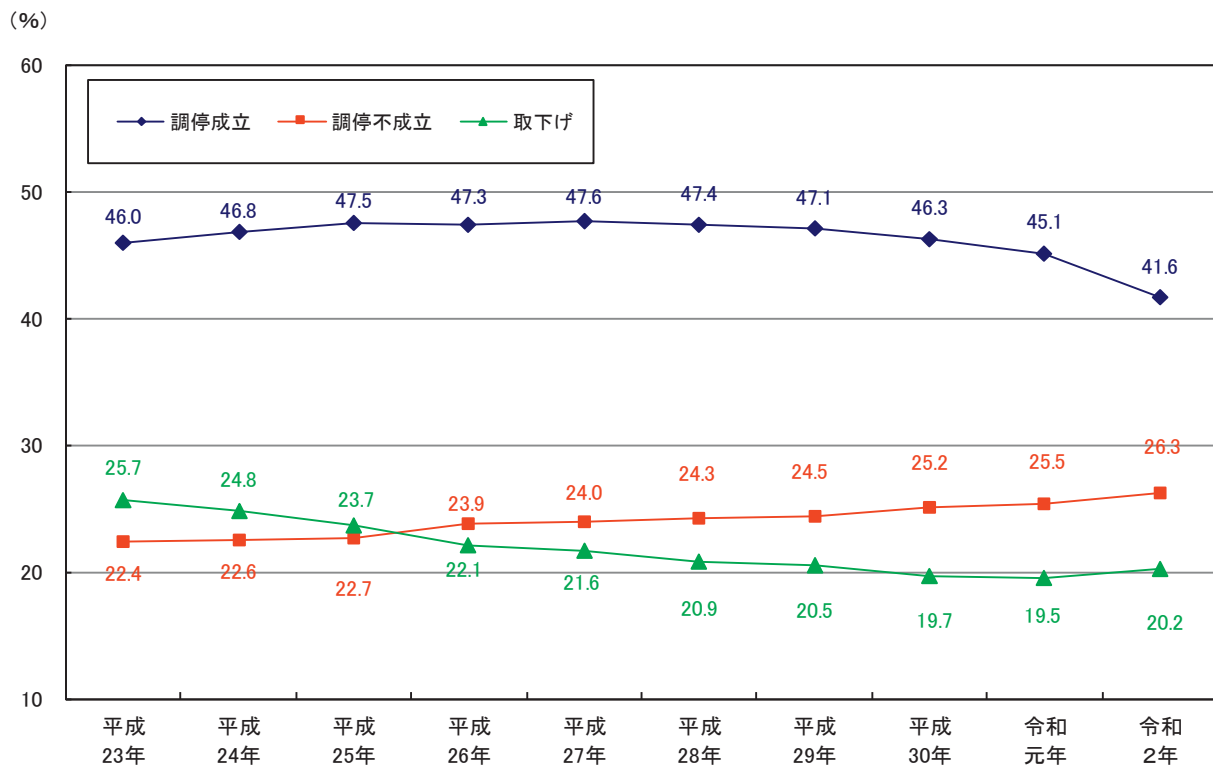
⁸ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和元年において 4 万 3 492 件、令和 2 年において 4 万 1 037 件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

⁹ 未済事件の平均係属期間の令和元年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・84 頁第 20 表参照

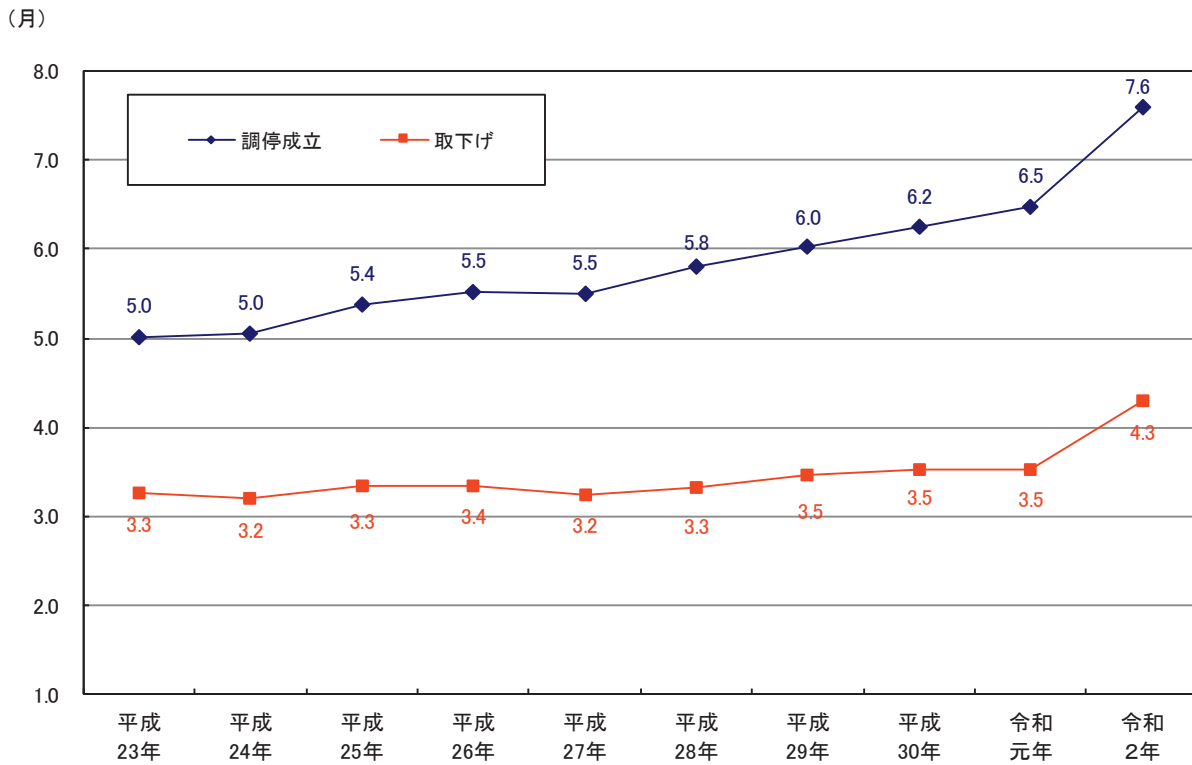
¹⁰ 脚注 5 参照

¹¹ 令和元年の既済事件（一般調停事件）のうち、3.2%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・80 頁第 14 表参照）（平成 30 年は 2.4%）。

【図7】一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図8】夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年高止まり状態にある。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化しており、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が大きく減少し、1年を超える事件の割合が増加している。また、平均期日回数は前回よりわずかに減少している一方で、平均期日間隔は長くなっている。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（21.5%）より増加して27.9%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

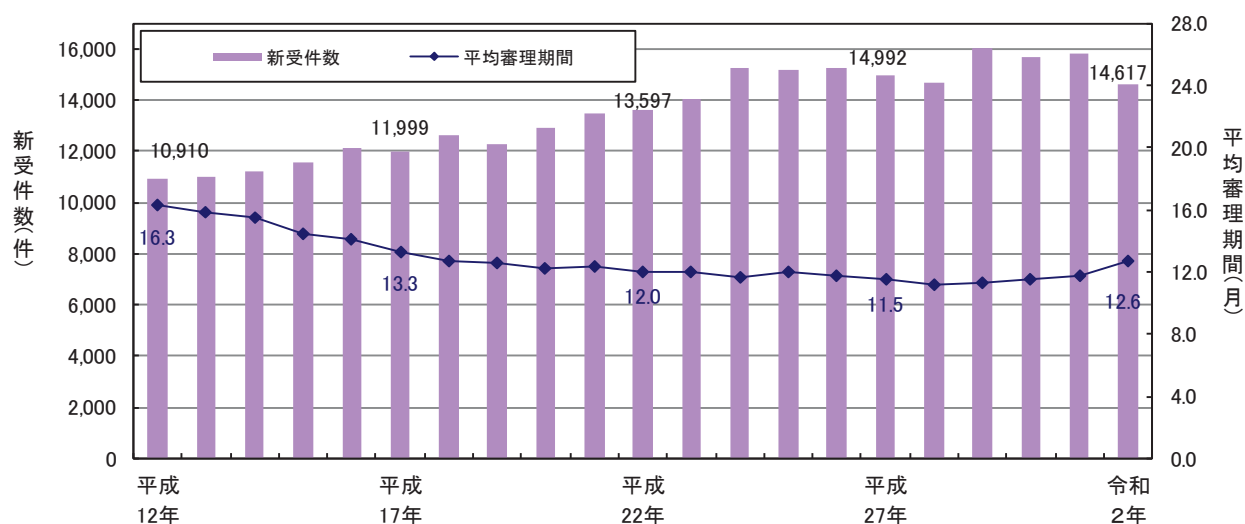
手続代理人弁護士との関与がある事件数は、この10年ほど増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

新受件数は、高齢化の影響等により、近年は高止まり状態にあり、令和2年は1万4617件であった。

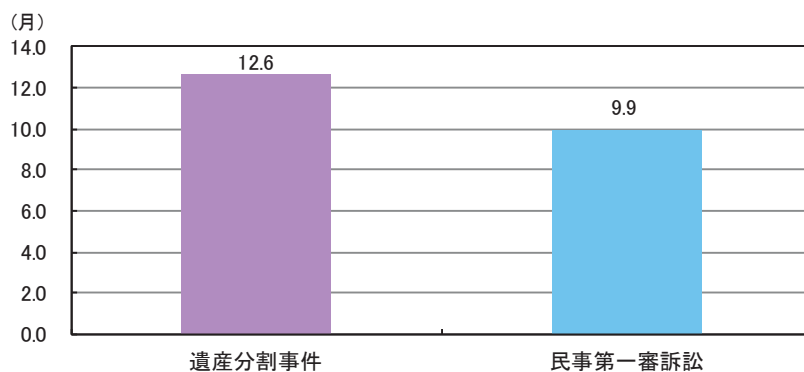
【図9】新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

令和2年における平均審理期間は【図10】のとおり12.6月で、前回から1.1月長くなっている上、前回同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている（第8回報告書114頁【図10】参照）。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図9】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化し、12月を上回っているところ、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図10】 平均審理期間（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回（36.1%）より減少して30.0%となる一方で、1年を超える事件の割合が前回（30.1%）より増加して36.0%となった（第8回報告書114頁【表11】参照）。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	11,303	122,749
平均審理期間(月)	12.6	9.9
6月以内	3,394 30.0%	62,352 50.8%
6月超1年以内	3,849 34.1%	27,128 22.1%
1年超2年以内	3,016 26.7%	23,697 19.3%
2年超3年以内	709 6.3%	6,694 5.5%
3年を超える	335 3.0%	2,878 2.3%

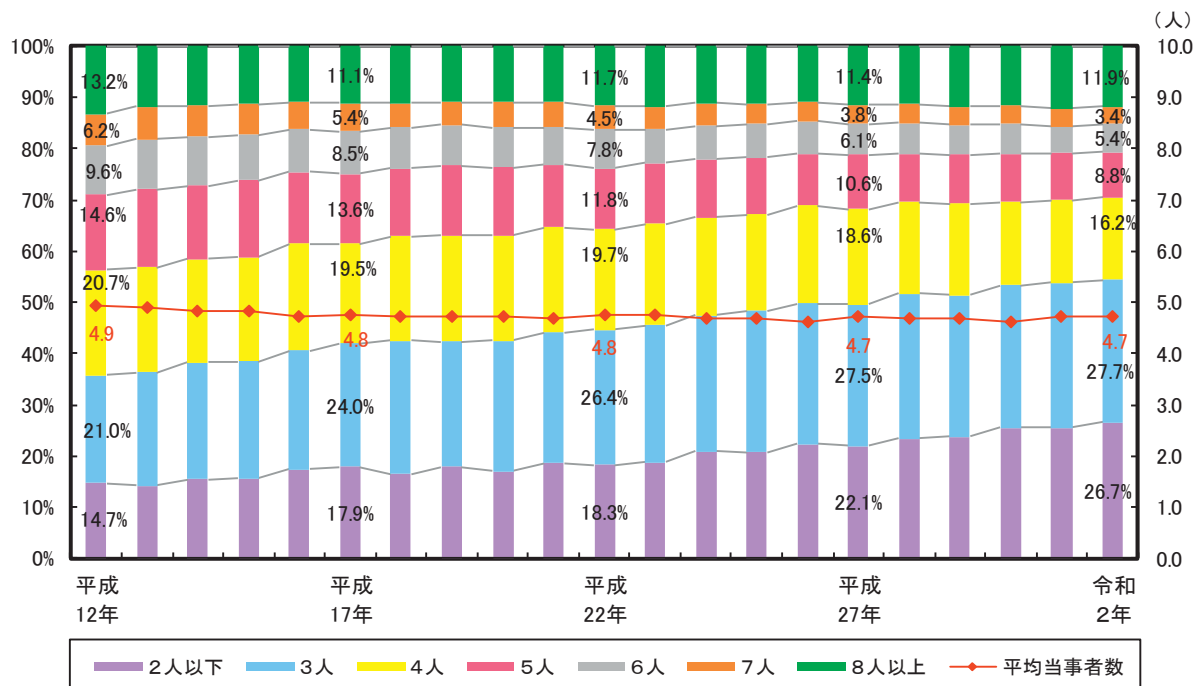
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（43.5％）は、前回（51.3％）より減少した¹²。一方、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（7.08％）より増加して 8.46％となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（21.5％）より増加して 27.9％となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲Ⅴ．１．２．２【表 23】，後掲Ⅴ．１．２．３【表 31】参照），遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる¹³。（第 8 回報告書 114 頁【表 12】参照）

【表 12】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	4,917
	43.5%
調停をしない	142
	1.3%
調停に代わる審判	3,150
	27.9%
取下げ	2,088
	18.5%
当然終了	44
	0.4%
認容	929
	8.2%
却下	26
	0.2%
分割禁止	7
	0.06%

当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 13】 当事者数の推移（遺産分割事件）

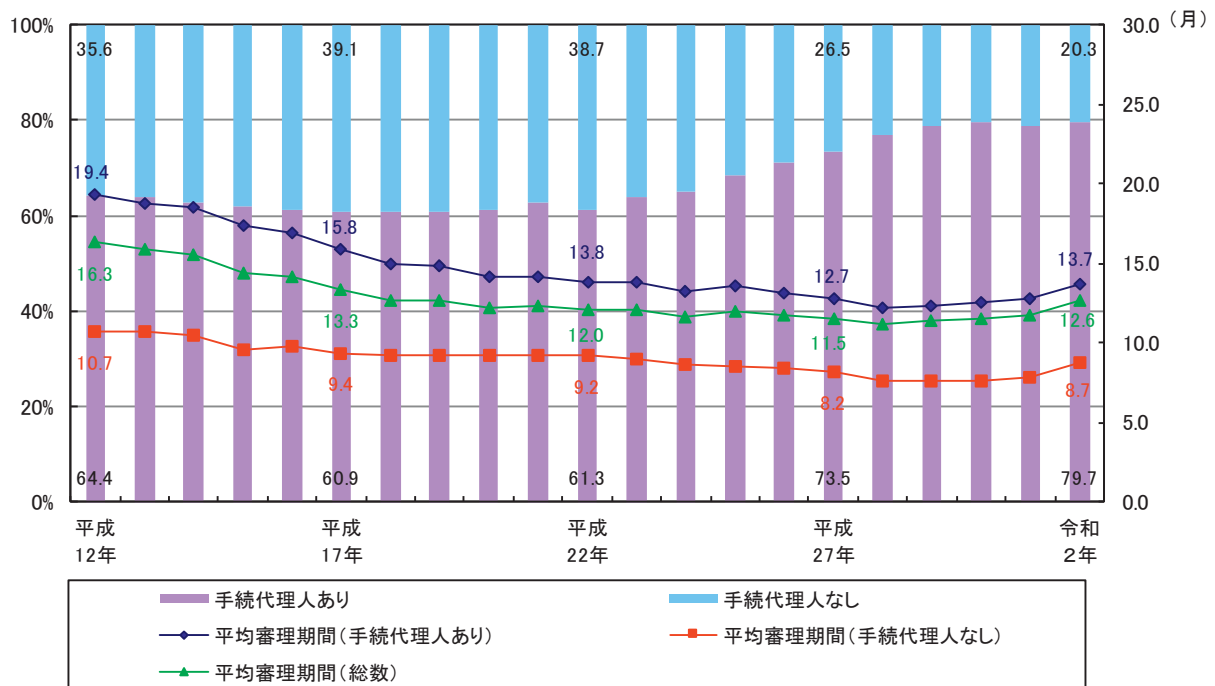


¹² 脚注5参照

¹³ 脚注5参照

遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、特にここ 10 年ほどは増加傾向にあって、平成 30 年及び令和 2 年には 79.7%に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間隔は【表 15】のとおりである。平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は、前回からわずかに減少している。一方、平均期日間隔（2.5 月）は前回（2.1 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 116 頁【表 16】参照）。

【表 15】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.1
平均調停期日回数	4.7
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	2.5

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 16】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（4.2%）より減少して 3.4%となっている（第 8 回報告書 116 頁【表 17】参照）。

【表 16】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	389 3.4%
	なし	10,914 96.6%

1. 2. 2 婚姻関係事件¹⁴

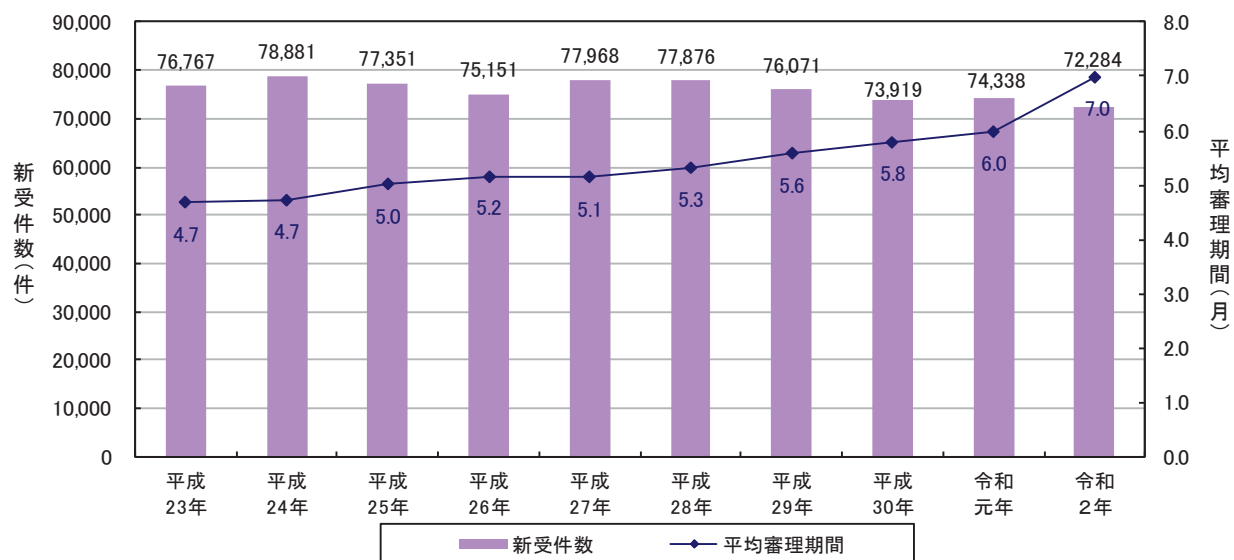
新受件数（審判＋調停）は若干減少したものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成23年以降、長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が高いことや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（67.1%）から減少して56.1%となった。平均期日回数については、前回から大きな変化は見られなかった一方で、平均期日間隔は、前回（1.7月）より長くなって2.1月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（3.0%）より増加して5.9%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（22.1%）よりわずかに減少して20.9%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図17】のとおりである。

新受件数は若干減少したものの、令和2年も7万2284件と依然として高水準にある。

【図17】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁴ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

平均審理期間は、【図 17】及び【表 18】のとおり、平成 23 年以降、長期化傾向にあり、令和 2 年は 7.0 月となった。

【表 18】 既済件数及び平均審理期間
(婚姻関係事件)

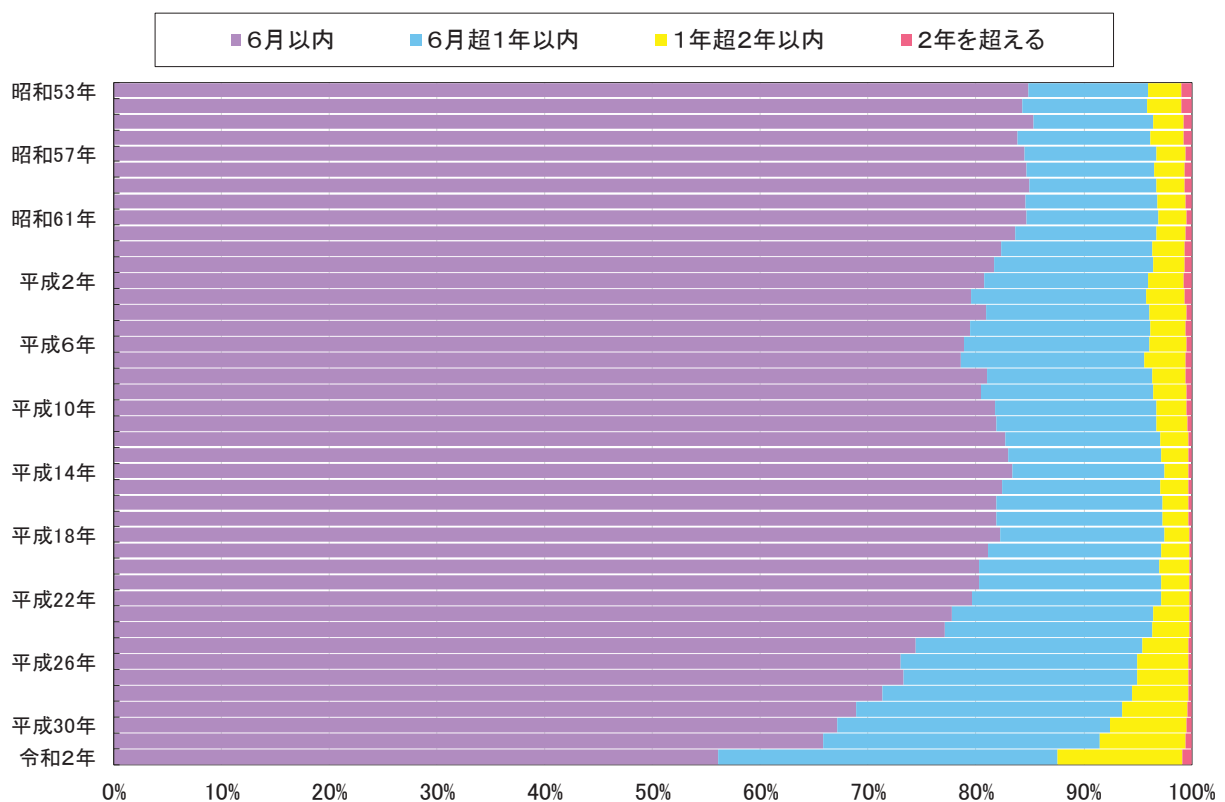
既済件数	63,017
平均審理期間(月)	7.0

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 19】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回(67.1%)より減少して 56.1%となった一方、6 月を超え 1 年以内の事件が前回(25.4%)より増加して 31.4%になり、1 年を超える事件の割合も前回(7.55%)より増加して 12.49%になった(第 8 回報告書 118 頁【表 20】参照)。既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図 20】のとおりであり、近年、審理期間が 6 月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1 年を超える事件、特に 1 年を超え 2 年以内の事件の割合が増加傾向にある。

【表 19】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(婚姻関係事件)

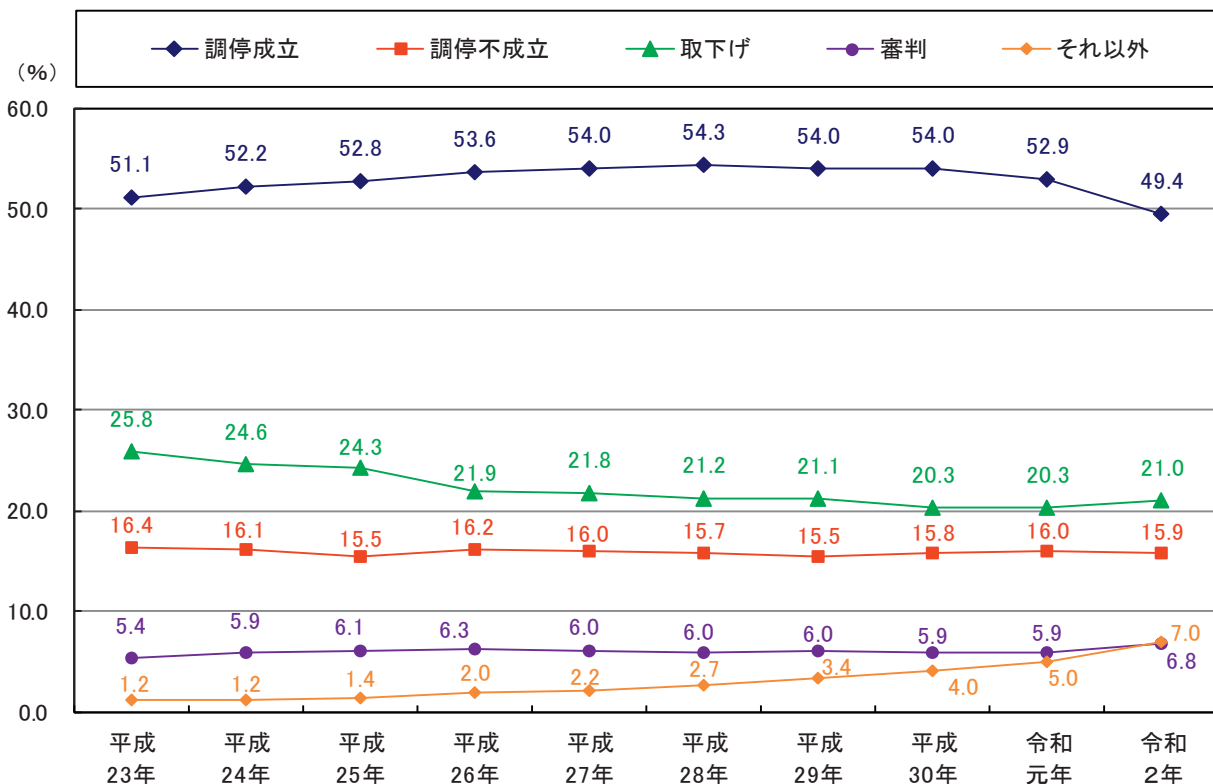
6 月以内	35,360 56.1%
6 月超 1 年以内	19,809 31.4%
1 年超 2 年以内	7,292 11.6%
2 年超 3 年以内	497 0.8%
3 年を超える	59 0.09%

【図 20】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)



なお、婚姻関係事件の平均審理期間が長期化する傾向にあることと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲Ⅴ．１．１参照）のと同様に、【図 21】及び【図 22】のとおり、相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が、令和元年、令和2年と減少しているものの¹⁵、依然として高い水準にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが挙げられる（婚姻費用分担事件の新受件数（審判＋調停）は、平成 23 年には 1 万 7848 件であったが、令和 2 年には 2 万 6229 件である¹⁶。）。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整調停事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられる¹⁷。

【図21】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)

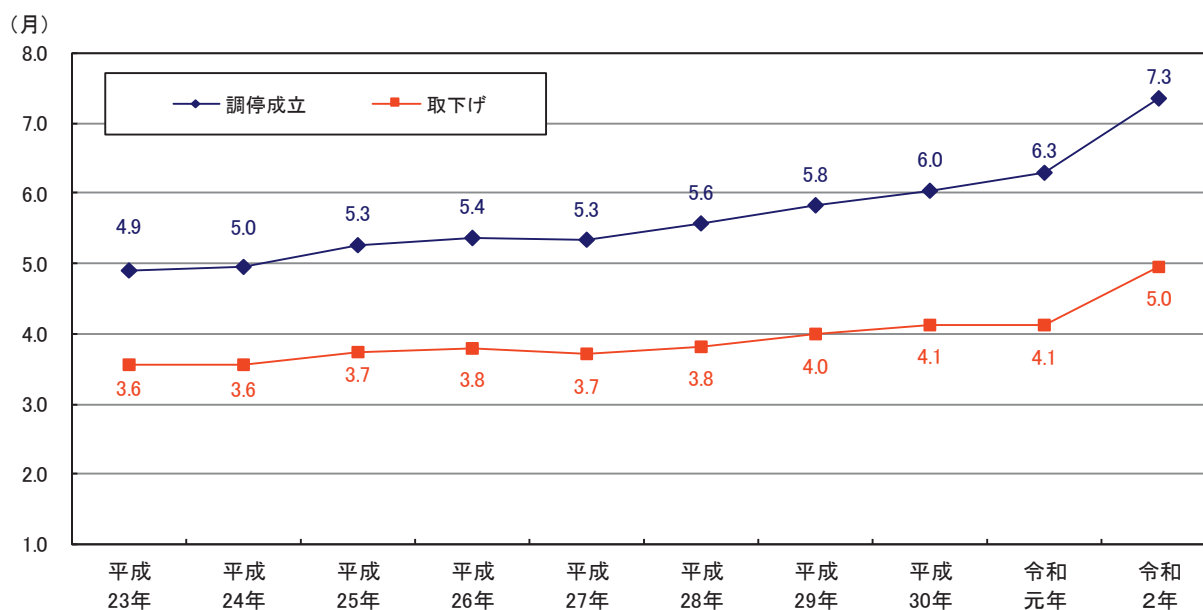


¹⁵ 令和2年の調停成立で終局した事件の割合の減少について、脚注5参照

¹⁶ 内訳は、平成 23 年において、審判事件 2,826 件、調停事件 1 万 5022 件であり、令和2年において、審判事件 3,581 件、調停事件 2 万 2648 件である。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

¹⁷ このような指摘は、第6回の迅速化検証における実情調査においても見られた。

【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 23】のとおりである。調停成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（54.0%）より減少して49.4%となった¹⁸。調停不成立で終局した事件（夫婦関係調整調停事件），認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合及び取下げで終局した事件の割合は、前回から大きな変化はない。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回（3.0%）より増加して5.9%となった¹⁹。（第8回報告書 120 頁【表 23】参照）

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	31,149 49.4%
調停不成立	10,004 15.9%
調停をしない	456 0.7%
調停に代わる審判	3,741 5.9%
取下げ	13,215 21.0%
当然終了	186 0.3%
認容	4,028 6.4%
却下	238 0.4%

¹⁸ 脚注5参照

¹⁹ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）は、前回とほぼ同様である。一方、平均期日間隔（2.1 月）は前回（1.7 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 120 頁【表 24】参照）。

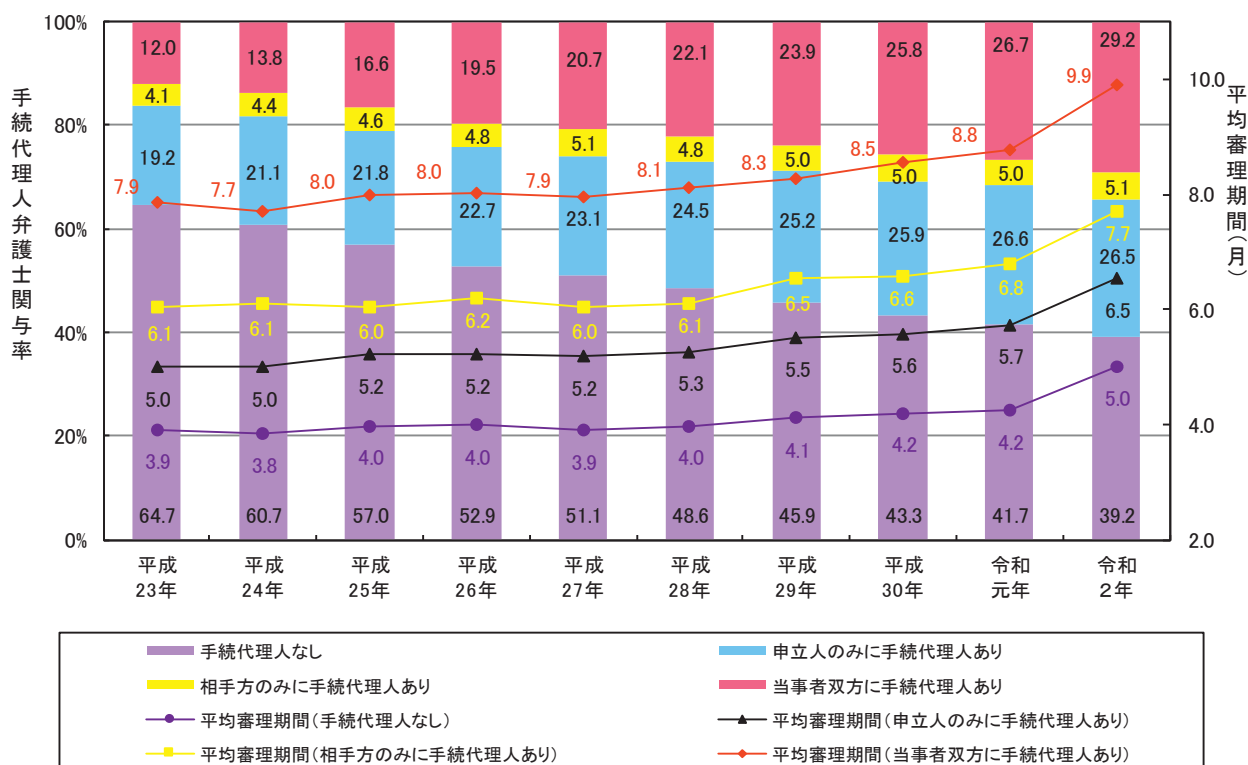
【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔
（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.3
平均調停期日回数	3.2
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)	2.1

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、平成 28 年以降は 5 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合(20.9%)は、前回(22.1%)よりわずかに減少した(第8回報告書121頁【表26】参照)。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和2年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合(10.7%)は、平成30年(13.1%)より2.4%減少している一方、令和2年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合(28.1%)は、平成30年(28.2%)とほぼ同様である。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	13,167 20.9%
	なし	49,850 79.1%

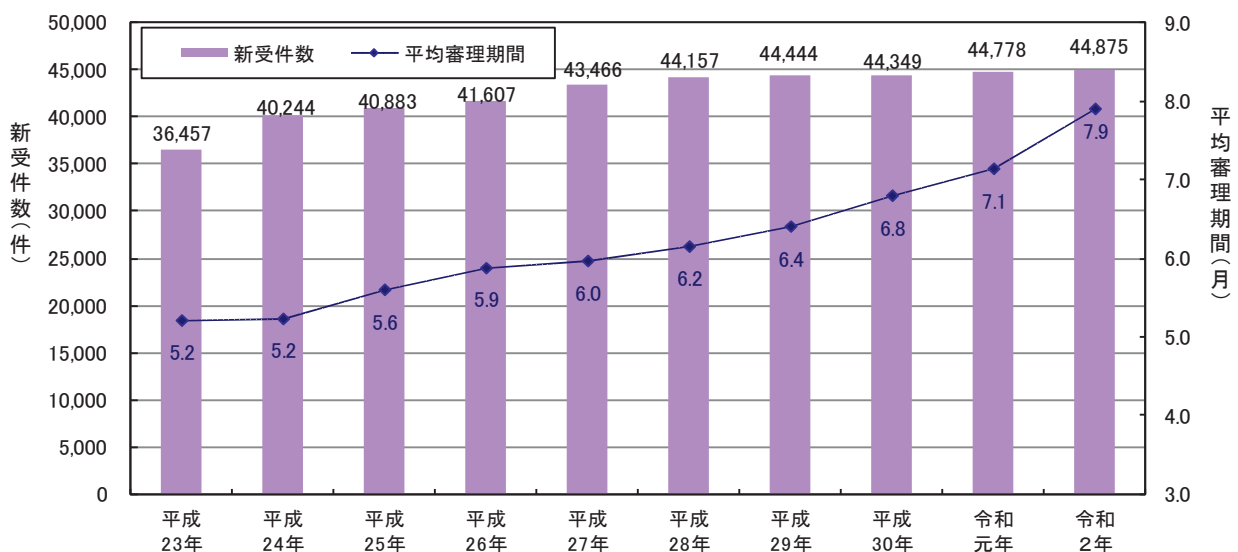
1. 2. 3 子の監護事件²⁰

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）はおおむね増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡し各事件が最近増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様である。なお、令和2年は、前年と比較して、養育費請求事件等の平均審理期間が大幅に長期化しており、その他の子の監護事件についても、新受件数がわずかに減少した一方で、平均審理期間は長期化している。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（59.9%）から減少して50.7%となった。平均期日回数は前回と変わらなかった一方で、平均期日間隔は、前回（1.8月）より長くなって2.2月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（4.4%）より増加して5.7%となったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（45.6%）より減少して44.1%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

²⁰ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

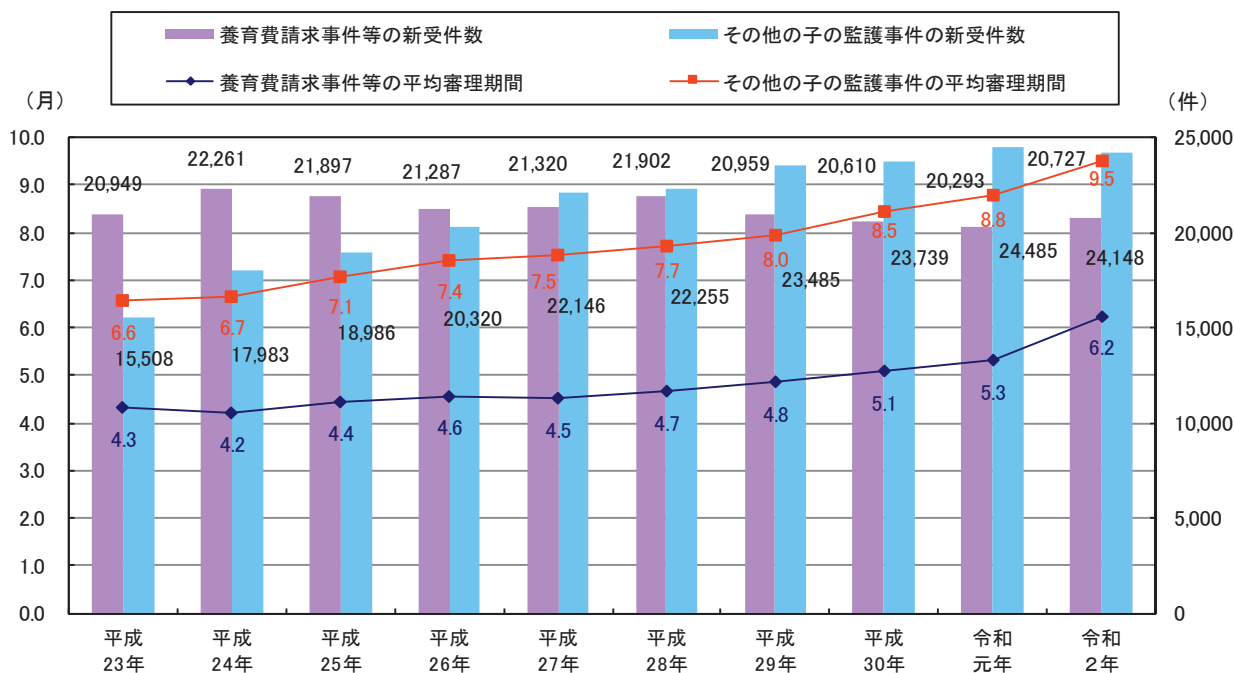
新受件数は、平成 30 年は若干減少したものの、平成 23 年以降、おおむね増加傾向にあり、令和 2 年は 4 万 4875 件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、【表 28】にもあるように、令和 2 年は 7.9 月となった。

【表 28】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	32,911
平均審理期間(月)	7.9

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数が高止まり状態にある一方で、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が大幅な増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、平成 23 年から令和元年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.3 月から 5.3 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 6.6 月から 8.8 月へとより顕著な長期化傾向を示している。なお、養育費請求事件等、その他の子の監護事件のいずれにおいても、平均審理期間が令和 2 年に前年と比較して大きく長期化しているが、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。）。

【図 29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 30】のとおりであり、前述した審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（59.9%）より減少して50.7%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（12.49%）より増加して17.1%となった（第8回報告書123頁【表30】参照）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

6月以内	16,692 50.7%
6月超1年以内	10,594 32.2%
1年超2年以内	5,050 15.3%
2年超3年以内	523 1.6%
3年を超える	52 0.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（55.4%）より減少して52.8%となった²¹。一方で、認容又は却下の審判で終局した割合は、前回（13.9%）より若干増加して14.5%となり、調停に代わる審判で終局した事件の割合も、前回（4.4%）より増加して5.7%となった²²。（第8回報告書124頁【表31】参照）

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

調停成立	17,385 52.8%
調停をしない	420 1.3%
調停に代わる審判	1,885 5.7%
取下げ	8,326 25.3%
当然終了	116 0.4%
認容	3,399 10.3%
却下	1,380 4.2%

²¹ 脚注5参照

²² 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（3.7 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回と変わらなかった。一方、平均期日間隔（2.2 月）は前回（1.8 月）よりも長くなっているが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。（第 8 回報告書 124 頁【表 32】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.7
平均調停期日回数	3.1
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	2.2

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（45.6%）より 1.5%減少して 44.1%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲 V. 1. 2. 1【表 16】，前掲 V. 1. 2. 2【表 26】，第 8 回報告書 124 頁【表 33】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,506 44.1%
	なし	18,405 55.9%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数（8,568件）は前回（9,272件）より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（43.66%）より増加して48.17%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（7.6回）よりも若干減少して7.4回になった一方で、平均期日間隔は前回（1.7月）よりも長くなって1.9月となった。審理期間及び期日間隔が令和2年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解は前回（45.1%）より減少して38.9%となった一方で、取下げが前回（12.3%）より増加して18.5%となった。

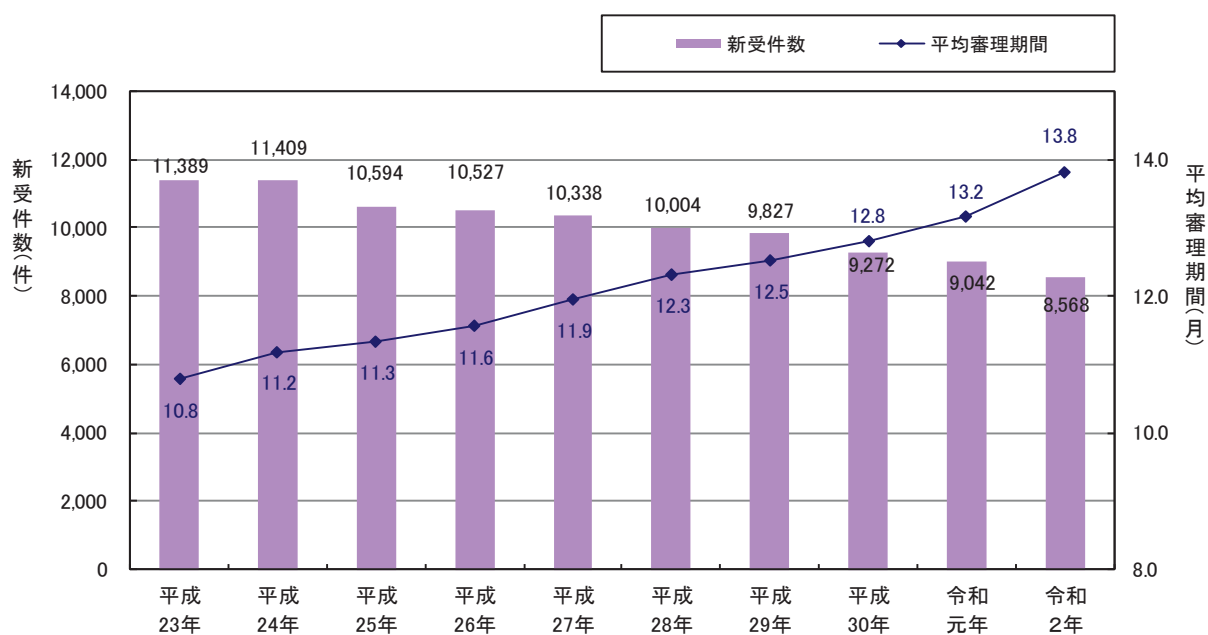
2. 1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

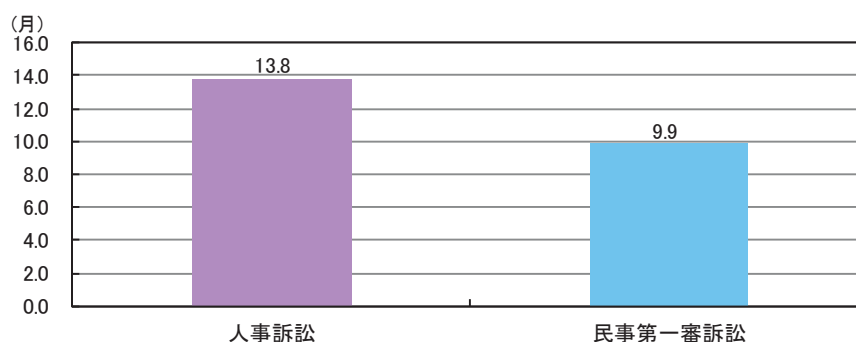
新受件数は、平成24年に1万1409件と最も多くなったが、その後は減少傾向が続いており、令和2年（8,568件）も、前回（9,272件）より減少している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている(第8回報告書130頁【図2】参照)。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

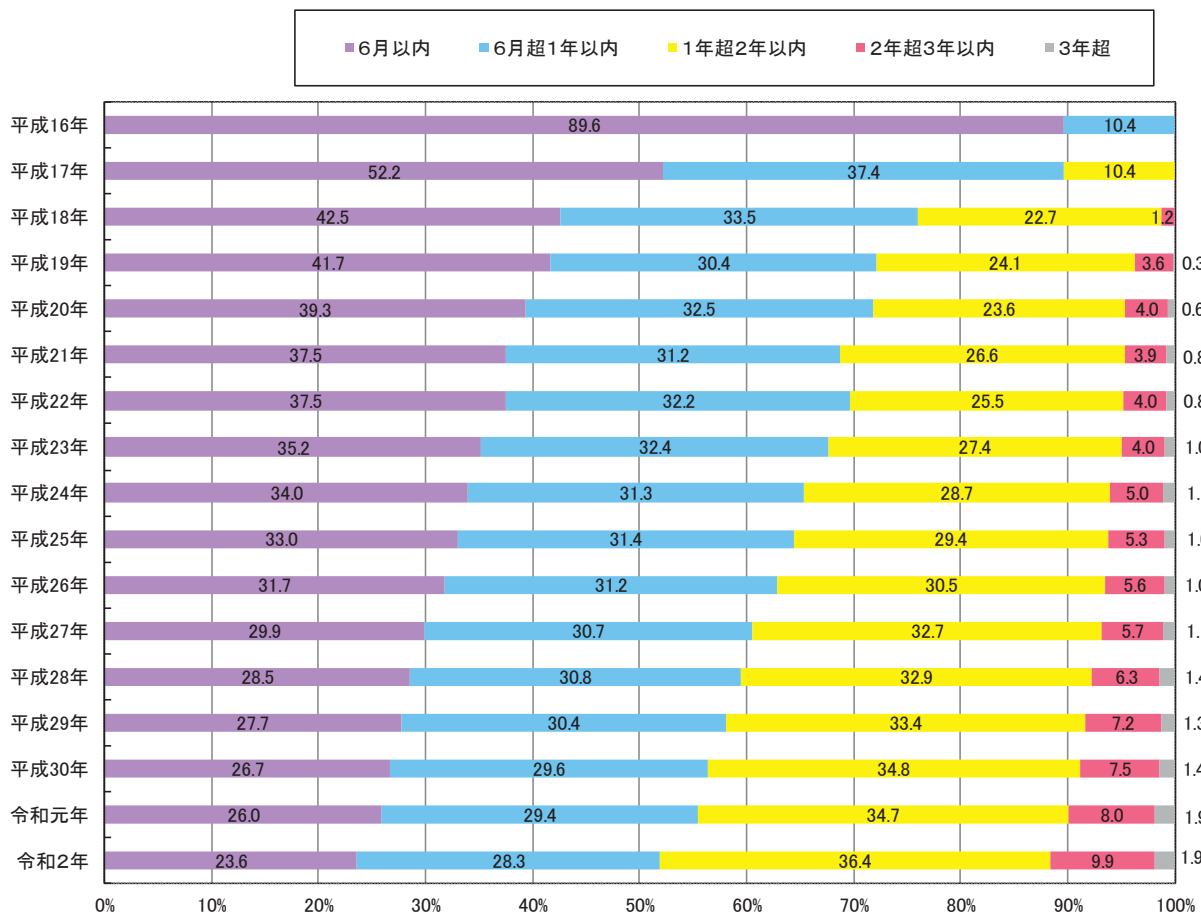
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（26.7%）より減少して23.6%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（43.66%）より4.51%増加して48.17%（3,924件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第8回報告書130頁【表3】参照）

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	8,157	122,749
平均審理期間(月)	13.8	9.9
6月以内	1,928 23.6%	62,352 50.8%
6月超1年以内	2,305 28.3%	27,128 22.1%
1年超2年以内	2,968 36.4%	23,697 19.3%
2年超3年以内	805 9.9%	6,694 5.5%
3年超5年以内	145 1.8%	2,544 2.1%
5年を超える	6 0.07%	334 0.3%

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表5】のとおりである。判決（39.8%）は前回（39.9%）とほぼ同様であったが、和解（38.9%）は前回（45.1%）より減少した一方で、取下げ（18.5%）が前回（12.3%）より増加した¹。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（67.6%）は、前回（69.5%）より1.9%減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準を維持している。（第8回報告書131頁【表4】参照）

【表5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
判決	3,243 39.8%	53,084 43.2%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,191 67.6%	28,747 54.2%
和解	3,171 38.9%	43,364 35.3%
取下げ	1,513 18.5%	22,372 18.2%
それ以外	230 2.8%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は、【表6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第8回報告書131頁【表5】参照）。

【表6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	5,333 65.4%	54,625 44.5%
原告側のみ訴訟代理人	2,549 31.2%	54,796 44.6%
被告側のみ訴訟代理人	112 1.4%	3,439 2.8%
本人による	163 2.0%	9,889 8.1%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数は前回と変わらなかったが、平均争点整理期日回数（5.2回）が前回（5.3回）より若干減少したことにより、平均期日回数は前回（7.6回）よりも若干減少し、7.4回となっている。平均期日間隔については、前回（1.7月）より若干増加して、1.9月となっている。（第8回報告書131頁【表6】参照）

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	7.4	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	2.2	1.7
うち平均争点整理期日回数	5.2	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	2.1

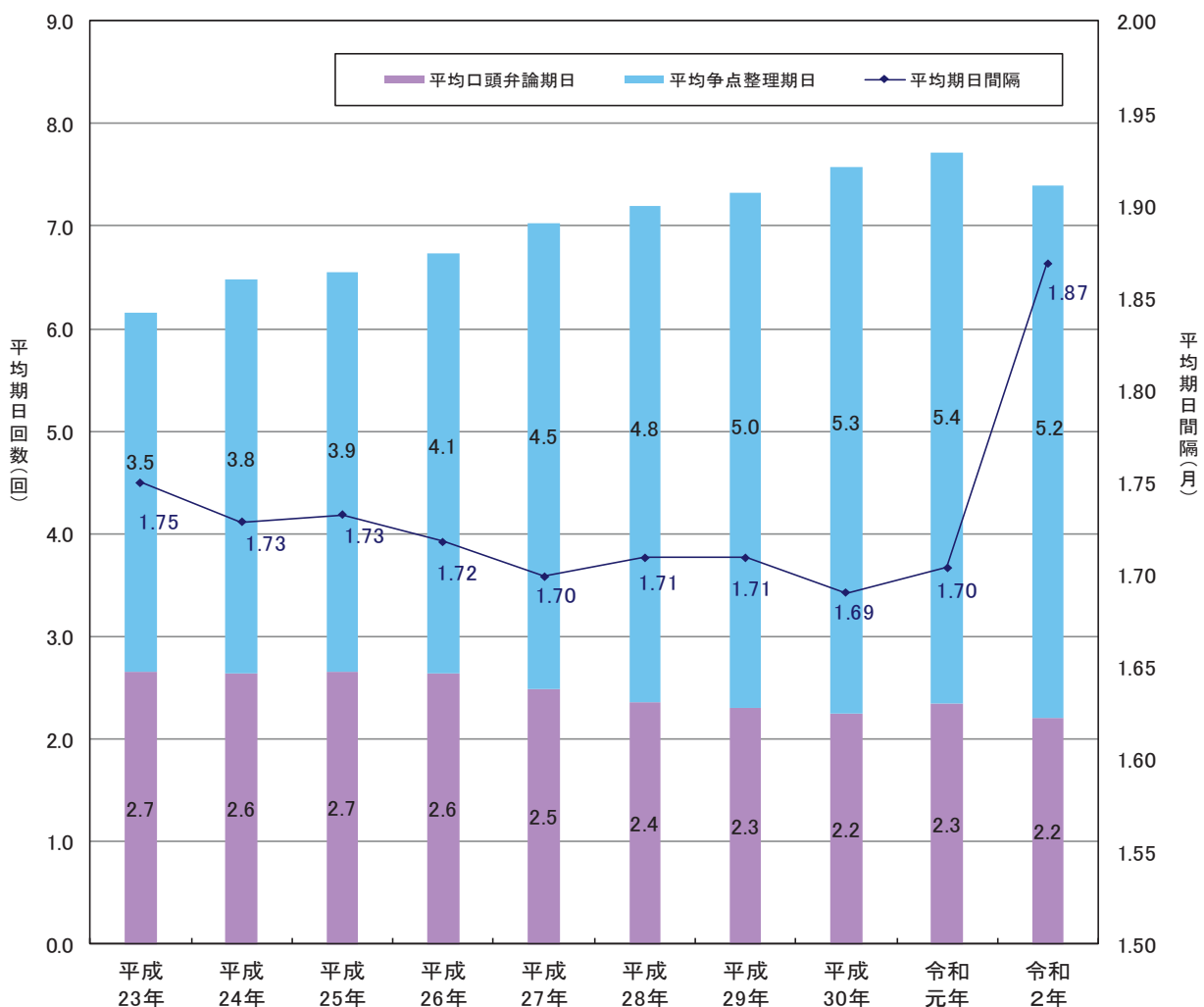
※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見

¹ 和解で終局した事件割合が減少した一方で、取下げで終局した事件割合が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外出(裁判所への出頭)による感染リスクを懸念して訴えをいったん取り下げる当事者が増加したことも一因ではないかと推測される。

てわずかに減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成23年以降令和元年まで一貫して長期化傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も長期化傾向にあったが、令和2年には、前年と比較して、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数のいずれも減少している。平均期日間隔については、平成23年以降令和元年までは、わずかに減少傾向にあったが、令和2年に前年よりも長期化している。令和2年に、前年と比較して、平均期日回数が減少した一方で平均期日間隔が長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（68.6％）より1.5％減少して67.1％であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第8回報告書132頁【表7】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	5,470	52,814
	実施率	67.1%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（37.3％）は前回（39.7％）より減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第8回報告書132頁【表8】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	37.3%	12.4%
平均人証数	0.7	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9	2.7

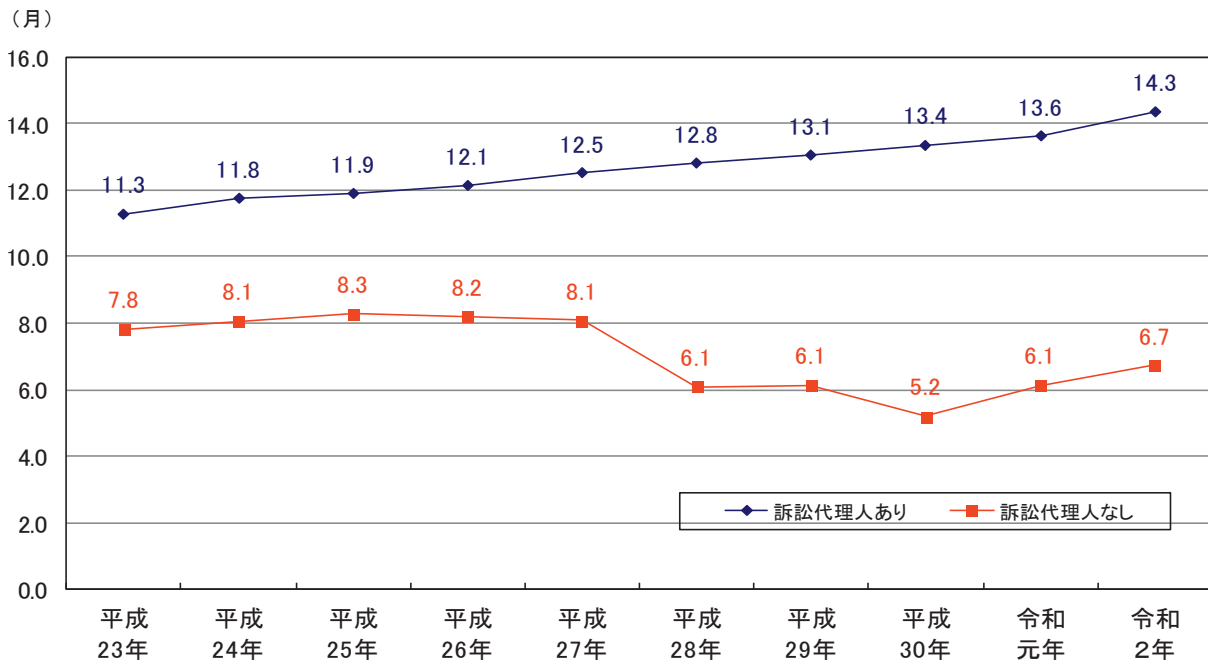
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（17.3月）は前回（15.8月）よりも増加している一方で、平均人証調べ期間は前回と変わっていない（第8回報告書132頁【表9】参照）。平均審理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）の22.0月（前掲Ⅲ．1．1【表18】）と比べると短い。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）

平均審理期間（月）	17.3
平均人証調べ期間（月）	0.2

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回っており、ここ数年は、おおむね8か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。

【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況
(人事訴訟)

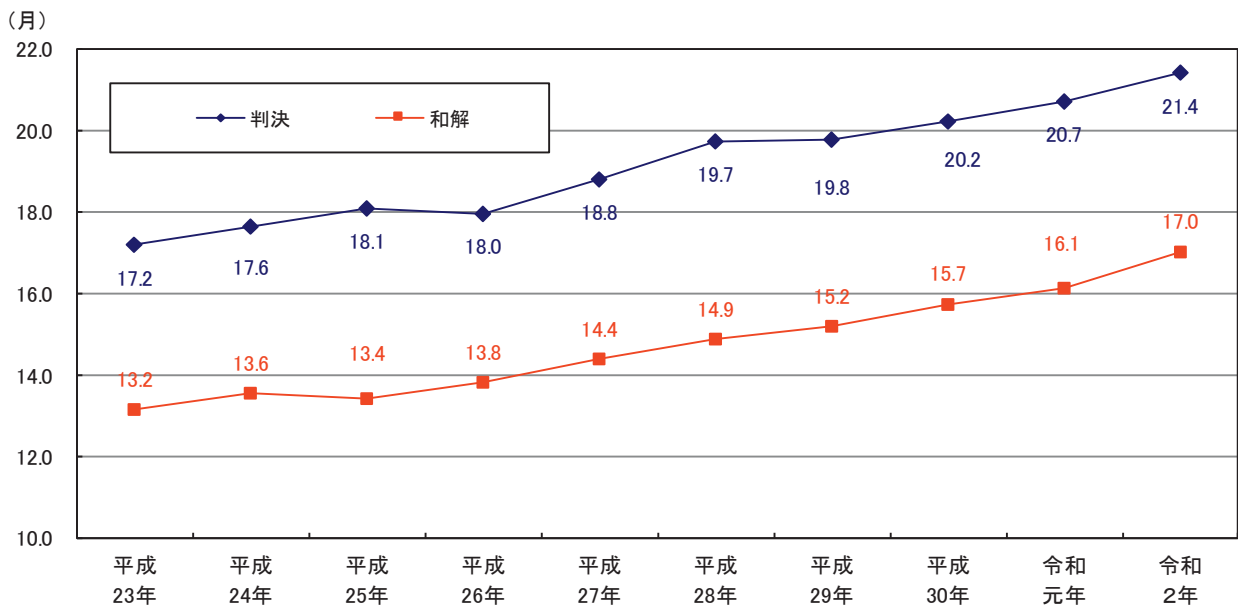
		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		7,268	4,464	2,804	2,713	4,555	889
平均審理期間(月)		14.2	14.5	13.7	17.7	12.1	10.5
平均期日回数		7.7	8.0	7.2	10.4	6.2	4.6
平均期日間隔(月)		1.8	1.8	1.9	1.7	2.0	2.3
争点整理実施率		69.9%	73.1%	64.8%	86.7%	59.9%	43.6%
審理期間	6月以内	1,608 22.1%	911 20.4%	697 24.9%	278 10.2%	1,330 29.2%	320 36.0%
	6月超 1年以内	2,004 27.6%	1,220 27.3%	784 28.0%	580 21.4%	1,424 31.3%	301 33.9%
	1年超 2年以内	2,748 37.8%	1,762 39.5%	986 35.2%	1,298 47.8%	1,450 31.8%	220 24.7%
	2年超 3年以内	762 10.5%	484 10.8%	278 9.9%	466 17.2%	296 6.5%	43 4.8%
	3年超 5年以内	140 1.9%	83 1.9%	57 2.0%	88 3.2%	52 1.1%	5 0.6%
	5年超	6 0.08%	4 0.09%	2 0.1%	3 0.1%	3 0.07%	— —
訴訟代理人の選任状況	当事者双方	4,914 67.6%	3,132 70.2%	1,782 63.6%	2,222 81.9%	2,692 59.1%	419 47.1%
	原告側のみ	2,140 29.4%	1,219 27.3%	921 32.8%	450 16.6%	1,690 37.1%	409 46.0%
	被告側のみ	86 1.2%	52 1.2%	34 1.2%	30 1.1%	56 1.2%	26 2.9%
	本人による	128 1.8%	61 1.4%	67 2.4%	11 0.4%	117 2.6%	35 3.9%
終局区分	判決	2,691 37.0%	1,619 36.3%	1,072 38.2%	838 30.9%	1,853 40.7%	552 62.1%
	和解	3,047 41.9%	1,981 44.4%	1,066 38.0%	1,407 51.9%	1,640 36.0%	124 13.9%
	取下げ	1,334 18.4%	762 17.1%	572 20.4%	409 15.1%	925 20.3%	179 20.1%
	それ以外	196 2.7%	102 2.3%	94 3.4%	59 2.2%	137 3.0%	34 3.8%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（60.5%）より8.6%減少して51.9%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（29.3%）より1.6%増加して30.9%となり、取下げで終局した事件の割合が前回（8.2%）より6.9%増加して15.1%となっている²。（第8回報告書133頁【表10】参照）

なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね4か月程度長くなる傾向が見られる。

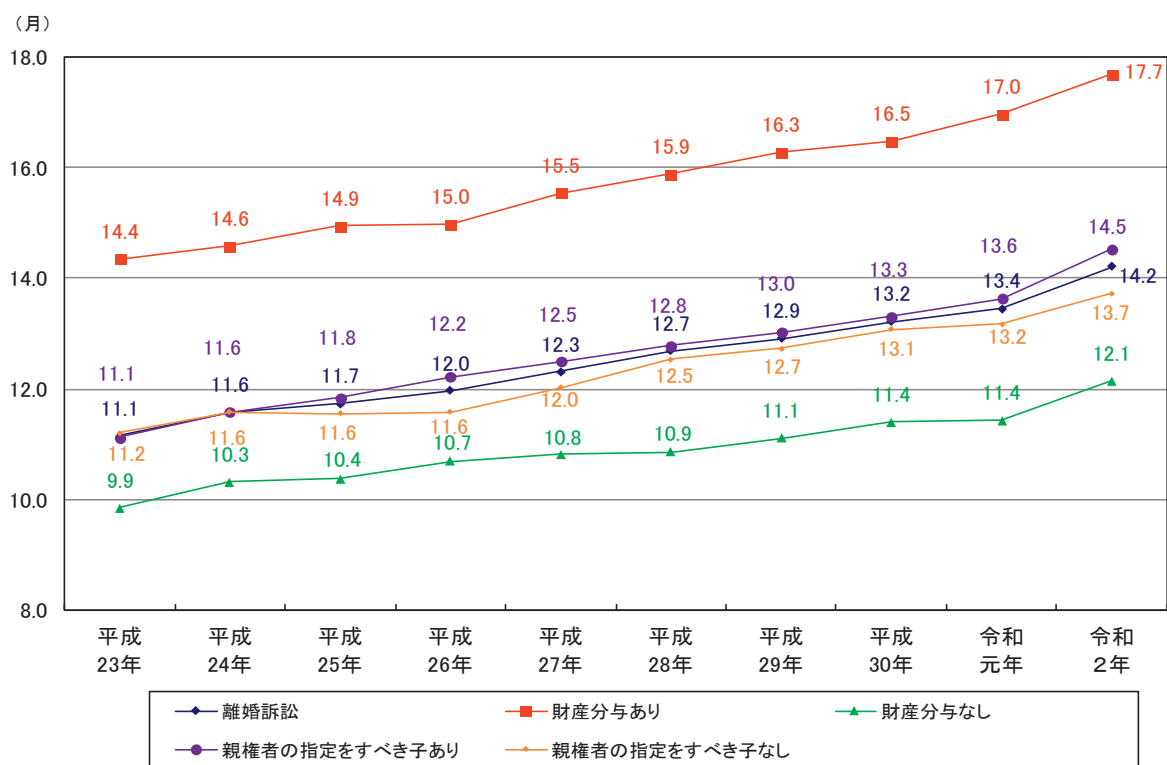
² 脚注1参照

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件（以下「親権者の指定をすべき子がいる離婚事件」という。）の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5か月ほど長くなる傾向が見られる。

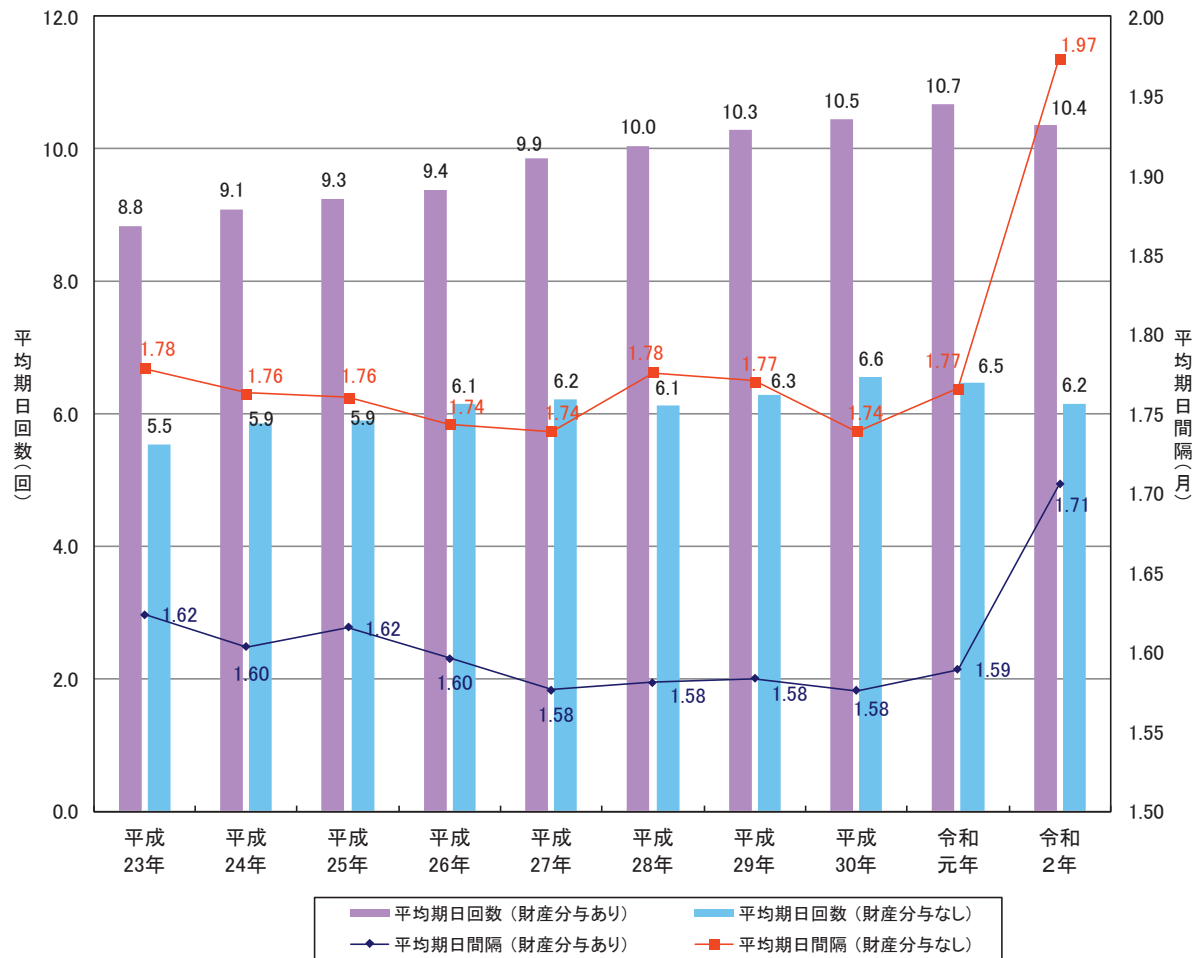
【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりであり、平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね4回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる³。

³ 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人弁護士が選任されている割合が高いところ(【表13】参照)、訴訟代理人弁護士が選任されていない場合には、同弁護士が選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

○ 上訴に関する状況

上訴率⁴及び上訴事件割合⁵は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

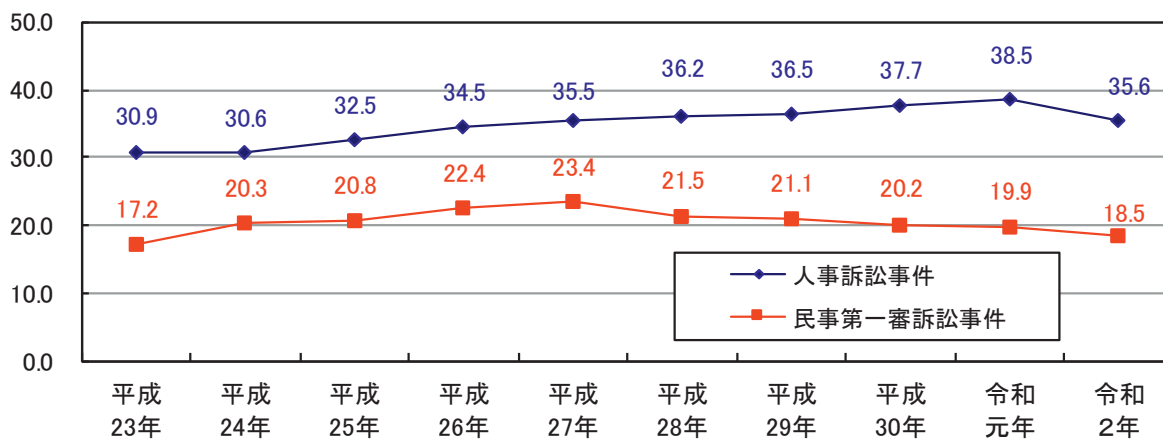
⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁵ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

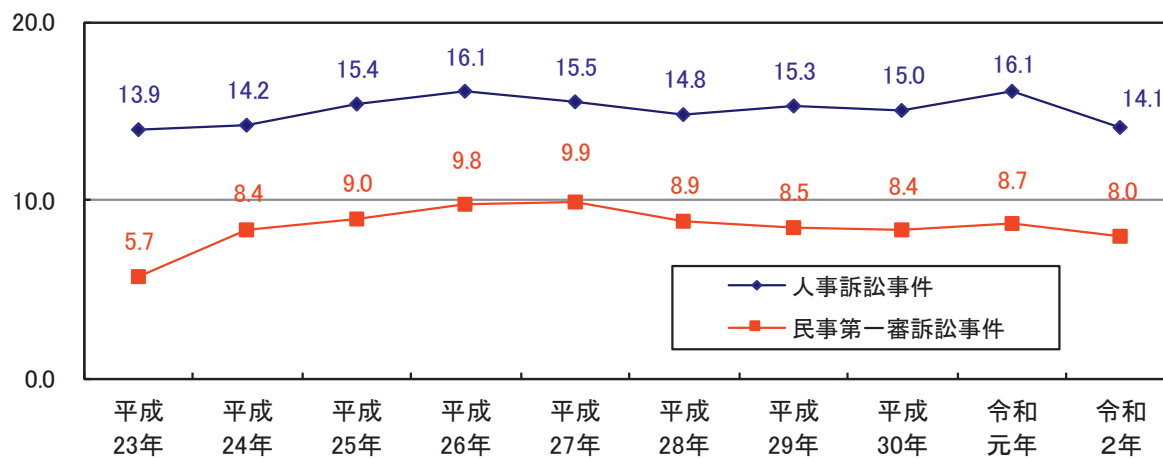
〈上訴率〉

(%)



〈上訴事件割合〉

(%)

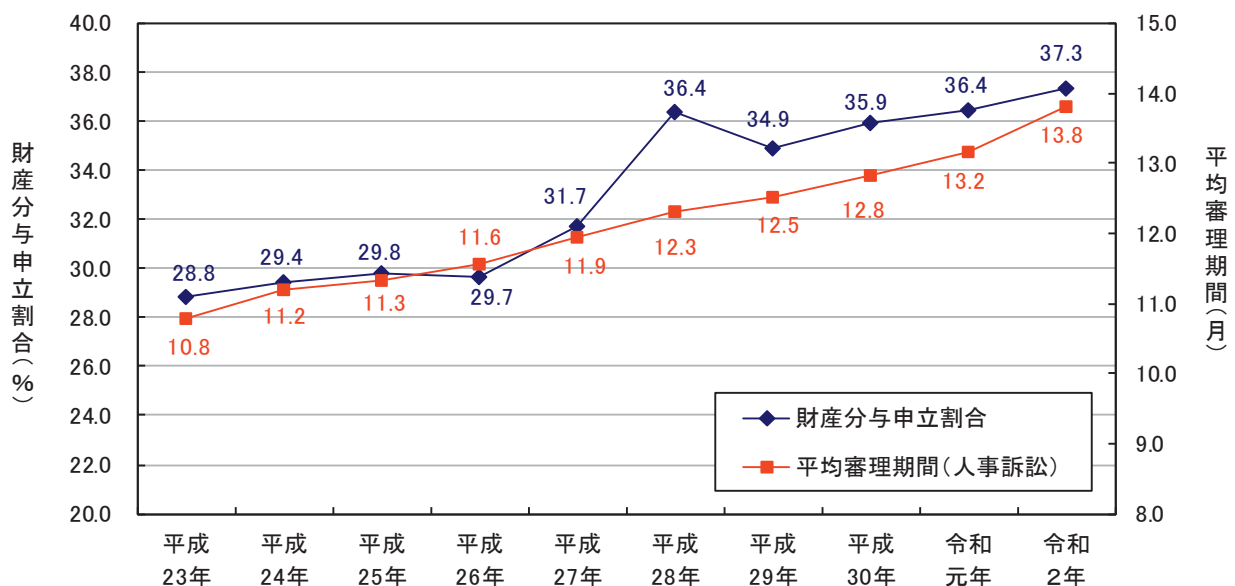


2. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要があろう。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については、【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、かつ増加傾向にあり、事件の困難化傾向を示唆しているとも考えられる。

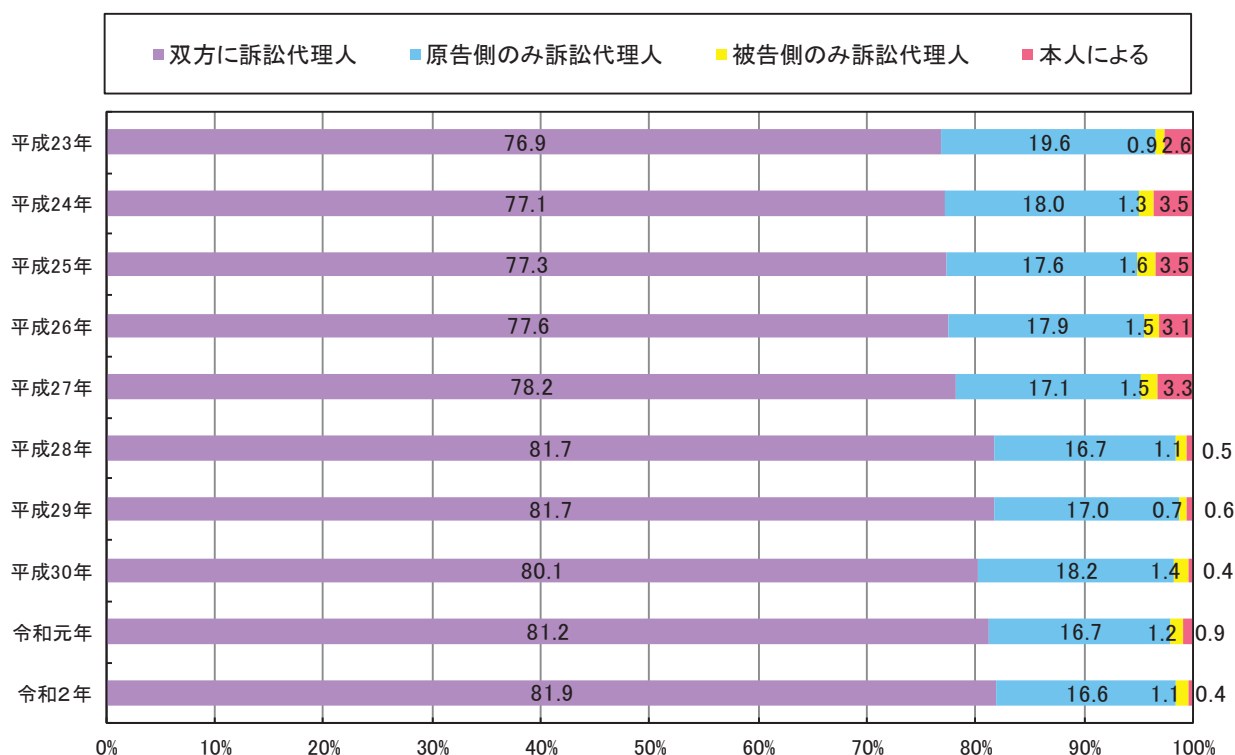
人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合⁶でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁶ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し（公示送達による呼出しを含む。）がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

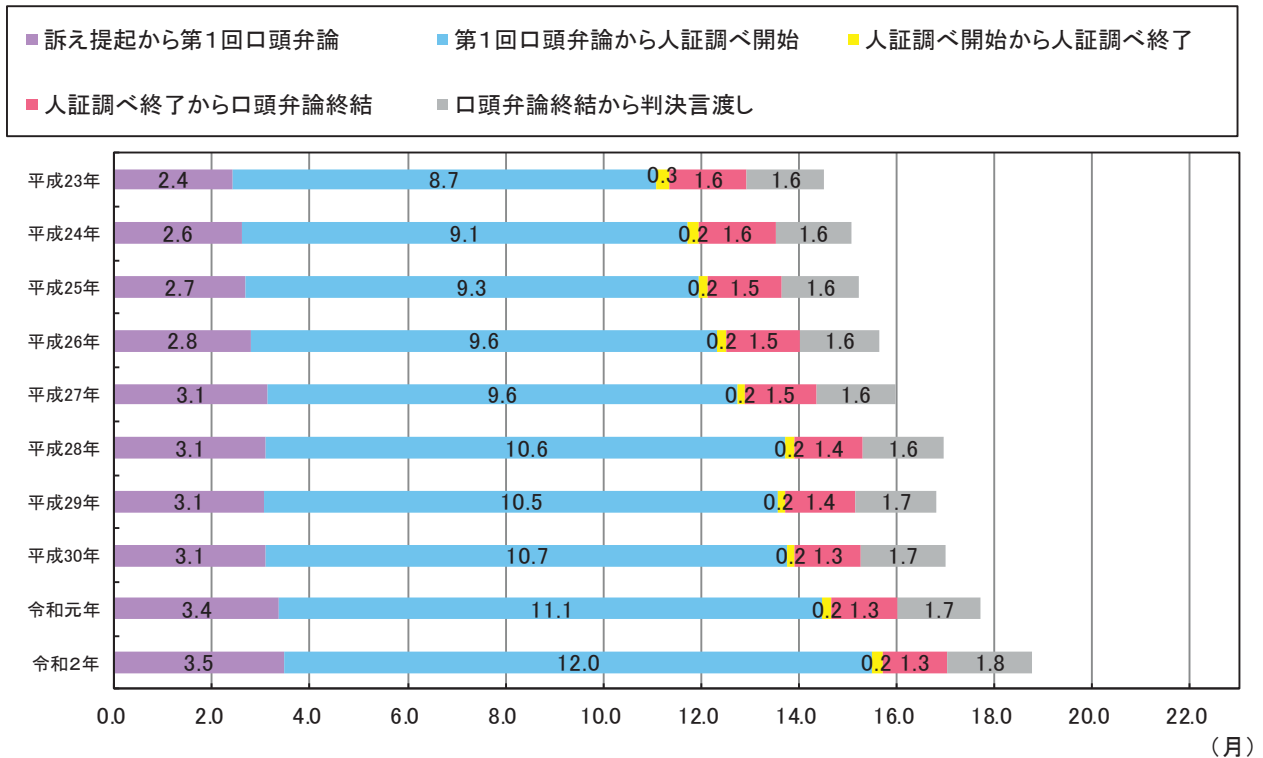
【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)



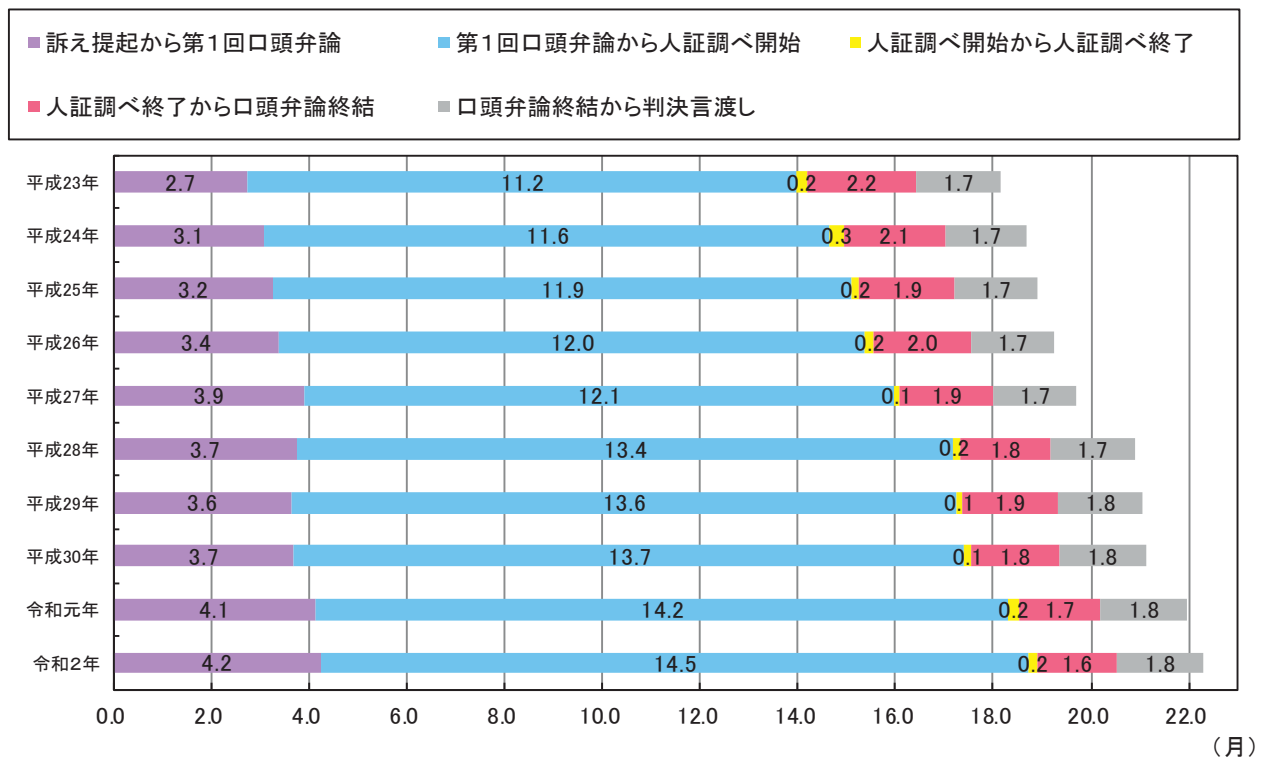
また、【図20①】及び【図20②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

【図20①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(人事訴訟)



【図20②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、各庁において評議を通じた裁判官関与の充実の取組等が行われているものの、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間はやや長期化の傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、おおむね一貫して長期化傾向にある。

こうした状況を踏まえ、第8回報告書においては、調停委員会内部における認識共有の更なる浸透を前提に、調停委員会と当事者との間の認識共有を更に深めるための取組を引き続き進めるとともに、調停委員会と当事者との間の認識共有を踏まえ、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの在り方という視点が重要になるとの課題や、人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるために、効果的な取組を共有するなど横断的な取組が重要であり、そうした取組を調停委員との間でも共有していくことが必要になるという課題等が指摘されたところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、家庭裁判所の裁判事務にも影響を与えており、特に、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情を聴取することが多い調停手続は、家事事件の中でも、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う生活様式の変化の影響やそれによる制約を大きく受ける事件類型であると想定される。

そこで、今回の検証では、令和2年11月に、中規模庁1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を実施し¹、①新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務（事件動向、事件処理状況等）に与える影響と裁判所における対応、②上記のとおり、裁判官関与を充実させる取組が浸透しつつある中で、いわばフロントラインに立って、当事者から事情を聴取し働き掛けを行う役割を担っている調停委員による調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題、③長期化の続く人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題を中心として、裁判官、調停委員、弁護士から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応

裁判所の側から、緊急事態宣言の発令に伴い、特に緊急を要する事件を除き、基本的に調停期日は取り消したが、保全事件や婚姻費用分担・養育費事件等の緊急性が高いと思われる事件については、裁判官から手続代理人に連絡をして進行について相談したり、期日が取り消され手続が進められない期間においても、手続代理人に予定されていた書面の提出を電話で依頼するなど、手続が止まらないように工夫をしていた。緊急事態解除宣言後は、調停事件に関し、婚姻費用分担・養育費事件を優先に期日調整を行い、その他の事件については、基本的に取り消された期日の順番で順次手続を再開していったとの実情が紹介された。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、家庭裁判所においても、電話会議の活用を含む様々な対策が採られているところ、裁判所の側からは、その例として、調停室や当事者待合室

¹ 実情調査先については、新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応が調査事項になっていることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、管内及び周辺地域における新型コロナウイルス感染症の感染者数が一定数に及び、同感染症が事件処理等に具体的な影響を及ぼしていることが想定される規模の庁を選択するとともに、同感染症への対応等に関し令和2年10月に大規模庁である東京家庭裁判所本庁に対して実情調査が実施されたことから、大規模庁以外の家庭裁判所及び同庁に対応する弁護士会を選定した。

の三密を避けるために、一定の広さを有する調停室のみを使用したり、各当事者がそれぞれ調停室に待機し、調停委員が両調停室の間を移動する方式（いわゆる「別室調停方式」）を採るなどの取組が行われているとの実情が紹介された。また、裁判所の側からは、それらの取組の結果、1日に実施できる調停期日に制約が生じたことから、期日を実施できる事件数を確保するとともに、感染拡大防止の観点から当事者等の接触時間を短縮するために、期日の所要時間を原則として1時間に短縮した上で、従前、午前、午後のいずれも1枠であった期日について、午前1枠、午後2枠としたとの取組も紹介された。さらに、期日指定の際に、次回期日に加えて、次々回期日も指定することにより、直近の期日を取り消すことになっても、次々回期日を維持することで、期日の再指定に伴う期日間隔の長期化を回避する取組も紹介された。

弁護士の側からは、新型コロナウイルス感染症の影響に対する家庭裁判所の対応について、使用できる調停室の数や広さの制約の結果、調停期日が入りにくくなっている面はあるものの、手続を進めるべき事件は進めたり、手続が止まらないように期日指定の際に2期日を指定するなど、適切な対応がされているとの意見が出されたほか、調停室等の整備について検討を続ける必要性も指摘された。

（2）調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題

ア 調停委員による当事者に対する説明、事情聴取、働き掛けの実情

（ア）当事者に対する説明

調停委員から、初回期日の冒頭に、口頭で又は紙芝居のようなツールを使用して、調停の一般的な手続の流れや留意点について説明しているという実情の紹介があった。

これに対し、弁護士の側からは、例えば、婚姻費用分担事件において、手続代理人の就いていない当事者が、調停が不成立となると審判手続に移行することを認識せずに、いつまでも紛争を継続していれば何とかなのではないかと考えている場合もあり、調停手続の大枠について調停委員から説明があった方が、当事者も見通しを持って動くことができ良いと思うとの意見や、当事者の理解力や期日の時間上の制約から当事者が調停委員の説明を十分理解できていないと感じることもあり、期日の状況や次回までの準備事項、今後の見通し等については、代理人からも別途説明しているとの実情の紹介があった。

（イ）当事者からの事情聴取

裁判官からは、期日の時間上の制約がある中で、短時間で効率的かつ充実した事情聴取を行うために、期日の標準的な時間配分に関する説明資料を調停委員に配布し、当事者に説明してもらうことで、限られた時間内での進行のイメージについて調停委員会内及び当事者との間で認識共有を行うという工夫例が紹介された。また、調停委員からは、期日で聴取するポイントを絞り込むための工夫例として、①第1回期日前ないし期日間の準備を充実させ、必要な主張の記載された書面や資料の事前提出を促すほか、②調停の初期の段階では、紛争の実情把握と、どのような点を調停で話し合いたいのか、対立点を明確にする作業を行っている、③紛争性の高い夫婦関係調整事件や面会交流事件等、まずは感情の整理を行うことが有効な事件については、最初に紛争が初期の段階かかなり激化した段階かといった紛争のステージを把握するといったことが紹介された。

また、短時間で効率的かつ充実した事情聴取等の調停運営を行うために、裁判官及び調停委員の双方から、評議の重要性についても指摘がされており、進行が難しそうな事案について、①当該期日において聴取する事項等について積極的に事前評議を行ったり、②裁判官の事前検討段階における心証や指示事項があれば、連絡メモに記載し、調停委員の進行の参考にしてもらうほか、③新たな事情が判明した場合など進行方針の転換が必要な場合には中間評議を行うなどしている取組例が紹介され、前回報告書でも指摘されたとおり、評議等を通じた調停委員会内部の認識共有の取組の趣旨が一定程度浸透していることがうかがわれる。もっとも、弁護士の側からは、調停手続において、裁判官と調停

委員との連携不足を感じることは少ないものの、財産分与等争点が複雑な場合、調停委員が争点や当事者の主張について本当に理解しているか不安に感じることがあるとの意見もあった。

(ウ) 当事者に対する働き掛け

当事者に未成年子がいる場合に当事者に子の利益を意識させるための働き掛けについて、調停委員からは、親ガイダンス²や、調査官による働き掛け、調査結果や試行的面会交流の結果を踏まえた期日における調停委員等による働き掛け、手続代理人の働き掛けを通じ、子の視点を最優先にした前向きな夫婦間の話し合いができるケースが多くなったとの実情の紹介があり、前回報告書でも指摘された、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出す働き掛けのための関係職種間の連携の重要性や、親ガイダンスの有効性が指摘された。

(エ) 手続代理人の果たす役割の重要性

裁判官及び調停委員から、家事調停における手続代理人の果たす役割の重要性が指摘されるとともに、それを前提とした手続代理人に対する要望が出された。具体的には、事情聴取に関し、調停委員から、紛争性が高く、感情の整理が必要な事件でも、手続代理人が就き、依頼者と十分な打合せを行っていると、調停での事情聴取もスムーズな場合が多いという意見があった。また、当事者に子の利益を意識させるための働き掛けに関し、調停委員から、手続代理人から当事者に対して子の利益を最優先にした働き掛けを行ってほしいとの要望が述べられるとともに、裁判官からも、手続代理人の説得により子の利益を考えた良い解決に向かうケースがある一方で、手続代理人から子の利益を最優先に考えた働き掛けがされないケースもあり、家事調停における手続代理人には、家事調停が、家族関係の再構築の場であり、特に未成年子に大きな影響を与えることを十分に理解した上で、当事者にとって真に最適な道を選ぶように、法律家として適切なアドバイスをしてほしい、ただ争うだけが依頼者の利益になるわけではないという視点を持ってもらいたいとの意見があった。

イ 調停期日の進行

(ア) 進行のイメージ等の調停委員会内及び当事者との間の認識共有

調停委員から、手続全体の進行のイメージ・見通し、各期日の進行・位置付け、当該事件の争点・課題等について、調停委員会内及び当事者との間における認識共有を行うための取組が進められている実情が紹介された。具体的には、調停委員会内の取組として、①事件類型別に、進行のイメージや、聴取・評議すべき事項が記載され、どの時点で何を確認しなければいけないのかといった各期日の位置付けを確認できるフローチャートの活用や、②経過メモへの期日の進行に関する裁判官の指示の記載や事前評議の活用、当事者との間の取組として、①ホワイトボードを使用した争点整理の活用、②期日終了時に、当事者双方同席で又は個別に、期日において主張の一致した点や依然として対立している点、次回までの検討ないし準備事項等を確認する取組の紹介があり、ホワイトボードを使った争点整理や期日終了時の振り返りについては、弁護士の側からも分かりやすいと好評であった。

弁護士の側からは、従前は、調停委員が手続全体における各期日の位置付けや争点を意識していないと感じる場合も多かった上、毎回双方の主張や争点を確認するだけで、主張間のすり合わせが行われないケースもあったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が調停を効率的に早く進めようとしており、調停委員の力量にもよるが、次回期日までの準備事項や提出期限等細かく指示を出すケースが増えてきていて、調停がだらだら長引くという印象はあまりないとの指摘があった。他方で、調停委員会において次回期日で話し合う予定の事項を明示的に確認することはあまりなされておらず、当事者としては進行の流れから次回話し合う事項を推測することが多く、代理人が就いて

² 各家庭裁判所において、最高裁判所の作製した動画を用いて、調停の当事者である父母に対し、父母が子どもに関する話し合いを行うときに心掛けたい事項に関し手続の早期段階から一般的に理解していることが望まれる情報を説明するなどして理解を促す働き掛けを行っているところ、このような取組は現在「親ガイダンス」と呼ばれている。

いない当事者からすると次回どうなるか分からず不安なのではないかとの意見や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は同席説明はさほど実施されていないという現状の指摘もあった。

弁護士の側からは、以前よりも審判移行した場合の見通し等裁判官の見解が具体的に伝えられるようになってきており、当事者の説得にも有用であるなど肯定的に受け止めているという意見が述べられ、裁判官からも、進行が煮詰まったり、対立が深まったりしている場合には、調停委員と評議をして、調停委員が聴取した事情を前提に最終的に司法判断する場合の見通しを予測しつつ、当該事案に沿った解決を調停委員会で相談しながら手続を進めているとの紹介があるなど、裁判官関与の充実の取組の趣旨が浸透していることがうかがわれる。他方で、弁護士の側からは、法的な見解について、調停委員が結論だけ述べて理由について説明がなかったり、不十分だったりすると、当事者としては納得できないことから、法的見解を述べる際には理由も含めて説明してほしいとの意見があった。

(イ) 複数の争点がある場合の進行

離婚、婚姻費用、面会交流等の複数の事件ないし争点がある場合の進行に関して、裁判所の側から、当事者に対して経済的なものは優先して進めるよう提案をしたり、当事者に優先順位を聞き、当事者のニーズを把握できれば、それを踏まえて暫定的な合意を先に行った上で他の事件等の手続を進めるなどの工夫をしているとの紹介があった。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、早期解決のニーズの高い婚姻費用分担、養育費事件については、当事者のニーズを踏まえたより効率的な進行を考え、できる限り初回、遅くとも2回目には結論に至るように評議を進めているとの実情の紹介があった。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした調停運営の在り方に関する意識の変化

調停委員からは、①従来、当事者の話を傾聴し、共感することによって、当事者自らに課題に気付いてもらい、自主的解決に向かうよう促していたところ、家事事件手続法の施行後、このような自主的紛争解決のための基本的なプロセスを大事にしつつ、裁判所として法的な枠組みの中でどのような解決ができるのかについて見通しを持って聴取・調整を行うこととし、従前よりも時間と回数をかけることなく、法的枠組みの中での自主的解決に導いているとの実情の紹介や、②当事者に対し、感情では解決できないことが伝わるようなアドバイスをしつつ、他方で、説得させられたと感じないように心掛けており、そのために、比較的早い段階で争点整理を行うことで、当事者に、自らが何を希望しているか、相手方の主張とはどこが対立しており、その対立の解消を妨げている原因ないし課題が何であるかについて認識してもらい、自主的紛争解決の意欲を引き出せるよう心掛けている旨の取組の紹介があった。また、新型コロナウイルス感染症の影響による調停運営に関する意識の変化について、調停委員からは、調停期日の所要時間を短縮した結果、どのようにすれば短時間で効率的な調停運営を行えるかについて改めて考えるようになったとの意見が出され、裁判官からも、同感染症の感染拡大を契機として、裁判官の間で、調停の本質に立ち返って調停の在り方について議論するようになったところ、法的枠組みの中での紛争解決という司法的機能の発揮がより求められており、特に、国民はスピード感のある法的解決に対するニーズを有しているとの認識のもと、①当事者の話をただ聞くだけがいわゆる「傾聴」ではなく、当事者に対して一定の見通しを伝えて、当事者の自主的決定をサポートし、スピード感を持って対応することが求められていること、②そのためには、調停運営を合理化し、長期化させないような工夫が必要となること、他方で、子を巡る問題等、家庭内の紛争を適切に解決するためには一定の時間を要する事案もあることから、③これらの事案を見極め、事案に応じたメリハリのついた調停運営を目指すことが重要であること、④そのような調停の在り方を実現するためには、調停委員を含む調停委員会の調停運営能力の向上を図ることが必要であるとともに、より一層裁判官が調停運営にリーダーシップを発揮していく必要があるが、他の事件や業務を抱える中でいかに調停への関与の時間を増やしていけるかが課題であること等の意見があった。

弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が効率的かつ迅速に調停手続を進めようとしており、また、2期日を指定するようになったことにより、調停委員が期日ごとにテーマを決めるなど計画を立てて手続を進めている感じがするといった、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした裁判所側の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感が述べられた。また、弁護士の側からは、当事者が自主的に解決したという納得を得られるようにすること自体は良いと思うが、当事者にとって大事なものは、調停の過程において言いたいことを十分聞いてもらった上で決めてもらえたという実感が得られることであるので、調停委員には、単に時間をかけて聞くというのではなく、うなずきや要約といった傾聴のスキルが求められるほか、当事者としてはやはり手続の最初の段階で話を聴いてもらえた方が良いとの指摘があった。

(3) 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

裁判官の側から、財産分与の申立ての有無により要する期日回数が異なっている実情や、補正内容が深刻である場合、送達できない場合、移送の場合等に、訴え提起から第1回口頭弁論まで時間を要している実情の紹介があった。

人事訴訟の審理期間に関し、弁護士の側からは、必要な主張等を行うため一定の期間を要するとしても、当事者にしてみれば、訴訟の前段階として調停を経ていることから、更に人事訴訟の審理が長期化することの影響は大きく、人事訴訟は1年以内、半年強で終わってほしいとの意見があった。

イ より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

(ア) 財産分与申立てにおける開示要求に対する対応

裁判所の側からは、当事者が財産隠しを疑い五月雨的に開示を求める事件が一定数存在するとの指摘があった。この点については、当事者に対して、一度目の申立てについては広く調査嘱託を採用するが二度目は関連性を厳しく審査すると説明すると、一度目で必要な調査嘱託の申立てがされるため、他の事件よりも長く時間を要するという事態を防げるといった指摘や、訴訟代理人が、当事者と一体となってしまう、相手方代理人と対立する場合には、任意の開示が難しくなり、長期化しやすい傾向にあるとの指摘があった。

弁護士の側からも、財産分与の申立てがある事案において相手方当事者が開示要求を繰り返すケースは比較的多いとの実情が紹介されるとともに、その場合、調停の段階から開示できる資料は自ら開示するのはもちろん、相手方の調査嘱託の申立てについても、迅速な進行のためできる限り同意するようにしているとの紹介があった。

(イ) 人事訴訟における争点整理の在り方

争点と関連性のない周辺事情が主張される場合について、裁判所の側からは、裁判所が必要と考える争点について釈明を求めるにとどめ、関連性のない主張はさせつつもそれ以上掘り下げないことが多いとの実情の紹介があった。

弁護士の側からは、離婚原因が争点となる場合等、裁判所にとっては周辺事情でも、訴訟代理人としては当事者本人との関係上主張せざるを得ない場合があり、事案によっては周辺事情は陳述書に記載するなどの工夫をしているものの、周辺事情の主張がどんどん広がってしまうケースでは、主張の必要性・関連性に関する裁判官の考えを示してもらえると、当事者本人も納得してくれやすく、ありがたいとの意見が述べられた。また、民事訴訟と人事訴訟とでは、人事訴訟の方が無駄な主張が出やすいと思うが、争点整理のやり方について両者であまり違いを感じないとしつつ、争点整理の議論について、裁判所が積極的でないと訴訟代理人としては遠慮してしまう面があり、裁判所主導で行ってもらう必要があるとの意見があったが、人事訴訟、調停を問わず、訴訟代理人から争点整理の議論を持ちかけることは、争点の本質について共通認識がより得られ、良いことであるし、難しいとは思わな

いとの意見もあった。

(ウ) 人事訴訟を念頭に置いた離婚調停

前回報告書で課題として指摘された、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営に関する効果的取組の横断的共有について、裁判所の側から、人事訴訟担当者と調停担当者との間で定期的な意見交換会を持ち、財産分与の争点を採り上げて議論したところ、調停の場面において人事訴訟になった場合の見通しを当事者に伝えることができるようになり、その結果、人事訴訟の進行が効率的になるとともに、当事者が見通しを踏まえて調停で解決しようと自主的に選択できるようになっていると思われるとの紹介があった。

弁護士の側からは、調停段階での主張立証に関し、調停成立が困難な事案では、調停段階から財産開示を求めたり、事実関係の主張立証をしておくことにより、人事訴訟の段階でなるべく早く手続が進むよう心掛けているとの意見があった一方で、財産分与のように、最終的には金額の問題で、調停成立の見込みが全くないとはいえない事件については、調停段階で、人事訴訟まで意識してかなり詳しく主張立証を行い、主張等を整理しておくようにしているが、他方で、離婚や親権そのものが争点で、調停成立の見込みが立たない場合は、証拠をいつの段階で出すのかという戦略的な面もあり、調停段階では、離婚や親権に関する当事者の意向を明確に主張し、それに沿う主張をかなりコンパクトに行い、人事訴訟段階で主張立証をしっかり行う方が事案の解決としても早いと思っており、そのような対応を心掛けているとの意見もあった。

4 検証検討会での議論

1 新型コロナウイルス感染症が家庭裁判所の裁判事務に与える影響と裁判所における対応について

検証検討会では、実情調査において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に面会交流が拒否される例が紹介されるなど、民事事件以上に、同感染症の影響による紛争の発生・拡大が想定される上、養育費・婚姻費用等、生活に直結し同感染症の影響下でも処理を遅らせるわけにもいかない問題もあり、家事事件は、同感染症の感染拡大の中での対応を迫られる場面が多かったのではないかとの意見が出された。また、実情調査で紹介された、調停期日の所要時間を原則1時間に短縮する運用に関し、実情調査先の裁判所に限らず、複数の庁において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を一つの契機・理由として、調停期日の所要時間に関し、各庁の実情に応じて従前よりも短縮した一定の目標を定め、運用上のルールとして打ち出した上で、感染拡大がいったん収束傾向を示して以降も引き続き、事件の性質・内容や期日の目的等に応じて柔軟に運用していることが紹介されるとともに、このように期日の所要時間の目標ないし目安を設定することにより、調停委員も含め、関係者において、限られた期日の時間の中で何をすべきかという意識の醸成・向上が見られるという指摘があった。

2 調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

検討委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、調停の本質・利点に立ち返り、調停運営の在り方自体を見直そうという家庭裁判所の取組について、好意的に受け止めた上で、①事案に応じたメリハリのある調停運営は非常に重要であり、同感染症の感染拡大を契機として裁判官、調停委員、手続代理人の間でこの点に関する認識が深まったとすれば大変有意義なことである、②（実情調査において、一定の時間を要する事件として挙げられた）子を巡る問題についても、時間をかけて調整する必要のある事件もあれば、果断に迅速に進めることが子の利益に資する事件もあり、難しいことではあるが、個々の事件の内容を具体的に見ながらメリハリのつけ方を見極めていくことが、裁判所及び手続代理人それぞれに求められているのであって、裁判所内部だけでなく、弁護士（手続代理人）も含めて、更にこのような議論を深めていってほしいという意見が出された。また、③家事調停事件は、当事者間に強い感情的対立があるとはいえ、法的紛争解決手段であるため、個別の事件について判断枠組み及び判断要素を的確に分析した上で、当事者が自主的紛争解決に向けた判断ができるように後押しすることが裁判官及び調停委員の役割であると考えられるところ、実情調査において紹介された、調停委員が、当事者との間で判断枠組みや判断要素を見える化し、次回期日において何を議論し、同期日以降何が問題となるかを意識しているという点は手続進行を担う者として合理的であるとの意見が出された。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により期日の所要時間に制約がある中で、1回1回の期日を大切に、充実した実のある期日にしていくことが一層重要であるとの指摘がなされ、それを前提として、①実情調査で指摘があったように、次回期日のテーマについて調停委員会と当事者との間で必ずしも明示的に確認・共有されていないとすれば問題であり、同感染症の感染拡大以前は双方同席で争点等を確認していたところ、同感染症の影響により双方同席での確認が困難になっているのであれば、それに代わる調停委員会と当事者との間の認識共有の手段を考えるべきであり、また、今後改めて双方同席説明を活用することを検討すべきではないか、②実情調査において、調停委員が裁判官の法的見解を伝える際に十分な理由の説明がなく、当事者本人も手続代理人も分からないことがあるとの指摘があったが、当事者による自主的紛争解決という観点からも重要な指摘である、③実情調査において、調停委員の傾聴のスキルの重要性に関する指摘があったが、当事者に対し、認識の変更や気付きを与えるような質問をし、建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような発言をすることも重要であって、単に「聴く」という傾聴の技法の一側面のみを強調する

だけでは、かえって調停委員の役割を縮小させてしまうおそれがあるのではないかと懸念しているとの意見が出された。

3 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、人事訴訟は、感情的な対立が激しく、法的な争点と当事者の考える争点とが異なり、法的争点の解決との関連性は明らかでない事実関係についての認否・反論が延々とされることが多いことから、裁判所としてより積極的な争点整理への関与が求められているのではないかという意見があった。他方、訴訟代理人としては、当事者本人の要望を受けて関連性が必ずしも十分ではない主張をせざるを得ない場合もあるが、実情調査では、弁護士側から、争点整理上関連性は低いと言わざるを得ないが、当事者本人がこだわりを持っている点について、主張書面に記載せずに陳述書に盛り込むなどして上手く対応している工夫例も紹介されており、争点整理について裁判所と訴訟代理人との認識の共有と協働が必要であるとの意見が出された。

また、検証検討会では、人事訴訟に求められる迅速性の程度に関し、当事者の納得は調停の段階で追求すべきであり、人事訴訟の段階に至ればできる限り早く解決することが求められるのか、それとも、人事訴訟においても納得するための時間がかかることもやむを得ないと考えるべきかという問題提起がなされた。この点については、①当事者双方の思いやニーズによる面もあり、一概に迅速性だけを追求すればよいというものではないが、いたずらに時間をかければよいというものでもないで、例えば、財産分与申立てにおける財産の任意開示や調査嘱託について、いかに訴訟代理人が協力して進めていくか、あるいは協力させる環境を作るかということが、司法関係者に求められる重要な点ではないかとの意見や、②当事者のニーズや当事者間の利害・感情の対立の程度によるところもあり、一概には言い難いが、離婚調停がどのような経緯で終わったかも重要であり、離婚調停の中でぎりぎりまで調整を続けていたが、どうしても調停成立が難しかった場合には、人事訴訟を淡々と進行させた上で、審理終結前の段階で合意形成が可能か改めて確認するということもあるであろうし、調停の段階では相手方の協力が得られなかったが、人事訴訟の段階に至って合意形成のための手がかり・材料が現れた場合には、合意形成に向けた説得や当事者の納得のための手続を尽くしたいという場合もあると思われ、迅速性がどの程度求められるかは、離婚調停と人事訴訟を含む手続全体の中でケースバイケースで考えていくべきではないかという意見が出された。

5 今後に向けての検討

1 調停期日における調停運営の現状と、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題について

調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間の認識共有に関する取組については、着実に浸透しつつあるものの、なお課題があることがうかがわれ、それらの認識共有を更に深めるための取組を引き続き進める必要がある。特に、実情調査における弁護士からの指摘を踏まえると、当事者による自主的な紛争解決を後押しするという観点から、調停委員会から当事者への法的判断の見通しのフィードバックに当たっては、当事者の主体的かつ合理的な決定の前提となる情報である当該見通しの理由についても分かりやすく伝える必要があり、その前提として、調停委員会内部において、法的な争点の内容等に関して結論に至る理由も含めて認識共有を更に充実させていく余地があるものと思われる。また、当事者による自主的な紛争解決の後押しのためには、紛争解決を阻害している課題が何であり、それを解決するために次回期日以降において何を話し合い、そのために当事者が何を検討・準備してくる必要があるのか等について、調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間で的確に認識共有を行うことが必要であるところ、そのための重要な手段である当事者双方が同席した場での説明や確認（「双方同席説明」）について、その意義を改めて確認するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により双方同席説明が困難になっているとすれば、それに代わる調停委員会と当事者との間の認識共有のための具体的方策を検討する必要があるものと思われる。

当事者の自主的な紛争解決の後押しという観点からは、当事者間に子の問題について対立がある場合、手続代理人・関係職種が連携して、当事者に対し、子の利益を最優先に考えることが大切であることを働き掛け、当事者の対立関係を子の利益確保のための協力関係に転換させていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、調停手続を行う上で様々な時間的・物理的な制約が生じたことを一つの契機として、1回1回の期日の大切さや合理的かつ充実した調停運営の重要性が改めて確認され、実情調査でも、調停の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する調停運営の在り方を模索しようとする裁判所側の取組が紹介された。実情調査でも指摘されたとおり、調停手続においては、調停委員が当事者との間で丁寧に事情聴取・調整を行い、信頼関係を醸成して、当事者の自主的な紛争解決への意欲や手続・結果への納得性を高めることが求められる一方で、司法機関による法的観点を踏まえた迅速な紛争解決へのニーズもあるところ、これらを両立させるためには、個々の事件の性質・内容、手続の進行段階、当事者の個性や意向・ニーズ、手続代理人の有無等に応じて、期日における手続の内容について充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化させるべきところは合理化するメリハリのある調停運営を行う必要がある。この点、事情聴取についても、傾聴は、単に時間をかけて当事者の話を聴けばよいというものではなく、また、うなずき、反復、要約等にとどまるものでもなく、それらを活かして、紛争解決のために必要な事項を的確に聴取することのほか、当事者に当該事件や自らの課題に気付かせ、自主的な紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの要素を含むものであり、事情聴取に当たっては、こういった事情聴取の目的や意義を踏まえ、事案等に応じて効率的かつ充実した事情聴取を行う必要がある。具体的には、例えば、手続の初期の段階では、当事者との信頼関係の醸成等のためにも、比較的時間を掛けて受容的に事情聴取を行い、当事者の主張や争点が整理された段階においては、紛争解決に必要なポイントに焦点を当てた聴取を行うなど、事案の内容や手続の進行段階等に応じて、事情聴取の内容・程度、時間等に強弱ないし濃淡を付けるといった方法が考えられる。今後は、事案等に応じたメリハリのある調停運営を個々の事件において実現するための方策について検討を進めていく必要があり、調停委員を含めた裁判所の関係職種間、更には弁護士（手続代理人）も含めて、このような調停運営の重要性を共有し、それを実現するための方策について更に議論を深め、検討・実践・検証を重ねていくことが期待される。

2 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題について

人事訴訟の審理期間の長期化が進む中で、訴訟に先立ち調停を経ていることにも鑑みれば、迅速な審理が求められることは言うまでもない。他方で、結果次第で若しくは親子関係のように結果にかかわらず今後も継続していくことが予定された家族関係に関する紛争であり、さらに、当事者間に未成年子がいる場合は子の利益に重大な影響が及ぶという離婚事件の特徴に鑑みると、基本的に当事者による自主的紛争解決が望ましいということもまた認められる。調停前置主義の趣旨も踏まえれば、本来的には、当事者の自主的紛争解決や納得性の確保については調停の段階において模索されるべきものではあるが、当事者のニーズや対応等によっては、人事訴訟の段階で当事者による自主的紛争解決に向けた働き掛けを行うことが適当な場合も考えられる。そうすると、紛争解決の遅滞が、当事者や、とりわけ日々成長していく過程にある当事者の子に与える影響の大きさについて十分に認識した上で、離婚調停及び人事訴訟を併せた手続全体として、当事者の自主的紛争解決に向けた必要十分な働き掛けを含む迅速かつ適切な紛争解決の実現を目指すことが必要であり、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種においては、離婚事件の上記特徴を十分に認識した上で、それぞれの立場の違いはありつつもそのような紛争解決の実現に向けて協働する必要があると考えられる。

例えば、財産分与の申立てにおける財産開示要求ないし調査嘱託の申立てによる手続ないし審理の遅滞を回避するためには、手続ないし訴訟代理人を含む当事者の進行への協力が不可欠であるとともに、裁判所側としても、実情調査で紹介されたように、調査嘱託の採否に関する基本方針について当事者に対して明確に説明しておくなど、当事者の協力を得るための工夫を行うことが重要である。

また、従前からその重要性が指摘されている人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いた離婚調停の進行については、当事者の主体的かつ合理的な決定を後押しするとともに、手続全体としての迅速性の確保も期待されることから、そのための取組を引き続き進めることが必要である。例えば、前回の報告書でも指摘されたように、実情調査で紹介された人事訴訟担当者と調停担当者との定期的な意見交換会の実施等、人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるための効果的な取組について、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士（訴訟代理人）を含む各職種の間で横断的に共有することが有益であると考えられる。

加えて、人事訴訟は、複雑な感情的対立を含むことが多いことから、法的な争点との関連性の乏しい主張立証が拡大しやすいという特徴を有するため、裁判所として、主張立証の必要性・関連性の有無に関する指摘等、争点整理へのより積極的な関与が求められる。他方で、訴訟代理人の立場からは、依頼者である当事者の要望に基づく一定の制約はあるものの、実情調査においては、陳述書の活用といった工夫例も紹介されたところであり、争点整理への適切な協力が期待される。今後、人事訴訟の特徴を踏まえた適切な争点整理の在り方、そのような争点整理のために裁判所と弁護士（訴訟代理人）それぞれに求められる役割、両者の協働の在り方について、更に議論を深めていく必要がある。



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²³については【表1】のとおりである。既済件数は、前回（1万2922件）より約2,500件減少して1万0398件となった。平均審理期間は、前回（5.7月）より1.1月長くなり6.8月となった⁴。（第8回報告書141頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
平均審理期間(月)	6.8

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 第5回から前回まで、第一審と同様、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭その他」等の事件を統計から除外する処理（本件除外処理）を採用していたが、第一審において本件除外処理を改めたことに伴い、民事控訴審訴訟事件においても本件除外処理を改め、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした（前掲Ⅲ1.1脚注2参照）。

⁴ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、ほぼ全ての事件類型で前回より長期化している。比較的件数の多い類型の中で、平均審理期間が長めであった「医療損害賠償事件」（前回7.9月、今回9.8月）と「建築瑕疵損害賠償事件」（前回8.8月、今回9.3月）は、いずれも平均審理期間が長期化している。（第8回報告書142頁【表2】参照）

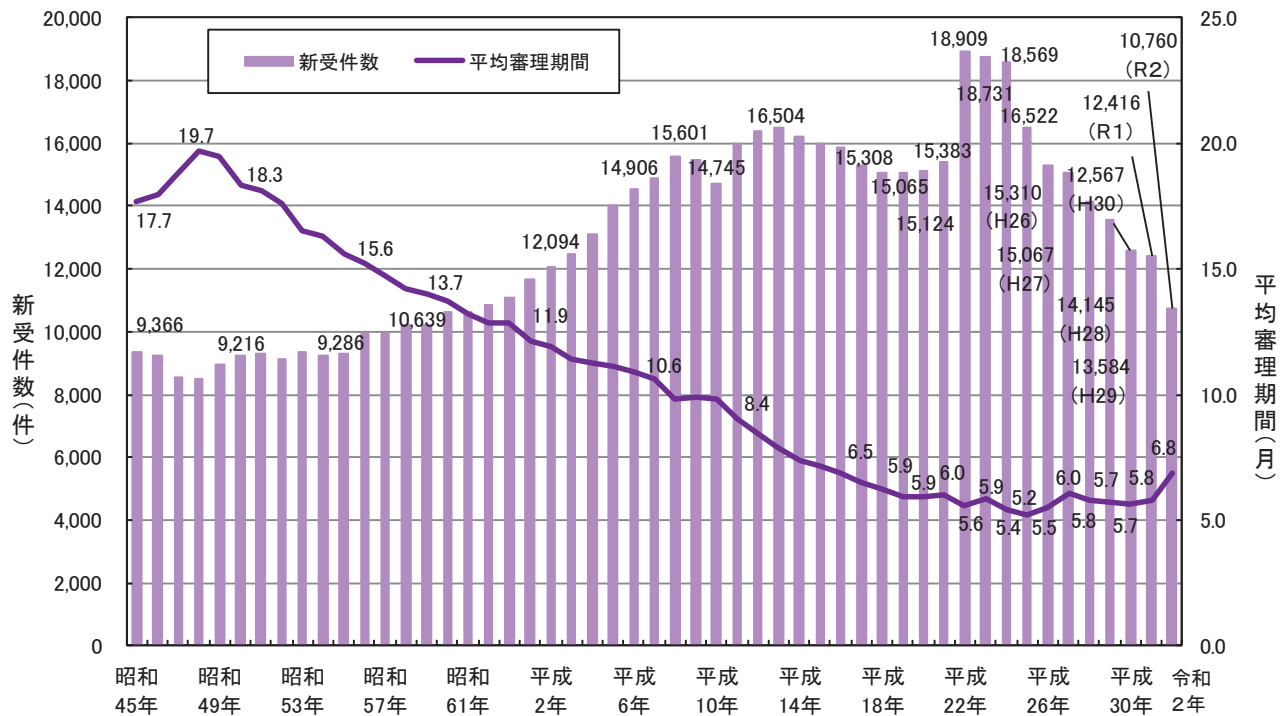
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総 数	10,398	6.8
金		
売買代金	103	6.9
貸 金	365	6.5
立替金	20	5.2
建築請負代金	97	7.1
建築瑕疵損害賠償	39	9.3
交通損害賠償	1,224	5.7
医療損害賠償	160	9.8
公害損害賠償	14	12.9
その他の損害賠償	2,863	6.8
銭		
手形金	4	6.8
手形異議	2	4.8
金銭債権存否	60	7.5
労働金銭	271	7.3
知的財産金銭	35	10.5
金銭のその他	1,844	6.7

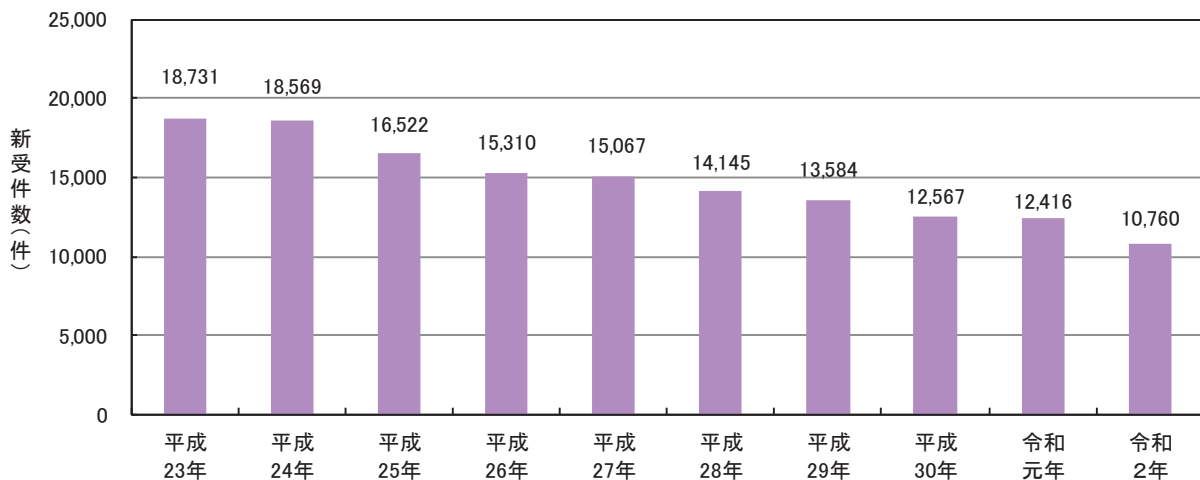
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建 物	608	5.9
土 地	479	8.0
土地境界	52	10.1
労 働	115	7.2
知的財産	51	8.6
請求異議	47	7.7
第三者異議	6	6.8
公害差止め	0	0.0
人		
離 婚	1,043	6.8
離 縁	20	5.1
認 知	13	7.7
親子関係	42	7.9
人事のその他	33	6.2
事		
その他	788	7.5

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増したが、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、令和2年においては、新受件数は前回（1万2567件）から更に減少して1万0760件となった⁵。

【図3】新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



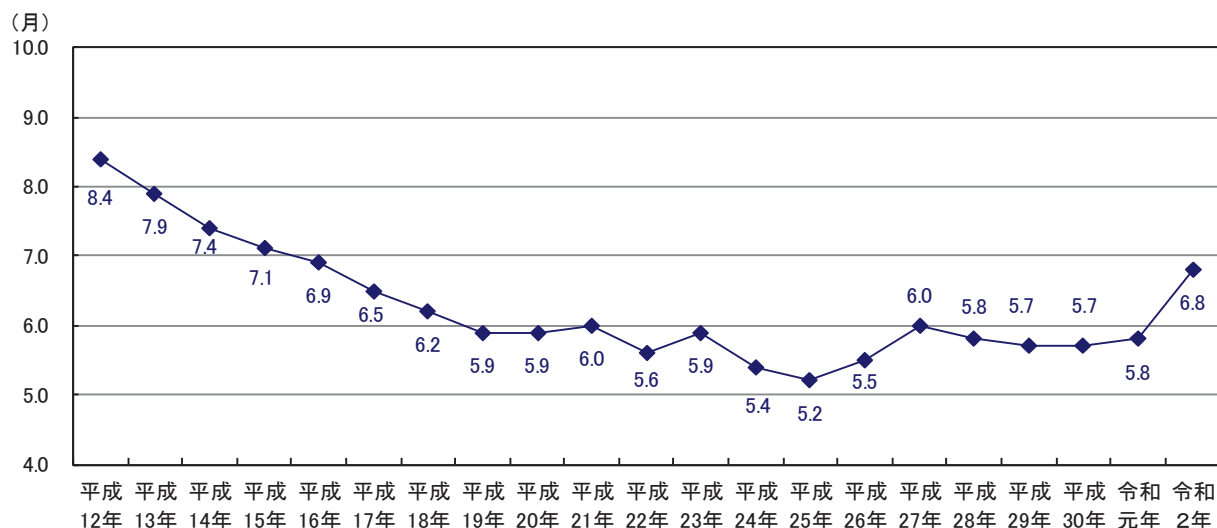
【図4】新受件数の推移（民事控訴審訴訟事件）



⁵ 令和2年における減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小に伴い、民事第一審訴訟事件のうち、判決で終局した事件が減少したことによる影響があるものと思われる（前掲Ⅲ1. 1【表12】参照）。

平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、令和2年は、前回（5.7月）より1.1月長くなり、6.8月となった⁶（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回（23.2%）から増加し43.2%となった⁷（第8回報告書144頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
平均審理期間(月)	6.8
3月以内	1,429 13.7%
3月超6月以内	4,476 43.0%
6月超1年以内	3,808 36.6%
1年超2年以内	590 5.7%
2年を超える	95 0.9%

⁶ 脚注4のとおり、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

⁷ ただし、令和2年における増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（26.8月）より長期化して28.5月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（49.0%）より5.0%増加し、54.0%となった（第8回報告書145頁【表7】参照）⁸。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	9,173
平均期間(月)	28.5
1年以内	761 8.3%
1年超2年以内	3,456 37.7%
2年超3年以内	3,047 33.2%
3年超5年以内	1,632 17.8%
5年を超える	277 3.0%

※附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第8回報告書145頁【表8】参照）。

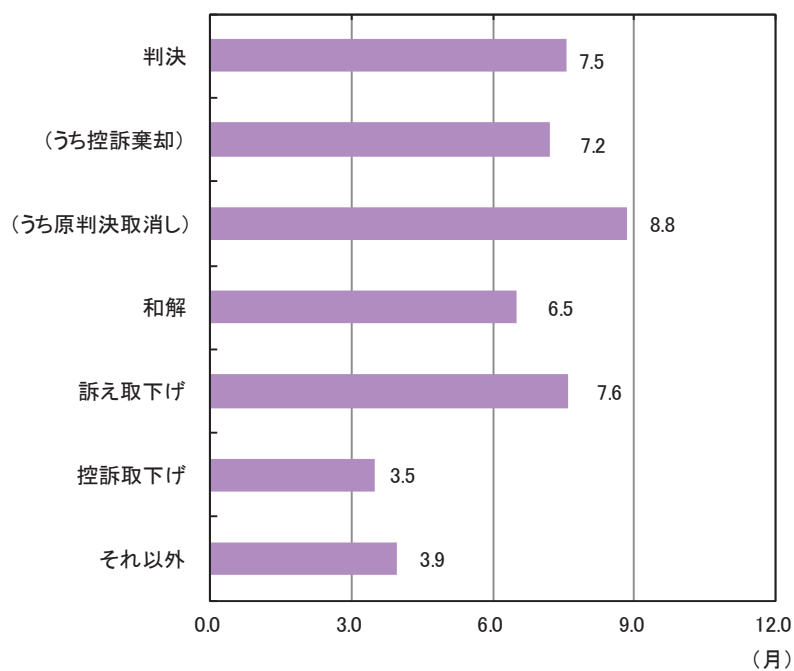
【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	10,398
判決	5,956 57.3%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	4,510 75.7%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,346 22.6%
和解	3,273 31.5%
訴え取下げ	195 1.9%
控訴取下げ	679 6.5%
それ以外	295 2.8%

⁸ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（7.5 月）及び和解（6.5 月）においては、いずれも前回（判決につき 6.2 月，和解につき 5.3 月）より長くなった⁹（第 8 回報告書 146 頁【図 9】参照）。

【図9】 終局区分別の平均審理期間（民事控訴審訴訟事件）



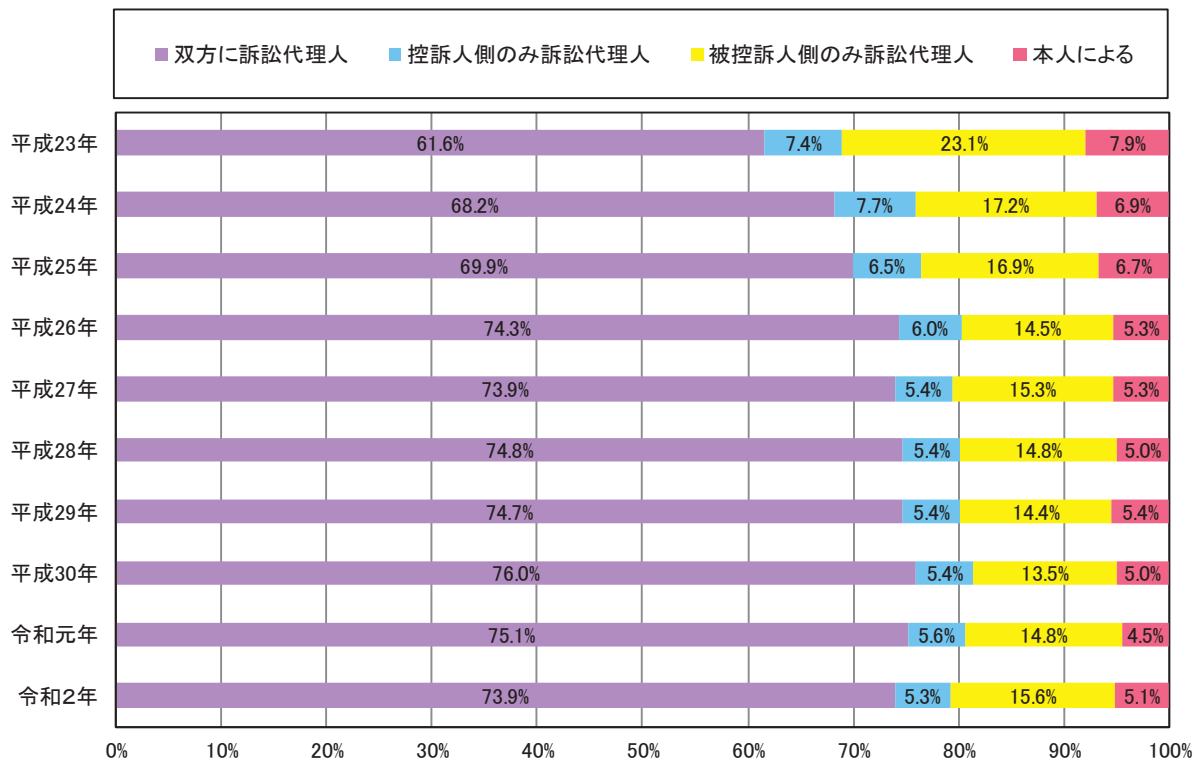
⁹ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代
理人が選任された事件の割合（73.9%）は前回（76.0%）よ
りも減少した。他方、本人による事件の割合（5.1%）、控
訴人側のみ訴訟代理人を選任された事件の割合（5.3%）は
前回とほぼ同様であり、被控訴人側のみ訴訟代理人を選任さ
れた事件の割合（15.6%）が前回（13.5%）より 2.1%増加
した。（第8回報告書 147 頁【表 10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	7,688 73.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	551 5.3%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	1,625 15.6%
本人による	534 5.1%

【図 11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟事件）

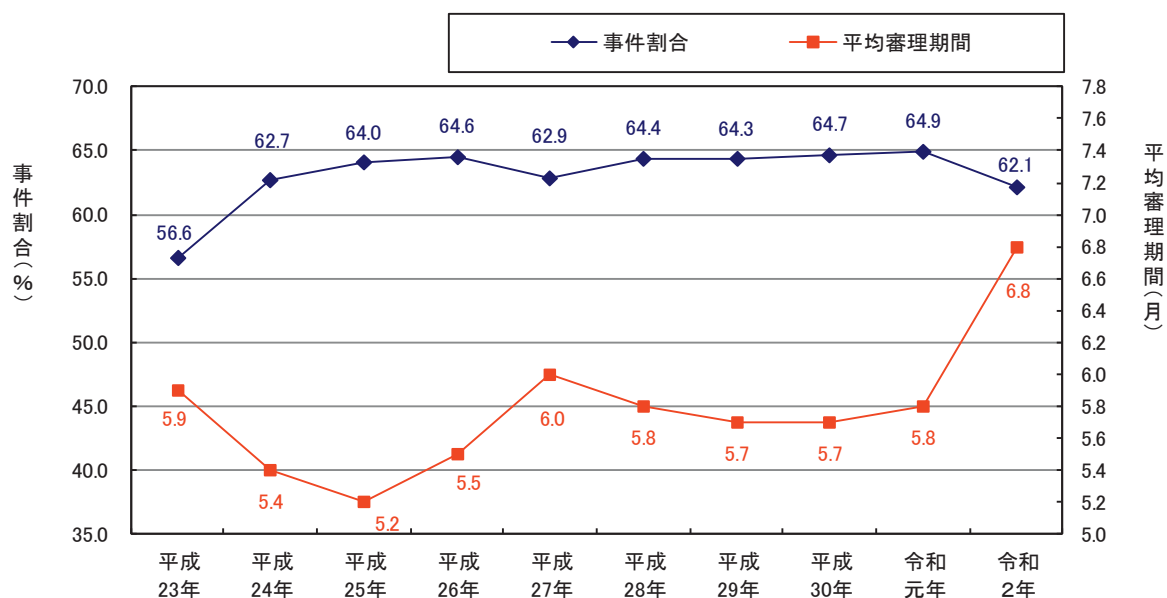


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、平均期日回数（1.8 回）は前回と同様であるが、平均期日間隔（3.9 月）は前回（3.2 月）より長期化した¹⁰（第 8 回報告書 148 頁【表 12】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図 13】のとおりであり¹¹、令和 2 年は、口頭弁論期日 1 回で結審した事件の割合（62.1%）が平成 30 年（64.7%）より減少し、平均審理期間（6.8 月）が平成 30 年（5.7 月）より長期化¹²した。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.9

【図 13】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率（17.5%）は、前回（14.3%）より増加した（第 8 回報告書 148 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
争点整理	実施件数
	1,816
	実施率
	17.5%

¹⁰ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹¹ 前は、民事控訴審訴訟（過払金等以外）の図を掲載していたため（第 8 回報告書 148 頁【図 13】参照）、今回掲載されている図と異なる。

¹² 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.6%）及び人証調べが実施された事件における平均人証数（1.9 人）は、いずれも前回（それぞれ、1.9%、1.9 人）から大きな変化はない（第 8 回報告書 149 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が 1.8 回と少ないことも踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる（【表 12】）。

【表 15】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.6%
平均人証数	0.03
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件（上訴率 29.9%、上訴事件割合 17.1%）では前回（上訴率 28.6%、上訴事件割合 16.8%）よりいずれも増加し、上告受理事件（上訴率 33.5%、上訴事件割合 19.2%）でも前回（上訴率 32.0%、上訴事件割合 18.8%）よりいずれも増加した（第 8 回報告書 149 頁【表 16】参照）。

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	29.9%	33.5%
上訴事件割合	17.1%	19.2%

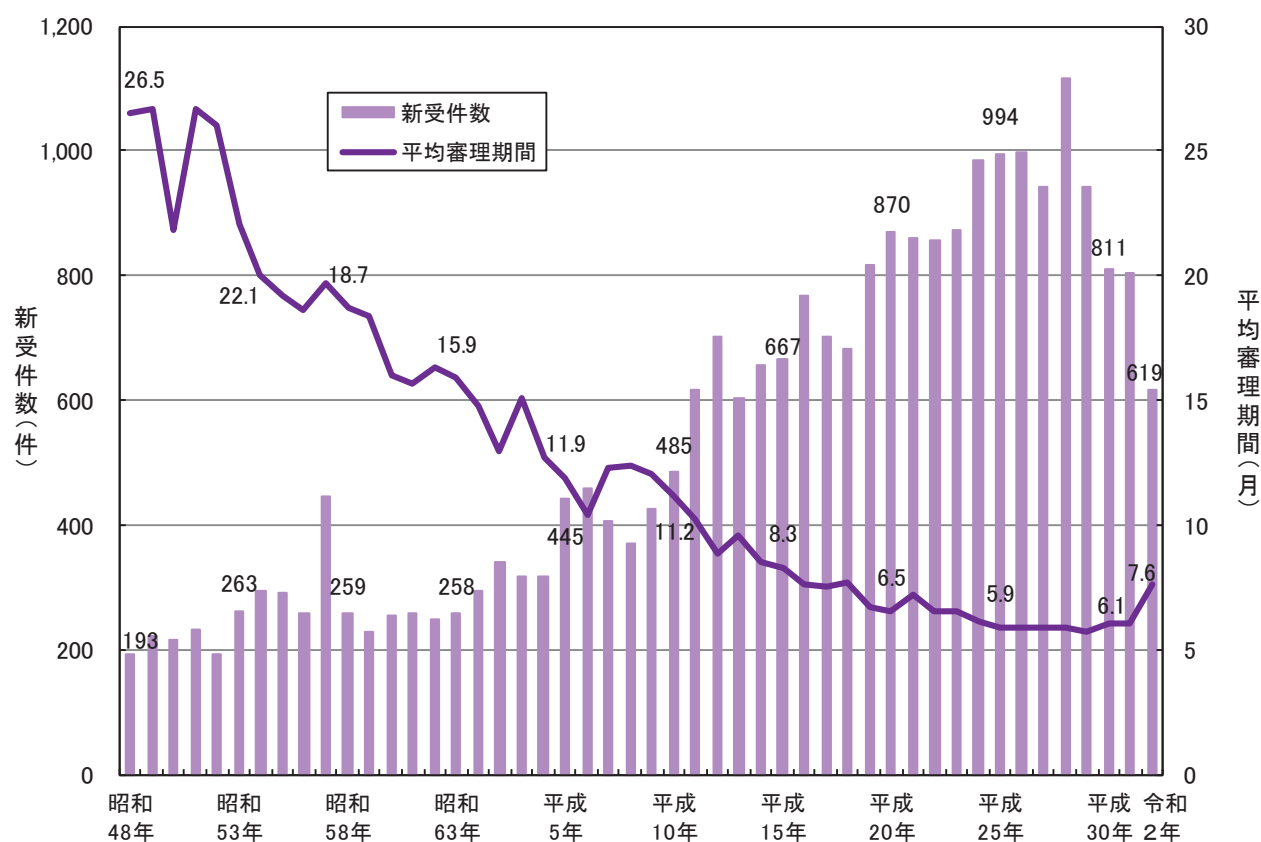
※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 2 年は、前回（811 件）から減少して 619 件となった。平均審理期間については、前回（6.1 月）より長期化して 7.6 月となった²。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

² 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（856 件）を下回り 628 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は前回（28.0%）より大幅に増加して 52.3%となった（第 8 回報告書 151 頁【表 18】参照）³。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（25.8 月）よりも長期化して 28.3 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は前回（58.3%）から減少して 52.6%となった（第 8 回報告書 151 頁【表 19】参照）³。

【表 18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における 行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
平均審理期間(月)	7.6	6.8
3月以内	56 8.9%	1,429 13.7%
3月超6月以内	244 38.9%	4,476 43.0%
6月超1年以内	273 43.5%	3,808 36.6%
1年超2年以内	47 7.5%	590 5.7%
2年を超える	8 1.3%	95 0.9%

【表 19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における 行政事件訴訟
既済件数	608
平均期間(月)	28.3
1年以内	58 9.5%
1年超2年以内	262 43.1%
2年超3年以内	157 25.8%
3年超5年以内	103 16.9%
5年を超える	28 4.6%

※ 行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

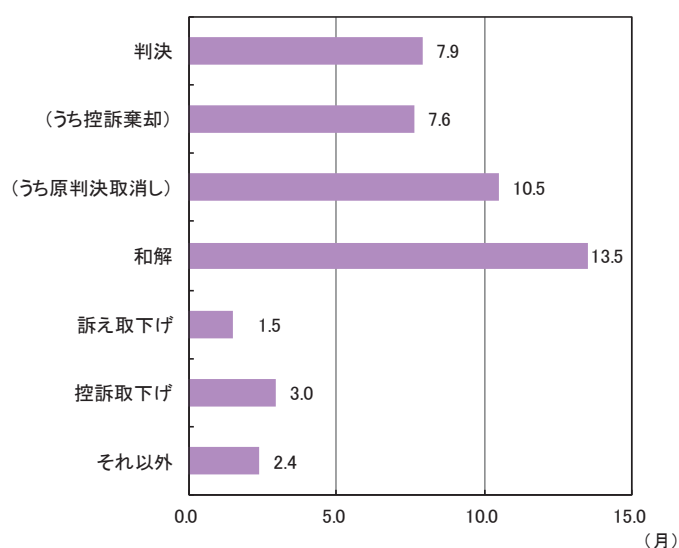
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（91.8%）から増加して 92.8%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（11.3%）から若干減少して 10.5%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 8 回報告書 151 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については、【図 21】のとおり、判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）がいずれも前回より長期化した（判決（控訴棄却）は、前回の 6.0 月から 7.6 月、判決（原判決取消し）は、前回の 9.1 月から 10.5 月）（第 8 回報告書 151 頁【図 21】参照）⁴。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	628	10,398
判決	583 92.8%	5,956 57.3%
うち控訴棄却 （％は判決に対する割合）	518 88.9%	4,510 75.7%
うち原判決取消し （％は判決に対する割合）	61 10.5%	1,346 22.6%
和解	4 0.6%	3,273 31.5%
訴え取下げ	1 0.2%	195 1.9%
控訴取下げ	24 3.8%	679 6.5%
それ以外	16 2.5%	295 2.8%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（63.8%）より減少して 61.1%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（7.6%）より増加して 8.3%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 8 回報告書 152 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	384 61.1%	7,688 73.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	17 2.7%	551 5.3%
被控訴人側のみ訴訟代理人	175 27.9%	1,625 15.6%
本人による	52 8.3%	534 5.1%

⁴ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

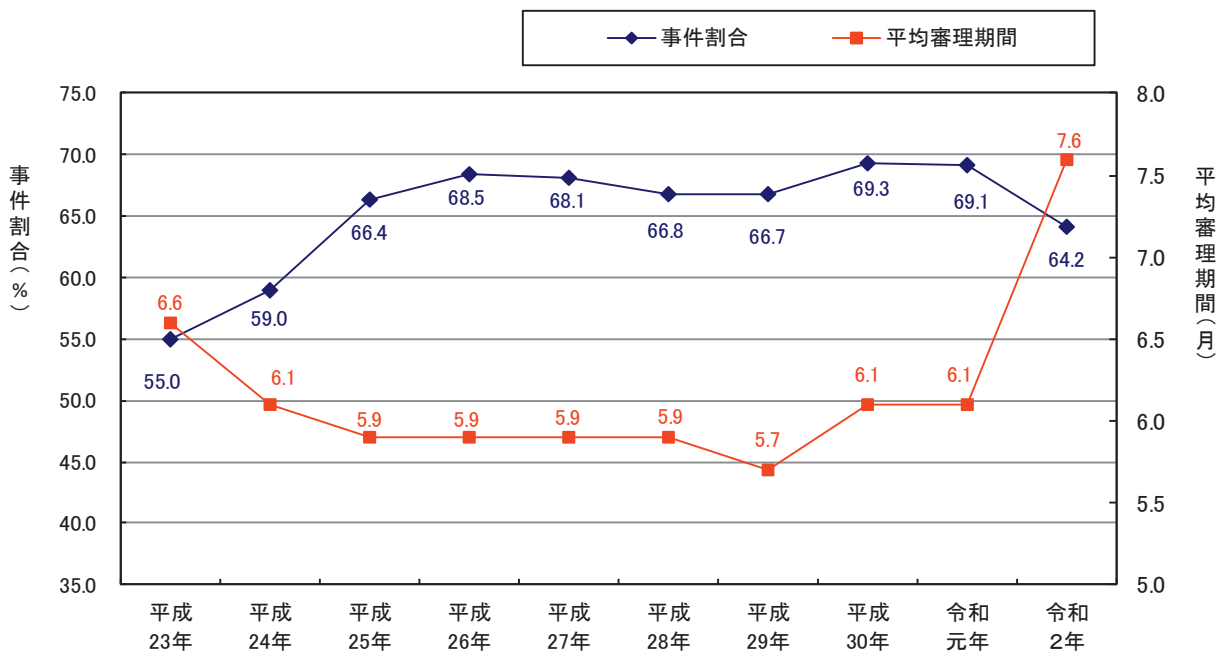
審理の状況について見ると，【表 23】のとおり，平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）は前回より増加し（前回の 1.4 回から 1.5 回），平均期日間隔は，前回より長期化した（前回の 4.4 月から 5.1 月）（第 8 回報告書 152 頁【表 23】参照）⁵。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり，1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（64.2%）は前回（69.3%）から減少し，平均審理期間（7.6 月）は前回（6.1 月）から長期化した⁵。

【表 23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.5	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔（月）	5.1	3.9

※ 端数処理の関係上，平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が，平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図 24】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



⁵ 長期化の背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（3.0%）より増加して 4.3%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 8 回報告書 153 頁【表 25】参照）。

【表 25】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	27	1,816
	実施率	4.3%	17.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 8 回報告書 153 頁【表 26】参照）。

【表 26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	2.5%	1.6%
平均人証数	0.06	0.03
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.3	1.9

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件及び上告受理事件のいずれについても、上訴率（それぞれ 44.0%、50.6%）、上訴事件割合（それぞれ 40.0%、46.1%）ともに前回（上訴率につき、それぞれ 43.5%、47.7%、上訴事件割合につき、それぞれ 39.6%、43.4%）から増加した（第 8 回報告書 153 頁【表 27】参照）。

【表 27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

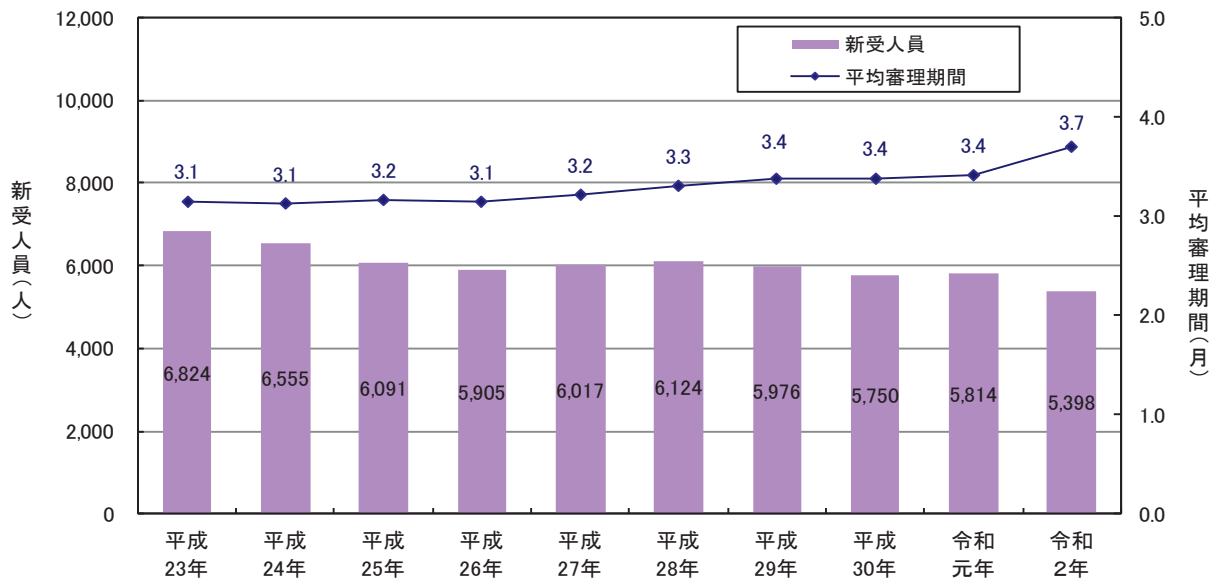
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	44.0%	50.6%
上訴事件割合	40.0%	46.1%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は，平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かり，平成27年から若干の増加傾向に転じたが，平成29年から再び減少傾向に転じている状況にある。終局人員（実人員）は，前回（5,710人）より378人減少して5,332人であった（第8回報告書154頁【表2】参照）。

【図1】新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員（延べ人員）	5,398
終局人員（実人員）	5,332
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	3.7
平均開廷回数（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.0
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率（％）	96.8
事実の取調べの実施割合（％）	39.1
上告率（％）	45.9

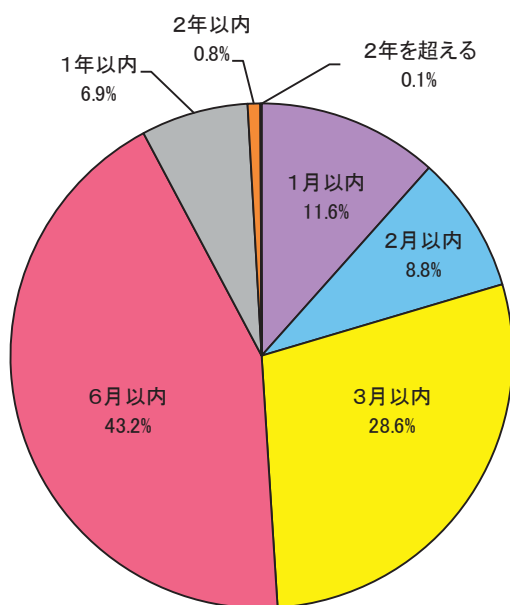
※1 平均開廷回数は，被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは，控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、近年は3月台前半で推移していたが、令和2年は、長期化して3.7月となった。関連して、審理期間の分布については【図3】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（56.9%）より減少して49.0%となった（第8回報告書155頁【図3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移していたが（第5回報告書概況編214頁【図11】、第6回報告書205頁【表4】、第7回報告書143頁【表4】参照、第8回報告書155頁【表4】）、令和2年においては、11.8月に長期化している。もっとも、期間別の事件割合を見ると、第一審受理から1年以内に終局する事件が7割以上を占め、2年を超える事件の割合は4.3%にとどまっていることは、従前の傾向と同様である。

【図3】 審理期間の分布（刑事控訴審訴訟事件）



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事控訴審訴訟事件）

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	5,332
平均期間(月)	11.8
1年以内	3,843 72.1%
1年超2年以内	1,262 23.7%
2年超3年以内	176 3.3%
3年超5年以内	41 0.8%
5年を超える	10 0.2%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、控訴棄却及び破棄自判で終局した事件では、前回（それぞれ3.7月、5.2月）より若干長期化した（それぞれ4.1月、5.4月）。また、前回と同様、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い（1.0月）。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（7.3月）より若干長くなっており（7.8月）、公訴棄却で終局した事件では、平均審理期間が前回（3.4月）より若干短くなっている（3.0月）が、いずれも母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことに留意すべきであろう。（第8回報告書156頁【表5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回（それぞれ2.0回、1.7月）からほとんど変化が見られない（それぞれ2.0回、1.9月）（第8回報告書154頁【表2】参照）。
事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和2年も、これまでの減少傾向に即して、前回（44.1%）から5.0%減少し、39.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第8回報告書154頁【表2】参照）。これらの統計データから、

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

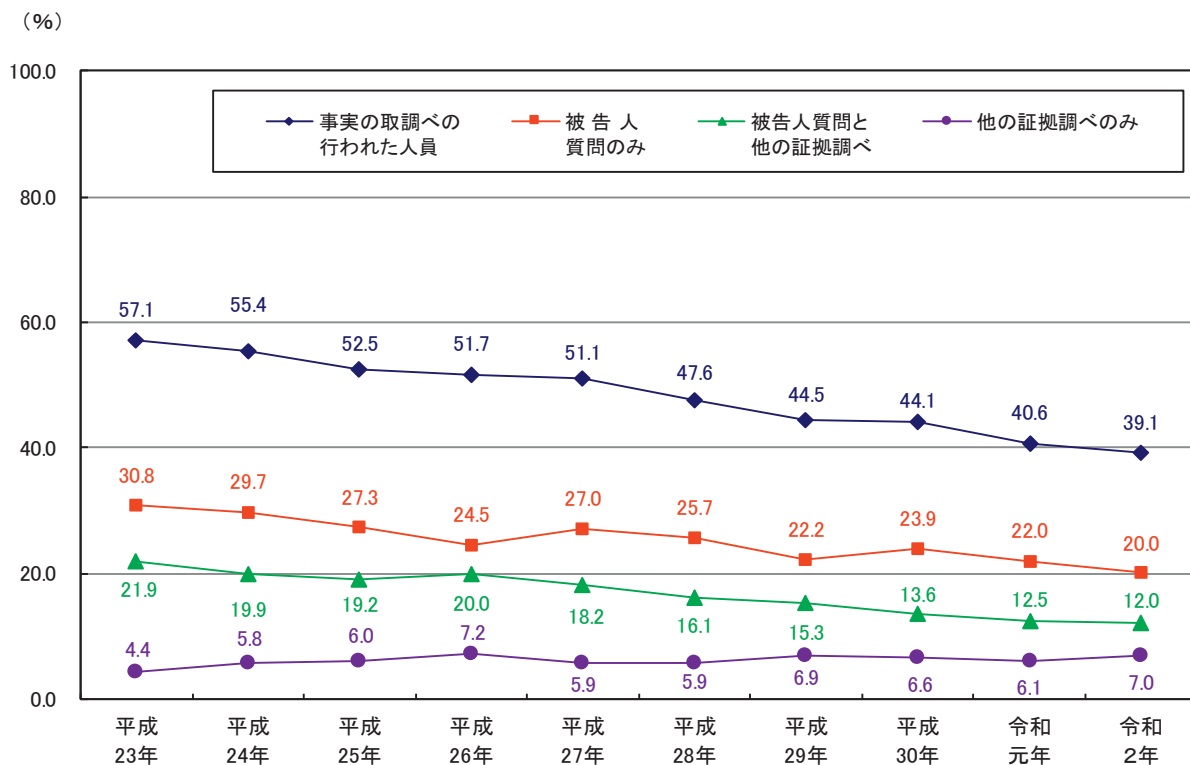
	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	5,332	3.7
控訴棄却	3,850 72.2%	4.1
破棄自判	482 9.0%	5.4
破棄差戻・移送	25 0.5%	7.8
公訴棄却	27 0.5%	3.0
取下げ	948 17.8%	1.0

は、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（45.9%）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様であった（96.8%）（第8回報告書154頁【表2】参照）。

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

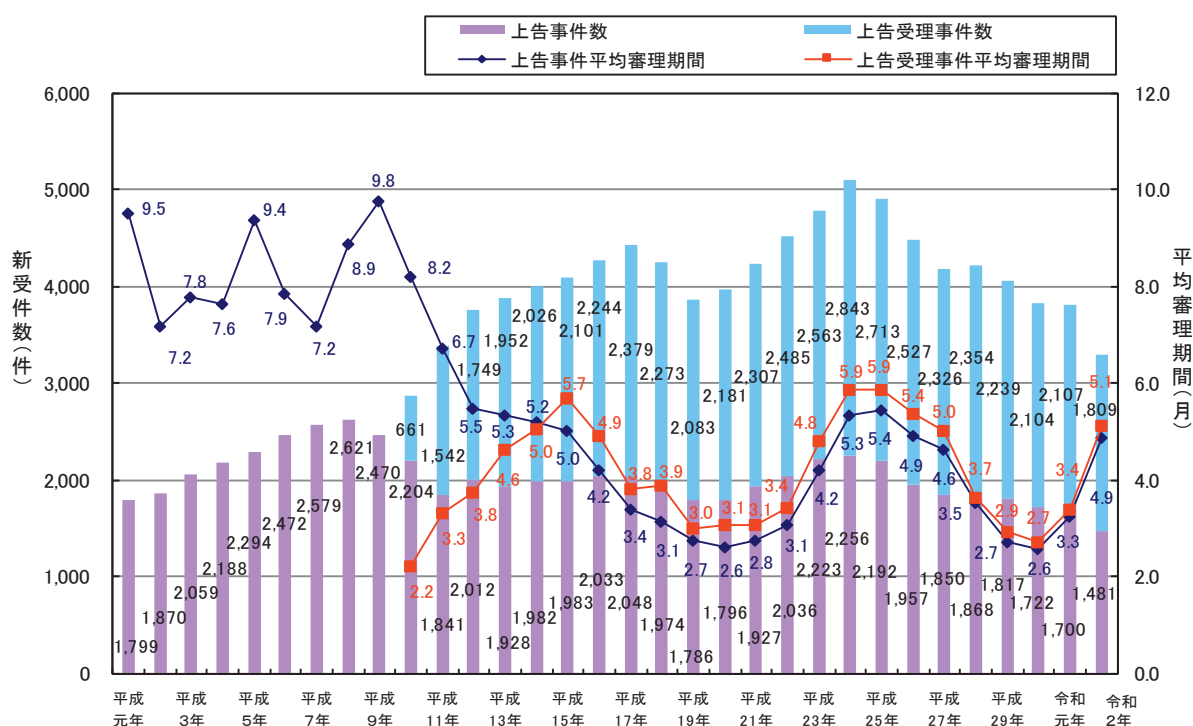


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2. 1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じていたが、令和元年に長期化に転じ、令和2年においては、上告事件が4.9月、上告受理事件が5.1月となり、前回（それぞれ2.6月、2.7月）より長期化した³。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲VI. 2. 2においても同様である。）。

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

³ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（34.3%）が前回（76.9%）より顕著に減少し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（39.6%）及び6月超1年以内の事件の割合（23.3%）がいずれも前回（それぞれ、16.0%、6.4%）より増加するなど全体的に長期化しており、平均審理期間（4.9月）は、前回（2.6月）より2.3月長くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（31.7%）が前回（76.1%）より顕著に減少し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（40.2%）及び6月超1年以内の事件の割合（25.1%）がいずれも前回（それぞれ、16.0%、6.8%）より増加しており、平均審理期間（5.1月）が前回（2.7月）より2.4月長くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。（第8回報告書158頁【表2】参照）⁴

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,526	—	—	1,516	8	2
平均審理期間(月)	4.9	—	—	4.9	1.9	6.8
3月以内	524 34.3%	—	—	517 34.1%	7 87.5%	—
3月超6月以内	605 39.6%	—	—	603 39.8%	1 12.5%	1 50.0%
6月超1年以内	355 23.3%	—	—	354 23.4%	—	1 50.0%
1年超2年以内	42 2.8%	—	—	42 2.8%	—	—
2年を超える	—	—	—	—	—	—

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	1,902	5	27	1,845	12	13
平均審理期間(月)	5.1	20.4	17.9	4.9	2.4	6.2
3月以内	602 31.7%	—	—	589 31.9%	10 83.3%	3 23.1%
3月超6月以内	764 40.2%	—	2 7.4%	758 41.1%	1 8.3%	3 23.1%
6月超1年以内	477 25.1%	—	—	469 25.4%	1 8.3%	7 53.8%
1年超2年以内	56 2.9%	4 80.0%	23 85.2%	29 1.6%	—	—
2年を超える	3 0.16%	1 20.0%	2 7.4%	—	—	—

⁴ 審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間（上告事件 38.7 月，上告受理事件 39.7 月）は，前回（上告事件 34.9 月，上告受理事件 35.9 月）と比べて，いずれも 3.8 月長期化している。合計の期間が 3 年を超える事件の割合は，上告事件及び上告受理事件でいずれも増加した（上告事件で 35.6% から 44.8% に増加，上告受理事件で 37.4% から 47.3% に増加）。（第 8 回報告書 159 頁【表 3】参照）

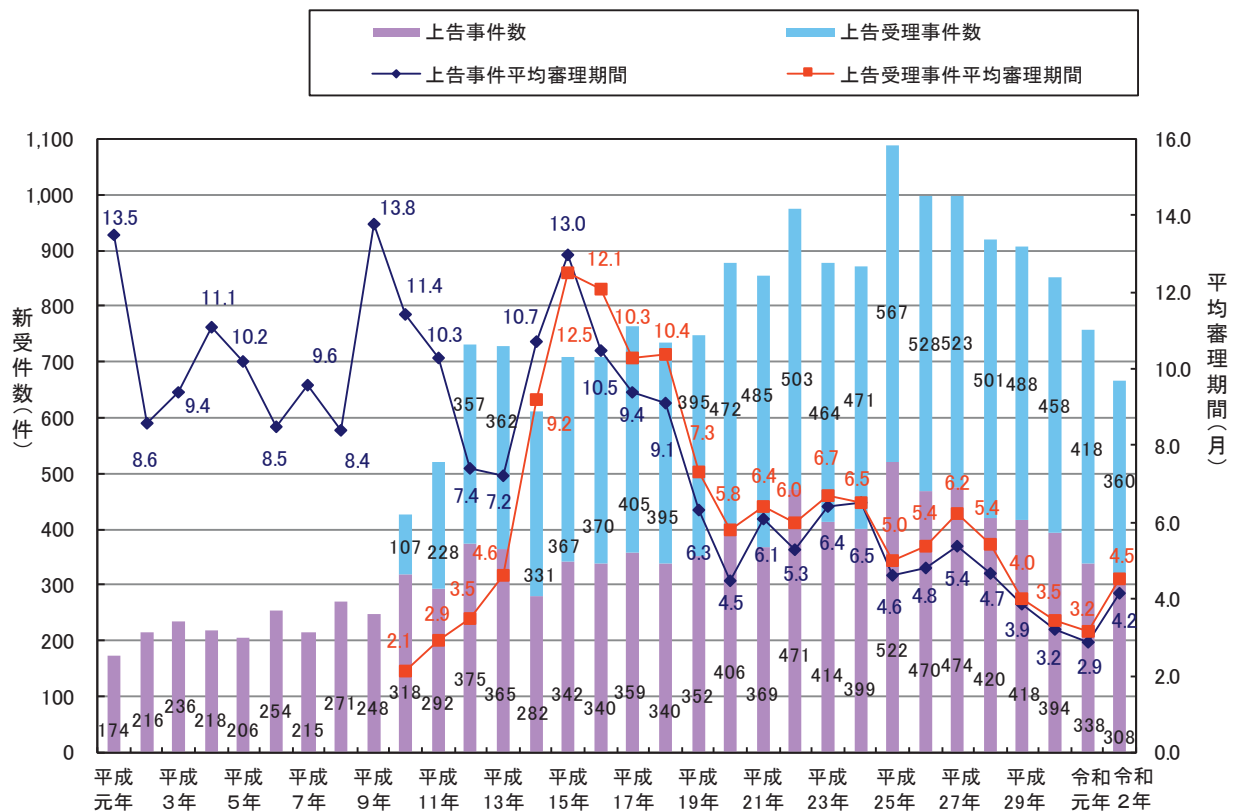
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,526	1,902
平均期間(月)	38.7	39.7
1年以内	3 0.2%	2 0.1%
1年超2年以内	293 19.2%	303 15.9%
2年超3年以内	547 35.8%	698 36.7%
3年超5年以内	531 34.8%	692 36.4%
5年を超える	152 10.0%	207 10.9%

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和2年においては、上告、上告受理（それぞれ308件、360件）ともに前回（それぞれ394件、458件）より減少した。平均審理期間は、上告、上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮していたが、令和2年においては、上告4.2月、上告受理4.5月となり、前回（それぞれ3.2月、3.5月）より長期化した²。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審とした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ2.9月、3.2月）より長期化しそれぞれ3.9月、4.2月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ67.3%、63.4%）よりそれぞれ減少し、45.4%、39.9%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ12.0%、13.1%）よりそれぞれ増加し、18.8%、20.0%となった。（第8回報告書161頁【表5】参照）もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。³

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

＜上告事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	313	19	1	292	1	－
平均審理期間(月)	4.2	8.8	4.5	3.9	1.5	－
3月以内	142 45.4%	－ －	－ －	141 48.3%	1 100.0%	－ －
3月超6月以内	112 35.8%	1 5.3%	1 100.0%	110 37.7%	－ －	－ －
6月超1年以内	53 16.9%	18 94.7%	－ －	35 12.0%	－ －	－ －
1年超2年以内	6 1.9%	－ －	－ －	6 2.1%	－ －	－ －
2年を超える	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

＜上告受理事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	376	3	10	360	3	－
平均審理期間(月)	4.5	14.5	15.8	4.2	1.5	－
3月以内	150 39.9%	－ －	－ －	147 40.8%	3 100.0%	－ －
3月超6月以内	151 40.2%	1 33.3%	1 10.0%	149 41.4%	－ －	－ －
6月超1年以内	62 16.5%	1 33.3%	1 10.0%	60 16.7%	－ －	－ －
1年超2年以内	12 3.2%	－ －	8 80.0%	4 1.1%	－ －	－ －
2年を超える	1 0.3%	1 33.3%	－ －	－ －	－ －	－ －

³ 審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ 35.1 月，40.6 月）については，前回（それぞれ 34.2 月，36.8 月）よりいずれも長期化した。期間別に見ても，上告，上告受理のいずれにおいても，3 年を超える事件の割合が増加した（上告事件は，前回の 32.7% から 36.9%，上告受理事件は，前回の 38.0% から 49.8%）。（第 8 回報告書 162 頁【表 6】参照）⁴

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	249	297
平均期間(月)	35.1	40.6
1年以内	5 2.0%	3 1.0%
1年超2年以内	73 29.3%	64 21.5%
2年超3年以内	79 31.7%	82 27.6%
3年超5年以内	76 30.5%	113 38.0%
5年を超える	16 6.4%	35 11.8%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

⁴ 令和2年の長期化の背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

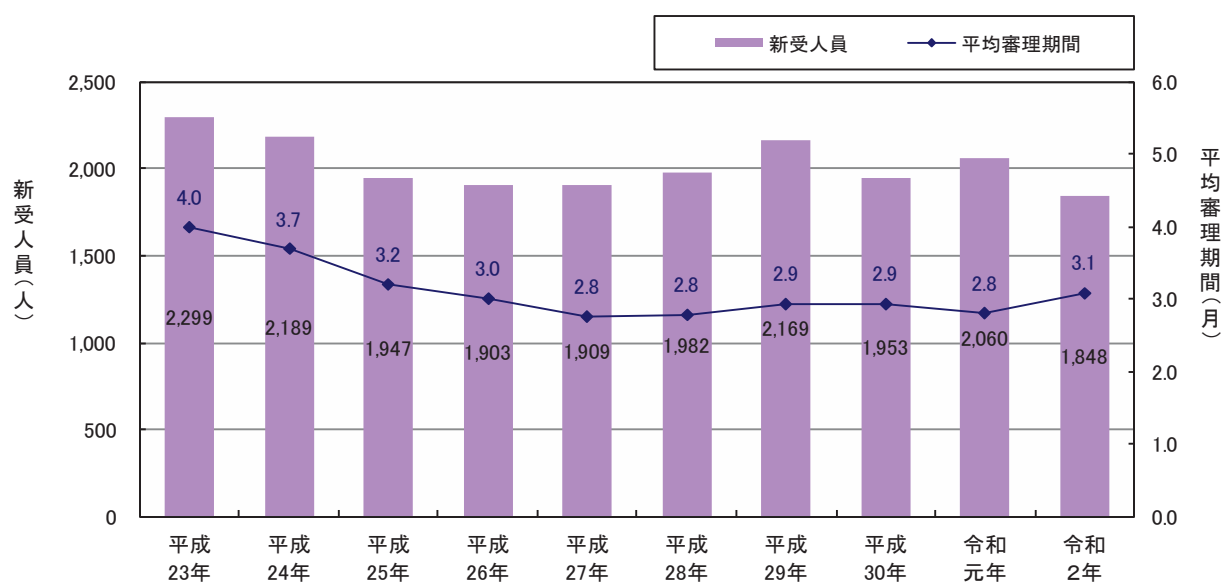
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、平成26年までの減少傾向に歯止めが掛かったものの増減を繰り返す状況にあり、令和2年は、前回の1,953人から減少して1,848人となった。

平均審理期間については、平成22年までの間に3月前後まで短縮した後、平成23年に4.0月と長期化した。平成24年以降再び短縮傾向に転じ、近年は3月前後で推移していたところ、令和2年は、前回とほぼ同様の3.1月となっている（第8回報告書163頁【図1】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、3月以内に終局した事件の割合は、前回（83.9%）より15.4%減少して68.5%となった。終局区分別の終局人員の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件は極めて少数である。（第8回報告書164頁【表2】参照）

【表2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,881	—	3	1,518	6	354
平均審理期間(月)	3.1	—	20.5	3.5	1.8	1.0
1月以内	210 11.2%	—	—	—	2 33.3%	208 58.8%
1月超2月以内	351 18.7%	—	1 33.3%	232 15.3%	2 33.3%	116 32.8%
2月超3月以内	726 38.6%	—	—	699 46.0%	1 16.7%	26 7.3%
3月超6月以内	506 26.9%	—	—	501 33.0%	1 16.7%	4 1.1%
6月超1年以内	67 3.6%	—	—	67 4.4%	—	—
1年超2年以内	13 0.7%	—	—	13 0.9%	—	—
2年を超える	8 0.4%	—	2 66.7%	6 0.4%	—	—

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（16.4月）より0.5月長期化して16.9月となった（第8回報告書164頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の1割強にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,881
平均期間(月)	16.9
1年以内	810 43.1%
1年超2年以内	850 45.2%
2年超3年以内	151 8.0%
3年超5年以内	50 2.7%
5年を超える	20 1.1%

